

平成 21 年度外務省政策評価書
【施策レベル評価版】

(平成 20 年度に実施した施策に係る政策評価)

平成 21 年 8 月

外 務 省

目 次 [施策レベル評価版]

[総括・概要]

平成 21 年度の政策評価の概観と評価の改善点	3
評価結果一覧	35

[実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]

政策評価シートの記載内容	41
--------------	----

基本目標 I 地域別外交

I—1 アジア大洋州地域外交	47
I—2 北米地域外交	93
I—3 中南米地域外交	117
I—4 欧州地域外交	133
I—5 中東地域外交	159
I—6 アフリカ地域外交	175

基本目標 II 分野別外交

II—1 國際の平和と安定に対する取組	193
II—2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組	233
II—3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	243
II—4 国際経済に関する取組	257
II—5 国際法の形成・発展に向けた取組	297
II—6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	317

基本目標 III 広報、文化交流及び報道対策

III—1 海外広報、文化交流	323
III—2 報道対策、国内広報、IT 広報	343

基本目標 IV 領事政策

基本目標 V 外交実施体制の整備・強化

基本目標 VI 経済協力

VI—1 経済協力	393
VI—2 地球規模の諸問題への取組	401

基本目標 VII 分担金・拠出金

(1) 未着手案件	431
(2) 未了案件	435

[事前評価]

(1) 無償資金協力	455
(2) 有償資金協力	457

[総括・概要]

I. 平成 21 年度の政策評価の概観と評価の改善点

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする（外務省設置法第3条）。

外務省は、平成 20 年度においても、限られた投入資源（予算、定員）を効果的に・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施した。本書は、その政策評価を行ったものであるが、これを PDCA サイクルの中で予算・定員・機構要求へ反映し、また、後年における政策の展開に活用することを念頭に置いている。特に平成 20 年度においては、5 月に第四回アフリカ開発会議（TICADIV）を、7 月には北海道洞爺湖サミットを我が国で開催した。TICADIVにおいて主要なテーマとなったアフリカ開発支援は、北海道洞爺湖サミットでも取り上げられた。これに加え、我が国はサミット議長国として、「環境・気候変動」、「世界経済」、「政治問題」といった国際社会の直面する様々な地球規模の課題の解決に向けた議論も主導した。サミットに関する政策評価については、「II-4-6 北海道洞爺湖サミットの開催」において全体的な評価を行った。また、サミット、TICADIVにおいてとりあげられた各項目についても、個別に評価を行った。さらに、国民へのサービス向上に向けた領事サービスの強化等の業務の改善についても、「IV-1 領事サービスの充実」において最新のアンケート調査の成果も含めた評価を行った。

政策評価を巡る最近の動向も取り入れ、可能なものについては定量的な把握を試みた。外交政策は、必ずしも政策効果の定量的な把握になじむものでなく、評価手法の確立に困難さがともなうが、平成 21 年度の外務省による政策評価については、下記 2. において概要を説明しており、平成 21 年度政策評価における改善点は 3. 及び 4. を参照いただきたい。特に今回は「小目標」の設定を初めて本格的に導入し、具体的記述に努めた。今後とも具体的な評価の実施の過程の中で、引き続き改善を図っていく。

1. 施策のレビュー（平成 20 年度に実施した施策の具体的な内容）

平成 21 年度の政策評価は、7 の基本目標の下で、平成 20 年度に実施した 24 の施策、218 の事務事業について実施した。

施策の概要は下記の通りであるが、詳細については、それぞれ施策レベル評価書、事務事業評価書を参照していただきたい。

基本目標 I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、望ましい国際環境を確保すること

施策 I－1 アジア大洋州地域外交

(I-1-1) 東アジアにおける地域協力の強化

日・ASEAN間では12月1日に、日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定が日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーの間で発効したほか、金融危機対応や災害対応能力向上のため約7500万ドルを日ASEAN統合基金(JAIF)に新たに拠出し、ASEAN統合に向けて我が国が積極的に支援することを示すことができた。

また、日中韓協力に関しては、12月に福岡県太宰府市で開催された日中韓首脳会議は、他の国際会議の機会を捉えて開催されてきたこれまでの首脳会議とは異なり、歴史上、初めて、独立した会議として開催された。同会議において、三か国首脳は、今後の三国間協力の指針を記した「三国間パートナーシップに関する共同声明」に署名し、我が国のイニシアティブにより、未来志向で三国間協力を強化するとのメッセージを発出した。

ASEAN+3協力、東アジア首脳会議に関しては、平成20年度は議長国タイの国内事情により開催されなかつたが、エネルギー安全保障、環境・気候変動、青少年交流等の分野で引き続き具体的な協力が着実に推進されているほか、第4回首脳会議において主要テーマとして取り上げられる予定であった世界経済金融危機、食料・エネルギー安全保障、防災に関し、我が国は、同首脳会議に向けて、危機や課題に対応するための各国の取組を支援する協力策を準備した(同協力策は、4月11日に公表された)。

(I-1-2) 朝鮮半島の安定に向けた努力

(1) 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、朝鮮半島の非核化に向け、六者会合の枠組みの下、北朝鮮は、「共同声明実施のための第二段階の措置」の一環として、平成20年6月に申告を提出し、寧辺(ヨンビョン)における核施設の無能化も一部実施された。しかし、12月の六者会合首席代表者会合では検証の具体的枠組みについての合意は得られなかつた。

(2) 我が国は、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を平成20年も継続し、毅然とした対応をとつた。

(3) 日朝関係については、平成20年6月に北京で開催された日朝実務者協議に引き続き、8月にも同実務者協議が開催され、拉致問題に関する全面的な調

査の具体的な態様等につき合意が得られた。しかし、9月に北朝鮮から調査開始を見合させる旨の連絡があつて以降、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。

(4) 国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現した。また、G8首脳会合や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できた。特に7月のG8北海道洞爺湖サミットでは、首脳宣言において初めて「拉致」が明示的に言及され、議長声明にも「拉致」が盛り込まれた。

(I-1-3) 未来志向の日韓関係の推進

平成20年4月に李明博大統領が訪日し、また、平成21年1月には、麻生総理大臣が「シャトル首脳外交」の一環として訪韓して、未来志向の「成熟したパートナーシップ関係」を強化していくことを確認するとともに、日韓関係を一層緊密にするだけでなく、日韓両国が共に国際社会に貢献していくことを確認するなど、平成20年4月から平成21年3月の間に4回の日韓首脳会談を行った。加えて、5回の外相会談を始めとする様々な分野での重層的かつ緊密な政府間対話や民間レベルの交流が進展した。

(I-1-4) 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

中国との間では、5月の胡錦濤国家主席による中国国家主席として10年ぶりの訪日や10月の麻生総理大臣の訪中等、5回の首脳間相互訪問が行われ、「戦略的互恵関係」構築に向けて多くの対話が重ねられた。「食の安全」の問題や12月の中国公船の尖閣諸島領海への進入事案などが発生したが、幅広い層での交流が進むなど関係は着実に進展した。

モンゴルとの間では、外相会談や外務省間政策対話及び官民合同協議会等、様々なレベルでの話し合いが実施されるなど、極めて良好な政治的関係と同等な経済関係の構築に向けて、双方による取組が行われた。

(I-1-5) タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

タイ首相及びラオス国家主席が訪日し、皇太子殿下が初めてベトナムを訪問するなど、要人による二国間訪問が活発に行われた。経済協議については、日ラオス投資協定及び日カンボジア投資協定が発効し、日ベトナム経済連携協定が署名された。メコン地域開発については、「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」に基づく支援を引き続き実施した。また、平成20年1月の日メコン外相会議で平成21(2009)年を日メコン交流年とすることで合意し、政治、経済、文化その他幅広い分野における交流行事を実施し、各国との対話・

交流が促進された。

(I-1-6) インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

マレーシア、インドネシア、東ティモールの首脳、東ティモール、インドネシア、ブルネイ、フィリピンの外相を含む多数の閣僚級要人の訪日、マレーシア、フィリピンとの次官級協議や日・BIMP-EAGA（ビンプ・東 ASEAN 成長地域）会合の開催、日・インドネシア友好年関連事業の活発な実施により、様々なレベルでの対話・交流が極めて活発に行われ、質・量ともに優れた具体的成果を得ることができた。

経済面では、インドネシア、ブルネイ、フィリピンとの経済連携協定（EPA）発効、フィリピンとの租税条約改正議定書発効、ブルネイとの租税協定署名という大きな具体的成果を得た。また、既に発効していたシンガポール、マレーシアとの EPA も含み、分野別的小委員会等の開催や相手国との調整により各経済連携協定（EPA）の着実な実施が図られた。

さらに、東ティモールの国づくりへの継続的な支援やフィリピン・ミンダナオ和平プロセスへの積極的関与、安全保障分野での所管国との連携強化等により地域の安定と平和に向け大きな貢献ができた。また、民主主義の普及・定着、地域統合、経済・金融危機等の課題への対応のため、所管国との緊密な連携を図り、地域の安定・発展の推進に貢献した。

(I-1-7) 南西アジア諸国との友好関係の強化

平成 20 年には、高村外務大臣（当時）のパキスタン及びインド訪問、シン・インド首相の公式訪日を始めとするハイレベルの要人往来が実現した。また、南アジア各国との首脳会談、外相会談等の政治レベルでの対話に加え、次官級協議、局長級対話等の各種事務レベルでの対話が実施された。特にインドとの関係では、シン首相訪日の際に、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等の幅広い分野で協力を強化する「戦略的グローバル・パートナーシップの前進に関する共同声明」及び安全保障分野での協力に関する「安全保障協力に関する共同声明」が発出される等、日印戦略的グローバル・パートナーシップは一層強化された。

さらに、我が国は、バングラデシュ、モルディブ、ネパール、ブータンへの選挙監視団派遣、南アジア地域協力連合（SAARC）に対する協力等、南西アジア地域の平和と繁栄に向けた協力を積極的に実施した。

(I-1-8) 大洋州地域諸国との友好関係の強化

豪州とは、ハイレベルの二国間会談（6回の外相会談、6回の首脳会談（うち3回は電話会談））、日豪EPA交渉（4回）及び安全保障面での対話等を通じ日豪関係の強化を推進し、6月のラッド首相訪日時には、包括的な戦略関係を更に強化することにつき合意した。

ニュージーランド（NZ）とは、平成20年5月のクラーク首相の訪日時に、引き続き幅広い分野で二国間関係を強化することで合意した。経済関係強化のための作業部会及び日NZ高級事務レベル経済協議を通じ、経済面を中心に対話を推進した。11月の総選挙の結果、キー国民党政権が成立し、12月には日NZ電話首脳会談を実施し、二国間関係及び経済金融危機について意見交換を行った。

また、島嶼国とは、首脳の来訪（トメイン・マーシャル大統領、モリ・ミクロネシア大統領及びレメンゲサウ・パラオ大統領）に加え、皇太子殿下のトンガ国王戴冠式へのご出席やパラオ及びミクロネシアへの特派大使派遣等要人往来の強化を通じ島嶼国との友好協力関係の深化に努めた。また、平成21年5月に開催する第5回日・PIF首脳会議に向け、有識者会合や日・PIF首脳会議準備会合を実施した。こうした取組を通じ島嶼国の自助努力に対する支援について我が国のイニシアティブを印象づけた。これら我が国の取組において、大洋州島嶼国からは、安保理改革等について国際場裡での支持を確保してきている。

施策 I – 2 北米地域外交

(I-2-1) 北米諸国との政治分野での協力推進

米国については、福田総理（当時）、麻生総理の首脳レベル及び高村外務大臣（当時）、中曾根外務大臣の大蔵レベルの双方で累次の機会を捉え、首脳、外相会談を行い、日米戦略対話等も実施された。また、平成21年1月に発足したオバマ政権との間でも北朝鮮、アフガニスタン・パキスタン、気候変動・エネルギー等幅広いレベルでの政策調整が開始された。特に2月には、クリントン国務長官が初の外遊先として日本を訪問し、麻生総理がホワイトハウスに最初に招かれる外国首脳として訪米した。同時に、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施し、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招へいするなど、日米同盟は総合的に見て一層重層的に強化された。

カナダについては、平成20年6月、G8外相会合の際に日加外相会談が行われた。続く7月、北海道洞爺湖サミット出席及び公賓としてハーパー首相が訪日、2度にわたって日加首脳会談が行われた。さらに、11月、ペルーAPECの際に、日加外相会談が行われた。頻繁な首脳、外相レベルでの会談における率直な意見交換を通じて、アジア太平洋地域や国際情勢に関する認識の一致が図られ、両国間あるいは国際社会における協力について有意義な議論が行われた。

また、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施し、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招へいした。

(I-2-2) 北米諸国との経済分野での協力推進

米国については、平成 20 年度において、二国間の貿易や投資額、人的交流等の増加など日米両国の経済分野での協調の一層の深化を実現することができた。また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえつつ、日米間の協力を推進し、米国の規制が改善される等、我が国の国益を増進するための道筋を具体的につけることができた。また、平成 21 年 1 月の米新政権発足を見据えて、経済局長の声掛けによる有識者研究会を立ち上げ、新しい日米経済関係の在り方について議論の上、その成果が報告書にまとめられ外務大臣に提出された。同提言も踏まえ、オバマ政権との間で新たな対話の枠組みを立ち上げるべく調整している。

カナダについては、「日加経済枠組み」に基づき両国の経済関係における潜在力を最大限引き出すことを目指し、平成 17 年以降、3 回の共同研究作業部会で両国の経済関係を制限する措置と更なる貿易・投資の自由化等につき検討が行われ、平成 19 年 10 月、その成果は日加共同研究報告書として両首脳に報告された。平成 20 年 10 月には「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改正され、また、同報告書が提案する第 1 回貿易投資対話を開催し、日加間の貿易・投資促進に向け分野横断的な検討を行った。さらに同年 12 月には第 22 回日加次官級経済協議を開催し、科学技術・エネルギー分野において日加間の協力を一層具体化した。

(I-2-3) 米国との安全保障分野での協力推進

平成 20 年 5 月には、在日米軍駐留経費負担（HNS）に係る新たな特別協定が発効し、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保が図られた。また、横須賀基地を中心に展開していた通常型空母キティホークと交替した原子力空母ジョージ・ワシントンの横須賀への円滑な入港を実現し、引き続き我が国周辺において米海軍の強固なプレゼンスが維持されることとなった（平成 20 年 9 月）。さらに、弾道ミサイル防衛（BMD）分野では、米側の協力の下、PAC-3 発射試験に成功し、日米間の防衛協力が促進された（平成 20 年 9 月）。

在日米軍の再編については、在沖縄海兵隊（第三海兵機動展開部隊）の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転に必要となる資金拠出を始めとする日米双方の行動の確保等を定めた協定に中曾根外務大臣がクリントン米国務長官と署名し、抑止力の維持と地元負担の軽減を目的とする「ロードマップ」の着実な実施が図られた（平成 21 年 2 月）。

日米地位協定の運用改善については、日米合同委員会において、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した（平成 20 年 5 月）。

施策 I－3 中南米地域外交

(I-3-1) 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

日メキシコ関係については、経済連携協定（EPA）を通じて、大幅に貿易・投資関係が拡大した。また、2度の首脳会談、外相の訪日が実現し、ハイレベルの関係強化が実現した。気候変動分野においては、政策対話の実施に加え、メキシコから気候変動に関する政府関係者等 10 名を訪日招待する等具体的な協力の進展が見られた。さらに、日墨国交樹立 120 周年（平成 20 年）及び日墨交流 400 周年（平成 21～22 年）の記念事業開催を通じて両国の交流が強化された。

中米・カリブ諸国等との関係においては、主要な国際選挙について我が国に対する広範な支持が得られたほか、気候変動分野に関して我が国のクールアース構想に対する首脳レベルでの賛意表明が得られた。

多国間フォーラムにおいては、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）の各種会合にアジア側調整国として積極的に参加するとともに、環境ビジネスをテーマとして加盟 29 か国から若手リーダーを対象に訪日招へい事業を実施するなど、次期外相会合の我が国開催に向けて、中南米とアジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけることができた。

(I-3-2) 南米諸国との協力及び交流強化

日ペルー投資協定署名、日コロンビア投資協定交渉開始の合意、日ペルーEPA 交渉開始に向けた取組、日チリ EPA 第一回ビジネス環境整備小委員会等の開催、第一回日ブラジル貿易投資促進合同委員会会合の開催、エネルギー・鉱物資源の安定的確保に向けた対話の推進、ブラジルにおける高速鉄道及び南米諸国における地上デジタル・テレビ日伯方式採用に向けた働きかけ等を通じ、経済関係強化に向けた取組に大きな進展が見られた。

麻生総理及び中曾根外務大臣の南米訪問、ロウセフ・ブラジル大統領府文官長やアラウッホ・コロンビア外相、ガルシア・ベラウンデ・ペルー外相の訪日等のハイレベルの要人往来や各種の二国間対話の実施等を通じ、国際場裡における協力が進んだ。

平成 20 年は日本人のブラジル移住 100 周年に当たり、「日本ブラジル交流年（日伯交流年）」として祝賀され、両国において記念式典が開催されたほか、通年にわたり計 1,500 件以上の記念事業が実施された。また同年は、日コロンビア外交関係樹立 100 周年であり、両国で種々の記念行事が実施され、活発な要

人往来が実現したほか、産官学から成る日コロンビア賢人会が設置され、両国の経済関係強化に向けた提言がとりまとめられた。

在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けて迅速かつ精力的に取り組んだ結果、各種作業部会において協議が進展した。

施策 I－4 欧州地域外交

(I-4-1) 欧州地域との総合的な関係強化

日・EU関係においては、平成20年4月の第17回定期首脳協議で、日・EUの戦略的パートナーシップを一層強化し、2013年以降の気候変動の実効的枠組み構築に向けての協力継続を確認した。また、日・EU政務局長協議等の様々なレベルでの対話が活発に行われたほか、タジキスタンの国境管理能力強化の研修事業をEUと共同で実施した。

安全保障分野においては、平成20年4月のNATO首脳会合の一環として開催されたアフガニスタン会合への出席等を通じたNATOとの政策対話、NATO・PRT（地方復興チーム）との連携、OSCEによるアフガニスタンと中央アジア諸国との国境管理プロジェクトへの協力など、NATO、OSCEとの間で特にアフガニスタン復興支援において当初の想定以上に進展があった。

法的枠組みについては、平成20年11月にスペインとの間で、平成21年2月にイタリアとの間で、社会保障協定に署名した。

知的交流・草の根交流は、平成20年12月の環境技術をテーマとする日・EU共同シンポジウムの開催や115名の欧洲青少年招へい等により促進された。

(I-4-2) 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

首脳・外相等の要人往来や国際会議、地域的な枠組み、首脳・閣僚間の電話会談等種々の機会を捉え、我が国と欧洲諸国との間で活発な対話が行われた。特に、北海道洞爺湖サミットやその他関連会合では、英国、フランス、ドイツ、イタリアをはじめとする欧洲諸国の首相・外相等と気候変動、世界経済等、国際社会が直面している喫緊の諸課題への対応について協議した。また、「自由と繁栄の弧」という考え方の下、市場経済、民主主義への志向とその一層の定着・発展を目指す諸国の努力を支援し、繁栄の道を共に歩みたいという決意を実現するため、V4やGUAMといった欧洲の地域的な枠組みとの協議を活発化させた。

さらに、英国、フランス及びオランダとの外交関係開設150周年記念の周年事業やオーストリア・ハンガリー・ブルガリア・ルーマニアとの間での「日本・ドナウ交流年2009」関連行事を通じて、政・官・民様々なレベルでの交流が一層促進された。

(I-4-3) ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展

5回の首脳会談、外相の相互訪問など政治対話を進めた他、3回の日露戦略対話を実施する等、様々な機会・レベルを通じて精力的に交渉を行った。特に、平成20年11月のAPECの際の日露首脳会談以降、アジア太平洋地域における双方の具体的な関心事項（日本側においては領土問題、ロシア側においては極東・東シベリア地域を中心とした経済・実務分野の協力）の実現に向け、具体的な作業に着手している。

平和条約交渉については、首脳レベルで率直な議論が重ねて行われてきている。平成21年2月のサハリンでの首脳会談において、麻生總理はメドヴェージエフ大統領に対し、北方四島の帰属の問題の最終的解決に向けたロシア側の取組の姿勢を強く問い合わせており、今後のロシア側の対応に注目しているところである。また、経済面では、平成20年における日露間の貿易高は約300億ドルに達し、5年連続で過去最高を記録した。また、「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」のフォローアップを中心に、極東・東シベリア地域における日露間の互恵的な協力を推進した。

その他、国際舞台における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施されたことに加え、防衛・治安分野における協力や、人的・文化的交流も着実に進展した。

(I-4-4) 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

国家元首等の訪日（ナザルバエフ・カザフスタン大統領、ヴァシャツゼ・グルジア外相）、ウズベキスタンとの投資協定及びカザフスタンとの租税条約の署名、「中央アジア+日本」第4回高級実務者会合の実施、様々なレベルでの政治対話、人的交流、政策協議、経済協力等を通じ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まった。

また、平成20年8月に南オセチアを巡りロシアとの間で大規模な紛争に発展したグルジアに対しては、同紛争の領土保全の原則に基づいた平和的解決を一貫して支持しつつ、復興支援を着実に進め、このような我が国の施策につき同国より高い評価を得た。

施策 I – 5 中東地域外交

(I-5-1) 中東地域安定化に向けた働きかけ

(1) 平成20年10月にイスラエル・パレスチナ双方ハイレベルを招き、信頼醸成に向け政治的働きかけを行った。平成20年末のガザ情勢悪化の際は、首脳・外相級で電話会談を行い即時停戦を働きかけるとともに有馬中東和平担当特使

を現地に派遣、緊急人道支援及び物資協力を迅速に実施した。平成 21 年 3 月のガザ復興支援国際会議には伊藤外務副大臣を派遣、当面 2 億ドルの対パレスチナ支援を表明するなど、情勢悪化を食い止めるためできる限りの貢献を行った。

(2) イラク政府は種々の困難に直面しながらも、我が国を始めとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。

(3) アフガニスタンは厳しい治安情勢の中、復興への取組を進めており、平成 21 年には 2 回目となる大統領選挙が予定されている。我が国の人道支援及び平和の定着を念頭に置いた各種支援は同国の復興と安定の実現に貢献しており、アフガニスタン政府要人及び国際社会も我が国支援を高く評価している。

(I-5-2) 中東諸国との二国間関係の強化

(1) 平成 20 年度も、奥田総理特使の湾岸歴訪（2回）、安倍総理特使、橋本外務副大臣のイラク訪問、高村外務大臣（当時）、緒方総理特使のアフガニスタン訪問、トルコ大統領、バーレーン皇太子、イラン副大統領、クウェート首相、ヨルダン外相らの訪日など活発な要人往来が行われた。また、「日アラブ対話フォーラム」第 6 回会合が平成 20 年 11 月に、「イスラム世界との文明間対話セミナー」第 7 回会合が平成 21 年 3 月にそれぞれ開催されるなど、中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が更に活性化され、対話を深化させることができた。

(2) 投資・エネルギー、GCC

平成 19 年 4 ～ 5 月に行われた安倍総理（当時）の中東訪問を契機として要人往来及び経済的枠組みの整備が進展している。GCC との自由貿易協定（FTA）交渉、サウジアラビアとの投資協定交渉、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート及びサウジアラビアとの租税条約交渉がそれぞれ進展した他、教育・人づくり支援についての協力も着実に進んだ。

施策 I – 6 アフリカ地域外交

(I-6-1) アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進

平成 20 年 5 月 28 ～ 30 日、横浜において第四回アフリカ開発会議（TICADIV）を開催した。41 名の国家元首・首脳級を含むアフリカ 51 か国、34 か国の開発パートナー諸国及びアジア諸国、77 の国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターや NGO 等市民社会の代表等 3000 名以上が参加し、TICADIV は我が国外交史上類を見ない大規模な国際会議となった。本会合では、「元気なアフリカを目指して－希望と機会の大陸」との基本メッセージの下、経済成長の加速化、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成、平和の定着・グッドガバナンスの実現、環境・気候変動問題への対処について活発な議論が行われた。最終成果物とし

て、「横浜宣言」、「横浜行動計画」、「フォローアップ・メカニズム」の三つの文書が発出された。我が国自身、平成24年までの対アフリカODAの倍増、対アフリカの民間投資の倍増支援等を含む多数の支援策を打ち出した。

平成21年3月21-22日、ボツワナにてTICAD閣僚級フォローアップ会合を開催し、TICADIVの約束の着実な履行を確認するとともに、世界的金融・経済危機がアフリカに与える影響及びその対応策につき有意義な議論を行った。

(I-6-2) 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進

従来からの対アフリカ支援の着実な実施に加え、G8議長国としてG8北海道洞爺湖サミット及びG8関連会合を主催し、その成果を国連でアピールするなど、国際社会のアフリカ開発、及びアフリカの平和・安定に向けた取組を促すと共に我が国自身も積極的な貢献を行った。また、G8各国等の主要先進国との協議に加え、新興援助国として存在感を増しつつある中国及び韓国との三国間政策協議を立ち上げる等、各国との協力関係の構築・強化に取り組んだ。

(I-6-3) 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

平成20年5月に第四回アフリカ開発会議(TICADIV)を開催し、アフリカ51か国、41名の国家元首・首脳級を含む3,000人以上の会議参加者から同会議の成果が高く評価された。また、同会議にあわせて活発な広報活動を展開した。

基本目標Ⅱ 分野別外交：国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること

施策Ⅱ-1 國際の平和と安定に対する取組

(II-1-1) 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

平成20年度においては、外部有識者との連携において、従来から実施している会合のみならず、時宜を得た委託調査やシンポジウム・研究会の実施などの施策を通じて、外部有識者との積極的な連携強化と、その知見の活用が図られた。また、対外発信の面でも、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成のほか、大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を、質、量ともに充実させながら実施することができた。

(II-1-2) 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

我が国は、第15回ARF閣僚会合を始めほぼすべてのARF関連会合等に参加し、

また各国との間で二国間の安全保障対話をを行い、率直な意見交換を行ったことにより、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させた。

(II-1-3) 国際平和協力の拡充、体制の整備

自衛隊によるインド洋における給油支援活動等について、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価も得られている。また、イラクにおける人道復興支援活動等については、イラク自身の手による自立的な復興が進められており、イラク自身も平成21年以降の多国籍軍の活動を見直したい意向であることを踏まえ、その活動目的を達成したと判断し、平成20年12月をもって任務を終了した。

我が国は、国際平和協力法に基づき、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)(ゴラン高原)への司令部要員及び輸送部隊の派遣並びに国連ネパール政治ミッション(UNMIN)への軍事監視要員の派遣に加え、新たに国連スーダン・ミッション(UNMIS)に司令部要員を派遣した。また、ネパール制憲議会選挙に選挙監視要員を派遣した。さらに、物資協力として、スーダンの被災民に浄水器を無償譲渡したほか、ガザの被災民に対し、ビニールシートやスリーピングマット等を無償譲渡した。

外務省は、国立大学法人広島大学を委託先として、平成19年9月に立ち上げた「平和構築人材育成事業」を引き続き実施し(予算:約1億8千万円)、日本及びアジアの文民約30名を育成した。本事業は、国内研修、海外実務研修及び就職支援を柱としており、日本人研修員の多くは、平和構築に関わる国際機関等への就職が決まるなど平成20年度事業も成功裡に終了した。

(II-1-4) 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組

北海道洞爺湖サミットでは、G8議長国として「テロ対策に関するG8首脳宣言」を取りまとめたほか、平成13年のジェノバ・サミット以来、初めて首脳宣言の中で国際組織犯罪の項を設け、G8の間でその対策の重要性を確認した。

国連、G8、アジア欧州会合(ASEM)、経済協力開発機構(OECD)等の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合等への積極的な参画、多国間・二国間協議の実施や人身取引対策政府協議調査団の派遣等により、法執行の強化、テロ資金、麻薬、人身取引対策、国境保安等の分野で各国と情報交換や政策協調を行い、国際社会における実効的で隙のない協力体制の構築へ一層貢献した。

国際テロ対策の分野では、途上国へ機材供与を行ったほか、国内法整備及び法執行等の分野で、ODAを活用しつつ、資金面での援助(テロ対策等治安無償等)を行うとともに、各種テロ対策関連セミナーへの研修員の受入、専門家の派遣

等によって知見・経験を共有する等のテロ対処能力向上支援を実施した。また、途上国のテロ防止関連条約及び国際組織犯罪対策関連条約の締結・実施を促進するためのセミナーを開催し、各国における法整備のためのキャパシティ・ビルディング強化を図った。

(Ⅱ-1-5) 国連を始めとする国際機関における我が国 の地位向上、望ましい国連の実現

我が国は、戦後設立された国際連合を21世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国 の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組は、平成20年9月に安保理改革政府間交渉開始が国連総会において決定されるという成果に結びついた。また、我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため、平成20年10月に実施された安保理非常任理事国選挙に立候補し、加盟国最多となる10回目の当選を果たした。

平和構築委員会では、平成19(2007)年6月より平成20(2008)年末まで2代目の議長国として主導的な役割を担う等、国連において、現在の国際情勢の要請に応じた様々な活動に積極的に協力・貢献した。

邦人職員の増強に関し、成果重視事業としての目標(平成21年1月までの5年間で10%増(→671名))は、平成17年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。今後は、平成21年1月から平成26年1月までの5年間で、国連関係機関における邦人職員数を15%増加し814名とすることを新たな事業目標として設定する。なお、国連関係機関における邦人職員数は、平成21年1月1日現在で708人に達している。

(Ⅱ-1-6) 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

我が国は、人権理事会の理事国として、人権理事会や国連総会第三委員会等の国連の各種人権フォーラムの議論に積極的に参加した。また、我が国とEUが共同提案した、拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議(平成20(2008)年12月の国連総会、平成21(2009)年3月の人権理事会)が採択(国連総会では4年連続、人権理事会では2年連続)される等、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した。

平成20(2008)年7月の日中人権対話、8月の日・カンボジア人権対話、10月の日・イラン人権対話といった二国間の人権対話のほか、ハイレベルの二国間会談を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

民主主義分野については、国連民主主義基金(UNDEF)の主要拠出国として、

同基金の運営について積極的に関与するとともに、同基金の拠出の公募の際には、外務省ホームページ等を通じて、主として国内のNGO等市民社会への広報・周知に努めた。

また、国連事務局の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援し、人権の保護・促進に貢献した。ハンセン病の差別解消に向けて、平成20(2008)年6月の第8回人権理事会において、ハンセン病差別撤廃決議を主提案国として提出し、本決議案は全会一致で採択された。平成21(2009)年1月には、国連主催「ハンセン病差別撤廃に関する国際会議」(於：ジュネーブ)において、我が国からは、笹川陽平ハンセン病人権啓発大使が出席し、我が国の施策について積極的に発言を行った。さらに、平成20(2008)年11月には、「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」(於：リオデジャネイロ)に、第2回横浜会議(2001年)の主催国である日本政府を代表して、西村外務大臣政務官が出席し、今後も日本が児童の性的搾取の問題に国際社会と共に積極的に取り組む方針を表明した。

主要人権条約の履行については、平成20(2008)年10月に、自由権規約第5回政府報告審査を受けた。また、自由権規約以外の条約の政府報告については、平成20(2008)年4月に、女子差別撤廃条約第6回政府報告、児童の権利条約の第3回政府報告及び同条約の二つの選択議定書(武力紛争における児童の関与に関する選択議定書、児童の売買・児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書)それぞれについて第1回政府報告を、同年8月には人種差別撤廃条約に関する第3回～第6回政府報告を作成、提出した。新しい人権条約については、障害者権利条約(仮称)の早期締結に向けた検討を行ったほか、強制失踪条約の締結の承認を求めて国会に提出した。さらに、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行っている。

難民に関しては、条約難民等に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業施設であるRHQ支援センターにおいて実施した。また、国際貢献等の観点から、平成19(2007)年9月、関係省庁で第三国定住による難民の受入れに関する勉強会を立ち上げ、検討を重ねた。その結果、平成20(2008)年12月には、閣議了解及び難民対策連絡調整会議での決定により、平成22(2010)年度から、パイロットケースとして、タイの難民キャンプから約30人(家族単位)のミャンマー難民を受け入れ、日本語教育及び職業紹介等の定住支援を行うこととなった。本件決定に関連し、平成21(2009)年2月には、第三国定住に関するシンポジウム(於：東京)を主催した。

施策Ⅱ－2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、CTBT、BWC、CWC、IAEA 追加議定書等軍縮・不拡散関連条約の普遍化、関連国連安保理決議の採択、国際輸出管理レジームの強化、クラスター弾に関する条約の採択及び我が国による署名、小型武器・武器貿易条約(ATT)構想の総会決議採択、対人地雷・不発弾・小型武器等に関する現場プロジェクトの着実な進展等、具体的な成果があった。

施策Ⅱ－3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

(Ⅱ-3-1) 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

二国間協定の締結に向けた交渉の実施・そのための国内調整の実施、原子力技術の開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進への貢献、G8 北海道洞爺湖サミットにおける我が国の提案による「原子力平和利用に関する 3S イニシアティブ」(正式名称：3S（核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ）に立脚した原子力基盤整備に関する国際イニシアティブ) の立ち上げ等を行った。

(Ⅱ-3-2) 科学技術に係る国際協力の推進

二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行なったほか、EUとの間で平成 15 年より交渉してきた科学技術協力協定締結の仮署名に至った。

イーター機構設立協定、ブローダー・アプローチ（より広範な取組を通じた活動）協定等の関連諸協定の下で、準ホスト国として青森で理事会を主催するなど、活動を開始した。

米、EU 等他と国際科学技術センター（ISTC）について協調し、支援を継続した。

宇宙関連の国際ルール作りの議論や国際宇宙基地（ISS）計画の進展に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。

国際科学協力分野における調査を実施し、今後の政策立案のための有益な情報が得られた。

施策Ⅱ－4 国際経済に関する取組

(Ⅱ-4-1) 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

WT0 ドーハラウンド交渉については、平成 20 年前半には、農業、鉱工業品等市場アクセス、サービス貿易、ルールの各交渉分野において議論のたたき台となる文書が提示された。これを受けて 7 月にジュネーブで開催された閣僚会合で

は、我が国は主要国の一員として交渉を進めるべく貢献した。また、同年後半においては世界経済・金融の低迷を受け、11月の金融・世界経済に関する首脳会合及びAPEC首脳会合にて多角的貿易体制維持強化のため保護主義関連措置の自粛合意形成を強く働きかけた。さらに、WTO紛争解決手続きを通じて、貿易紛争を解決し、また、我が国に望ましい形での貿易ルールが定着するように努めた。

経済連携協定（EPA）については、平成20年度には、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、及びフィリピンとの協定が発効し、ベトナム及びスイスとの協定が署名に至るなど、多数のEPA交渉が大きく前進した。また、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき、民間研究又は検討作業が進められ、閣僚や首脳への報告が行われた。

（II-4-2）グローバル化の進展に対応する国際的な取組

我が国は、OECDに関して、閣僚理事会や各委員会の活動に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動にも積極的に取り組み、これら諸国とも関係を更に強化した。また、新規加盟候補国についても、加盟審査プロセスに貢献した。

（II-4-3）重層的な経済関係の強化

APECにおいては地域の自由な貿易投資の流れを確保するためのボゴール目標の達成及び地域経済統合の実現に向けた取組に積極的に貢献することにより、貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力に寄与した。

ASEMの各種会合への貢献及び活動を通じて、政治、経済、社会・文化等の分野において具体的なアジア欧州協力の推進に寄与した。特に、我が国が「気候変動に対する適応セミナー」（平成20年10月）を主催し、また、鳥インフルエンザ対策において主導力を発揮した。

日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議及び日・EU規制改革対話等において、日・EU経済関係の強化の方策、国際社会の共通課題についての協議が進展した。

（II-4-4）経済安全保障の強化

（1）資源価格の歴史的高騰の中、「資源確保指針」に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進め、我が国への資源安定供給に努めた。G8、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図った。特に北海道洞爺湖サミットでは包括的な合意を取り付けた。エネルギー

一効率向上の伝搬のため、国際省エネルギー協力・パートナーシップ(IPEEC)の設立を主導した。

(2) 各地で深刻化した食料危機に対し、北海道洞爺湖サミットはじめ首脳外交を駆使して、国際社会の取組を主導した。FAO改革を推進したほか、我が国への食料供給の一層の安定のため、海外農業投資促進に向けた政府の取組を主導した。食料問題に関する日本のリーダーシップは国際場裡で高く評価されており、国連より右に言及する声明が発出された。

(3) 漁業資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際協力を推進した。捕鯨問題では、第60回IWC年次会合において、沿岸小型捕鯨や調査捕鯨等につき、パッケージでの合意をするための小作業グループの設立に貢献した他、調査捕鯨に対する妨害活動への非難を議長報告書に反映させた。また、東太平洋のマグロ類に関する地域機関を強化することを目的とした条約を締結した。

(4) ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に関し、平成21年3月、新たな海賊対処のための法案を閣議決定・国会に提出した。また、海上自衛隊の護衛艦2隻が現場海域での活動を開始した。このほかにも、ソマリア沖、東南アジアの海賊対策に関する様々な国際協力を強化した。

(5) 大陸棚限界委員会(CLCS)に対し200海里を超える大陸棚の延長申請を行った。

(II-4-5) 海外の日本企業支援と対日投資の促進

知的財産権保護の分野では、模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の早期実現に向けて、関係国間で議論を行ってきており、平成20年6月より条文案をベースとした交渉を開始した。二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産侵害問題の対策・協力の強化を行った。日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を行った。

日本企業支援の分野では、ビジネス環境の改善、人脈形成や情報提供などの面で成果があったことに加え、平成20年度にホーチミン及び広州の総領事館内に日本企業支援センターを設置し、企業支援体制を一層充実させた。また、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んだ。

平成20年末の対日直接投資残高が17.1兆円(一次推計、GDP比約3.4%)まで伸びた。

(II-4-6) 北海道洞爺湖サミットの開催

北海道洞爺湖サミットは、最近の会合に比べても、極めて重要なサミットと

なった。議論の結果は、G 8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言に加え、3つの独立声明及び議長総括として発表された。多くの成果が得られたが、中でも、環境・気候変動問題については、G 8 は 2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量の少なくとも 50% 削減を達成するとの長期目標を世界全体の目標として採択することを求めるとの認識で一致し、また、初めての主要経済国首脳会合を開催した。

世界経済については、一次產品の価格高騰問題やインフレ圧力への懸念に対し、経済の安定と成長を確保するため、引き続き適切なマクロ経済運営と構造政策を行っていく決意を示した。開発問題については、特に保健分野を集中的に議論した。また、食料価格高騰問題やアフリカ諸国支援のための具体的な取組についても合意することができた。政治分野では、京都で開催された G 8 外相会合における議論を踏まえ、不拡散を重点的に取り上げ、北朝鮮とイランについて議論を行った。

このサミットでは、一部のセッションに G 8 以外の諸国首脳を多数招待し、会合規模はサミット史上最大となった。

施策 II－5 国際法の形成・発展に向けた取組

(II-5-1) 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

平成 21 年 1 月に行われた国際刑事裁判所（ICC）裁判官選挙において齋賀富美子裁判官が第 1 回目投票で再選され、我が国として国際刑事法・人道法の発展に積極的に貢献していく上で重要なポストを維持・確保できた。

平成 20 年 6 月、東シナ海の油ガス田の開発に関する協力につき、中国と政治的合意を達成しており、日中間の懸案事項の国際法を通じた解決に向けた相当な進展があった。

平成 20 年 11 月、国連海洋法条約に基づき大陸棚延長申請を大陸棚限界委員会に提出した。

平成 21 年 3 月、国連海洋法条約との整合性を確保した海賊対処法案を閣議決定した。

平成 20 年 6 月、国会において国際物品売買契約条約（ウィーン売買条約）が承認されたため、同年 7 月に我が国は同条約の批准書を寄託した（平成 21 年 8 月 1 日発効予定）。

その他、各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、各種外交課題に対し国際法に基づく外交政策を展開することができた。

(II-5-2) 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

第6回六者会合に関する首席代表者会合における議論の結果、朝鮮半島の非核化を検証するためのメカニズム等に関する「プレスコミュニケ」及び「議長声明」が発表された。

日露首脳会談において、領土問題について、我々の世代で解決すること、これまでに達成した諸合意及び諸文書に基づいて作業を行うこと等につき両首脳が一致した。

米国との間で、在日米軍に係る一定の経費を我が国が負担すること等について定めた「在日米軍駐留経費負担特別協定」を締結し、また、在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みについて定めた「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を署名し国会に提出した。

「日・中刑事共助条約」を締結し、また、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」を署名し国会に提出した。

(II-5-3) 経済及び社会分野における国際約束の締結・実施

平成20年度においては、各国とのEPA（経済連携協定）締結に向けた動きが更に加速され、計4本の協定が発効に至り、2本の協定を国会に提出した。また、我が国としてヨーロッパの国との間で初めてとなるスイスとのEPAについても交渉妥結し、その他の国・地域との交渉も順調に進展した。

EPAを含む経済分野の条約及び国民の生活に影響を与える社会分野の条約全体としても、平成20年通常国会での承認（計14本）や、平成20年臨時国会及び平成21年通常国会への提出（計13本）を円滑に進めることができた。

施策 II－6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

「対外情報収集本部」設置による情報収集のための組織的体制整備、在外公館に対する情報収集重点の指示、在外公館職員による任国内外への出張、新たな情報源の開拓等により、的確な情報収集に向けて想定された成果があった。

外部有識者等の知見の一層の活用、職員のための研修、諸外国との協力、情報コミュニティ省庁との情報共有の強化等により、情勢分析ペーパーの質・量の向上を図ることができた。

官邸首脳、外務大臣をはじめ政府幹部へのブリーフ機会の拡大により、外交・安全保障を中心とする政策の立案・実施への寄与を増大させることができた。

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策：海外における対日理解の促進と親日感の醸成を図るとともに、国内外における我が国外交政策への理解を増進し、もって日本外交を展開するまでの環境を整備すること

施策Ⅲ－1 海外広報、文化交流

(Ⅲ-1-1) 海外広報

外国の政策決定や世論形成に影響力のあるオピニオンリーダーの本邦招待のほか、在外公館において、我が国から派遣する有識者や館員による政策講演会の開催、政策広報資料の配布及びインターネットを通じた政策発信並びに日本を紹介する季刊誌の配布、映像資料の海外テレビ局における放映などを通じた一般事情の発信等を実施した。これらの事業実施件数、事業参加人数、ホームページのページビュー数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する海外広報活動は相当程度対象者に届いたものと考えられる。

また、英国 BBC ワールド・サービスが行った世論調査や外務省が平成 20 年度に委託して実施した米国、カナダ、インドにおける対日世論調査においても、海外の幅広い層で日本に対する高い評価が定着していることが示された。

(Ⅲ-1-2) 国際文化交流の促進

文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心を引く事業が実施できた。特に、日本ブラジル交流年や日本インドネシア友好年のような二国間関係を大きく発展させる周年事業を行うことができた。ポップカルチャーについては、第二回「国際漫画賞」や「アニメ文化大使」事業を実施した他、新たにポップカルチャー発信使（ファンション分野：通称「カワイイ大使」）を委嘱し、我が国への理解・関心を高めるための具体的な事業を積極的に展開した。

また、日本への留学機会に関する積極的な広報や帰国留学生のフォローアップを実施、平成 20 年度 JET プログラムへ約 5000 人にのぼる外国青年が参加、平成 20 年度「21 世紀パートナーシップ促進招へい」により世界 139 か国・8 国際機関から 486 人を招へいしたことに加え、この他スポーツ招へい等各スキームを効果的に活用することで、次世代を担う青年層の対日理解底上げを行い、将来の知日家の育成を促進することができた。

(Ⅲ-1-3) 文化の分野における国際協力

文化遺産保護に関する日本信託基金事業として、有形文化遺産および無形文

化遺産分野で計約40件を実施した。実施国において高い評価を受けているのみならず、日本独自の文化遺産保護の技術や手法は国際的にも評価されている。

また、世界遺産および無形文化遺産に関する各種会合に出席し、我が国における有形・無形の文化財保護の豊富な知見を活かして議論に貢献した。

開発途上国の人材育成等を目的とする人的資源開発日本信託基金を通じて、新たに承認した9件を含め59件の事業が実施中であり、実施国・地域の人作りに貢献している。

国連大学については、日本政府とのハイレベル協議を3回実施した。緊密な意見交換を行い、新たに研究所を設立して「サステイナビリティと平和」を看板に掲げた学術研究／能力育成活動を行うことや大学院プログラムの導入等を含む国連大学の新戦略を我が国としても積極的に後押ししていくという合意ができた。また、国連大学のビジビリティ向上や、国連大学と産業界等との連携強化の支援、TICADIV及びG8における国連大学の参画について助言や支援を行い、具体的な行動につなげた。

文化無償資金協力については、平成20年度は一般文化無償資金協力20件、草の根文化無償資金協力32件を実施した。いずれも案件実施に係わる交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスに幅広く報じられたほか、被供与国政府の様々な関係者から謝意が述べられるなど、高い評価が得られた。

施策III－2 報道対策、国内広報、IT広報

(III-2-1) 適切な報道機関対策・国内広報の実施

報道機関を通じた国民への間接的情報提供（報道機関に対する会見及びブリーフィングの実施並びにプレスリリースの発出（特に平成20年度は19年度に引き続き地方新聞に対する情報発信を強化）、発信力のある有識者への情報提供及び直接説明（各種講演会等の開催、広報資料の作成・配布）を通じて、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供した。外務省ホームページのアクセス数の伸びや直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかな通り、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、広聴活動を通じ国民からの多種多様な意見を聴取することができた。

(III-2-2) 効果的なIT広報の実施

外務省ホームページのアクセス数が全体として増加し、ユーザビリティ（使いやすさ）の向上、コンテンツの充実及び既存ページのバリアフリー化が進んだ。G8北海道洞爺湖サミット専用ホームページの開設や「わかる！国際情勢」コーナーの新設等、国民にわかりやすい形での情報提供を積極的に実施した。加えて、コンテンツ掲載業務に関し、複数サイトの運用業務を一つの運用業者

に一元化して委託することで効率化の促進が図られた。

(III-2-3) 効果的な外国報道機関対策の実施

平成 20 年度は、第 4 回アフリカ開発会議（TICADIV）並びに G 8 北海道洞爺湖サミット及び G 8 関連会合を活用し、外国メディアに対する情報発信・取材協力・記者招へいを通じて、外国メディアによる日本関連報道を促進し、諸外国における対日理解の増進に進展が見られた。また、日本関連報道の収集・分析を大幅に改善した他、戦略的広報資料の新規作成により、外国メディアのニーズに即した情報発信が可能となった。

基本目標IV 領事政策：国民の利便に資する領事業務を実施すること

施策IV-1 領事サービスの充実

領事業務の IT 化の推進、在外選挙人名簿登録者数の向上、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、領事業務実施体制の着実な整備、IC 旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利・利益を確保・増進するとともに、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まった。

なお、平成 20 年 10 月に在外 139 公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果では、在外公館の領事窓口の対応では 85%、電話の対応では 80% が「丁寧な対応」との回答が得られた。

施策IV-2 海外邦人の安全確保に向けた取組

現地当局等との協力関係を構築し、兼轄国等の安全情報収集体制の強化を図った。

海外対応携帯電話の普及に併せ、携帯電話を通じ情報発信に取り組む等海外安全に関する情報発信機能の強化を図った。

キャンペーンや講演等を通じ、国民や企業関係者等に対し安全対策及び危機管理に関する意識の向上、危機への対応策の啓発に努めた。

一般援護関係では、閉館時における緊急電話対応業務のアウトソーシング化的推進、精神疾病発症及び高齢者問題等新たな課題への取組においては、在外公館の対応体制の改善や領事担当官の能力向上、専門医からの専門的知見の活用及び、各国政府及び関係省庁・機関並びに現地邦人社会との連携・協力体制の強化に向けた取組ができた。

緊急事態に関しては、地震・洪水・ハリケーン等の大規模自然災害やテロ・

誘拐等への取組に加え、新型インフルエンザ等の新たな脅威に対しては、政府一体となった取組の中で関係省庁と連携・協議を行いつつ抗インフルエンザ・ウイルス薬の配備等対応策の整備を進めた。

施策IV－3 外国人問題への対応強化

我が国への外国人入国者数は引き続き高い水準で推移しているが、来日外国人の不法残留者数、犯罪検挙率等は一貫して減少傾向にある。適切な査証審査を行うことで、人的交流の促進と出入国管理等厳格化という両方の要請に十分に応えることができた。

我が国の査証発給数が大幅な増加傾向にある中で、引き続き適切な査証審査を行うべく、査証 WAN システムの拡充を進めた。

外国人集住都市を多数抱える愛知県での国際シンポジウムの開催、ブラジル政府との領事当局間協議等を通じ、在日外国人問題に関する関係省庁、地方自治体との連携強化、世論啓発等に寄与した。

基本目標V 外交実施体制の整備・強化：我が国の安全と繁栄を確保し、国際社会の一員としての責任を果たす、能動的かつ戦略的な外交実施体制を強化すること

施策V－1 外交実施体制の整備・強化

国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については、在外公館の増強、定員の純増等を実現した。

在外公館の警備体制の一層の強化については、各種人的及び物的な警備強化措置、各種研修や警備訓練等を行った。

外交を支える情報防護体制の多面的な強化については、平成 19 年度に設置された情報防護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報防護対策の企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を実施した。

施策V－2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革

「外務省情報ネットワークの整備」においては、最適化計画の基本要件となる基幹通信網を整備し、秘匿 IP 電話を 222 公館に設置した。

「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータ上で運用している業務・システムのうち「外務省人給システム」以外は 100% の再構築を完了し、「外務省人給システム」は予定どおり 87% の再構

築を完了した。

「在外経理システム」の整備にあたっては、「物品管理・現地職員管理システム」を開発、代理官制度等に対応した機能の拡張を行った。また「在外経理システムの業務・システム最適化計画」の改定版を策定(平成21年3月)し、在外公館に設置しているサーバを平成23年度末までに本省に集約することとした。

基本目標VI 経済協力：政府開発援助（二国間）または多国間の支援を通じ、国際社会の平和と安定に貢献し、これにより我が国の安全と繁栄を確保すること

施策VI－1 経済協力

下記の事業を推進し、ODA予算の削減傾向が続く中、ODA実績の確保に努め、質・量ともにODAの充実を図った。中でも、OECD/DACにおける平成20年（暦年）のODA実績は3年ぶりに前年比プラスとなった（実績額では世界第5位だが、伸び率ではG7諸国中第1位）。

- (1) アフリカ開発会議(TICADIV)及びG8北海道洞爺湖サミットにおけるODAを通じた貢献の表明・実施
- (2) 新JICAの発足
- (3) オール・ジャパンとしての国際協力の取組の推進
 - ①官民連携パートナーシップ
 - ②NGOとの連携強化
- (4) コスト縮減や業務内容を通じた事業の効率化
- (5) ODAに関する不正腐敗防止の徹底

施策VI－2 地球規模の諸問題への取組

(VI-2-1) 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

(1) 平成20年5月に国連総会における初の人間の安全保障に関するテーマ別討論の開催、EUや欧州安全保障・協力機構(OSCE)等とのセミナー等の開催、多数国間会合(G8、アフリカ開発会議(TICAD)、APEC等)及び二国間会合(EU、メキシコ)の協力文書における「人間の安全保障」への言及、国際機関への働きかけを通じた理解の促進等、日本国内で実施したシンポジウムへの政府関係機関、国際機関、研究機関、NGO、報道関係者、多数の一般市民の参加等国際社会・国内における人間の安全保障に係る議論の活性化及び普及を行った。

(2) 人間の安全保障基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた難民・国内避難民等に対する支援を継続的に実施するとともに、人間の安全保障基金については、審査プロセスの簡素化及びニーズに合った予算額

を設定し、人道支援に関しても、各国際機関ハイレベルとの会談等を通じた働きかけを行った結果、適時に効果的・効率的な支援を行うことが可能となった。

(3) 我が国も含めた資金貢献の増加及び開発途上国等における三大感染症対策の強化に伴い、平成20年には、世界基金の支援事業により、抗レトロウィルス療法（HIV感染者・エイズ患者への治療）受診者数、WHO推奨の直接服薬確認療法（DOTS）を受ける結核患者数、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数が対前年比で大きく伸びた。その結果、平成20年末までの5年間で350万人の命が救われた。

また、我が国はG8議長国として、国際保健に関する国際機関等にも働きかけた結果、世界基金も保健システム強化に向けた支援に本格的に取り組み始めた。

(VI-2-2) 環境問題を含む地球規模問題への取組

(1) 多数国間環境条約の地球規模での実施の促進、国際熱帯木材機関（ITTO）、国連環境計画（UNEP）をはじめとする環境関連国連・国際機関による取組への貢献を通じ、国際的なルールの策定・実施に向けた取組を一層促進した。

(2) G8北海道洞爺湖サミット議長国として、気候変動、森林、生物多様性、3R、持続可能な開発のための教育（ESD）及び水と衛生に関する議論を主導することにより、これら地球環境問題への国際的関心を高めた。

(3) 「兵庫行動枠組」の世界的な実施の促進のため、「枠組」推進のための中心的機関である国連国際防災戦略事務局の活動を支援した。

(4) 気候変動問題につき、平成20年6月に発表した「『低炭素社会・日本』をめざして」や、平成20年1月及び平成21年1月のダボス会議での総理スピーチ等を通じて具体的な提案の発信を行ったほか、G8北海道洞爺湖サミットや、平成20年12月の気候変動枠組条約第14回締約国会合（COP14）等を始めとする国際会議の場で積極的な提案及び働きかけを行った。

基本目標VII 分担金・拠出金：国際機関等を通じて我が国の国際貢献を拡充すること

施策VII-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

国際原子力機関（IAEA）分担金に関しては、同通常予算において米国に次ぐ第2の財政貢献国である我が国がこれを支払うことにより、IAEAによる「保障措置」（原子力が平和的利用から軍事的目的に転用されないことを確保するため

に行われる検認制度）の実施をはじめとした国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献した。また、IAEA 技術協力基金についても、全世界における平和、保健及び繁栄、途上国に対する原子力を利用した技術協力主要事業の推進によるこれら諸国の発展を促すこと、並びにこれら諸国の原子力安全に対する意識向上を図ることを通じ、途上国における原子力の平和的利用が一層推進され、ひいては我が国の国益増進にもつながった。

施策VII－2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

分担金は国際連合食糧農業機関（FAO）の通常予算を支弁するものであり、この拠出により、FAO がその主要任務である食料・農林水産業に関する国際的な検討の場の提供、国際条約等の執行機関、世界の食料・農林水産物に関する調査分析及び情報の収集・伝達、開発途上国に対する技術助言・技術協力の活動が可能となった。

施策VII－3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

中央緊急対応基金（CERF）への拠出により、国際場裡において人道支援を重視する我が国の姿勢を示すことができた（国連経済社会理事会、ドナーアクション、人道問題連絡作業グループ会合等）。国連事務次長（人道問題担当）の直轄下で人道問題調整部（UNOCHA）が CERF を運用・管理しており、我が国拠出は UNOCHA との良好な関係維持や前向きな協力取り付けに有用であった。また、CERF は我が国や主要ドナーによる従来型の援助では手が届きにくい途上国・地域への支援をカバーする補完的なものであるところ、CERF への拠出を行うことで、我が国人道支援政策は一層強化され、さらには国際社会の人道支援に関する対応能力強化に貢献出来た。

2. 外務省の政策評価

(1) 政策評価制度の導入

我が国の政策評価の制度は、平成 9 年 12 月の行政改革会議の最終報告で、行政機関が行う政策が効果を上げているかどうかを評価し、その結果を将来の政策の企画立案に結びつける仕組みを強化すべきだとの提言があったことをきっかけとして検討され、平成 13（2001）年 1 月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として導入された。同年 6 月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、政策評価法）」が制定され、平成 14 年 4 月 1 日から施行された。この法律によって、すべての

府省が、自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられた。

(2) 政策評価に関する基本の方針（基本計画・実施計画）

外務省は、政策評価法の制定・施行を受け、平成14年度から政策評価を実施している。外務省は、政策評価法及び関連の閣議決定に基づいて、「外務省における政策評価の基本計画」（計画期間は平成20年度から平成24年度まで。以下「基本計画」。）及び「平成21年度（平成20年度を対象とした）外務省政策評価実施計画」（平成20年4月1日から21年3月31日まで。以下「実施計画」。）を定めている。政策評価はこれらの計画に基づいて実施されている。

基本計画は、外務省における政策評価の基本的事項を定めている。この基本計画は、5年間の期間中、外務省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開などの基本的事項等を定めている。毎年作成する実施計画は、政策評価の実施上の具体的項目、例えば対象となる施策、施策の目標、事務事業等を定めている。

(3) 外務省の政策評価の実施体制

外務省が行う政策評価は、一次評価を個別の施策を所管する各局・部の課室（以下「施策所管局課」）が担当し、その二次評価を評価総括組織（考查・政策評価官、官房総務課、会計課、及び総合外交政策局総務課、政策企画室）が担当することになっている。

(イ) 施策所管局課

各施策所管局課は、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの局課が担当する外交政策について、年度末の時点で1年を振り返って自己評価を行う。施策所管局課は、主に過去1年間の取組実績やその成果を施策の目標（小目標）と照らし合わせ、目標に向けた進捗状況を中心に分析、評価する。

(ロ) 評価総括組織（考查・政策評価官、官房総務課、会計課、総合外交政策局総務課、政策企画室）

評価シートについては各施策所管局課が作成している段階から考查・政策評価官室が助言・意見交換を行うとともに、とりまとめ作業を行う。とりまとめ後に考查・政策評価官は、官房総務課や会計課、総合外交政策局とともに、施策所管局課の評価結果に対する総合的な審査を行う。

(ハ) 第三者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっているが、評価の客観性

を確保するために、第三者の知見を活用することが求められている。外務省でも、平成 15 年度から、政策評価法第 3 条第 2 項の規定に基づき、政策評価の厳格かつ客観的な推進のために、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、政策評価及び外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザリー・グループ」（下記 3.（4）参照）を設置している。アドバイザリー・グループに対しては、外務省の評価方法の適正性や、基本的な方針などの策定・改訂について意見を求めるほか、評価結果についても意見を聴取している。

また、施策所管局課が自己評価に基づき政策評価を行った際にも、当該評価または評価対象施策について外部有識者よりの意見聴取を行い（評価シートにおける「第三者の所見」参照）、客観性の確保に努めている。

3. 平成 21 年度政策評価書における評価の枠組みと改善点

（1）基本計画

今回の政策評価は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間を計画期間とする「基本計画」（平成 20 年 10 月 1 日改正）に基づき実施されている。この「基本計画」は、前の「基本計画」の内容を概ね踏襲しながらも、計画期間の 3 年から 5 年への延長、規制の事前評価及び政策評価と予算・決算との連携等、政策評価を巡る最近の動向も取り入れたものとなっている。

（2）平成 21 年度（平成 20 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画の概要

外務省は、平成 20 年 7 月、「平成 21 年度（平成 20 年度を対象とした）政策評価実施計画」を公表した。今回の政策評価は、この実施計画に基づいて行われている。実施計画は、前回に引き続き、政策評価と予算との連携^(注)を念頭に策定した。

（注）骨太 2007 等で言及。予算の PDCA サイクルを確立し、政策評価の結果を予算編成に反映できるよう、外務省の政策評価においては、政策評価の体系（基本目標－施策）と予算書・決算書の表示科目（項一事項）を合致させることとなっている。

（3）政府開発援助（ODA）に関する政策評価

政府開発援助（ODA）に関しては、政策評価法が施行される以前より、国際的に確立した評価の手法も取り入れて評価が行われている。

我が国の ODA に関する評価は、①我が国の ODA の基本政策（国別援助計画、重

点課題別政策等)を対象とする政策レベル評価、②共通の目的を持った複数のプロジェクト等の集合体を対象としたプログラム・レベル評価、③個々のプロジェクトを対象としたプロジェクト評価がある。

今回の政策評価書では、政策評価と予算との連携を踏まえ、ODA全体についての評価を行った(施策VI-1)。また、従来同様、政策評価法第7条第2項第2号イ及びロにより事後評価が義務づけられているODAに係る未着手・未了案件について、当該案件の貸付を引き続き実施するか、貸付を中止するかを明らかにする形の評価を行った。

なお、外務省以外にも、実施機関であるJICA(独立行政法人国際協力機構)やODA関係省庁がODAに関する評価を実施している。

(参考:外務省及びJICAのホームページ・アドレス)

外務省(ODA)→<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

JICA→<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

(4) 外務省政策評価アドバイザリー・グループの開催

平成21年3月3日、秋月京都大学大学院教授、添谷慶應義塾大学教授、中西京都大学大学院教授、廣瀬法政大学教授、山田早稻田大学大学院教授の5名のメンバーが参加し、第11回会合が開催された。この会合では、平成20年度を対象とする政策評価の実施等を議題として意見交換が行われた。メンバーからの意見について、今回の政策評価書作成に際し活用した。

(5) 行政支出総点検会議の指摘事項への対応

平成20年12月に公表された本件会議の指摘事項を踏まえ、平成21年度政策評価では、施策が効率的に実施されたことが分かるように、実際の取組で効果があったと思われるものの例示等、効率性の観点からの記述がより具体的なものとなるよう、施策所管局課に働きかけた。また、平成21年7月1日に開催した外務省政策評価アドバイザリー・グループ第12回会合において、有識者からの意見を聴取した。

4. 評価書の構成・評価シートの改善点

平成21年度外務省政策評価書(平成20年度に実施した施策に係る政策評価)においては、読みやすさの向上、前回の政策評価書に対する外部有識者や総務省からの指摘への対応といった課題に対応するべく、評価書の構成や評価シートを以下のとおりとし、必要な改善を行った。

(1) 評価書の構成

前回と同様に、2分冊（「施策レベル評価版」と「事務事業評価版」）とし、個別の施策の評価を見やすいものとした。また、「評価要旨版」も作成することとしている。

(2) [施策レベル評価] の評価シート

(イ) 施策レベルの評価の実施

評価は、従来通り、課室単位（具体的施策）を基本として行っているが、概ね局単位でまとまっている施策については、前回同様、各施策を構成する具体的施策の評価を基に施策レベルの評価も行った。

なお、基本目標Ⅱ－2、Ⅱ－6、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ－1及びⅦについては、課室単位での評価がそのまま施策レベルの評価となっている。

(ロ) 評価シートの内容面での改訂

「施策の概要」、「施策の評価」、「評価結果の政策への反映」の三部構成は維持しながら、記載項目について次のような点を改訂した。

(a) 「小目標」の設定：外交政策は定量的な分析が困難なこともあります、政策評価にはなじみにくい性質を持っているが、今回の政策評価では、平成20年度（評価対象年度）に実施した外務省の施策がどのような成果（効果）に結びついたのかについて、できる限り具体的に記述するように努めた。

一つの試みとして、実施計画における「施策の目標」とともに、平成20年度の具体的な目標は何であったのかにつき、「小目標」として、より細かく挙げることとした。

(b) 投入資源（予算）：当該具体的施策の関連予算として計上された本省分と在外分の当初予算の合計額を百万円単位で記入することとした（分担金・拠出金、共通費、補正予算額は除く）。

なお、V外交実施体制の施策は、予算書上の特定の「項」を持たない施策として、投入資源の記載欄に代えて、省全体の活動のために実施される施策であることから関連予算を特定できない旨の注意書きを記載した。

(c) 「事務事業評価版」との関連づけ：（具体的）施策とその施策の目標を達成するための主要な手段である事務事業の評価の関連性がより明確になるよう、記載ぶりを工夫した（「施策レベル評価版」の中で「事務事業評価版」の参照を促す一文を加えるとともに、各事務事業評価シートの冒頭に、関連する（具体的）施策の評価の掲載頁を記載した）。

(3) [事務事業評価版] の評価シート

昨年と同様、一般用と成果重視事業（5事業）用の評価シートを使用した。

一般の事務事業の総合的評価に関し、5つの分類を維持しているが、「中止・廃止」を「終了・中止・廃止」と変更し、事務事業として完結した場合の選択肢として選びやすい表現になるよう工夫した。

5. 評価の結果

施策所管局課による自己評価の結果は以下のとおりであった。今回の政策評価では、平成20年度（評価対象年度）の具体的な目標（小目標）を設定することにより、施策の進展状況がより具体的で分かりやすいものとなるよう工夫した。また、数値による分析が困難であっても、要人往来の際に得られた具体的な成果を記述したり、我が国の国民各層に対する取組の積み重ねを通じ、外交との距離感が少なくなるような事業の成果を記述する等、具体的な事例に沿って目標の達成状況を分析する努力が見られ、適切な評価が実施されたと考えられる。

（施策の評価）

施策数	「達成」	「相当な進展」	「進展」	「一定の進展」	「殆ど進展見られず」
58	—	27	30	1	—

（事務事業の扱い）

事務事業数	「拡充強化」	「内容の見直し・改善」	「今のまま継続」	「縮小」	「終了・中止・廃止」
218	84	32	100	—	2

6. 今後の改善点

政策評価と予算との連携、行政の無駄の削減及び「質の行政改革」に資するような政策評価の実施の要請等、政策評価を巡る動向を踏まえ、外務省の政策評価がより一層充実したものとなるよう、引き続き省員への周知に努め

る。外交政策は定量的な評価になじまないものではあるが、政策評価が有する意義（国民への説明責任（アカウンタビリティ）や業務の自己改革のための一助）について、省員各自の認識が深まり、より質の高い政策評価が実施されるよう、省員の意識を高めていく必要がある。

【評価結果】一覧

「目標を達成した。」	★★★★★
「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」	★☆☆☆☆

基本目標 I、II（うち、II-1、II-3～II-5）、III、VI（うち、VI-2）の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果の平均値（小数点以下四捨五入）である。

基本目標 I：地域別外交

施策 I-1	アジア大洋州地域外交	★★★★★
I-1-1	東アジアにおける地域協力の強化	★★★★☆
I-1-2	朝鮮半島の安定に向けた努力	★★☆☆☆
I-1-3	未来志向の日韓関係の推進	★★★★☆
I-1-4	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	★★★★★
I-1-5	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	★★★★☆
I-1-6	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	★★★★★
I-1-7	南西アジア諸国との友好関係の強化	★★★★☆
I-1-8	大洋州地域諸国との友好関係の強化	★★☆☆☆

施策 I-2	北米地域外交	★★★★★
I-2-1	北米諸国との政治分野での協力推進	★★★★☆
I-2-2	北米諸国との経済分野での協力推進	★★★★☆
I-2-3	米国との安全保障分野での協力推進	★★★★☆

施策 I-3	中南米地域外交	★★★★★
I-3-1	中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化	★★★★☆
I-3-2	南米諸国との協力及び交流強化	★★★★☆

施策 I—4	欧洲地域外交	★★★★★☆
I—4—1	欧洲地域との総合的な関係強化	★★★★★☆
I—4—2	西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進	★★★★★☆
I—4—3	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展	★★★★★☆
I—4—4	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	★★★★★☆

施策 I—5	中東地域外交	★★★★★☆
I—5—1	中東地域安定化に向けた働きかけ	★★★★★☆
I—5—2	中東諸国との二国間関係の強化	★★★★★☆

施策 I—6	アフリカ地域外交	★★★★★☆
I—6—1	アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進	★★★★★☆
I—6—2	多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進	★★★★★☆
I—6—3	日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進	★★★★★☆

基本目標 II：分野別外交

施策 II—1	国際の平和と安定に対する取組	★★★★★☆
II—1—1	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と对外発信	★★★★★☆
II—1—2	日本の安全保障に係る基本的な外交政策	★★★★★☆
II—1—3	国際平和協力の拡充、体制の整備	★★★★★☆
II—1—4	国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組	★★★★★☆
II—1—5	国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現	★★★★★☆
II—1—6	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	★★★★★☆

施策 II—2	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	★★★★★☆
---------	-----------------	--------

施策 II—3	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	★★★★☆
II—3—1	原子力の平和的利用のための国際協力の推進	★★★★☆
II—3—2	科学技術に係る国際協力の推進	★★★★☆

施策 II—4	国際経済に関する取組	★★★★☆
II—4—1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	★★★★☆
II—4—2	グローバル化の進展に対応する国際的な取組	★★★★☆
II—4—3	重層的な経済関係の強化	★★★★☆
II—4—4	経済安全保障の強化	★★★★☆
II—4—5	海外の日本企業支援と対日投資の促進	★★★★☆
II—4—6	北海道洞爺湖サミットの開催	★★★★☆

施策 II—5	国際法の形成・発展に向けた取組	★★★★☆
II—5—1	国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	★★★★☆
II—5—2	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	★★★★☆
II—5—3	経済及び社会分野における国際約束の締結・実施	★★★★☆

施策 II—6	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	★★★★☆
----------------	-----------------------------------	-------

基本目標III：広報、文化交流及び報道対策

施策 III—1	海外広報、文化交流	★★★★☆
III—1—1	海外広報	★★★★☆
III—1—2	国際文化交流の促進	★★★★☆
III—1—3	文化の分野における国際協力	★★★★☆

施策 III—2	報道対策、国内広報、IT広報	★★★★☆
III—2—1	適切な報道機関対策・国内広報の実施	★★★★☆
III—2—2	効果的なIT広報の実施	★★★★☆
III—2—3	効果的な外国報道機関対策の実施	★★★★☆

基本目標IV：領事政策

施策IV—1	領事サービスの充実	★★★★☆☆
施策IV—2	海外邦人の安全確保に向けた取組	★★★★☆☆
施策IV—3	外国人問題への対応強化	★★★★☆☆

基本目標V：外交実施体制の整備・強化

施策V—1	外交実施体制の整備・強化	★★★★☆☆
施策V—2	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	★★★★☆☆

基本目標VI：経済協力

施策VI—1	経済協力	★★★★☆☆
--------	------	--------

施策VI—2	地球規模の諸問題への取組	★★★★☆☆
VI—2—1	人間の安全保障の推進と我が国の貢献	★★★★☆☆
VI—2—2	環境問題を含む地球規模問題への取組	★★★★☆☆

基本目標VII：分担金・拠出金

施策VII—1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	★★★★☆☆
施策VII—2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	★★★★☆☆
施策VII—3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	★★★★☆☆

[実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]

評価シートの記載内容

(具体的) 施策レベル評価
シート

○—○—(○)(施策名)

(施策所管課名)(課室長名)

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	【小目標】
施策の位置付け	
施策の概要	

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて・・・・・。」

(理由)

課題

施策の必要性

施策の有効性

施策の効率性

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度

単位：百万円

人的投入資源

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度

単位：人（本省職員）

外部要因**目標の達成状況**

評価の切り口 1：

評価の切り口 2：

第三者の所見**評価結果の政策への反映****今後の方針****事務事業の扱い**

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ① →
- ② →
- ③ →

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針			

[(具体的) 施策レベル評価シート] における【評価結果】の記載

評価対象となる施策の目標として掲げたことが達成されたかどうかについて、下記の5つの表現を使い類型化して記述する。

- A 目標を達成した。
- B 目標の達成に向けて
 - (1) 相当な進展
 - (2) (普通の) 進展 があった。
 - (3) 一定の進展
- C 目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。

A 目標を達成した。

→この場合、今後の施策の目標を新たに設定する必要がある。今後の施策の方向性などについて要記述。

B 目標の達成に向けて

- (1) 相当な進展
- (2) (普通の) 進展 があった。
- (3) 一定の進展

(1) 相当な進展

事前に想定していたよりも、大きな進展があった場合

→外交努力により、想定以上の成果が得られた。

例 [想定していた以上に交渉が進み]条約締結に至った

国際的な問題に対する具体的な取組開始（+我が国もその実現に向け大きく貢献した）

人的交流の倍増・大幅な増加

(2) (普通の) 進展

事前に想定していた通りの進展があった場合

→外交努力により、予想していた成果が得られた。

例 [順調に交渉が進み]予定されていた条約を締結

国際的な問題に対する具体的な取組開始（+我が国もその実現に向け大きく貢献した）

人的交流事業の円滑な実施

予定していた我が国提出の国連決議の採択

* 上記取組に対する各国要人の積極的な評価が見られたことへの言及も可

(3) 一定の進展

事前に想定していたよりも少ない進展しかなかった場合

→例 成果を上げるべく、・・・のような外交努力を行ったが、先方の国内事情（外

部要因)などにより、条約の締結にまでは至らなかった。したがって、今後、・・・のような取組を強化するなど政策を見直していく方針。

C 目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。

事前に想定していたよりもはるかに少ない進展しかなかった場合

→例 成果を上げるべく、・・・のような外交努力を行ったが、先方の国内事情（外部要因）など、極めて困難な事情により、条約の交渉がほとんど進まなかつた。（以下、今後の取組方針の見直しなど、改善を要する点について記述する。）

〔(具体的) 施策レベル評価シート〕における投入資源の記載

(1) 予算

予算	平成 20 年度	平成 21 年度

単位：百万円

外務省予算のうち、当該評価対象施策を実施するために計上されている当初予算（平成 20 年度予算額及び平成 21 年度予算額）のうち、共通経費を除く予算額を百万円単位で記載する（小数点以下は四捨五入）。在外分予算（除く、共通経費）は含む。

特に予算を計上していない場合は「一」と記載する。

(2) 人的投入資源

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度

単位：人（本省職員）

人的投入資源に含まれるもの

人的投入資源とは、各施策を実施するために投入された各施策所管課（室）の人的資源（定員ベース）を合計したもの（各施策所管課（室）全体の業務に占める割合も踏まえ記載）。本省の局幹部以上は含まれない。また、在外公館の定員も含まない。

なお、外務省においては施策所管課（室）に加え、他部局の協力・連携の下で実施する性格の施策が多いが、全体についての算出が困難なことから、施策所管課（室）の人数に限定する。

事務事業評価シート
〔事務事業評価版〕に掲載

○—○— (○) (施策名)

(施策レベル評価版：○頁)

事務事業名 ①

事務事業の概要

有効性（具体的成果）

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

評価をするにあたり使用した資料

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標 I 地域別外交

施策 I—1 アジア大洋州地域外交 ······ 49

具体的施策

I-1-1	東アジアにおける地域協力の強化 ······	58
I-1-2	朝鮮半島の安定に向けた努力 ······	63
I-1-3	未来志向の日韓関係の推進 ······	67
I-1-4	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 ······	72
I-1-5	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 ······	76
I-1-6	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 ······	79
I-1-7	南西アジア諸国との友好関係の強化 ······	83
I-1-8	大洋州地域諸国との友好関係の強化 ······	88

I－1 アジア大洋州地域外交

評価担当課室名	業務内容
アジア大洋州局 地域政策課	アジア地域における総合的な外交政策
北東アジア課	韓国、北朝鮮に関する外交政策
中国・モンゴル課	中国、モンゴルに関する外交政策
南部アジア部 南東アジア第一課	ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマー、ラオスに関する外交政策
南東アジア第二課	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアに関する外交政策
南西アジア課	インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブに関する外交政策
アジア大洋州局 大洋州課	バヌアツ、オーストラリア、キリバス、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、ニュージーランド、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシアに関する外交政策

I — 1 アジア大洋州地域外交

具体的施策

- I — 1 — 1 東アジアにおける地域協力の強化
- I — 1 — 2 朝鮮半島の安定に向けた努力
- I — 1 — 3 未来志向の日韓関係の推進
- I — 1 — 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等
- I — 1 — 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化
- I — 1 — 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化
- I — 1 — 7 南西アジア諸国との友好関係の強化
- I — 1 — 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

評価の結果

施策 I — 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 1 — 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 1 — 2	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
I — 1 — 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
I — 1 — 4	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 1 — 5	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 1 — 6	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 1 — 7	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 1 — 8	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆

施策の必要性

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジアは、世界の成長センターであり、インドや中国の台頭等と相まって近年急速な経済成長を遂げている一方、テロや感染症等の地域共通の新たな脅威が顕在化し、また北朝鮮問題等、安全保障上の不安定要因も依然として存在し、長期的な予見可能性が欠如している。豊かで安定し、開かれた東アジアの実現は我が国の安全と繁栄に不可欠であり、二国間関係のみならず、地域協力枠組みにおいて地域共通の脅威や課題に取り組むとともに、その中で民主主義、人権、法の支配等普遍的な価値や国際ルールの地域における定着を図っていくことが引き続き必要である。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。また、拉致問題は、我が国の主権にかかる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

日韓両国は、基本的価値を共有する最も大切な隣国関係であり、「シャトル首脳外交」等を通じ、引

き続き未来志向の「成熟したパートナーシップ関係」を強化していくために協力していくこと、さらには、北朝鮮問題、開発協力、海賊対策といった国際社会における共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域、更には国際社会全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いになくてはならない存在になっている。日中関係は最も重要な二国間関係の一つとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互恵関係」の具体化を進展させることが重要である。一方で、日中間には引き続き様々な懸案が存在しており、これらを緊密な対話を通じて解決し、未来志向の日中関係を構築していくことは日中関係のみならず地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

モンゴルは、中露の間という地政学的位置による戦略的重要性に加え、ウラン・レアメタルを豊富に有する資源外交の新たな相手国として、また国際場裡におけるパートナー国として、我が国にとっての重要性がより一層増している。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域は90年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験にかんがみれば、本地域を含むASEANの安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発によるASEAN新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN域内の格差を是正し、ASEANの統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的対日友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国外交を推進していく上で重要な意味を有する。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値を共有し、政治・安全保障面における国際的・地域的諸課題に対応していく上で重要なパートナーである。

また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、東アジア地域統合プロセスの中心であるのみならず、最重要生産拠点・市場の一つとして、貿易・投資面において我が国と密接な関係を有することから、当該地域のビジネス環境整備は、我が国企業の競争力強化の観点から死活的な重要性を有する。また、インドネシア、ブルネイ、マレーシア、東ティモールは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。

上述のとおり、当該地域は政治・経済両面で大きな重要性を有しているが、未だ東ティモールのような国づくりの途上にある国家や、情勢が不安定なフィリピン・ミンダナオ地域が存在するとともに、安全保障面での脆弱性、民主主義の定着、地域統合の推進等の多様な課題を有している。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

(1) 南西アジアは、世界最大の民主主義国家であるインドを始め、高い経済成長を実現してきており、国際社会での存在感を高めている。特にインドは、世界的不況の影響はあるものの、依然高い経済成長を維持しており、対外的にも米国との安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での発言力を高めている。また、インドは10億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観を有しており、我が国

にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、高い重要性を有している。

(2) 一方、南アジアでは依然として貧困、民主化、テロ、不安定な内政等の課題を抱えており、我が国として南アジアの民主化・民主主義の定着や平和構築の流れを支援していくことは、南アジア地域の安定と繁栄にとり極めて重要である。

(3) 加えて、南西アジア諸国は我が国と中東諸国とのシーレーン（海上輸送路）上に位置し、地政学的にも我が国にとって極めて重要である他、戦争による負の遺産もなく親日的である等、我が国にとり外交的に重要であり、南西アジア諸国との一層の関係強化は我が国にとり不可欠である。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源及び食料の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国との外交関係を強化することは、国連（安保理）改革等について、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持母体を得るため、また、水産資源を安定的に確保するために極めて重要である。

施策の有効性

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

アジアの安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間の友好関係を構築するためには、地域協力の推進力である ASEAN の統合支援や、日中韓協力の進展、更に普遍的価値の共有、開放性・透明性といった諸原則に基づいた地域協力・統合を進めていくことが重要である。EAS や ASEAN+3、日・ASEAN 協力といった枠組みによる協力は、地域各国と一層幅広い連携を実施していく上で重要な役割を果たし、また日中韓協力はこれらの協力と相互補完的な役割を果たしている。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に具体的な対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、G 8 首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に具体的な対応を求めるアプローチ、③必要に応じて独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、具体的な対応をとるように促すとの観点から有効である。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

未来志向の日中関係を発展・強化させ、日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決するためには、様々な分野、様々なレベルでの対話を通じ、「戦略的互恵関係」の構築に向けた具体的協力を推進すること、及び日中間の諸懸案に関し、胸襟を開いた意見交換を実施し、相互理解を深めること、また、新日中友好 21 世紀委員会や日中歴史共同研究等の有識者の交流、青少年交流を中心とした民間レベルでの交流を促進し、相互理解と相互信頼の増進に努めていくことが有効である。

日モンゴル関係のより一層の強化のためには、各種招聘・派遣事業や対話の枠組み（官民合同協議会、

両国外務省間政策対話、両国地域情勢対話等）の継続的実施を通じた相互理解の促進や具体的目標の設定が有効である。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協議を通じたこれらの国々との間のビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化に有効である。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

東南アジア島嶼部各国と国際的・地域的課題への対応で連携しつつ、経済面での連携強化や地域の安定に向けた協力を実施する上で、①要人往来による様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進、②各国との経済連携協定 (EPA) の協議・実施等経済分野での関係緊密化、③平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力、を実施することが有効である。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

我が国の発展にとりインドを中心とする新興国との関係強化は不可欠であるが、日印関係は民間部門の活動により自然に維持・強化していくような成熟した段階にはない。ある程度政府が主導し、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップ強化のため政治的コミットメントを示すことは、民間経済部門を中心とした二国間関係強化に資するものである。また、民主化・平和構築やテロとの闘い等の課題を抱える南西アジア地域の平和と繁栄を実現するために、我が国として協力へのコミットメントを示すことが必要である。その具体策としては、要人往来や首脳・外相会談を中心とした様々なレベルでの対話の継続・促進、南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施等が有効である。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に資するために有効である。第4回日・PIF 首脳会議を適切にフォローアップすることは、我が国がこの地域に対するコミットメントを示すために重要であり、島嶼国が我が国に対する積極的な支持を引き出すために有効である。更に、各国との草の根レベルでの交流事業の実施及び青年招聘は、我が国に対する理解を深め、長期的な対日協力姿勢を確保するために有効である。

施策の効率性

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

EAS や ASEAN+3、日・ASEAN 協力といった上記のそれぞれの枠組みにおいて相当な進展が見られ、また、これらの枠組みに基づく協力案件も着実に実施され、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチについては、平成 20 年 8 月の日朝合意等からも明らかなどおり、北朝鮮からの具体的な行動を引き出すためには効率的な手段と考えられる。

六者会合、国際連合、G 8 首脳会合等、更には関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の支持と協力を得た。また、我が国の外交努力により、北朝鮮人権状況決議や G 8 首脳

会合等における議長声明等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。加えて、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を継続したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示し、北朝鮮に対して国際社会の声に反することのコストを認識させるのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものと考えられ、効率的な手段と考えられる。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

- (1) 政治分野の対話の促進については、首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話が実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気の醸成にも資することとなった。とられた手段は適切かつ効果的であった。
- (2) 人的交流の拡大については、近年、日韓両国政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこと、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム（いわゆる「韓流」）とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。「日韓交流おまつり」における交流や、「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下での、1400人を超える韓国の中高生、大学生、教員等の訪日（平成20年）に加え、平成20年4月の日韓首脳会談では、日韓の大学間交流協定に基づく留学を支援する「日韓大学生交流事業」の実施や「日韓ワーキングホリデー制度」の、日韓それぞれの参加者上限を拡大することで一致した。とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組については、韓国国民の過去に対する心情を重く受け止め、人道的観点から、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在サハリン「韓国人」支援、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、第二期日韓歴史共同研究が順調に進んでいることは、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなっており、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (4) 日韓間の懸案への対応に関しては、EEZ境界画定について、平成20年5月に第9回交渉、平成21年3月に第10回交渉を実施し、現在も交渉が継続中である。また、EEZ境界画定には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行なっている。また、日韓間には竹島をめぐる領有権の問題があるが、平成20年7月14日に文部科学省が公表した中学校学習指導要領解説（社会（地理的分野））に初めて竹島が記述されたことに対し、韓国政府は強く反発した。竹島についての日本政府の立場は一貫しており、パンフレットの作成などにより対外的に周知するとともに、韓国側に対しても累次にわたり申し入れている。いずれにせよ、日本政府としては、この問題の平和的解決のため、粘り強い外交努力を行っていくという方針であり、とられた手段は適切かつ効果的であった。
- (5) 経済緊密化のための各種協議等の推進については、平成20年10月に第7回日韓ハイレベル経済協議が開催された。また、日韓経済連携協定（EPA）交渉については、平成16年11月以降中断しているが、平成20年4月の日韓首脳会談において、日韓EPAが両国の経済関係の強化に重要な役割を果たすであろうという認識を共有したことを受け、交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議が6月及び12月に開催された。また、平成21年1月の日韓首脳会談では、交渉再開に向けた検討を促進することに、また2月の日韓外相会談では実務協議のレベルを審議官級に引き上げることで一致した。とられた手段は適切かつ効果的であった。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

平成20年度は、5回の首脳間の相互訪問が行われるなど、首脳会談、外相会談を含む各種要人会談

が活発に展開され、その他にも日中戦略対話（次官級）、日中人権対話（局長級）等幅広い事務レベル協議を実施、「戦略的互恵関係」の構築に向け対話を積み重ね、施策の目標に向け、相当な進展がみられた。また、対モンゴル関係においても外務省間政策対話及び官民合同協議会等、様々なレベルでの話し合いを実施した。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域開発は地域全体の包括的な開発を目指す構想であり、我が国の限られた援助資源を最適配分するという観点から、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

少ない投入資源（予算のうち 165 百万円は日・インドネシア EPA に基づき受け入れた看護師・介護福祉士候補者の日本語研修経費であり、同経費を除いた予算額は 63 百万円のみ）にもかかわらず、関係省庁・各課（要人往来・EPA 交渉・実施における関係省庁との連携）、民間（EPA 実施、周年事業実施）等と密接に協力するなど効率的に事業を行い、政治、経済、安全保障、文化の各分野で関係国と友好・協力関係を大きく推進した。外務省の行った施策については、投入資源と比較して大きな成果を出しておらず、取られた手段は適切かつ効率的であった。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

平成 20 年度は、首脳レベルを含む要人往来、各種協議の活発な実施、選挙監視団の派遣を含む南アジア地域全体の平和と繁栄に向けた各種取組の実施等により、施策の目標に向けて相当な進展があったことは、とられた手段が適切かつ効率的であったことを示すものと考えられる。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州とは、安全保障協力の強化や EPA 交渉の継続など平成 19 年度に引き続き、更なる進展がみられた。ニュージーランドとは作業部会を実施し、二国間関係強化のための協力の枠組み作りに進展があった。また、太平洋・島サミット準備会合及び要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化させた結果、対日協力姿勢の強化が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジアの地域協力枠組みのそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を引き続き実質的に進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。特に、日・ASEAN間では12月 1 日に、日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定が日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーの間で発効したほか、金融危機対応や災害対応能力向上のため約7500万ドルを日ASEAN統合基金（JAIF）に新たに拠出し、ASEAN統合に向けて我が国が積極的に支援することを示すことができた。また、日中韓協力に関しては、12月に福岡県太宰府市で開催された日中韓首脳会議は、他の国際会議の機会を捉えて開催されてきたこれまでの首脳会議とは異なり、歴史上、初めて、独立した会議として開催された。同会議において、三か国首脳は、今後の三国間協力の指針を記した「三国間パートナーシップに関する共同声明」に署名し、我が国のイニシアティブにより、未来志向で三国間協力を強化するとのメッセージを発出した。ASEAN+3 協力、東アジア首脳会議に関しては、平成20年度は議長国タイの国内事情により開催されなかつたが、エネルギー安全保障、環境・気候変動、青少年交流等の分野で引き続き具体的な協力が着実に推進されているほか、第 4 回首脳会議において主要テーマとして取り上げられる予定であった世界経済金融危機、食料・エネルギー安全保障、防災に関し、我が国は、同首脳会議に向けて、危機や課題に対応するための各国の取組を支援する協力策を準備した（同協力策は、4月11日に公表された）。以上

のように、各々の枠組みにおいて、当初想定していた以上の成果が見られた。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

- (1) 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、朝鮮半島の非核化に向け、六者会合の枠組みの下、北朝鮮は、「共同声明実施のための第二段階の措置」の一環として、平成 20 年 6 月に申告を提出し、寧辺（ヨンビョン）における核施設の無能力化も一部実施された。しかし、12 月の六者会合首席代表者会合では検証の具体的枠組みについての合意は得られなかった。
- (2) 我が国が、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を平成 20 年も継続し、毅然とした対応をとったことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。
- (3) 日朝関係については、平成 20 年 6 月に北京で開催された日朝実務者協議に引き続き、8 月にも同実務者協議が開催され、拉致問題に関する全面的な調査の具体的態様等につき合意が得られた。しかし、9 月に北朝鮮から調査開始を見合わせる旨の連絡があって以降、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。
- (4) ①国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、②G 8 首脳会合や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたこと、特に 7 月の G 8 北海道洞爺湖サミットでは、首脳宣言において初めて「拉致」が明示的に言及され、議長声明にも「拉致」が盛り込まれたことは、一定の成果であった。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

平成 20 年 4 月に李明博大統領が訪日し、また、平成 21 年 1 月には、麻生総理大臣が「シャトル首脳外交」の一環として訪韓して、「成熟したパートナーシップ関係」を強化していくことを確認するとともに、日韓関係を一層緊密にするだけでなく、日韓両国が共に国際社会に貢献していくことを確認するなど、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月の間に 4 回の日韓首脳会談を行った。加えて、5 回の外相会談を始めとする様々な分野での重層的かつ緊密な政府間対話や民間レベルの交流が進展した。「成熟したパートナーシップ関係」の構築や「シャトル首脳外交」の定着に向けて、着実な進展があったものと評価できる。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

中国との間では、5 月の胡錦濤国家主席による中国国家主席として 10 年ぶりの訪日や 10 月の麻生総理大臣の訪中等、5 回の首脳間相互訪問が行われ、「戦略的互恵関係」構築に向けて多くの対話が重ねられた。「食の安全」の問題や 12 月の中国公船の尖閣諸島領海への進入事案などが発生したが、幅広い層での交流が進むなど関係は着実に進展した。モンゴルとの間では、外相会談や外務省間政策対話及び官民合同協議会等、様々なレベルでの話し合いが実施されるなど、極めて良好な政治的関係と同等な経済関係の構築に向けて、双方による取組が行われた。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

タイ首相及びラオス国家主席が訪日し、皇太子殿下が初めてベトナムを訪問するなど、要人による二国間訪問が活発に行われた。経済協議については、日ラオス投資協定及び日カンボジア投資協定が発効し、日ベトナム経済連携協定が署名された。メコン地域開発については、「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」に基づく支援を引き続き実施した。また、平成 20 年 1 月の日メコン外相会議で平成 21 (2009) 年を日メコン交流年とすることで合意し、政治、経済、文化その他幅広い分野における交流行事を実施し、各国との対話・交流が促進された。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

- (1) マレーシア、インドネシア、東ティモールの首脳、東ティモール、インドネシア、ブルネイ、フィリピンの外相を含む多数の閣僚級要人の訪日、マレーシア、フィリピンとの次官級協議や日・BIMP-EAGA（ビンプ・東 ASEAN 成長地域）会合の開催、日・インドネシア友好年関連事業の活発な実施（年間 300 以上）により、様々なレベルでの対話・交流が極めて活発に行われ、質・量ともに優れた具体的成果を得ることができた。
- (2) 経済面では、インドネシア、ブルネイ、フィリピンとの経済連携協定（EPA）発効、フィリピンとの租税条約改正議定書発効、ブルネイとの租税協定署名という大きな具体的成果を得た。また、既に発効していたシンガポール、マレーシアとの EPA も含み、分野別的小委員会等の開催や相手国との調整により各経済連携協定（EPA）の着実な実施が図られた。
- (3) さらに、東ティモールの国づくりへの継続的な支援やフィリピン・ミンダナオ和平プロセスへの積極的関与、安全保障分野での所管国との連携強化等により地域の安定と平和に向け大きな貢献ができた。また、民主主義の普及・定着、地域統合、経済・金融危機等の課題への対応のため、所管国との緊密な連携を図り、地域の安定・発展の推進に貢献した。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

平成 20 年には、高村外務大臣（当時）のパキスタン及びインド訪問、シン・インド首相の公式訪日を始めとするハイレベルの要人往来が実現した。また、南アジア各国との首脳会談、外相会談等の政治レベルでの対話に加え、次官級協議、局長級対話等の各種事務レベルでの対話が実施された。特にインドとの関係では、シン首相訪日の際に、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等の幅広い分野で協力を強化する「戦略的グローバル・パートナーシップの前進に関する共同声明」及び安全保障分野での協力に関する「安全保障協力に関する共同声明」が発出される等、日印戦略的グローバル・パートナーシップは一層強化された。さらに、我が国は、バングラデシュ、モルディブ、ネパール、ブータンへの選挙監視団派遣、南アジア地域協力連合（SAARC）に対する協力等、南西アジア地域の平和と繁栄に向けた協力を積極的に実施した。これらの点において、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化を柱とする南アジア地域全体の安定と繁栄という目標に向けて、当初の想定以上の大きな成果があげられた。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

（豪州との関係）ハイレベルの二国間会談（6回の外相会談、6回の首脳会談（うち3回は電話会談））、日豪 EPA 交渉（4回）及び安全保障面での対話等を通じ日豪関係の強化を推進し、6月のラッド首相訪日時には、包括的な戦略関係を更に強化することにつき合意した。

（NZとの関係）平成 20 年 5 月のクラーク首相の訪日時に、引き続き幅広い分野で二国間関係を強化することで合意した。経済関係強化のための作業部会及び日 NZ 高級事務レベル経済協議を通じ、経済面を中心に対話を推進した。11月の総選挙の結果、キー国民党政権が成立し、12月には日 NZ 電話首脳会談を実施し、二国間関係及び経済金融危機について意見交換を行った。

（島嶼国との関係）島嶼国首脳の来訪（トメイン・マーシャル大統領、モリ・ミクロネシア大統領及びレメンゲサウ・パラオ大統領）に加え、皇太子殿下のトンガ国王戴冠式へのご出席やパラオ及びミクロネシアへの特派大使派遣等要人往来の強化を通じ島嶼国との友好協力関係の深化に努めた。また、平成 21 年 5 月に開催する第 5 回日・PIF 首脳会議に向け、有識者会合や日・PIF 首脳会議準備会合を実施した。こうした取組を通じ島嶼国の自助努力に対する支援について我が国のイニシアティブを印象づけた。これら我が国の取組において、大洋州島嶼国からは、安保理改革等について国際場裡での支持を確保し

てきている。

今後の方針

1. 「東アジアにおける地域協力の強化」について

すべての枠組みにおいて地域協力を積極的に推進し、地域の一体感を高めていく。地域共通の課題に対し、協力の気運が高い分野において協力を進展させ、地域全体の利益となるよう具体的な取組を進める。

2. 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

関係国と緊密に連携・協力しつつ、六者会合や日朝協議等を通じ、諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を目指す。

3. 「未来志向の日韓関係の推進」について

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

4. 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

日中間で「戦略的互恵関係」の構築に向け、引き続き幅広い分野における協力の具体的な進展をはかり、同時に個別の懸案を解決すべく、各種対話や交流を一層強化していく。日モンゴル間では、政府関係者の招聘や我が国有識者の派遣を通じた相互理解の促進に一層努めていく。

5. 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

今後ともメコン河流域5か国との友好関係の強化、経済関係の緊密化に取り組むとともに、これらの国々の発展を支援することを通じて、ASEANの統合を支援し、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

6. 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

各国との関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流、各国との経済連携協定（EPA）に基づく各種小委員会等やEPAの円滑な実施のための協議等二国間経済協議、平和構築を始めとする地域及び国際的課題に関する協力を引き続き着実に実施していく。また、EPA実施や地域及び国際的課題に関する協力については、適正な予算措置及び人的体制の拡充を行っていく。

7. 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、要人往来、各種政策協議、経済協力を通じ、引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに、南アジアの安定と繁栄に向け民主化・平和構築等の支援のための具体的な施策を講じる。

8. 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。また、我が国として、豪州、ニュージーランド及び島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に、特に第5回太平洋・島サミット開催に向けて我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。

I－1－1 東アジアにおける地域協力の強化

アジア大洋州局地域政策課長 伊藤康一

平成 21 年 5 月

施策の概要

施策の目標	東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">我が国が参加している東アジアの地域協力枠組みの下で具体的協力を進展させること(特に、初の独立開催となる日中韓首脳会議を成功裡に開催し、日中韓協力を進展させること)
施策の位置付け	第 171 回国会施政方針演説に言及あり。 第 171 回国会外交演説に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	日本の安全と繁栄に不可欠である、豊かで安定し、開かれた東アジアの実現のため、二国間関係に加え、多国間の様々な地域協力枠組みを通じて地域共通の課題に取り組んでいくことが必要である。具体的には、①日・ASEAN 協力、②ASEAN+3 協力、③東アジア首脳会議 (EAS)、④日中韓協力その他の協力枠組みの下、地域共通の課題に対処する協力を積極的に推進する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

東アジアの地域協力枠組みのそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を引き続き実質的に進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。特に、日・ASEAN間では12月1日に、日・ASEAN包括的経済連携 (AJCEP) 協定が日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーの間で発効したほか、金融危機対応や災害対応能力向上のため約7500万ドルを日ASEAN統合基金 (JAIF) に新たに拠出し、ASEAN統合に向けて我が国が積極的に支援することを示すことができた。また、日中韓協力に関しては、12月に福岡県太宰府市で開催された日中韓首脳会議は、他の国際会議の機会を捉えて開催されてきたこれまでの首脳会議とは異なり、歴史上、初めて、独立した会議として開催された。同会議において、三か国首脳は、今後の三国間協力の指針を記した「三国間パートナーシップに関する共同声明」に署名し、我が国のイニシアティブにより、未来志向で三国間協力を強化するとのメッセージを発出した。ASEAN+3 協力、東アジア首脳会議に関しては、平成20年度は議長国タイの国内事情により開催されなかつたが、エネルギー安全保障、環境・気候変動、青少年交流等の分野で引き続き具体的な協力が着実に推進されているほか、第

4回首脳会議において主要テーマとして取り上げられる予定であった世界経済金融危機、食料・エネルギー安全保障、防災に関し、我が国は、同首脳会議に向けて、危機や課題に対応するための各国の取組を支援する協力策を準備した（同協力策は、4月11日に公表された）。以上のように、各々の枠組みにおいて、当初想定していた以上の成果が見られた。

課題

- (1) 地域協力の推進力である ASEAN が 2015 年までの「ASEAN 共同体」の実現を目指して推進している、域内格差是正を始めとする統合努力を我が国として引き続き積極的に支援する。
- (2) 今後 10 年間の ASEAN+3 協力の大局的方向性を示す「東アジア協力に関する第二共同声明」に沿って、広範な分野で ASEAN+3 協力を引き続き推進する。
- (3) EAS については、エネルギー安全保障、環境・気候変動、青少年交流といった分野で我が国が打ち出した協力イニシアティブを引き続き着実にフォローアップするとともに、地域共通の課題に対して首脳主導の具体的協力を推進するためのイニシアティブを積極的に発揮していく。特に、アジアが「開かれた成長センター」として世界経済に貢献できるよう、アジアの成長力強化と内需拡大のための協力を推進する。
- (4) 独立した日中韓首脳会議を開催し、更に進展の気運が高まっている日中韓三国間協力を着実に推進していく。
- (5) 重要な域外との貴重な対話の場であるアジア協力対話（ACD）を活用し、我が国が重視する環境への取組を積極的に発信する。

施策の必要性

東アジアは、世界の成長センターであり、インドや中国の台頭等と相まって近年急速な経済成長を遂げている一方、テロや感染症等の地域共通の新たな脅威が顕在化し、また北朝鮮問題等、安全保障上の不安定要因も依然として存在し、長期的な予見可能性が欠如している。豊かで安定し、開かれた東アジアの実現は我が国の安全と繁栄に不可欠であり、二国間関係のみならず、地域協力枠組みにおいて地域共通の脅威や課題に取り組むとともに、その中で民主主義、人権、法の支配等普遍的な価値や国際ルールの地域における定着を図っていくことが引き続き必要である。

施策の有効性

アジアの安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間の友好関係を構築するためには、地域協力の推進力である ASEAN の統合支援や、日中韓協力の進展、更に普遍的価値の共有、開放性・透明性といった諸原則に基づいた地域協力・統合を進めていくことが重要である。EAS や ASEAN+3、日・ASEAN 協力といった枠組みによる協力は、地域各国と一層幅広い連携を実施していく上で重要な役割を果たし、また日中韓協力はこれらの協力と相互補完的な役割を果たしている。

施策の効率性

上記それぞれの枠組みにおいて相当な進展が見られ、また、これらの枠組みに基づく協力案件も着実に実施され、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	87	86

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	23	24

単位：人（本省職員）

外部要因

東アジア地域協力の動向は、その時々の政治、経済、安全保障情勢に大きく影響される。

目標の達成状況

評価の切り口 1：日・ASEAN 協力の進展状況

平成 20 年度は、日 ASEAN 外相会議（平成 20(2008) 年 7 月 23 日にシンガポールで開催）、日・ASEAN フォーラム（次官級：平成 20 (2008) 年 10 月 15 日にラオスで開催）をはじめ、多数の対話をを行い、特に環境協力では新たに日 ASEAN 環境対話を開始した。更に経済面では、12 月 1 日、日本、シンガポール、ラオス、ベトナム、ミャンマーの間で日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定が発効し、更に平成 21 (2009) 年 1 月 1 日にブルネイ、2 月 1 日にマレーシアとの間で発効した。また、日・ASEAN 協力の中長期的な発展の方向性について検討する「日・ASEAN 賢人会議」が 3 回開催された。このほか、10 月に ASEAN 担当大使を任命し、12 月までに総計 50 万人分の新型インフルエンザ対策の抗ウイルス剤を新たに配布するとともに、JAIF に対し新たに計約 7500 万ドルを拠出し、日・ASEAN 協力が着実に進展した。

詳細は、事務事業①「日・ASEAN 協力」を参照。

評価の切り口 2：共通の課題に対処する地域協力の拡大及び深化

各々の地域協力の枠組みにおいて、具体的協力が一層進展し、地域の一体感が高まっている。

EASにおいては、第 4 回首脳会議は延期されたが、第 2 回及び第 3 回首脳会議でそれぞれ我が国より表明したエネルギー及び環境分野の協力イニシアティブや、「21世紀東アジア青少年大交流計画」(JENESYS) は引き続き着実に実施されている。また、同首脳会議に向けて、世界経済金融危機、食料・エネルギー安全保障、防災に関する日本の協力策を準備した（同協力策は 4 月 11 日に公表された）。

ASEAN+3 協力においては、ASEAN+3 高級実務者会合、局長級会合が開催され、「東アジア協力に関する第二共同声明」の実施について意見交換が行なわれたほか、7 月に開催された ASEAN+3 外相会議においても「第二共同声明」の具体的実施について意見交換が行われ、特に食料・エネルギー安全保障、防災の面を優先的な協力分野として各国の意見が一致した。また平成 21 年 2 月の ASEAN+3 財務大臣会合において、チェンマイ・イニシアティブのマルチ化の主要事項について合意された。

日中韓協力においては、平成 20 年 12 月に歴史上、初めて、独立した首脳会議を開催し、三か国首脳は、今後の三国間協力の指針を記した「三国間パートナーシップに関する共同声明」に署名し、未来志向で三国間協力を強化するとのメッセージを発出した。

アジア協力対話 (ACD) では、第 7 回外相会合がカザフスタン・アスタナにて開催され、会合内では、ACD の将来の方向性に関する提言につき合意されるとともに、金融危機、食料及びエネルギー安全保障、気候変動についても議論が行われ、多くの国より、これらの分野において、引き続きアジア諸国で協力

していく必要がある旨発言が行われた。

詳細は、事務事業②「ASEAN+3協力」、事務事業③「東アジア首脳会議(EAS)」、事務事業④「日中韓協力」、事務事業⑤「地域の安定と繁栄を目指したその他の協力」を参照。

第三者の所見

小島 明 日本経済研究センター（JCER）特別顧問、政策研究大学院大学（GRIPS）客員教授

1. 東アジアは内部に格差の問題を抱えながらも全体に経済発展を実現し、各国がお互いに「よりよき明日」に目を向けながら未来志向の建設的な協力関係を展開しつつある。冷戦終焉後の世界では、期待に反して地域紛争、民族対立が多発しているが、東アジア地域では朝鮮半島を別にすると、インドシナ半島から硝煙が消え、「協力の半島」が生まれるなど地域の安全保障関係が改善してきた。この状況をさらに確実なものにできれば、協力を通じた経済の相互発展を基礎に各国間関係の安定化を確保するというアジア・モデルを世界に発信できる可能性がある。そうした視点からすると、東アジアにおける二国間に加え、多層的、多角的な協力が極めて重要であり、日本がそれに積極的に関与、協力する意義は大きい。
2. 日・ASEAN関係は戦後の日本外交における重視してきたものであり、その成果は貴重な外交資産である。日本は、ASEAN自体が相互協力を通じて発展と安定を目指し努力している状況を積極的に評価する必要があり、引き続き対ASEAN外交において貴重な外交資産をさらに大きくすべく努力すべきだろう。この観点から実際の外交施策を観察すると、個別施策の理念、具体的な内容、達成した成果のいずれの面でも十分評価にあたいすると実感できる。
3. 台頭する中国を東アジア全体がどう受けとめるかが、地域の極めて重要な課題となっている。中国自体も大国化の手ごたえを感じながら、アジア地域における外交も積極化させている。ただ、中国は「大国」としてのあり方、戦略に関し、いま、いわば学習過程にあり、明確な戦略が形成されているわけではない。日本は中国のこの学習過程を建設的な方向と方法で支援し、中国の持続的、かつ安定的な発展に協力するという発想を必要としている。日本にとっても東アジア全体、さらにはグローバル社会全体にとっても中国の平和的、持続的な発展がプラスであり、逆に中国が混乱し不安定化することが地域の脅威だと認識を持つべきだろう。2009年に、「GDP世界第二位」の地位が日本から中国に移る見通しである。日本が第三位に後退するわけだが、それを日本は感情的に受けとめてはならない。内向きになることも、中国に反感をもつことも日本にとっても東アジア全体にとってマイナスとなる。日本は対等な立場で、よりよき東アジアを作るための未来指向の関係を定着させなければならない。
4. ASEAN諸国は中国が台頭するなかで、日本の役割に強い期待を寄せている。第一は日本が国力に応じた役割と責任を東アジア地域外交で發揮し、東アジアにおけるバランスを維持して欲しいということ。第二は、東アジアの大國である日本と中国、さらに韓国の関係を一層協力的で安定的なものにして欲しいという期待である。ASEANプラス3の首脳レベルでの対話のプロセス、さらにはASEANプラス6の東アジア・サミット(EAS)のプロセスが定着しつつあることは東アジアにとって歴史的な意義を持つ。しかし、その成功のためには日中韓3国の関係が安定し、協力的であることが不可欠である。
5. この点で平成20年度の重点施策であるEAS、日中韓レベルでの協力がさらなる前進を見せたことは積極的に評価できる。具体的な協力の仕方に関しても、エネルギー安全保障、環境・気候変動という各国にとり切実な課題を取上げるやりかたは極めて重要である。将来の大目標、理念についての合意を出発点として進展するEUの統合プロセスとは違い、アジアの統合のプロ

セスは具体的に必要なテーマをめぐる協力努力を積み重ねる“機能的アプローチ”が、自然であり、合理的である。その具体的な協力のプロセスそのものが地域統合に不可欠の日中、および日中韓の信頼関係を醸成するプロセスとなるからである。こうした機能的な協力アプローチは他の国々とも、他の分野でもできるかぎり実行し、多層的、重層的な機能的協力が実現することが期待される。

6. 信頼醸成、および未来指向という点で、「青少年交流」を重視したい。具体的な努力もなされているが、さらに拡充して欲しい。交流に参加した青少年には、引き続きそれぞれの国に関する情報にアクセスしやすいよう、参加青少年のネットワークを工夫するとかだれにでも開かれたｗｅｂサイト情報を提供するなどの仕掛けも重要である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

すべての枠組みにおいて地域協力を積極的に推進し、地域の一体感を高めていく。地域共通の課題に対し、協力の気運が高い分野において協力を進展させ、地域全体の利益となるよう具体的な取組を進める。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|----------------------|-------------|
| ①日・ASEAN協力 | → 内容の見直し・改善 |
| ②ASEAN+3協力 | → 今まま継続 |
| ③東アジア首脳会議(EAS) | → 内容の見直し・改善 |
| ④日中韓協力 | → 拡充強化 |
| ⑤地域の安定と繁栄を目指したその他の協力 | → 今まま継続 |

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	-	○

I－1－2 朝鮮半島の安定に向けた努力

北東アジア課長 山田重夫

平成 21 年 6 月

施策の概要

施策の目標	日朝間の諸懸案を包括的に解決すること。その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること。 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・朝鮮半島の非核化に向けた取組を推進すること・拉致、核、ミサイルといった日朝間の諸懸案の解決に向けた動きを前進させること
施策の位置付け	第 170 回国会所信表明演説、第 171 回国会施政方針演説に言及あり。 平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	①核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組 ②拉致問題といった諸懸案の解決を通じた日朝関係の改善に向けた取組

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」

(理由)

(1) 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、朝鮮半島の非核化に向け、六者会合の枠組みの下、北朝鮮は、「共同声明実施のための第二段階の措置」の一環として、平成 20 年 6 月に申告を提出し、寧辺（ヨンビョン）における核施設の無能力化も一部実施された。しかし、12 月の六者会合首席代表者会合では検証の具体的枠組みについての合意は得られなかった。

(2) 我が国が、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を平成 20 年も継続し、毅然とした対応をとったことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。

(3) 日朝関係については、平成 20 年 6 月に北京で開催された日朝実務者協議に引き続き、8 月にも同実務者協議が開催され、拉致問題に関する全面的な調査の具体的態様等につき合意が得られた。しかし、9 月に北朝鮮から調査開始を見合わせる旨の連絡があって以降、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。

(4) ①国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、②G 8 首脳会合や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたこと、特に 7 月の G 8 北海道洞爺湖サミットでは、首脳宣言において初めて「拉致」が明示的に言及され、議長声明にも「拉致」が盛り込まれたことは、一定の成果であった。

課題

日朝平壤宣言にのっとり、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を図るという基本方針の下、政府としては、朝鮮半島の非核化と拉致問題を含む日朝関係の双方が共に前進するよう、引き続き米国、韓国を始めとする関係国と共に最大限努力を行っていく。また、国連等の場を活用しつつ、国際的な連携強化に努める。

施策の必要性

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。また、拉致問題は、我が国の主権にかかる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

施策の有効性

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に具体的な対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、G 8首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に具体的な対応を求めるアプローチ、③必要に応じて独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、具体的な対応をとるように促すとの観点から有効である。

施策の効率性

日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチについては、平成 20 年 8 月の日朝合意等からも明らかなどおり、北朝鮮からの具体的な行動を引き出すためには効率的な手段と考えられる。

六者会合、国際連合、G 8首脳会合等、更には関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の支持と協力を得た。また、我が国の外交努力により、北朝鮮人権状況決議や G 8 首脳会合等における議長声明等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。加えて、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対する一連の対北朝鮮措置を継続したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示し、北朝鮮に対して国際社会の声に反することのコストを認識させるのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものと考えられ、効率的な手段と考えられる。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	75	81

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	20	20

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 核、ミサイル問題に関しては、米、中、韓、露といった六者会合関係国の外交政策、及び安保理決議等への国際社会の対応が問題解決へ向けた進展に影響を及ぼし得る。
- (2) 拉致問題については、国連等の場でも取り上げられており、国際社会の関心、連携強化の態様が問題解決へ向けた進展に影響を及ぼし得る。
- (3) 北朝鮮の内政、経済における動向が我が国の要求に対する北朝鮮側の対応に影響を及ぼし得る。

目標の達成状況

評価の切り口 1：核・ミサイル問題解決に向けた進展

核、ミサイル問題については、平成 20 年 6 月になって北朝鮮は議長国・中国に申告を提出した。10 月には、米国が、米朝協議の結果、一連の検証措置について合意が得られたとして、北朝鮮のテロ支援国家指定を解除した。しかし、12 月の六者会合首席代表者会合では検証の具体的枠組みについての合意は得られなかった。

北朝鮮は核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。詳細は、事務事業①「核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組」を参照。

評価の切り口 2：拉致問題解決に向けた進展

平成 20 年 6 月の日朝実務者協議において、北朝鮮側は「拉致問題は解決済み」との立場を改め、拉致問題に関する調査のやり直し等を表明し、また、8 月の日朝実務者協議においては、拉致問題に関する全面的な調査の具体的態様等につき合意した。しかしながら、9 月に北朝鮮から調査開始を見合わせる旨の連絡があって以降、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。今後とも粘り強く取り組む必要がある。

他方、拉致問題解決に向けては、国際社会からの支持と協力を得ることが重要との認識の下、外交上の機会を捉え、拉致問題を提起し、国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。我が国の積極的な外交努力により、平成 20 年 12 月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が採択され、また、平成 20 年 7 月の G 8 北海道洞爺湖サミットでは、首脳宣言において初めて「拉致」が明示的に言及され、議長声明にも「拉致」が盛り込まれたことは大きな成果である。詳細は、事務事業②「拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けた取組」を参照。

第三者の所見

小針 進 静岡県立大学教授

平成 20 年度も、北朝鮮はミサイルと核問題等をめぐって瀬戸際政策を展開し、朝鮮半島情勢を緊張させ続けた。それだけに、本施策は目標の設定そのものが大変に難しい。しかし、日朝間の諸懸案の包括的な解決と朝鮮半島の非核化に向けた政策の推進を放棄するわけにはいかない。むしろ、我が国の外交政策において最重要課題と言ってよく、この目標設定は当然である。そして、残念ながら北朝鮮が地域の緊張を極めて高め、日朝関係の劇的な打開も無かったものの、一定の成果があったと言ってよいで

であろう。

李明博新政権が対北朝鮮政策をだんだんとハッキリさせ、米国がブッシュ政権からオバマ政権に移行させていく時期が、平成 20 年度の 1 年間であった。こうした環境のなかでも、日朝実務者協議（平成 20 年 6 月）で、「拉致問題は解決済み」との北朝鮮側の従来の立場を改めさせた点は、良い結果であった。その後北朝鮮は具体的な行動を起こしていないが、ここで得た言質を利用して今後も粘り強い交渉を期待したい。また、米中韓など周辺国との連携や国際社会での発信は、近年に無く奏功した面もある。G 8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言での「拉致」言及（同年 7 月）、国連総会での北朝鮮人権状況決議採択（同 12 月）、六者会合首席代表者会合（同）での核問題をめぐる米韓との連携がそれである。

日朝間にかかわる問題は、毅然とした態度を示しつつも、双方が憎しみを増幅させては、問題の解決からは遠くなる。また他の 2 国間関係と異なり、周辺国との連携のなかでの包括的な解決策が必要な、特殊な関係もある。関係打開のためには、国民世論を汲み取る一方で、バランスある政策推進が望まれる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

関係国と緊密に連携・協力しつつ、六者会合や日朝協議等を通じ、諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して国交正常化を目指す。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|-------------------------|--------|
| ①核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組 | → 拡充強化 |
| ②拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けた取組 | → 拡充強化 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

I－1－3 未来志向の日韓関係の推進

北東アジア課長 山田重夫
平成 21 年 6 月

施策の概要

施策の目標	良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること、また、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること 【小目標】 ・「シャトル首脳外交」等を通じ、未来志向の「成熟したパートナーシップ関係」を一層強化すること
施策の位置付け	第 170 回国会施政方針演説、第 171 国会施政方針演説に言及あり。 平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 政治分野の対話の促進 (2) 人的交流の拡大 (3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組 (4) 日韓間の懸案への対応（竹島問題、排他的経済水域（EEZ）境界画定等） (5) 経済緊密化のための各種協議等の推進（日韓経済連携協定（EPA）に関する協議を含む）

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

平成 20 年 4 月に李明博大統領が訪日し、また、平成 21 年 1 月には、麻生総理大臣が「シャトル首脳外交」の一環として訪韓して、未来志向の「成熟したパートナーシップ関係」を強化していくことを確認するとともに、日韓関係を一層緊密にするだけでなく、日韓両国が共に国際社会に貢献していくことを確認するなど、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月の間に 4 回の日韓首脳会談を行った。加えて、5 回の外相会談を始めとする様々な分野での重層的かつ緊密な政府間対話や民間レベルの交流が進展した。「成熟したパートナーシップ関係」の構築や「シャトル首脳外交」の定着に向けて、着実な進展があったものと評価できる。

課題

- (1) 竹島問題等日韓間の懸案については、我が国の立場を主張し、粘り強い努力を継続とともに、各種交流事業の拡充に一層努めながら、大局的な観点からの未来志向の日韓関係の強化を図る。
- (2) 北朝鮮の拉致問題や核問題における日韓間の連携・協力の強化を更に進める。
- (3) 平成 20 年 4 月の首脳会談を受け開始された実務協議を通じ、日韓 EPA 交渉の早期再開・妥

結を目指す。

施策の必要性

日韓両国は、基本的価値を共有する最も大切な隣国関係であり、「シャトル首脳外交」等を通じ、引き続き未来志向の「成熟したパートナーシップ関係」を強化していくために協力していくこと、さらには、北朝鮮問題、開発協力、海賊対策といった国際社会における共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域、更には国際社会全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。

施策の有効性

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

施策の効率性

- (1) 政治分野の対話の促進については、首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話が実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気の醸成にも資することとなった。とられた手段は適切かつ効果的であった。
- (2) 人的交流の拡大については、近年、日韓両国政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこと、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム（いわゆる「韓流」）とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。「日韓交流おまつり」における交流や、「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下での、1400人を超える韓国の中高生、大学生、教員等の訪日（平成20年）に加え、平成20年4月の日韓首脳会談では、日韓の大学間交流協定に基づく留学を支援する「日韓大学生交流事業」の実施や「日韓ワーキングホリデー制度」の、日韓それぞれの参加者上限を拡大することで一致した。とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組については、韓国国民の過去に対する心情を重く受け止め、人道的観点から、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在サハリン「韓国人」支援、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、第二期日韓歴史共同研究が順調に進んでいることは、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなっており、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (4) 日韓間の懸案への対応に関しては、EEZ境界画定について、平成20年5月に第9回交渉、平成21年3月に第10回交渉を実施し、現在も交渉が継続中である。また、EEZ境界画定には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行なっている。また、日韓間には竹島をめぐる領有権の問題があるが、平成20年7月14日に文部科学省が公表した中学校学習指導要領解説（社会（地理的分野））に初めて竹島が記述されたことに対し、韓国政府は強く反発した。竹島についての日本政府の立場は一貫しており、パンフレットの作成などにより対外的に周知するとともに、韓国側に対しても累次にわたり申し入れている。いずれにせよ、日本政府としては、この問題の平和的解決のため、粘り強い外交努力を行っていくと

いう方針であり、とられた手段は適切かつ効果的であった。

(5) 経済緊密化のための各種協議等の推進については、平成 20 年 10 月に第 7 回日韓ハイレベル経済協議が開催された。また、日韓経済連携協定（EPA）交渉については、平成 16 年 11 月以降中断しているが、平成 20 年 4 月の日韓首脳会談において、日韓 EPA が両国の経済関係の強化に重要な役割を果たすであろうという認識を共有したことを受け、交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議が 6 月及び 12 月に開催された。また、平成 21 年 1 月の日韓首脳会談では、交渉再開に向けた検討を促進することに、また 2 月の日韓外相会談では実務協議のレベルを審議官級に引き上げることで一致した。とられた手段は適切かつ効果的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	87	76

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	19	19

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 日韓関係は韓国国内におけるマスコミ論調や対日世論の影響を受けやすく、歴史問題や竹島問題等の懸案が両国民の相互に対する感情を悪化させる可能性を常にはらんでいる。
- (2) 上記に関連し、韓国の現政権の過去・歴史認識に関する政策姿勢（とりわけ日本の植民地支配に対する評価及び具体的な対応）は、日韓関係の具体的なあり方を大きく左右する。
- (3) 朝鮮半島における情勢は、拉致問題、核問題といった北朝鮮をめぐる諸懸案に対する日韓の連携・協力に影響を及ぼし得る。

目標の達成状況

評価の切り口 1：更に高い次元での日韓関係の構築

韓国は、地理的に最も近いだけではなく、自由と民主主義、基本的人権等の基本的な価値を日本と共に共有し、共に米国との同盟関係にあり、政治、経済、文化といったあらゆる面で極めて密接な関係にある重要な隣国である。一層強固な未来志向の友好協力関係を発展させることが、日韓両国のみならず北東アジア地域の安定と繁栄にとって極めて重要であるが、平成 20 年 4 月に李明博大統領が訪日し、平成 21 年 1 月に、麻生総理大臣が「シャトル首脳外交」の一環として訪韓し、「成熟したパートナーシップ関係」を強化していくことを確認するなど、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月の間に 4 回の日韓首脳会談を行った。加えて、5 回の外相会談を始めとする様々な分野での重層的かつ緊密な政府間対話や民間レベルの交流が進展した。「成熟したパートナーシップ関係」の構築・強化や「シャトル首脳外交」の定着に向けて、着実な進展があったものと評価できる。詳細は、事務事業①「政治分野の対話の促進」、事務事業②「人的交流の拡大」、事務事業③「日韓間の過去に起因する諸問題への取組」、事務事業④「日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ 境界画定等）」、事務事業⑤「経済緊密化のための各種協議等の推進（日韓 EPA に関する協議を含む）」を参照。

評価の切り口2：日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与

平成20年4月に李明博大統領が訪日した際に、両首脳は、日韓関係を一層緊密なものとするとともに、日韓両国が協力して国際社会に貢献していくべきであるとの考えで一致し、未来志向の「成熟したパートナーシップ関係」を作っていくことで一致した。同年11月には、リマにおいて日米韓首脳会談が開催され、北朝鮮問題や国際経済について、日韓米の3か国が緊密に連携していくことの重要性を確認した。このように、二国間関係のみならず、国際社会に共に貢献する日韓関係が構築されてきており、日韓新時代共同研究プロジェクト、開発分野での協力（アフガニスタン、パキスタン）、ソマリア海賊問題での協力、北朝鮮問題における協力等が実施されてきている。詳細は、事務事業①「政治分野の対話の促進」、事務事業②「人的交流の拡大」、事務事業③「日韓間の過去に起因する諸問題への取組」、事務事業④「日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ境界画定等）」、事務事業⑤「経済緊密化のための各種協議等の推進（日韓EPAに関する協議を含む）」を参照。

第三者の所見

小針 進 静岡県立大学教授

我が国の外交政策において、日韓関係は日米・日中と並んで重要な2国間関係であり、単に両国の政治・経済・社会・文化関係のみならず、東アジアの地域安定の観点からも重要であることは論を俟たない。平成20年度における本施策の目標および位置付けは、これらのことを行なうことを十分に踏まえているので適切なものである。一方、本施策が具体的な効果を上げたかどうかに関しては、次に示す四点を根拠に、多くの成果があったと評価できる。

第一は、平成20年度に両国首脳の顔合わせが4回の正式な会談のほか、顔合わせを含めると両国にとって最も多く会った首脳同士となり、両国首脳が信頼醸成をはかれた点である。第二は、交渉が平成16年11月以降中断していた日韓EPAに関して、経済関係強化のうえで重要だと再認識される環境を作りあげた点である。第三は、人的交流は民間主導で行われるものだが、「交流の環境作り」を目的とした諸施策もあって、質的にも量的にも人的交流が拡大傾向に向かっている点である。第四は、北朝鮮問題における協力、環境・災害問題での協力、第三国・地域での協力の試み（アフガニスタン、パキスタン、ソマリア海賊問題を含む）等が実施されてきている点である。

このように日韓間にはかつてよりも信頼が醸成されつつあるが、歴史認識問題と領土問題が存在していることも事実である。実際に文部科学省の新学習指導要領解説書の竹島に関する記述をめぐって、平成20年7月からしばらく両国関係は緊張した。歴史あれ、領土あれ、一朝一夕には進展が難しい問題なだけに、中長期的な対処が必要だ。我が国の主張が合理的に受け入れられるような、相手国の国民の琴線に触れる外交を探究すべきである。

評価結果の政策への反映

今後の方針

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| ①政治分野の対話の促進 | → 拡充強化 |
| ②人的交流の拡大 | → 拡充強化 |
| ③日韓間の過去に起因する諸問題への取組 | → 今まま継続 |
| ④日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ境界画定等） | → 拡充強化 |
| ⑤経済緊密化のための各種協議等の推進（日韓 EPA に関する協議を含む） | → 拡充強化 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	—

I－1－4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

中国・モンゴル課長 垂 秀夫

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日中「戦略的互恵関係」の構築に向けた協力と交流の推進の発展・強化及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決すること及び日モンゴル関係を強化すること等 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・様々なレベルにおける間断なき対話の実施・民間有識者を含む重層的な交流の推進・各種経済協議の実施・各種招へい事業の重層的実施による対日理解強化・日本・モンゴルパートナーシップ推進事業による招へい・派遣等を通じた相互理解促進・日台間の非政府間の実務関係の推進
施策の位置付け	第 169 回、第 170 回、第 171 回のそれぞれの国会における施政方針演説、平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	日中間においては、幅広い層で対話と交流を積み重ね、懸案にも適切に対処しつつ、「戦略的互恵関係」の構築を通じ、地域及び国際社会全体の平和、安定、繁栄に共に貢献していく。 日モンゴル間においては、極めて良好な政治的関係を維持・発展させるとともに、経済通商関係の強化に向けて、双方による取組を行っていく。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

中国との間では、5 月の胡錦濤国家主席による中国国家主席として 10 年ぶりの訪日や 10 月の麻生総理大臣の訪中等、5 回の首脳間相互訪問が行われ、「戦略的互恵関係」構築に向けて多くの対話が重ねられた。「食の安全」の問題や 12 月の中国公船の尖閣諸島領海への進入事案などが発生したが、幅広い層での交流が進むなど関係は着実に進展した。モンゴルとの間では、外相会談や外務省間政策対話及び官民合同協議会等、様々なレベルでの話し合いが実施されるなど、極めて良好な政治的関係と同等な経済関係の構築に向けて、双方による取組が行われた。

課題

日中間では、今後とも幅広い層で対話と交流を積み重ね、懸案にも適切に対処しつつ、「戦略的互恵関係」の構築を通じ、地域及び国際社会全体の平和、安定、繁栄に共に貢献していく必要がある。日モンゴル間では、良好な政治的関係の維持・発展とともに、経済通商関係の強化に向けて、「今後 10 年間の日本・モンゴル基本行動計画」(平成 19 年発表) を引き続き誠実に遂行する。

施策の必要性

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いになくてはならない存在になっている。日中関係は最も重要な二国間関係の一つとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互恵関係」の具体化を進展させることが重要である。一方で、日中間には引き続き様々な懸案が存在しており、これらを緊密な対話を通じて解決し、未来志向の日中関係を構築していくことは日中関係のみならず地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

モンゴルは、中露の間という地政学的位置による戦略的重要性に加え、ウラン・レアメタルを豊富に有する資源外交の新たな相手国として、また国際場裡におけるパートナー国として、我が国にとっての重要性がより一層増している。

施策の有効性

未来志向の日中関係を発展・強化させ、日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決するためには、様々な分野、様々なレベルでの対話を通じ、「戦略的互恵関係」の構築に向けた具体的協力を推進すること、及び日中間の諸懸案に関し、胸襟を開いた意見交換を実施し、相互理解を深めること、また、新日中友好 21 世紀委員会や日中歴史共同研究等の有識者の交流、青少年交流を中心とした民間レベルでの交流を促進し、相互理解と相互信頼の増進に努めていくことが有効である。

日モンゴル関係のより一層の強化のためには、各種招聘・派遣事業や対話の枠組み（官民合同協議会、両国外務省間政策対話、両国地域情勢対話等）の継続的実施を通じた相互理解の促進や具体的目標の設定が有効である。

施策の効率性

平成 20 年度は、5 回の首脳間の相互訪問が行われるなど、首脳会談、外相会談を含む各種要人会談が活発に展開され、その他にも日中戦略対話（次官級）、日中人権対話（局長級）等幅広い事務レベル協議を実施、「戦略的互恵関係」の構築に向け対話を積み重ね、施策の目標に向け、相当な進展がみられた。また、対モンゴル関係においても外務省間政策対話及び官民合同協議会等、様々なレベルでの話し合いを実施した。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	2,050	1,962

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	40	40

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 日中両国間の関係は外交と内政が緊密にリンクしており、双方における様々な動きによって政治的に影響される。
- (2) 日中関係があらゆる分野において緊密化している今日においては、外務省のみで日中関係に取り組むことは困難であり、関係各省庁との密接な連携・調整が重要である。例えば、海洋をめぐる問題に

については、内閣官房をはじめ、経済産業省、海上保安庁、防衛省等との調整が必要不可欠である。また日中間の経済問題については、分野が多岐にわたるため、極めて多くの省が関わっている。

(3) 日中間の国民感情の問題にかんがみ、青少年をはじめとする国民交流の促進など各種取組については、民間の既存の取組とも連携させながら継続的かつ地道な施策の実施が必要である。

(4) 日モンゴル関係の重層的な発展に際しては、両国の経済、教育及び環境等の関連省庁や地方自治体、民間諸団体等との密接な連携が必要である。

目標の達成状況

評価の切り口1：日中の「共通利益」の拡大度合い

5月、胡錦濤国家主席訪日時に作成された「日中両政府の交流と協力の強化に関する共同プレス発表」において、水や大気環境の改善に関する具体的協力や省エネ研修の実施等、多くの具体的協力について一致した。また、2013年以降の実効的な枠組み構築を始めとする中長期の協力関係を謳った「気候変動に関する日中共同声明」に署名した。6月には、東シナ海を平和・協力・友好の海とするとの首脳間の共通認識を実現する第一歩として、双方の法的立場を損なわないことを前提に①北部における共同開発、②白樺（中国名：「春曉」）油ガス田の中間線中国側において中国側が既に開発に着手した場所での開発への日本法人の参加を主な内容とする合意を発表した。詳細は、事務事業①「要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける間断なき対話の実施」を参照。

評価の切り口2：あらゆるレベルでの「対話」の実施及び対話を通じた懸案解決への進展

日中関係について、平成20年は5月の胡錦濤国家主席による中国国家主席として10年ぶりの訪日や10月の麻生総理大臣の訪中等、5回の首脳間の相互訪問が行われ、「戦略的互恵関係」構築に向けて多くの対話が重ねられた。また、各種経済協議や民間有識者間の交流、若い世代の相互理解の促進事業も積極的に行われ、日中間の交流が深まり、相互に関心ある諸懸案に対する取組にも進展が見られた。詳細は、事務事業①「要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける間断なき対話の実施」、事務事業②「新日中友好21世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進」、事務事業③「日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議」、事務事業④「各種招へい事業の重層的実施による対日理解強化」を参照。

日モンゴル関係について、両国の通商関係拡大が課題となっている現況を踏まえ、今年度は外務省間政策対話や官民合同協議会等、様々なレベルでの話し合いを実施し相互理解の促進を図った。詳細は、事務事業⑤「日本・モンゴルパートナーシップ推進事業による招へい・派遣等を通じた相互理解促進」を参照。

第三者の所見

川島真 東京大学大学院総合文化研究科准教授

平成20年度の日中関係は、平成18年度安倍総理訪中により「戦略的互恵関係」と位置付けられ始まった安定基調の一つの到達点を示しているが、同時に新たな問題が顕在化したとも言える。内閣府の世論調査で対中感情が調査開始以来最悪の数字を示したことからもそれがうかがえる（中国では対日感情が好転）。このような状況の下でなされた施策は、戦略的互恵関係を実質化すると同時に、食の安全など新たな事態に臨機応変に適切に対応するものであった点で高く評価できる。

5月の胡錦濤国家主席の訪日、10月の麻生総理の訪中をはじめとする5度にわたる首脳会談では、両国の共通利益が拡大していることが確認され、それを前提とした戦略的互恵関係が具体的な姿を見せ始

めている。特に、未来志向の日中関係が、二国間関係のみならず、東アジア地域、また金融危機に悩む世界規模で構想された意義は大きい。

また、3月のチベットをめぐる動静、四川大地震、8月の北京オリンピックやギョーザ問題に代表される食の安全、東シナ海問題などにより、日本社会の中国への関心は極めて高まった。このような情勢の中、「食の安全」をめぐる臨機応変な交流がおこなわれた点は重要である。安定的に毎年おこなわれる経済界や青年交流、あるいは日中21世紀委員会など多元的に展開される対話とともに、食の安全のような事態に即応した対話、そして日中歴史共同研究のような問題噴出防止型の対話などが複合的に開かれてこそ、両国関係が弾力ある強固な関係が築かれよう。

今後の課題は、金融危機下の米中接近という状況における、日中関係を東アジア地域や世界規模でいかに構想するのかということ、両国の政策に影響を与える民意をいかに好転させていくかということであろう。日本側としては、国際協力の現場や国際機関などグローバルな空間での日中関係を戦略的に構想するとともに、他方で中国の「世論」形成に影響を与える各層と選択的、重点的に直接交流しつつ、日本国内に対する広報活動も強化すべきと考えられる。

モンゴルに対しては「今後10年間の日本・モンゴル基本行動計画」に依拠しつつ、その民主化・市場経済化支援を継続し、レア・メタルなどの資源や、その地政学的位置を重視した施策が実施されていることを評価したい。台湾とは、既存の緊密な民間関係を重視しつつ、日本語世代が後退した後に訪れている新たな日台関係を安定的に再確立する上で必要な措置を講じるべきだろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

日中間で「戦略的互恵関係」の構築に向け、引き続き幅広い分野における協力の具体的な進展をはかり、同時に個別の懸案を解決すべく、各種対話や交流を一層強化していく。日モンゴル間では、政府関係者の招聘や我が国有識者の派遣を通じた相互理解の促進に一層努めていく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|--|---------|
| ①要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける間断なき対話の実施 | → 今まま継続 |
| ②新日中友好21世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進 | → 今まま継続 |
| ③日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議 | → 拡充強化 |
| ④各種招へい事業の重層的実施による対日理解強化 | → 拡充強化 |
| ⑤日本・モンゴルパートナーシップ推進事業による招へい・派遣等を通じた相互理解促進 | → 今まま継続 |
| ⑥日台間の非政府間の実務関係の推進 | → 拡充強化 |

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

I-1-5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

南東アジア第一課長 小野啓一
平成 21 年 6 月

施策の概要

施策の目標	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの二国間関係を更に強化すること、及びメコン地域諸国の開発に貢献すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・要人往来を通じた二国間関係の強化・経済協議の実施と貿易投資環境の整備・メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進
施策の位置付け	第 171 回国会外交演説及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	我が国はメコン河流域 5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、両国政府の要人往来をはじめとする対話・交流、経済連携協定（EPA）交渉や投資協定交渉を含む二国間経済協議の実施、本地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの施策を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ってきた。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

タイ首相及びラオス国家主席が訪日し、皇太子殿下が初めてベトナムを訪問するなど、要人による二国間訪問が活発に行われた。経済協議については、日ラオス投資協定及び日カンボジア投資協定が発効し、日ベトナム経済連携協定が署名された。メコン地域開発については、「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」に基づく支援を引き続き実施した。また、平成 20 年 1 月の日メコン外相会議で平成 21（2009）年を日メコン交流年とすることで合意し、政治、経済、文化その他幅広い分野における交流行事を実施し、各国との対話・交流が促進された。

課題

「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」を着実に実施し、その後のメコン地域協力のあり方を検討する。日ベトナム経済連携協定発効に向けた作業の着実な実施や経済協力と貿易投資促進の連携により、この地域の発展を支援する。

施策の必要性

メコン地域は 90 年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域的一大不安定要因であった。この時代の経験にかんがみれば、本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対

する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、ASEAN の統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的対日友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

施策の有効性

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協議を通じたこれらの国々との間のビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化に有効である。

施策の効率性

メコン地域開発は地域全体の包括的な開発を目指す構想であり、我が国の限られた援助資源を最適配分するという観点から、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	38	40

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	22	23

単位：人（本省職員）

外部要因

1. メコン5か国における政権交代等を踏まえた政治対話、経済協議その他における政策の修正等
2. 民間セクターによるメコン5か国への貿易・投資状況の変化

目標の達成状況

評価の切り口 1：要人往来を通じた二国間関係の強化

相互訪問や二国間会談の実施を通じた政府首脳レベルの相互信頼関係の醸成は、二国間関係の重要な基盤となりうるものである。この関連で、タイ首相及びラオス国家主席が訪日し、皇太子殿下が初めてベトナムを訪問するなど、要人による二国間訪問が活発に行われたのは大きな成果である。詳細は、事務事業①「要人往来を通じた二国間関係の強化」を参照。

評価の切り口 2：経済協議の実施と貿易投資環境の整備

カンボジア及びラオスとの間の投資協定発効、日ベトナム経済連携協定署名など、二国間経済協議が進展し、具体的な成果があった。詳細は、事務事業②「経済協議の実施と貿易投資環境の整備」を参照。

評価の切り口③：メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進

平成19年1月に表明した「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」に基づき協力を実施した。また、平成21（2009）年は日メコン交流年であることから、各種交流行事を実施した。詳細は、事務事業③「メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進」を参照。

第三者の所見

石井米雄 国立公文書館アジア歴史資料センター長

1. 二国間関係は、地域全体と我が国との友好関係の維持、強化の基礎であり、これを重点目標としていることは極めて適切であり、その実現に向かって払われている努力と成果はおおいに評価したい。その実現は政治分野における要人の往来によるところがおおいが、近年、我が国におけるこれら諸国についての学術研究の深化、学術交流の急速な発展を考えるとき、交流の範囲に学術・研究交流を視野に入れることを期待したい。

2. 投資協定、経済連携協定などの締結を通じて、貿易投資環境の整備が進展しつつあることを評価したい。

3. メコン地域開発支援に関し、中国内を流れるメコン上流部におけるダム建設が中・下流部の生態系に変化をもたらし、とくにラオス、カンボジアなどの諸国に深刻な影響を与えていていることが指摘されているところ、本件に関して日本がなんらかの形で仲裁の労をとる可能性の検討がおこなわれることが期待される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今後ともメコン河流域5か国との友好関係の強化、経済関係の緊密化に取り組むとともに、これらの国々の発展を支援することを通じて、ASEANの統合を支援し、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ①要人往来を通じた二国間関係の強化 | → 今ままま継続 |
| ②経済協議の実施と貿易投資環境の整備 | → 拡充強化 |
| ③メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進 | → 拡充強化 |

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

I-1-6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

南東アジア第二課長 石川 浩司
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ 首脳級を含む要人往来による所管国との関係強化・ 次官級協議等事務レベル協議の開催による具体的協力案件の推進・ 日・インドネシア友好年の開催による二国間関係強化・ 日・インドネシア EPA の発効及び着実な実施・ 日・ブルネイ EPA の発効及び着実な実施・ 日・フィリピン EPA の発効及び着実な実施・ 日・マレーシア EPA の着実な実施・ EPA 以外の経済関係強化のための法的枠組みの拡充・ 東ティモールの国づくり支援・ フィリピン・ミンダナオ和平プロセスへの支援・ 地域的課題への対応のための協力・支援
施策の位置付け	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアを含む ASEAN 諸国との関係強化については、第 169 回及び第 171 回国会外交演説、平成 20 年度及び平成 21 年度の重点外交政策等に言及あり。
施策の概要	以下の事業を通じインドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの関係を強化する。 ① 要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 ② 各国との経済連携協定（EPA）の協議・実施等経済分野での関係緊密化 ③ 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

(1) マレーシア、インドネシア、東ティモールの首脳、東ティモール、インドネシア、ブルネイ、フィリピンの外相を含む多数の閣僚級要人の訪日、マレーシア、フィリピンとの次官級協議や日・BIMP-EAGA（ビンプ・東 ASEAN 成長地域）会合の開催、日・インドネシア友好年関連事業の活発な実施（年間 300 以上）により、様々なレベルでの対話・交流が極めて活発に行われ、質・量ともに優れた具体的成果を得ることができた。

(2) 経済面では、インドネシア、ブルネイ、フィリピンとの経済連携協定（EPA）発効、フィリ

ピンとの租税条約改正議定書発効、ブルネイとの租税協定署名という大きな具体的成果を得た。また、既に発効していたシンガポール、マレーシアとのEPAも含み、分野別の中委員会等の開催や相手国との調整により各経済連携協定（EPA）の着実な実施が図られた。

(3) さらに、東ティモールの国づくりへの継続的な支援やフィリピン・ミンダナオ和平プロセスへの積極的関与、安全保障分野での所管国との連携強化等により地域の安定と平和に向け大きな貢献ができた。また、民主主義の普及・定着、地域統合、経済・金融危機等の課題への対応のため、所管国との緊密な連携を図り、地域の安定・発展の推進に貢献した。

課題

- ・ 要人往来については、我が国から相手国へのハイレベルな要人の訪問が相対的に減少しているところ、一層の対話・交流の強化を目指し、その実現に向けて努力する必要がある。
- ・ 経済面では、発効した経済連携協定(EPA)が真に国民の経済活動に資する枠組みとして有効に機能するよう、国内の制度整備・予算獲得（特に看護師・介護福祉士候補者受入）、相手国内での適切な運用を確保するための協議、協定に規定されている合同委員会や小委員会（計70以上）の開催等を適切に実施していく必要があり、そのための体制整備も喫緊の課題である。また、民間の経済活動をさらに活発化するため、アジアの成長力強化支援の具体策、二国間の更なる法的枠組みの整備等を追求し続ける必要がある。
- ・ 地域の安定や我が国の安全保障を確固たるものとすべく、いまだ不安定な諸国・地域への支援を維持・強化し、安全保障面での各国との協力・連携を強化する。また、同様な観点から、経済・金融危機への対応、民主主義の普及・定着、地域統合の推進等、国際的・地域的課題に対応するための協力・連携を強化していく必要がある。

施策の必要性

東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値を共有し、政治・安全保障面における国際的・地域的諸課題に対応していく上で重要なパートナーである。

また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、東アジア地域統合プロセスの中心であるのみならず、最重要生産拠点・市場の一つとして、貿易・投資面において我が国と密接な関係を有することから、当該地域のビジネス環境整備は、我が国企業の競争力強化の観点から死活的な重要性を有する。また、インドネシア、ブルネイ、マレーシア、東ティモールは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。

上述のとおり、当該地域は政治・経済両面で大きな重要性を有しているが、未だ東ティモールのような国づくりの途上にある国家や、情勢が不安定なフィリピン・ミンダナオ地域が存在するとともに、安全保障面での脆弱性、民主主義の定着、地域統合の推進等の多様な課題を有している。

施策の有効性

東南アジア島嶼部各国と国際的・地域的課題への対応で連携しつつ、経済面での連携強化や地域の安定に向けた協力を実施する上で、①要人往来による様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進、②各国との経済連携協定(EPA)の協議・実施等経済分野での関係緊密化、③平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力、を実施することが有効である。

施策の効率性

少ない投入資源（予算のうち 165 百万円は日・インドネシア EPA に基づき受け入れた看護師・介護福祉士候補者の日本語研修経費であり、同経費を除いた予算額は 63 百万円のみ）にもかかわらず、関係省庁・各課（要人往来・EPA 交渉・実施における関係省庁との連携）、民間（EPA 実施、周年事業実施）等と密接に協力するなど効率的に事業を行い、政治、経済、安全保障、文化の各分野で関係国と友好・協力関係を大きく推進した。外務省の行った施策については、投入資源と比較して大きな成果を出しており、取られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	228	32

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	21	21

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 両国要人の会談、各種協議、招へい等の実現のためには、国会日程をはじめとする我が国要人の都合に加えて、先方の外交日程や国内事情等様々な要因を考慮する必要がある。
- (2) 経済面の関係強化については、世界的な経済情勢や、これに影響を受けた各国国内の経済事情等の要因を考慮する必要がある。
- (3) 平和構築や安全保障面での協力、民主主義の普及・定着等地域的・国際的課題での協力については、我が国及び相手国の法制度・慣行を十分考慮する必要がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流の推進

インドネシア、マレーシア、東ティモール首脳の訪日、インドネシア、フィリピン、ブルネイの外相等閣僚の訪日をはじめとする要人往来を実施し、またフィリピン及びマレーシアとの次官級協議の開催、インドネシアとの周年事業、各種招へい事業の実施等、様々なレベルでの対話・交流が極めて活発に行われ、質・量ともに優れた具体的成果を得ることができた。詳細は、事務事業①「要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進」を参照。

評価の切り口 2：各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化

インドネシア、ブルネイ及びフィリピンとの EPA 発効、日・フィリピン租税協定改正議定書の発効、日・ブルネイ租税協定の署名という大きな具体的成果を得ることが出来た。また、EPA 実施のための分野別的小委員会等も多数開催された。その結果として、各国との経済関係がより一層進展した。詳細は、事務事業②「各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化」を参照。

評価の切り口 3：平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

東ティモールの国づくりやフィリピン・ミンダナオ地域の和平プロセスを積極的に支援するとともに、民主主義の定着・普及、地域統合、経済・金融危機への対応等の課題についても協力を進め、地域・国際社会の安定に貢献することができた。詳細は、事務事業③「平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力」を参照。

第三者の所見

寺田 貴 早稲田大学アジア研究所教授

上記の諸国との「関係を新たな高みに引き上げる」方策として、(1)要人往来の活発化、(2)2カ国間EPAの着実な実施、(3)ミンダナオや東ティモールなどの平和構築への貢献、の3点を主に挙げているが、いずれも妥当で、その結果も(1)往来の頻度と訪問者のポジション、(2)EPA発効と具体的な利用効果(看護師・介護士候補者の受け入れ等)、(3)援助額や人材派遣の人数と頻度、など目に見える形で示されており、それぞれの分野での達成状況で下した自己判断は概ね支持できるものである。

しかしながら、(1)これら東南アジア諸国からの要人来日に比して、日本からの要人訪問が少ない点、(2)EPAの主要要素であるFTAを利用し輸出を行う企業が相互にあまり多くはない点、(3)ミンダナオでのイスラム勢力組織との戦いが拡大、誘拐やテロ活動が活発化、治安がさらに悪化している点など、未だ克服すべき課題は残存している。その意味で予算や定員の拡大要求は妥当だと考えるが、限られた予算と人員を有効活用していくためにも、このような課題を克服すべき具体的方策と優先順位を明確にすることが肝要であろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

各国との関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流、各国との経済連携協定(EPA)に基づく各種小委員会等やEPAの円滑な実施のための協議等二国間経済協議、平和構築を始めとする地域及び国際的課題に関する協力を引き続き着実に実施していく。また、EPA実施や地域及び国際的課題に関する協力については、適正な予算措置及び人的体制の拡充を行っていく。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| ① 要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進 | → 今のまま継続 |
| ② 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化 | → 拡充強化 |
| ③ 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力 | → 拡充強化 |

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

I－1－7 南西アジア諸国との友好関係の強化

南西アジア課長 進藤雄介

平成 21 年 5 月

施策の概要

施策の目標	南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること、特に潜在力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けて連携を強化すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・首脳級を含む要人往来による所管国との関係強化・次官級協議等事務レベル協議の開催による具体的協力案件の推進・各種招へい事業の重層的実施による対日理解強化・インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けた各種協議・事業の着実な推進・パキスタン、バングラデシュ、ネパール、モルディブ、ブータンへの民主化支援・スリランカ等における平和構築支援・南アジア地域協力連合（SAARC）との協力
施策の位置付け	第 169 回国会における外交演説、第 171 回国会における外交演説、及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	<p>(1) インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化</p> <p>平成 20 年 10 月にシン・インド首相が訪日し、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等の幅広い分野での協力を強化する「戦略的グローバル・パートナーシップの前進に関する共同声明」及び「安全保障協力に関する共同声明」が発出される等、日印戦略的グローバル・パートナーシップは一層強化された。</p> <p>(2) 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進</p> <p>首脳・閣僚レベル等の要人往来を多数実施。また、首脳会談、外相会談等の政治レベルでの対話に加え、次官級協議、局長級協議、経済協議等の各種事務レベルでの対話を実施。</p> <p>(3) 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施</p> <p>バングラデシュ、ネパール、モルディブ、ブータンへの選挙監視団の派遣等の民主化支援、スリランカ和平への支援、南アジア地域協力連合（SAARC）に対する協力等、南西アジア地域の平和と繁栄に向け積極的に協力を実施。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 20 年には、高村外務大臣（当時）のパキスタン及びインド訪問、シン・インド首相の公式訪日を始めとするハイレベルの要人往来が実現した。また、南アジア各国との首脳会談、外相会談等の政治レベルでの対話に加え、次官級協議、局長級対話等の各種事務レベルでの対話が実施された。特にインドとの関係では、シン首相訪日の際に、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等の幅広い分野で協力を強化する「戦略的グローバル・パートナーシップの前進に関する共同声明」及び安全保障分野での協力に関する「安全保障協力に関する共同声明」が発出される等、日印戦略的グローバル・パートナーシップは一層強化された。さらに、我が国は、バングラデシュ、モルディブ、ネパール、ブータンへの選挙監視団派遣、南アジア地域協力連合（SAARC）に対する協力等、南西アジア地域の平和と繁栄に向けた協力を積極的に実施した。これらの点において、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化を柱とする南アジア地域全体の安定と繁栄という目標に向けて、当初の想定以上の大きな成果があげられた。

課題

南西アジア地域、特にインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るのみならず、同地域における民主化、平和構築等の流れを、要人往来、各種政策協議、経済協力を通じて積極的に支援していく。

施策の必要性

(1) 南西アジアは、世界最大の民主主義国家であるインドを始め、高い経済成長を実現してきており、国際社会での存在感を高めている。特にインドは、世界的不況の影響はあるものの、依然高い経済成長を維持しており、対外的にも米国との安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での発言力を高めている。また、インドは 10 億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観を有しており、我が国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、高い重要性を有している。

(2) 一方、南アジアでは依然として貧困、民主化、テロ、不安定な内政等の課題を抱えており、我が国として南アジアの民主化・民主主義の定着や平和構築の流れを支援していくことは、南アジア地域の安定と繁栄にとり極めて重要である。

(3) 加えて、南西アジア諸国は我が国と中東諸国とのシーレーン（海上輸送路）上に位置し、地政学的にも我が国にとって極めて重要である他、戦争による負の遺産もなく親日的である等、我が国にとり外交的に重要であり、南西アジア諸国との一層の関係強化は我が国にとり不可欠である。

施策の有効性

我が国の発展にとりインドを含む新興国との関係強化は不可欠であるが、日印関係は民間部門の活動により自然に維持・強化していくような成熟した段階にはない。ある程度政府が主導し、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップ強化のため政治的コミットメントを示すことは、民間経済部門を含む二国間関係強化に資するものである。また、民主化・平和構築やテロとの闘い等の課題を抱える南西アジア地域の平和と繁栄を実現するために、我が国として協力へのコミットメントを示すことが必要である。その具体策としては、要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進、南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施等が有効である。

施策の効率性

平成 20 年度は、首脳レベルを含む要人往来、各種協議の活発な実施、選挙監視団の派遣を含む南アジア地域全体の平和と繁栄に向けた各種取組の実施等により、施策の目標に向けて相当な進展があったことは、とられた手段が適切かつ効率的であったことを示すものと考えられる。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	66	71

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	18	18

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 南西アジア諸国との関係、とりわけ日印関係強化において最重要分野の一つとして経済関係が挙げられるが、世界経済の動向が、政府・企業・投資家・消費者等の経済活動に影響を及ぼし、ひいては全般的な日印関係の強化に重要な影響を与える。

(2) カシミール地方の領有を巡る問題等で対立するインドとパキスタンの関係、ネパールにおける民主化・和平問題の動向、スリランカ民族問題の動向、テロを含む各国の内政・治安状況は、日本企業の行動、観光客数の増減に影響を与える。

目標の達成状況

評価の切り口 1： 日印戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けた各種協議・事業の実施

日印間では、首脳会談、外相間戦略対話等の政治レベルの対話の他、外務次官級政務協議、経済連携協定（EPA）交渉、安保対話等の事務レベルの協議等、日印戦略的グローバル・パートナーシップの強化に向けた各種協議・事業が着実に実施された。詳細は、事務事業①「インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化」を参照。

評価の切り口2：要人往来及び各種協議の実績

平成20年度の南西アジア課主管の7か国との要人往来件数（閣僚級以上）は15件。高村外務大臣（当時）のパキスタン及びインド訪問、シン・インド首相の公式訪日をはじめとする多くの首脳、閣僚レベルの往来が実現した。また、南西アジア諸国との各種二国間協議が実施された。詳細は、事務事業②「要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進」を参照。

評価の切り口3：地域の平和と繁栄に向けた我が国の貢献の実績

バングラデシュ、モルディブ、ネパール、ブータンへの選挙監視団派遣等の民主化支援、スリランカ等における平和構築支援、南アジア地域協力連合（SAARC）に対する協力等、南西アジア地域の平和と繁栄に向けた協力を積極的に実施した。詳細は、事務事業③「南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施」を参照。

第三者の所見

絵所 秀樹 法政大学経済学部教授

平成20年10月のシン・インド首相の来日には大きな意義があった。政治・安全保障、経済、文化・学術交流等の幅広い分野での協力を強化する「戦略的グローバル・パートナーシップの前進に関する共同声明」及び「安全保障協力に関する共同声明」は、日印関係の一層の強化を印象づける大きな一歩であった。国際社会・経済におけるインドの存在感は急速に高まっており、日印両国の関係強化の重要性はますます高まっている。いまだ望ましい水準にまで達していない民間企業レベルでの経済協力や学術関連分野での関係強化に向けての重要な一歩であった。今後とも多方面における関係強化に向けての努力を継続すべきである。

要人往来も活発であった。今後とも継続すべき事業である。

南西アジア地域は平成20年11月のムンバイでの連続テロ事件に伺われるよう、地域内に多くの不安定要因を抱え込んでいる。当該地域の平和と安定は国際社会の安定に直結しており、我が国も国際社会における責任ある一員として当該地域の平和と繁栄に向けて積極的に貢献していく必要がある。平成21年5月にスリランカにおける内戦が終結した。我が国はスリランカに対する最大の援助供与国であり、今後は戦後復興に大きな役割を果たすことができよう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、要人往来、各種政策協議、経済協力を通じ、引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに、南アジアの安定と繁栄に向け民主化・平和構築等の支援のための具体的施策を講じる。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ①インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化 | → 拡充強化 |
| ②要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進 | → 今まま継続 |
| ③南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施 | → 拡充強化 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

I－1－8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

大洋州課長 岩間公典
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ハイレベルでの要人往来や各種協議を通じた所管国との関係の強化・国際場裡での我が国に対する支持確保・太平洋・島サミットの枠組みを通じた対島嶼国外交におけるイニシアティブの発揮
施策の位置付け	第 171 回国会外交演説に言及あり。
施策の概要	アジア大洋州地域の平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランドとの様々なレベルでの対話を実施する。また、島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裡における取組に対する支持と信頼を得るため、招聘等による人的交流を拡大し対話をを行うとともに、平成 18 年 5 月に行われた第 4 回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議のフォローアップを行う。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(豪州との関係) ハイレベルの二国間会談（6回の外相会談、6回の首脳会談（うち3回は電話会談）、日豪 EPA 交渉（4回）及び安全保障面での対話等を通じ日豪関係の強化を推進し、6月のラッド首相訪日時には、包括的な戦略関係を更に強化することにつき合意した。

(NZ との関係) 平成 20 年 5 月のクラーク首相の訪日時に、引き続き幅広い分野で二国間関係を強化することで合意した。経済関係強化のための作業部会及び日 NZ 高級事務レベル経済協議を通じ、経済面を中心に対話を推進した。11 月の総選挙の結果、キー国民党政権が成立し、12 月には日 NZ 電話首脳会談を実施し、二国間関係及び経済金融危機について意見交換を行った。

(島嶼国との関係) 島嶼国首脳の来訪（トメイン・マーシャル大統領、モリ・ミクロネシア大統領及びレメンケサウ・パラオ大統領）に加え、皇太子殿下のトンガ国王戴冠式へのご出席やパラオ及びミクロネシアへの特派大使派遣等要人往来の強化を通じ島嶼国との友好協力関係の深化に努めた。また、平成 21 年 5 月に開催する第 5 回日・PIF 首脳会議に向け、有識者会合や日・PIF 首脳会議準備会合を実施した。こうした取組を通じ島嶼国の自助努力に対する支援について我が国のイニシアティブを印象づけた。これら我が国の取組において、大洋州島嶼国からは、安保理改革等について国際場裡での支持を確保してきている。

課題

豪州とニュージーランドとは、これまでの対話の結果を着実に実施し、様々なレベルの対話を拡充することにより、二国間関係のより一層の強化に努める。

太平洋島嶼国との関係では、第5回太平洋・島サミット（平成21年5月）の実施とその着実なフォローアップを始めとする太平洋島嶼国地域の安定と発展に向けた貢献を通じ、友好協力関係を深化させ、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。また、引き続きハイレベルでの要人往来の強化を通じ継続して協力強化を目指す。

施策の必要性

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源及び食料の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国との外交関係を強化することは、国連（安保理）改革等について、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持母体を得るため、また、水産資源を安定的に確保するために極めて重要である。

施策の有効性

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に資するために有効である。第4回日・PIF首脳会議を適切にフォローアップすることは、我が国この地域に対するコミットメントを示すために重要であり、島嶼国が我が国に対する積極的な支持を引き出すために有効である。更に、各国との草の根レベルでの交流事業の実施及び青年招聘は、我が国に対する理解を深め、長期的な対日協力姿勢を確保するために有効である。

施策の効率性

豪州とは、安全保障協力の強化やEPA交渉の継続など平成19年度に引き続き、更なる進展がみられた。ニュージーランドとは作業部会を実施し、二国間関係強化のための協力の枠組み作りに進展があつた。また、太平洋・島サミット準備会合及び要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化させた結果、対日協力姿勢の強化が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
	95	134

単位：百万円

人的投入資源	平成20年度	平成21年度
	17	17

単位：人（本省職員）

外部要因

豪州は、安全保障条約を通じ、我が国同様、米国と同盟関係にある。太平洋島嶼国に内在する諸課題として、ガバナンスの問題、不十分な経済発達、部族対立に起因する紛争等がある。また、グローバル化への対応に起因するアイデンティティ一危機、伝統文化の衰退、環境問題や感染症さらに国際組織犯罪の脅威等に直面している。こうした不安定要因が我が国の対島嶼国外交における外部要因となつていい

る。

目標の達成状況

評価の切り口：大洋州地域各国との友好協力関係の深化

平成 20 年度には様々なレベルでの対話が実施され、大洋州地域各国との友好協力関係が一層深まった。豪州との間では、ラッド首相の訪日、第 2 回日豪外務・防衛閣僚協議の開催、4 回に及ぶ日豪 EPA 交渉の実施及び第 5 回日豪会議における両国政府及び民間の有識者による日豪関係強化に向けた様々な施策について意見交換を行う等、両国の友好協力関係が進展した。また、ニュージーランドとの間ではクラーク首相の訪日、日 NZ 高級事務レベル経済協議及び日 NZ 環境協力フォローアップ会合の開催等を通じて、友好関係を強化した。さらに、平成 18 年の第 4 回日・PIF 首脳会議において「より強く繁栄した太平洋地域のための沖縄パートナーシップ」で採択された総額 450 億円規模の支援を確実に実施して、実施状況について第 5 回太平洋・島サミット準備会合において報告した。詳細については事務事業①「様々なレベルでの日豪及び日ニュージーランドの対話の実施」、事務事業②「第 4 回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議のフォローアップ」、事務事業③「人的交流の拡大（日・PIF 未来創造高校生交流等）」を参照。

第三者の所見

関根政美 慶應義塾大学法学部教授、オーストラリア学会代表理事

大洋州島嶼国およびその海域は、日本の漁業資源の重要な供給地であるだけでなく、島嶼国は、国連の場において日本が追求する安保理改革にとり重要な地位を占めている。このような観点からの日本の外交は十分納得のいくものであり、「大洋州地域との友好関係の強化」施策はその点で有効である。とくに、日本が日・PIF 首脳会議（太平洋・島サミット）を開催してハイレベルでの意見を交換し、他方で有識者会合をもつことにより、島嶼諸国の政情安定と経済発展への自助努力を強力に支援する姿勢を見せてることは高く評価できる。とくに、平成 21 年 5 月開催予定の第 5 回日・PIF 首脳会議（太平洋・島サミット）に向け、有識者会合や準備会合を実施して、日本の積極的な外交姿勢を見せていることも確認できる。

豪州との関係においては、かつては経済的補完関係のみが強調されていたが、近年ではアジア・大洋州のテロ対策や安全保障面での協力が目立ち始め、日豪関係の複雑化が進んでいる。ラッド新首相の訪日を含むハイレベルの 2 国間会談が頻繁に行われ包括的な戦略関係の強化が確認されている。対豪関係にあっては、ラッド首相の訪日や訪中を巡り新政権は親日なのか、親中なのかといったジャーナリストイックな議論に惑わされることなく、地道な関係構築が期待される。ニュージーランドとの関係においてはキー国民党新政権との関係強化が今後期待されるが、「大洋州地域との友好関係の強化」施策への高い自己評価には十分にうなづけるものがある。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。また、我が国として、豪州、ニュージーランド及び島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に、特に第 5 回太平洋・島サミット開催に向けて我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ①様々なレベルでの日豪及び日ニュージーランドの対話の実施 → 拡充強化
- ②第4回日・PIF(太平洋諸島フォーラム)首脳会議のフォローアップ → 拡充強化
- ③人的交流の拡大(日・PIF未来創造高校生交流等) → 拡充強化

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

施策 I — 2 北米地域外交	95
具体的な施策	
I — 2—1 北米諸国との政治分野での協力推進	100
I — 2—2 北米諸国との経済分野での協力推進	106
I — 2—3 米国との安全保障分野での協力推進	113

I – 2 北米地域外交

評価担当課室名	業務内容
北米局	アメリカ、カナダに関する総合的な外交政策
北米第一課	
北米第二課	アメリカ、カナダの経済に関する外交政策
日米安全保障条約課	日米安全保障条約などに関する外交政策
日米地位協定室	日本に駐留する米軍などの取り扱いに関する事務

I — 2 北米地域外交

具体的施策

I — 2 — 1 北米諸国との政治分野での協力推進

I — 2 — 2 北米諸国との経済分野での協力推進

I — 2 — 3 米国との安全保障分野での協力推進

評価の結果

施策 I — 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★★☆
I — 2 — 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★★☆
I — 2 — 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★★☆
I — 2 — 3	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★★☆

施策の必要性

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

(1) 米国について

(イ) 基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった普遍的価値観や利益を共有している米国との同盟関係は、我が国の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の礎である。

(ロ) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調の下、積極的に取り組んできており、我が国外交の基軸である日米同盟を維持・強化することは必須である。

(ハ) 政治分野での日米間の協力を日本政府として推進し、政治・安全保障上の諸課題への取組において日米両国間の連携を強化することは、不可欠の要素である。

(2) カナダについて

(イ) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。

(ロ) 世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。

(ハ) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1) 米国

(イ) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化のために不可欠な要素の一つである。BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）等の新興経済諸国が影響力を増している中で、金融・世界経済の早期回復に向け、先進的技術で世界をリードする日米両国が、経済面での協力のあるべき姿を世界に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも不可欠である。

(ロ) 日米間の貿易・投資の自由化を促進することは、対日投資の拡大と、日本企業の米国における

経済活動を発展させる上で不可欠である。

(ハ) 多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係においては、外務省が、総合的な外交上の配慮を加味しつつ、バランスよく円滑な関係を運営していくことが日米同盟関係の維持・強化の観点から不可欠である。

(2) カナダ

(イ) カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっている。さらに、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。

(ロ) 我が国とカナダとはこれまで友好な関係を維持してきているが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれている。この目標に向け、「日加経済枠組み」文書に基づき、両国首脳レベルのイニシアティブにより実施された共同研究の成果である日加共同研究報告書が、平成19年10月、両国首脳に提出された。今後は、同報告書が提示する具体的な諸施策及び平成20年10月に改正された「協力の優先分野」の実施・推進に関し、次官級経済協議・貿易投資対話等の日加経済枠組みを引き続き活用し、カナダ側と具体的な案件について協力関係を深めていく必要がある。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

北朝鮮による弾道ミサイル及び核問題が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も朝鮮半島や台湾海峡をめぐる情勢など、不安定な要素が依然存在している。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を一層強化していくことが重要である。

施策の有効性

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等）における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1) 米国

(イ) 幅広い分野において緊密な相互依存関係にある日米両国においては、取り扱うべき経済的課題が多岐にわたっている。また、二国間のみならず地域的・国際的な課題についての協力も推進する必要がある。この観点から「成長のための日米経済パートナーシップ」は、6つの対話の枠組みの下での各課題の適切な運営を通じ、日米関係者間の意見交換を緊密なものとし、経済関係を着実に発展させた。

(ロ) 日米規制改革イニシアティブの下での対米要望のとりまとめの過程においては、民間部門から聴取した具体的な問題意識を米国政府への改善要望に組み込み、日本企業の貿易・投資において良好な環境が整備されるよう政策に反映させた。このように、日本企業の要望を踏まえる形で「成長のための日米経済パートナーシップ」を運営したことは、両国間の経済協調関係を一層推進する上で極めて有効であった。

(ハ) 日米二国間における個別経済問題の中には、政治問題化する可能性のある案件も見られる。個別通商問題への対処は、経済問題が政治問題化することを未然に防ぎ、両国が良好な協調関係を推進していく上で極めて有効であった。

(2) カナダ

日加経済枠組みの下での共同研究は、民間部門の意見を聴取し、二国間の貿易・投資その他の協力案件の更なる促進がもたらす便益・費用についての検討を行うことにより、日加両国の貿易経済関係をさらに深化・活性化する上で有益であった。また、平成20年10月、「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改訂され、同11月、第1回日加貿易投資対話が開催された。同対話は、日加間の経済分野での包括的な政府間定期協議の枠組みである日加次官級経済協議とあわせ、日加経済関係の協力推進、貿易・投資の拡大・促進に資するものとして極めて有意義であった。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2) 「再編の実施のための日米ロードマップ」の着実な実施、及び(3) 日米地位協定の運用改善等を行うことが重要である。

また、在日米軍の施設・区域を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制の強化につながる。

施策の効率性

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

首脳・外相レベルでは、種々の国際会議等の機会を捉えて日米首脳会談(3回)、外相会談(6回)を実施した他、累次の機会を捉え、電話会談を実施し、北朝鮮、金融・世界経済、アフガニスタン・パキスタンを含む日米両国に共通する政策課題について緊密な調整を行い、施策の目標に向け相当な進展が見られた。また、対米及び対加関係において、あらゆるレベルにおける二国間の交流事業を時宜に合わせて実施した。とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

対面での交渉及び対話により相手国担当者との信頼関係に基づいて、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

限られた資源の中、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保を図ることができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

(1) 米国について

福田総理(当時)、麻生総理の首脳レベル及び高村外務大臣(当時)、中曾根外務大臣の大蔵レベルの双方で累次の機会を捉え、首脳、外相会談を行い、日米戦略対話等も実施された。また、平成21年1月に発足したオバマ政権との間でも北朝鮮、アフガニスタン・パキスタン、気候変動・エネルギー等幅広いレベルでの政策調整が開始された。特に2月には、クリントン国務長官が初の外遊先として日本を訪問し、麻生総理がホワイトハウスに最初に招かれる外国首脳として訪米した。同時に、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施し、諸政策への決定に直接参画または影響力を

有する各界の人物を招聘するなど、日米同盟は総合的に見て一層重層的に強化され、当初の想定以上の成果があったと言える。

(2) カナダについて

平成 20 年 6 月、G 8 外相会合の際に日加外相会談が行われた。続く 7 月、北海道洞爺湖サミット出席及び公賓としてハーパー首相が訪日、2 度にわたって日加首脳会談が行われた。さらに、11 月、ペルー APEC の際に、日加外相会談が行われた。頻繁な首脳、外相レベルでの会談における率直な意見交換を通じて、アジア太平洋地域や国際情勢に関する認識の一致が図られ、両国間あるいは国際社会における協力について有意義な議論が行われた。また、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施し、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招聘するなど、カナダとの緊密な連携を一層強化するという目標が十分達成された。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国については、施策を実施した結果、平成 20 年度において、二国間の貿易や投資額、人的交流等の増加など日米両国の経済分野での協調の一層の深化を実現することができた。また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえつつ、平成 20 年度も日米間の協力を推進し、米国の規制が改善される等、我が国の国益を増進するための道筋を具体的につけることができた。また、平成 21 年 1 月の米新政権発足を見据えて、経済局長の声がけによる有識者研究会を立ち上げ、新しい日米経済関係の在り方について議論の上、その成果が報告書にまとめられ外務大臣に提出されており、同提言も踏まえ、オバマ政権との間で新たな対話の枠組みを立ち上げるべく調整している。

カナダについては、「日加経済枠組み」に基づき両国の経済関係における潜在力を最大限引き出すことを目指し、平成 17 年以降、3 回の共同研究作業部会で両国の経済関係を制限する措置と更なる貿易・投資の自由化等につき検討が行われ、平成 19 年 10 月、その成果は日加共同研究報告書として両首脳に報告された。平成 20 年 10 月には「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改正され、また、同報告書が提案する第 1 回貿易投資対話を開催し、日加間の貿易・投資促進に向け分野横断的な検討を行った。さらに同年 12 月には第 22 回日加次官級経済協議を開催し、科学技術・エネルギー分野において日加間の協力を一層具体化するなど、両国の経済関係の強化に向け着実な進展があった。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

以下の理由にかんがみ、平成 20 年度においては米国との安全保障分野での協力が一層推進され、施策の目標達成に向けて相当な進展があったと考える。

(1) 平成 20 年 5 月には、在日米軍駐留経費負担 (HNS) に係る新たな特別協定が発効し、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保が図られた。また、横須賀基地を中心に展開していた通常型空母キティホークと交替した原子力空母ジョージ・ワシントンの横須賀への円滑な入港を実現し、引き続き我が国周辺において米海軍の強固なプレゼンスが維持されることとなった（平成 20 年 9 月）。さらに、弾道ミサイル防衛 (BMD) 分野では、米側の協力の下、PAC-3 発射試験に成功し、日米間の防衛協力が促進された（平成 20 年 9 月）。

(2) 在日米軍の再編については、在沖縄海兵隊（第三海兵機動展開部隊）の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転に必要となる資金拠出を始めとする日米双方の行動の確保等を定めた協定に中曾根外務大臣がクリントン米国務長官と署名し、抑止力の維持と地元負担の軽減を目的とする「ロードマップ」の着実な実施が図られた（平成 21 年 2 月）。

(3) 日米地位協定の運用改善については、日米合同委員会において、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した（平成 20 年 5 月）。

今後の方針

1. 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

2. 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国に関し、今後、日本経済の変化や国際経済での新たな展開を踏まえ、日米間の既存のメカニズムを活用しつつ、これを基礎として、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方策を探っていく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下で個別の協力を強化するとともに、共同研究の結果に基づいた更なる施策の企画・立案を行うことによりその推進を図る。

3. 「米国との安全保障分野での協力推進」について

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討・実施する。

I－2－1 北米諸国との政治分野での協力推進

北米第一課長 山野内勘二

平成 21 年 6 月

施策の概要

施策の目標	日・北米諸国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・要人往来を通じた米国及びカナダとの関係強化・戦略対話等協議を通じた政府間の日米・日加間での政策調整の強化・民間有識者や各界有力者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流の強化
施策の位置付け	米国については、第 169 回国会施政方針演説、第 170 回国会所信表明演説、第 171 回国会施政方針演説、第 171 国会外交演説、及び平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	<ol style="list-style-type: none">1. 政府間（首脳・外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施。2. 民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施。3. 米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘。4. 平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

1. 米国について

福田総理（当時）、麻生総理の首脳レベル及び高村外務大臣（当時）、中曾根外務大臣の大
臣レベルの双方で累次の機会を捉え、首脳、外相会談を行い、日米戦略対話等も実施された。
また、平成 21 年 1 月に発足したオバマ政権との間でも北朝鮮、アフガニスタン・パキスタン、
気候変動・エネルギー等幅広いレベルでの政策調整が開始された。特に 2 月には、クリントン國務長官が初の外遊先として日本を訪問し、麻生総理がホワイトハウスに最初に招かれる
外国首脳として訪米した。同時に、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施し、諸政策
への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招聘するなど、日米同盟は総合的に
見て一層重層的に強化され、当初の想定以上の成果があったと言える。

2. カナダについて

平成 20 年 6 月、G 8 外相会合の際に日加外相会談が行われた。続く 7 月、北海道洞爺湖サミット出席及び公賓としてハーパー首相が訪日、2 度にわたって日加首脳会談が行われた。さらに、11 月、ペルー APEC の際に、日加外相会談が行われた。頻繁な首脳、外相レベルでの会談における率直な意見交換を通じて、アジア太平洋地域や国際情勢に関する認識の一致が図られ、両国間あるいは国際社会における協力について有意義な議論が行われた。また、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施し、諸政策への決定に直接参画または影響力有する各界の人物を招聘するなど、カナダとの緊密な連携を一層強化するという目標が十分達成された。

課題

1. 米国について

我が国及びアジア太平洋地域の平和と繁栄を確保するとともに、金融・世界経済、アフガニスタン・パキスタン、気候変動・エネルギーといったグローバルな課題に関し、我が国の国益に合致した結果を得るためにには、米国との間で政治分野での協力を更に推進する必要がある。

2. カナダについて

我が国の国益に合致した成果を得るためにには、引き続き、普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及び G 8 のメンバーである加との協力を推進する必要がある。

施策の必要性

1. 米国について

(1) 基本人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった普遍的価値観や利益を共有している米国との同盟関係は、我が国の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の礎である。

(2) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調の下、積極的に取り組んできており、我が国外交の基軸である日米同盟を維持・強化することは必須である。

(3) 政治分野での日米間の協力を日本政府として推進し、政治・安全保障上の諸課題への取組において日米両国間の連携を強化することは、不可欠の要素である。

2. カナダについて

(1) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。

(2) 世界が直面する諸課題について、G 8 ・ 太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。

(3) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。

施策の有効性

日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等）における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

施策の効率性

首脳・外相レベルでは、種々の国際会議等の機会を捉えて日米首脳会談（3回）、外相会談（6回）を実施した他、累次の機会を捉え、電話会談を実施し、北朝鮮、金融・世界経済、アフガニスタン・パキスタンを含む日米両国に共通する政策課題について緊密な調整を行い、施策の目標に向け相当な進展が見られた。また、対米及び対加関係において、あらゆるレベルにおける二国間の交流事業を時宜に合わせて実施した。とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	126	125

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	28	29

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 日米・日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化のためには、幅広い政策課題にわたる分野横断的な協力が必要であり、省庁横断的な施策が必要となる場合もある。
- (2) また、日米・日加連携の強化の成果は、当該政策の対象となる国・地域・事項等を巡る国際情勢の影響を受け、日米・日加連携が強化されたことにより、必ずしも、その成果が対象となる国・地域・事項等に即時かつ直接的に表れる訳ではない。

目標の達成状況

評価の切り口 1： 政府間（首脳外相レベルを含む）での、共通の諸課題における連携の進展

- (1) 米国について

日米首脳会談、外相会談、日米戦略対話等を実施し、北朝鮮、金融・世界経済、アフガニスタン・パキスタンを含む日米両国に共通する政策課題について調整を行い、両国政府間の緊密な連携が一層強化された。

- (2) カナダについて

北海道洞爺湖サミット出席及び公賓としてハーパー首相が訪日した際、二度にわたって日加首脳会談が行われた。また、6月のG8外相会合の際及びペルーAPECの際に、日加外相会談が行われた。これら会談を通じて、日加間の共通の諸課題及び様々な協力の可能性について意見交換が行われ、両国政府間の緊密な連携が一層強化された。

詳細は、事務事業①「政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施」を参照。

評価の切り口 2：民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の進展による、知日派・親日派の育成

（1）米国若手指導者ネットワーク・プログラム

米国における有力な若手有識者6名を招聘し、本省幹部、官邸、防衛省幹部、大学・研究機関、財界、メディア等の関係者と意見交換を実施。また、日本の若手研究者とのネットワークを形成。

（2）在米日米協会への支援

日米交流強化イニシアティブの一環として、在米日米協会（7協会）へ助成を実施。

（3）マンスフィールド研修計画

平成18年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁や民間で一年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し、平成20年度は第13期生6名が訪日。

（4）在米日系人との交流

国際交流基金との共同事業として在米日系人リーダー13名を招聘し、在米日系人とのネットワークの拡充や若い世代のリーダー発掘に寄与するとともに、在米日系人リーダーと在米公館長との会合を実施。

詳細は、事務事業②「民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施」を参照。

評価の切り口 3：米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘

（1）米国連邦議会関係者7名（民主・共和両党の有力議員直属スタッフ等）を招聘。

（2）有識者の招聘時には、被招聘者の多面的な対日理解を促進。

詳細は、事務事業③「米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘」を参照。

評価の切り口 4：平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘

（1）第7回「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」をオタワで開催。

（2）日加友好議員連盟（カナダ側）が日本を訪問し、日本・カナダ議員連盟との間で会合を実施。

（3）トム・フラナガン・カルガリー大学教授（21世紀パートナーシップ招聘）を招聘し、我が国への理解を促進。

（4）在加日系人指導者5名を招聘し、我が国への理解を促進。

（5）日加修好80周年記念事業を通じた相互理解、交流の促進。

詳細は、事務事業④「平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘」を参照。

第三者の所見

神谷万丈 防衛大学校教授

米国は日本の唯一の同盟国であり、対米関係は日本外交の根幹をなす。また、カナダは、国力規模からみれば中級国家にとどまるが、G8のメンバーであり、しかも我が国とは自由、民主主義、人権、核不拡散などの基本的価値・理念を幅広く共有しているため、同国との連携は、我が国が国際社会に

おいて自らの政策を実現していこうとする上できわめて重要な要素となる。この観点から、「我が国と米、加が直面する政治分野での共通の諸課題について、政府間の緊密な連携を一層強化すること」を目標に掲げたことは、きわめて適切であったと評価できる。

特に、平成 20 年度は、北朝鮮をめぐる諸問題、米国発の金融危機に端を発した世界経済の動揺、アフガニスタン問題といった、世界の平和と繁栄にかかわる多くの問題について、世界の二大経済である日本と米国の政治的協力、連携が特に求められた年であった。そうした中で、対米外交において、首相および外相が、ブッシュ、オバマ新旧両政権との間で首脳・大臣レベルの会談や電話会談を繰り返し行い、日米戦略対話などの協議も行われたことは、上記の目的に沿ったものであり、きわめて適切であった。また、本年 2 月にクリントン国務長官が初の外遊先として日本を訪問し、麻生総理がホワイトハウスに最初に招かれる外国首脳として訪米したことは、日本の国内政治が混乱し、対米関係の緊密化と強化という目標の実現が決して容易とはいえない時期に、日米連携強化を図る外交当局の努力が実を結んだ証左とみてよい。

カナダとの外交は、対米外交に比べて地味な性格のものではあるが、いわゆるハードパワーの剥き出しの行使が困難性を増し、ソフトパワーや多国間協調の重要性が高まっていると言われる現代の世界においては、価値・理念を同じくする諸国との友好関係を普段から強化しておく努力が、わが国の外交力の重要な基盤となる。対加外交についても、G8 外相会談、北海道洞爺湖サミット、APEC 会合という、両国の首相ないしは外相が同席する機会をいずれも逃さず、二国間の首脳・大臣レベルの会談を実施したことは、限られた外交資源（首脳・大臣の行動に課された時間的制約を含む）を最大限有効に活用し、カナダとの連携の進展を図ったものとして評価したい。

両国との間で、民間レベルでの対話・交流や先方の各界有力人物の日本への招聘などが行われたことも、長期的にみた日本のソフトパワーの増進といった観点からきわめて重要である。今後とも、予算等の制約を乗り越え、こうした事業を拡大していくことが望まれる。

以上の施策が、対米・対加外交に投入可能な予算資源の減少の中で実施されたことも大いに評価してよく、全体として、「目標の達成に向けて相当な進展があった」との自己評価は妥当なものである。

次年度以降は、北朝鮮の核・ミサイル開発に対処するための日米安全保障関係の緊密化、金融・経済危機からの世界経済の速やかな回復を図るための日米関係（経済関係のみならず政治関係も）の強化、アフガニスタンでの平和構築活動への日本の貢献を模索するための加米両国との連携などを一層進展させることができると想定されるが、その際、具体的な行動の強化をこれまで以上に進めることができよう。たとえば、日米間では、在日米軍の再編、在沖縄部隊のグアム移転、ミサイル防衛に関する協力などを含め、これまでに合意された共通の戦略目標の実現のための具体的な施策をどこまでとつていいかが、関係強化の一つの鍵となろう。日加関係では、今後国際的要求が強まることが予想されるアフガニスタンでの平和構築への我が国の貢献増大に関し、これまでのカナダの経験に学ぶための交流等も考えられよう。

このように、米加両国との関係を今後一層強化することは、日本の国益全体の観点から特に重要性が高く、「平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針」において、予算要求、機構要求、定員要求をいずれも行うとされていることには、高い必要性を認めることができる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|---|---------|
| ①政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施 | → 今まま継続 |
| ②民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施 | → 拡充強化 |
| ③米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘 | → 拡充強化 |
| ④平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘 | → 今まま継続 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

I－2－2 北米諸国との経済分野での協力推進

北米第二課長 四方敬之

平成 21 年 6 月

施策の概要

施策の目標	日本と北米諸国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること 【小目標】 (米国) 1. 日米首脳会談・外相会談等の機会を捉えた具体的成果の積み上げ 2. 規制改革及び競争政策イニシアティブ（以下、日米規制改革イニシアティブ）の実施 3. メガポート・イニシアティブ(MI)・パイロットプロジェクトの立ち上げ (カナダ) 1. 第 1 回貿易投資対話(TID)の開催 2. 第 22 回日加次官級経済協議(JEC)の開催
施策の位置付け	第 169 回国会外交演説及び第 171 回国会施政方針演説、外交演説に言及あり。平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 米国 (イ) 「成長のための日米経済パートナーシップ」の下で日米間経済対話を深めるなど、日米経済関係の強化 (ロ) 日米規制改革イニシアティブの実施 (ハ) 個別通商問題への対処 (2) カナダ 日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化 両国間の協議を受けて平成 17 年 11 月に日加両首脳の署名により策定された「日加経済枠組み」文書に基づき、個別の協力の優先分野における両国間の協力を推進するとともに、日加共同研究報告書が提示する日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための具体的な諸施策を進めていくこと。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

米国については、施策を実施した結果、平成 20 年度において、二国間の貿易や投資額、人的交流等の増加など日米両国の経済分野での協調の一層の深化を実現することができた。また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえつつ、平成 20

年度も日米間の協力を推進し、米国の規制が改善される等、我が国の国益を増進するための道筋を具体的につけることができた。また、平成21年1月の米新政権発足を見据えて、経済局長の声かけによる有識者研究会を立ち上げ、新しい日米経済関係の在り方について議論の上、その成果が報告書にまとめられ外務大臣に提出されており、同提言も踏まえ、オバマ政権との間で新たな対話の枠組みを立ち上げるべく調整している。

カナダについては、「日加経済枠組み」に基づき両国の経済関係における潜在力を最大限引き出すことを目指し、平成17年以降、3回の共同研究作業部会で両国の経済関係を制限する措置と更なる貿易・投資の自由化等につき検討が行われ、平成19年10月、その成果は日加共同研究報告書として両首脳に報告された。平成20年10月には「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改正され、また、同報告書が提案する第1回貿易投資対話を開催し、日加間の貿易・投資促進に向け分野横断的な検討を行った。さらに同年12月には第22回日加次官級経済協議を開催し、科学技術・エネルギー分野において日加間の協力を一層具体化するなど、両国の経済関係の強化に向け着実な進展があった。

課題

平成20年度後半から実体経済への影響が現れている金融・世界経済危機により、我が国及び米国・カナダをとりまく国際経済環境は転機を迎えており。これを踏まえ、日米・日加それぞれの取組が世界経済の早期回復及び我が国の経済成長につながるよう対北米経済政策を強化していく必要がある。

平成21年1月、オバマ米新政権が発足した。安全保障のみならず経済面においても日米関係を強化・発展させることは引き続き我が国外交の基本方針であり、日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調の推進という目標は、長期的に評価を行い、その達成の度合いを検証する必要があるため、引き続き同様の目標を維持していくことが適当である。

カナダについては、我が国にとって農産品の安定的な供給源であり、また、エネルギー資源の確保の観点からも重要性が高まっている。そのような中、貿易投資対話や次官級経済協議等の日加経済枠組みに基づく個別協力の促進により、二国間経済関係の更なる活性化と深化を図るとともに、日加共同研究報告書が提示する具体的な諸施策の実施について、カナダ側と具体的な協力を継続して進めていく必要がある。

施策の必要性

(1) 米国

(イ) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化のために不可欠な要素の一つである。BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）等の新興経済諸国が影響力を増している中で、金融・世界経済の早期回復に向け、先進的技術で世界をリードする日米両国が、経済面での協力のあるべき姿を世界に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも不可欠である。

(ロ) 日米間の貿易・投資の自由化を促進することは、対日投資の拡大と、日本企業の米国における経済活動を発展させる上で不可欠である。

(ハ) 多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係においては、外務省が、総合的な外交上の配慮を加味しつつ、バランスよく円滑な関係を運営していくことが日米同盟関係の維持・強化の観点から不可欠である。

(2) カナダ

- (イ) カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっている。さらに、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。
- (ロ) 我が国とカナダとはこれまで友好な関係を維持してきているが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれている。この目標に向け、「日加経済枠組み」文書に基づき、両国首脳レベルのイニシアティブにより実施された共同研究の成果である日加共同研究報告書が、平成19年10月、両国首脳に提出された。今後は、同報告書が提示する具体的な諸施策及び平成20年10月に改正された「協力の優先分野」の実施・推進に関し、次官級経済協議・貿易投資対話等の日加経済枠組みを引き続き活用し、カナダ側と具体的な案件について協力関係を深めていく必要がある。

施策の有効性

(1) 米国

- (イ) 幅広い分野において緊密な相互依存関係にある日米両国間においては、取り扱うべき経済的課題が多岐にわたっている。また、二国間のみならず地域的・国際的な課題についての協力も推進する必要がある。この観点から「成長のための日米経済パートナーシップ」は、6つの対話の枠組みの下での各課題の適切な運営を通じ、日米関係者間の意見交換を緊密なものとし、経済関係を着実に発展させた。
- (ロ) 日米規制改革イニシアティブの下での対米要望のとりまとめの過程においては、民間部門から聴取した具体的な問題意識を米国政府への改善要望に組み込み、日本企業の貿易・投資において良好な環境が整備されるよう政策に反映させた。このように、日本企業の要望を踏まえる形で「成長のための日米経済パートナーシップ」を運営したことは、両国間の経済協調関係を一層推進する上で極めて有効であった。
- (ハ) 日米二国間における個別経済問題の中には、政治問題化する可能性のある案件も見られる。個別通商問題への対処は、経済問題が政治問題化することを未然に防ぎ、両国が良好な協調関係を推進していく上で極めて有効であった。

(2) カナダ

日加経済枠組みの下での共同研究は、民間部門の意見を聴取し、二国間の貿易・投資その他の協力案件の更なる促進がもたらす便益・費用についての検討を行うことにより、日加両国の貿易経済関係をさらに深化・活性化する上で有益であった。また、平成20年10月、「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改訂され、同11月、第1回日加貿易投資対話が開催された。同対話は、日加間の経済分野での包括的な政府間定期協議の枠組みである日加次官級経済協議とあわせ、日加経済関係の協力推進、貿易・投資の拡大・促進に資するものとして極めて有意義であった。

施策の効率性

対面での交渉及び対話により相手国担当者との信頼関係に基づいて、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	15	14

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	23	22

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 個別の経済問題への対処に当たっては、関連する規制等を所管する国内関係省庁と緊密に連携し、省庁横断的な対応が必要となる場合が多い。
- (2) 日米・日加間の経済関係強化の成果は、当該政策の対象となる国や世界経済の動向（景気・為替等）の影響を受け、政府が取組を強化したことによる成果が必ずしも即時かつ直接的に数値として表れるとは限らない。

目標の達成状況

評価の切り口 1：米国との経済分野での協調の深化

- (イ) 施策を実施した結果、平成 20 年度において、日米両国の経済分野での協調は深化しており、具体的には以下のようないい成果が得られた。
 - (a) 日米間の貿易総額は、平成 20 年は 2132 億ドル（財務省）であり（平成 19 年は 2082 億ドル、平成 18 年は 2077 億ドル、平成 17 年は 1935 億ドル）、米国は中国に次ぐ日本の最大の貿易相手国である。
 - (b) 平成 20 年 7 月の G 8 北海道洞爺湖サミットに際して行われた日米首脳会談では、「アフリカにおける保健および食料安全保障上の課題に関する日米協力」（平成 20 年 7 月 6 日）を発表した。世界をリードする二大経済大国が、開発途上国における保健及び食料安全保障問題の改善という共通の課題に取り組む姿勢を明らかにし、日米協力は一層、強化・拡大された。
 - (c) 平成 20 年後半は、9 月のリーマン・ブラザーズ経営破綻を契機として米国の金融危機が世界的な金融・経済危機に広がり、実体経済にも波及したことにより、金融・世界経済の早期回復が国際社会の喫緊の課題となった。こうした中、米国のオバマ政権発足後、平成 21 年 2 月のクリントン国務長官訪日の際の日米外相会談、その直後の麻生総理訪米の際の日米首脳会談を通じて、(i) 世界の二大経済大国として世界経済の回復に向け全力を尽くすこと、(ii) 基軸通貨たるドルの信認の維持が重要であること、(iii) 保護主義への対抗は日米の重大な責務であること等について一致した。特に、2 月の日米首脳会談では、今後の経済再生策の鍵となるエネルギー・環境分野について、クリーン・エネルギーや省エネルギー分野での日米協力の具体化のための協議を開始することで一致するとともに、高速鉄道分野での日米協力を探求することとなった。
 - (d) この他にも、テロ対策と円滑な貿易の両立、エネルギー安全保障、知的財産権の保護や、第三国との自由貿易協定（FTA）に関する情報交換を進め、日米経済関係の強化に努めた。詳細は、事務事業①「日米経済関係の強化（『成長のための日米経済パートナーシッ

プ』の運営を含む)」を参照。

(口) 日米規制改革イニシアティブの実施により、以下のような成果が得られた。

(a) 平成 21 年 1 月から導入が予定されていた米国入国の際の電子渡航認証システム(以下、ESTA)は、周知がなかなか進まず、平成 20 年 12 月 3 日時点では 29,000 人(平成 19 年の渡米者の 0.85%に相当)しか申請者がいなかった。こうした事態を受け、日米規制改革イニシアティブ等を通じて、米側に日本国民に対して同システムの周知を徹底するよう要求したところ、ESTA の周知度が高まり、同システムは特段混乱を生むこともなく、予定通り平成 21 年 1 月に運用が開始された。これにより、テロ対策の観点から米国が強化している入国管理措置が、日米経済関係の円滑な発展にとって極めて重要な人的往来の妨げとならない方向で一定の改善が図られた。上記分野以外においても、制度の改善や制度の改善に向けた取組がみられ、建設的な対話の成果があがっている。

(b) 日米規制改革イニシアティブの実施にあたっては、民間部門から意見を聴取することによって、民間部門の問題意識を踏まえた政策が行えるように努めている。詳細は、事務事業②「規制改革及び競争政策イニシアティブ」を参照。

(ハ) 個別通商問題への対応

米国産牛肉問題及び「9・11 委員会勧告実施法」(平成 19 年 8 月、米議会にて成立)による全ての米国向けコンテナ貨物に対する積荷前検査(平成 24 年 7 月～)については、関係省庁と連携しつつ、緊密な協議を実施し、問題解決に向けた協議・対話を強化した。詳細は、事務事業③「個別通商問題への対処」を参照。

評価の切り口 2 : カナダとの経済分野での協調の深化

(イ) 施策を実施した結果、平成 20 年度において、日加両国の経済分野での協調は、引き続き深化しており、深化の度合いは二国間の貿易や投資額等に現れている。日加間の貿易総額は、平成 20 年は 233 億ドル(財務省)に上っている。加にとり、日本は第 3 位の貿易相手国であり、日本にとって加は第 18 位の貿易相手国である。日加間の貿易総額については、平成 19 年は 205 億ドル、平成 18 年は 196 億ドル、平成 17 年は 178 億ドルと推移しており、近年増加が続いている。

(口) また平成 20 年度には、日加経済枠組みの下、以下のような成果が得られた。

(a) 10 月、「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改正され、11 月「協力の優先分野」に特定された第 1 回貿易投資対話が開催された。同対話は、日加両国の貿易、投資、規制分野において具体的かつ詳細な議論を行うことができ、日加経済関係の一層の強化に向け検討すべき論点が明確となるなど極めて有意義であった。

(b) 12 月には日加次官級経済協議が定期開催され、両国の経済関係及び国際経済問題を検討したことにより日加経済協力の更なる可能性を追求する契機となった。同協議では、連邦政府に加え一部州政府からの参加を得ることにより、今後規制改革を行っていく上で重要な進展が見られた。さらに、「日加経済枠組み」において改正された「協力の優先分野」の実施・推進に向け、科学技術・エネルギー分野における日加間の協力が一層具体化した。詳細は、事務事業④「日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化」を参照。

第三者の所見

金原主幸 日本経済団体連合会 国際第一本部長

(米国)

現下の金融・経済危機の克服が喫緊の課題となるなかで、日米経済関係のさらなる発展と、日米の各種政策分野での協調の推進は、わが国経済にとって極めて重要である。

米国新政権発足に際しては、経済界代表も含む有識者研究会において新しい日米経済関係のあり方に関する報告書がとりまとめられるなど、経済界の意見を踏まえた対米関係の構築に向けた努力がなされている。

米国におけるビジネス環境の改善に向けては、「成長のための日米経済パートナーシップ」に基づく規制改革イニシアチブにおいて、経済界の関心事項である税関・流通、特許制度、領事事項、州別規制の統一化、政府調達等が対米要望に反映された。同イニシアチブの実施を通じ、上記分野に関する議論が継続され、米国側措置に一定の進展もみられることは評価できる。しかしながら、「目標の達成に向けて相当な進展があった」との自己評価については、経済界の問題意識を反映した取り組みが進められているものの、経済界にとって必ずしも実質的な成果を実感できる段階にあるとは言いがたく、今後の進展に期待する。

今後は、米国新政権との間で創設を目指す新たな経済対話の枠組みを早期に軌道に乗せ、グローバル課題解決のための日米協力の推進やビジネス環境の実質的な改善につなげていく必要がある。なお、その際には、両国における改革の推進力を高める観点から、民間部門との一層の連携を図るとともに、在米日系企業・日本本社からの意見聴取に際してのプロセスおよび結果の透明性を強化することが必要である。

さらに、上記の対話において成果を挙げていくことにより、日米政府が日米EPAをより積極的に追求することを期待する。併せて、各種政策分野における日米の協調により、わが国政府が環太平洋経済連携ならびにグローバルな課題への取り組みを主導することを望む。

(カナダ)

1. わが国にとって、農産品やエネルギー資源の安定的な供給先であるカナダとの経済関係強化は、極めて重要である。

その観点から、昨年10月「日加経済枠組み」における「協力の優先分野」が改正され、同11月に第1回貿易投資対話が実現し、さらには同年12月に第22回日加次官級経済協議が開催されたことは、とくに貿易・投資、科学技術・エネルギー分野において、両国の経済関係の強化に向けて一定の進展があったと評価できる。

2. 個別分野では、昨年から引き続き民間からの要望が強い日加租税条約の改正については、昨年同様、具体的な進展が見られなかったのは残念である。カナダと日本の租税条約を改正し、新日米租税条約と同程度の内容へ変更されるよう条約改正に向けた正式交渉が早急に開始されることを期待する。

3. 「日加経済枠組み」文書に基づき今後とも両国の経済関係強化や貿易投資の自由化に資する、具体的な施策について両国間のFTA/EPAの可能性を含めた検討を進めていただきたい。また、2010年はカナダがG8議長国であり、日本がAPEC議長国を務めるため、来年に向けて、アジア太平洋地域における望ましい経済枠組みのあり方について議論を深化させるための具体的な取組みを推進していただきたい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

米国に関し、今後、日本経済の変化や国際経済での新たな展開を踏まえ、日米間の既存のメカニズムを活用しつつ、これを基礎として、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方策を探っていく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下で個別の協力を強化するとともに、共同研究の結果に基づいた更なる施策の企画・立案を行うことによりその推進を図る。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|---|-------------|
| ① 日米経済関係の強化（「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営を含む） | → 拡充強化 |
| ② 規制改革及び競争政策イニシアティブ | → 内容の見直し・改善 |
| ③ 個別通商問題への対処 | → 今まま継続 |
| ④ 日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化 | → 拡充強化 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

I－2－3 米国との安全保障分野での協力推進

日米安全保障条約課長 鈴木量博

日米地位協定室長 船越健裕

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日米安保体制の信頼性を向上すること。在日米軍の円滑な駐留を確保すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ 安全保障分野での日米協力の推進・ 在日米軍再編等の着実な実施・ 日米地位協定の運用改善
施策の位置付け	第 169 回／第 170 回／第 171 回国会の施政方針演説において言及あり。
施策の概要	上記目標を達成するにあたっては、(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2) 「再編の実施のための日米ロードマップ」の着実な実施の推進、及び (3) 日米地位協定の運用改善等に向けた具体的な取組を行うことが必要かつ重要である。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下の理由にかんがみ、平成 20 年度においては米国との安全保障分野での協力が一層推進され、施策の目標達成に向けて相当な進展があつたと考える。

(1) 平成 20 年 5 月には、在日米軍駐留経費負担 (HNS) に係る新たな特別協定が発効し、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保が図られた。また、横須賀基地を中心に展開していた通常型空母キティホークと交替した原子力空母ジョージ・ワシントンの横須賀への円滑な入港を実現し、引き続き我が国周辺において米海軍の強固なプレゼンスが維持されることとなつた（平成 20 年 9 月）。さらに、弾道ミサイル防衛 (BMD) 分野では、米側の協力の下、PAC-3 発射試験に成功し、日米間の防衛協力が促進された（平成 20 年 9 月）。

(2) 在日米軍の再編については、在沖縄海兵隊（第三海兵機動展開部隊）の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転に必要となる資金拠出を始めとする日米双方の行動の確保等を定めた協定に中曾根外務大臣がクリントン米国務長官と署名し、抑止力の維持と地元負担の軽減を目的とする「ロードマップ」の着実な実施が図られた（平成 21 年 2 月）。

(3) 日米地位協定の運用改善については、日米合同委員会において、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した（平成 20 年 5 月）。

課題

引き続き日米安全保障条約に基づく日米安保体制の信頼性を一層高めつつ、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保していく必要がある。

施策の必要性

北朝鮮による弾道ミサイル及び核問題が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も朝鮮半島や台湾海峡をめぐる情勢など、不安定な要素が依然存在している。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を一層強化していくことが重要である。

施策の有効性

日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、（1）安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、（2）「再編の実施のための日米ロードマップ」の着実な実施、及び（3）日米地位協定の運用改善等を行うことが重要である。

また、在日米軍の施設・区域を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制の強化につながる。

施策の効率性

限られた資源の中、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保を図ることができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	95	91

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	37	39

単位：人（本省職員）

外部要因

日米安保体制の円滑な運用にあたっては、相手国である米国の行政府や議会の政策の影響を大きく受ける。

また、在日米軍の安定的駐留のためには、在日米軍の施設・区域を抱える地元自治体と周辺住民の理解と支持を得ていくことが重要であり、負担の軽減を図るとともに、適時適切に説明責任を果たしていくことが必要である。

目標の達成状況

評価の切り口 1：日米安保体制の信頼性の向上のための施策の進展

原子力空母ジョージ・ワシントンの横須賀への円滑な入港を実現し、引き続き我が国周辺の米海軍の強固なプレゼンスが維持されることが確保された。また、PAC-3 発射試験に成功し、弾道ミサイル防衛（BMD）の分野でも進展が見られた。さらに、在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定に署名し、「ロードマップ」の着実な実施が図られた。

詳細は、事務事業①「安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続」を参照。

評価の切り口 2：在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展

米軍機の訓練移転の実施、普天間飛行場代替施設の建設に向けた環境影響評価に関する調査の終了・準備書作成の開始等、進展が図られた。また、日米合同委員会において、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した。

詳細は、事務事業②「在日米軍再編等の着実な実施の推進」、及び事務事業③「日米地位協定の運用改善の推進」を参照。

第三者の所見

川上高司 拓殖大学教授

日米安全保障体制（以下、日米安保体制）は我が国の国家安全保障の基盤であり、日本のみならず、この地域に平和と繁栄をもたらしている。その役割は極東からアジア太平洋のみならず中東湾岸地域まで広がりこれら地域の平和と繁栄に大きく寄与するものである。一方、北朝鮮の度重なる核実験や弾道ミサイル発射など、アジア太平洋地域には依然として不安定要因が存在することから、我が国の平和と安全を維持するためには日米安保体制を円滑に運営し強化していくことが最も重要な課題となる。これを日米安全保障条約課は多大ならぬ努力を払い多くの成果をあげている。

日米安保体制の強化のためには、日米安保体制の信頼性の向上、在日米軍の円滑な駐留確保、日米地位協定の運用改善が必要である。

昨年はアメリカ大統領の選挙の年であり、ブッシュ（共和党）からオバマ（民主党）へと政権が移行し、新政権の対日政策の行方が注視された。オバマ大統領は発足早々にクリントン国務長官の最初の訪問地として日本を訪問させ、その後すぐに麻生總理をホワイトハウスに初めての外国首脳として招聘した。このことは新政権の対日重視政策を行動で示すものであり、日米安保体制の信頼性が格段と向上した。

また、原子力空母ジョージ・ワシントンの横須賀への展開が円滑に実施され、米海軍による地域へのプレゼンスが強固となるとともに（平成 20 年 5 月）、PAC-3 の発射試験も成功し（同年 9 月）、日米安保体制はさらに強化なものとなった。その中でも最も大きい成果の一つは、「在沖縄海兵隊（第三海兵機動展開部隊）の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転に必要となる資金拠出を始めとする日米双方の行動の確保等を定めた協定」が中曾根外務大臣とクリントン国務長官との間に署名され、国会承認を経て発効したことである（平成 21 年 5 月）。これにより、抑止力の維持と地元負担の軽減を目的とする「ロードマップ」（平成 18 年 5 月）の着実な実施がオバマ政権でも履行されることが確認された。その履行に関しては、米軍機訓練移転が実施され、普天間飛行場代替施設の建設に向けた環境影響評価調査が終了し準備書作成された。このように、在日米軍の円滑な駐留確保へ向けた努力がなされ、日米安保体制は一層強化されたと言えよう。

日米地位協定の運用改善に関しては、日米合同委員会において、在日米軍により脱走兵と認定された

米軍人に関する通報体制について合意した（平成 20 年 5 月）。

このように、日米安全保障条約課の担当する日米安保体制に係る平成 20 年度の業務は、日米安保体制を強化するために大きな実績があった。その成果は、内外に高い評価を受けており、特に米国政府における信頼も厚いものとなっている。

今後とも日米安保体制は、世界経済の悪化やアジア太平洋地域での戦略環境の変化に伴い、大きな試練と挑戦を受けることが予測される。我が国ばかりではなく日本とアメリカ両国の礎となる日米安保体制を健全かつ信頼性あるものにし続けるよう実績をあげてきた日米安全保障条約課の不断の努力が今後もますます期待される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討・実施する。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- ①安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続 → 今まま継続
- ②在日米軍再編等の着実な実施の推進 → 今まま継続
- ③日米地位協定の運用改善の推進 → 今まま継続

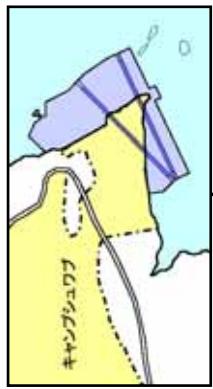
平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

在日米軍兵力態勢の再編

沖縄の再編案は
相互に関連

恒常的なNLP施設: 200
9年7月選定目標



千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原

訓練移転: 2007年度
からの計画を作成

第3海兵機動展開部隊(3MEF)
→機動展開旅団(MEB)に縮小
司令部はグアム等に移転

キャンプ・シュワブ
キャンプ・ハッセー
キャンプ・コートニー
陸自が使用
空手納飛行場
キャンプ瑞慶覧
牧港補給地区

嘉手納以南の相当規模の土地の返還が可能に

キャンプ桑江(全)、牧港補給地区
(全)、普天間飛行場(全)、那覇港湾
施設(全)、陸軍貯油施設第一桑江タ
ンク・ファーム(全)、キャンプ瑞慶覧
(部)

普天間飛行場

- 回転翼機の運用
- 空中給油機KC-130
- 緊急時の使用

メンド・レーダーが2
006年夏に運用可能
に



・空自航空総隊司令部(府中)
の移転(2010年度)
・共同統合運用調整所の設置
・横田空域の一部の管制業務を
2008年9月に返還
・空域全体の返還に必要な条件
を検討(～2009年度)

横田飛行場

厚木飛行場
岩国飛行場

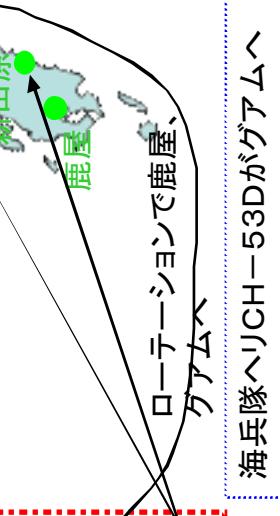
キャンプ座間
相模総合補給廠

・在日米陸軍司令部の改編(20
08会計年度)及び陸自中央
即応集団司令部の移転(2012
会計年度)
・効率的・効果的使用→一部土
地の返還、共同使用



・空母艦載機の岩国
への移駐(59機)
・海自電子戦訓練機
等の岩国から移駐
(17機)

2014年
までに
完了



日米協議の全体像

★新たな安全保障環境を踏まえた日米同盟の方向性についての協議

2005年2月「2+2」

共通戦略目標（第1段階）

共通戦略目標達成のための手段（新たな安保環境の下での日米防衛協力の実効性を確保）



役割・任務・能力（第2段階）

2005年10月「2+2」

自衛隊と米軍等の抑止力の維持に寄与
(在日米軍の兵力構成見直しを推進)

在日米軍の兵力態勢の再編（第3段階）

抑止力の維持

地元負担の軽減

2006年5月「2+2」

在日米軍の兵力態勢の再編：最終とりまとめ（具体的な実施計画）

2007年5月「2+2」

再編の着実な実施、BMD協力の強化・加速化、拡大抑止の確認、
(軍事情報包括保護協定(GSOMIA)の実質的合意)

「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」について
(略称:在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定)

米国との間で、在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みについて定める。

1. 背景

- (1) 日米両政府は、抑止力を維持しつつ地元負担を軽減するため、2006年5月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)において、「再編実施のための日米のロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)を取りまとめ、その具体的施策の一つとして、2014年までに在沖縄海兵隊(第三海兵機動展開部隊)の要員及びその家族を沖縄からグアムに移転することに合意した。本件移転を実施するため、日米両政府は、本協定の交渉を行い、本協定の署名を行う予定。
- (2) 2009年度から関連事業を早期に実施するため、本協定をできる限り早期に締結する必要がある。

2. 協定のポイント

本協定は、ロードマップにおける関連事項を確認しつつ、我が国と米国が実施する在沖縄海兵隊のグアム移転に必要となる資金拠出を始めとする日米双方の行動を確保するとともに、我が国が提供する資金についての米国による適切な管理、グアム移転事業に参加するすべての者の平等な取扱いを確保すること等について定める。

3. 締結の意義

- (1) 本協定の締結により、多年度にわたる資金拠出を始めとする日米双方の行動が法的に確保され、ロードマップにおいて日米両政府が約束する在沖縄海兵隊のグアム移転の実施が確実なものとなる。このことにより、ひいては沖縄県の地元住民の負担の軽減につながることとなる。
- (2) 本協定の締結により、上限28億ドルという多額の日本側資金について、米国政府による適切な管理等を確保するための手続等が法的に整備されることとなる。

施策 I—3 中南米地域外交	119
具体的の施策	
I-3-1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化	123
I-3-2 南米諸国との協力及び交流強化	128

I – 3 中南米地域外交

評価担当課室名	業務内容
中南米局 中米カリブ課	エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス、メキシコ及びカリブ共同体（カリコム）諸国に関する外交政策。局内事務の総合調整及び企画。
南米課	アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビアに関する外交政策。

I — 3 中南米地域外交

具体的施策

I — 3 — 1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

I — 3 — 2 南米諸国との協力及び交流強化

評価の結果

施策 I — 3	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 3 — 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 3 — 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

- (1) 近年、中南米地域は年平均5%近い経済成長を達成してきた。平成20年の後半に発生した世界経済・金融危機は中南米経済に大きな影響を及ぼし、当面景気の停滞は避けられないものの、中長期的には人口5.6億人の新興市場、豊富な資源・エネルギーを背景に、長期的には高い経済的潜在力を有する地域として注目されている。また、メキシコ・ブラジル等新興の地域大国は、近年、先進国首脳会議に招待されるなど、国際場裡における発言力・存在感も高めつつあり、こうした中南米地域との協力関係を強化することは、我が国外交の展開にとって極めて重要である。
- (2) メキシコは中南米における我が国最大の貿易相手国であり、欧州及び米州地域の諸国とは自由貿易協定(FTA)を通じ、広範なネットワークを有する。我が国企業にとっては米州市場等へのゲートウェイとしても戦略的重要性を有する。また中南米地域の大國として、気候変動問題等国際社会の諸課題に対する関与を拡大し、発言力を高めており、メキシコとの協力関係強化は、我が国の国際場裡における影響力の増大のため戦略的重要性を有する。また、メキシコは「日墨交流計画」の実績に代表されるように、従来より、我が国と中南米諸国の人的交流の中核国であり、新時代の両国関係のニーズに合わせつつ、幅広い分野での人的交流を活性化させることが、日メキシコ間の戦略的パートナーシップ、さらに中南米諸国との協力関係を発展させる上で極めて重要である。
- (3) 中米やカリブ地域は共同市場として域外とのFTA交渉を一体となって行うなど経済面での統合を進めている。また、中米地域は中米統合機構(SICA)として、カリブ地域はカリブ共同体として、域内で政策協調を進めており、国連等における投票等を通じ国際社会における一定の影響力を有するようになっている。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

南米は、世界最大の日系人社会を有し、民主主義、人権尊重、法の支配等の基本的価値観を我が国と共有する地域であり、同地域の各国とは二国間及び国際場裡において伝統的に友好協力関係を構築しており、この外交資産を維持・強化し、且つ、積極的に活かしていくことが必要。また、我が国は、エネルギー・鉱物・食料資源が豊かな南米諸国と経済的補完関係にあり、これらの国々との経済関係の強化は極めて重要。さらに、南米諸国出身の在日外国人は40万人近くにのぼり、地域社会との共存に向けて積極的に取り組むことが急務となっている。

施策の有効性

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について
 - (1) 日メキシコ EPA は日メキシコ間の貿易・投資の実質的な拡大に繋がり、経済関係の活性化に有効である。また、周年の機会を活用した各種交流事業の実施は交流の促進に役立つ。
 - (2) 首脳・外相などハイレベルの交流の強化は、二国間の政治経済関係の強化と信頼関係の醸成、気候変動問題等国際的課題の対処や、国際機関等の選挙における我が国候補に対する支持取り付け等に非常に有効である。また、ハイレベルの交流に限らず、有力な実務家、有識者の招聘は、我が国政策に対する相手国の理解を高め、本国の政策が親日的な基盤の上に決定されることが期待される。
 - (3) FEALAC におけるアジア側調整国としての積極的参加、次期外相会合の我が国における開催に向けての各種取組は、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけるのに非常に効果的である。
2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について
 - (1) 法的枠組みの整備や対話等を通じた経済関係強化の取組が経済関係再活性化には不可欠。
 - (2) 気候変動等の国際社会の課題に係る我が国の取組等への支持・協力を得ることが国際場裡での協力強化と同義。
 - (3) 日伯交流年・日本人ブラジル移住等の周年事業は、両国間の交流の気運が高まる好機であり、相互理解を促進する上で極めて効果的。
 - (4) 南米諸国出身の在日外国人を巡る問題への対応は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や相互理解の促進を側面から促進。
 - (5) 南米諸国が重視するメルコスール等の地域国際機関との対話・協力の強化は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や国際場裡での協力強化を側面から促進。

施策の効率性

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について
 - (1) 中南米諸国との関係強化に関しては、FEALAC（アジア中南米協力フォーラム）、ECLAC（国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会）等の枠組みを活用し適切かつ効率的に効果の高い施策を講じた（FEALAC・環境ビジネス招聘、委託調査等）。
 - (2) メキシコとの間では、EPA を通じて企業活動の活発化が外交関係の強化に活かせるため、効率的に関係強化が図られている。経済・交流等については、G 8 北海道洞爺湖サミット、APEC その他の国際会議の機会に首脳会議等ハイレベルの協議を行い、適切かつ効率的に各種案件につき意見交換の進展を図ることができた。
 - (3) 中米・カリブ諸国等との間では、我が国の環境イニシアティブであるクールアース構想について、気候変動に関する中米・カリブ首脳会合に我が国から代表を派遣して支持を求め、同会合の首脳宣言において賛意が得られる等適切かつ効率的に国際場裡における協力案件につき意見交換の進展を図ることができた。
2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について平成 20 年度は、限られた予算規模及び人的資源の中、日伯交流年や日コロンビア外交関係樹立 100 周年を成功裡に実施できたほか、ハイレベルの要人往来、各種二国間政策協議、法的枠組み構築・運用、在日外国人問題対策等において成果があった。したがって、執られた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

施策目標の達成状況

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

以下に詳述するように、平成 20 年度には、当該年度における本件施策の目標（小目標）の達成に向けて相当な進展があった。今後も更なる関係の強化、交流の促進に向け取組を拡充、改善していく。

日メキシコ関係については、経済連携協定（EPA）を通じて、大幅に貿易・投資関係が拡大した。また、2 度の首脳会談、外相の訪日が実現し、ハイレベルの関係強化が実現した。気候変動分野においては、政策対話の実施に加え、メキシコから気候変動に関わる政府関係者等 10 名を訪日招待する等具体的な協力の進展が見られた。さらに、日墨国交樹立 120 周年（平成 20 年）及び日墨交流 400 周年（平成 21~22 年）の記念事業開催を通じて両国の交流が強化された。中米・カリブ諸国等との関係においては、主要な国際選挙について我が国に対する広範な支持が得られたほか、気候変動分野に関して我が国のクールアース構想に対する首脳レベルでの賛意表明が得られた。多国間フォーラムにおいては、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）の各種会合にアジア側調整国として積極的に参加するとともに、環境ビジネスをテーマとして加盟 29 か国から若手リーダーを対象に訪日招へい事業を実施するなど、次期外相会合の我が国開催に向けて、中南米とアジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけることができた。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

- (1) 日ペルー投資協定署名、日コロンビア投資協定交渉開始の合意、日ペルー-EPA 交渉開始に向けた取組、日チリ EPA 第一回ビジネス環境整備小委員会等の開催、第一回日ブラジル貿易投資促進合同委員会会合の開催、エネルギー・鉱物資源の安定的確保に向けた対話の推進、ブラジルにおける高速鉄道及び南米諸国における地上デジタル・テレビ日伯方式採用に向けた働きかけ等を通じ、経済関係強化に向けた取組に大きな進展が見られた。
- (2) 麻生総理及び中曾根外務大臣の南米訪問、ロウセフ・ブラジル大統領府文官長やアラウッホ・コロンビア外相、ガルシア・ベラウンデ・ペルー外相の訪日等のハイレベルの要人往来や各種の二国間対話の実施等を通じ、国際場裡における協力が進んだ。
- (3) 平成 20 年は日本人のブラジル移住 100 周年に当たり、「日本ブラジル交流年（日伯交流年）」として祝賀され、両国において記念式典が開催されたほか、通年にわたり計 1,500 件以上の記念事業が実施された。また同年は、日コロンビア外交関係樹立 100 周年であり、両国で種々の記念行事が実施され、活発な要人往来が実現したほか、産官学から成る日コロンビア賢人会が設置され、両国の経済関係強化に向けた提言がとりまとめられた。
- (4) 在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けて迅速かつ精力的に取り組んだ結果、各種作業部会において協議が進展した。

今後の方針

1. 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

メキシコとの関係では、引き続きハイレベルでの緊密な対話を維持しつつ、日メキシコ EPA を通じた経済関係の強化、気候変動問題等国際的課題への対処における協力関係の深化・拡大、交流事業の活性化による幅広い友好関係の強化に努める。中米諸国等との関係では、日・中米フォーラムや中米全体を対象にしたビジネス関係強化のための事業の実施、カリブ共同体諸国との関係では日カリコムの協議枠組み等を通じてより一層の関係強化に努める。また、引き続き、首脳・外相レベルの招聘、二国間会談の実施等、ハイレベルの交流・対話の継続に努め、二国間関係のみならず、気候変動問題等国際的な課題への対処における協力関係を発展させる。FEALAC においては、次期外相会合主催国として、FEALAC

の活性化、加盟国間の関係強化に目に見える成果を残す。

2. 「南米諸国との協力及び交流強化」について

南米地域における政治・経済潮流を踏まえ、経済関係の再活性化の加速、国際場裡での更なる関係強化、相互理解の一層の促進を目指す。

I－3－1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

中米カリブ課長 中前隆博
平成 21 年 5 月

施策の概要

施策の目標	メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバ及びカリブ共同体諸国との経済関係を強化すること、国際社会の諸課題に関する協力関係を強化すること、及び相互理解を促進すること並びに多国間フォーラムを通じた中南米地域との関係を強化すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ 日メキシコ経済連携協定（EPA）を通した日メキシコ間の経済関係強化・ 気候変動分野の我が国構想に対する所管国の支持確保及び協力推進・ 国際機関等の選挙における我が国候補に対する支持確保・ ハイレベルの要人往来を通じた所管国との関係強化・ 日墨間の交流強化・ 多国間フォーラムにおける我が国のイニシアティブの達成
施策の位置付け	第 169 回国会外交演説に言及あり 第 171 回国会外交演説に言及あり 平成 20 年度重点外交政策に言及あり 平成 21 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	(1) メキシコ及び中米諸国等との経済関係強化 (2) 国際場裡における連携・協力関係強化 (3) 周年事業の活用を含む人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進強化

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下に詳述するように、平成 20 年度には、当該年度における本件施策の目標（小目標）の達成に向けて相当な進展があった。今後も更なる関係の強化、交流の促進に向け取組を拡充、改善していく。

日メキシコ関係については、経済連携協定（EPA）を通じて、大幅に貿易・投資関係が拡大した。また、2 度の首脳会談、外相の訪日が実現し、ハイレベルの関係強化が実現した。気候変動分野においては、政策対話の実施に加え、メキシコから気候変動に関わる政府関係者等 10 名を訪日招待する等具体的な協力の進展が見られた。さらに、日墨国交樹立 120 周年（平成 20 年）及び日墨交流 400 周年（平成 21～22 年）の記念事業開催を通じて両国の交流が強化された。中米・カリブ諸国等との関係においては、主要な国際選挙について我が国に対する広範な支持が得られたほか、気候変動分野に関して我が国のクールアース構想に対する首脳レベルでの賛意表明が得られた。

多国間フォーラムにおいては、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）の各種会合にアジア側調整国として積極的に参加するとともに、環境ビジネスをテーマとして加盟 29 か国から若手リーダーを対象に訪日招へい事業を実施するなど、次期外相会合の我が国開催に向けて、中南米とアジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけることができた。

課題

周年の機会も活用し、首脳レベルを含むあらゆるレベルでの要人往来を実現し、二国間の対話・交流を深め、一層の関係強化を図る。中米・メキシコ等における我が国企業の活動の活性化につながる経済関係強化の方策を更に模索し、実現する。多国間フォーラムにおいて主導的役割を果たし、我が国において FEALAC 外相会合を成功裡に開催する。

施策の必要性

- (1) 近年、中南米地域は年平均 5 %近い経済成長を達成してきた。平成 20 年の後半に発生した世界経済・金融危機は中南米経済に大きな影響を及ぼし、当面景気の停滞は避けられないものの、中長期的には人口 5.6 億人の新興市場、豊富な資源・エネルギーを背景に、長期的には高い経済的潜在力を有する地域として注目されている。また、メキシコ・ブラジル等新興の地域大国は、近年、先進国首脳会議に招待されるなど、国際場裡における発言力・存在感も高めつつあり、こうした中南米地域との協力関係を強化することは、我が国外交の展開にとって極めて重要である。
- (2) メキシコは中南米における我が国最大の貿易相手国であり、欧州及び米州地域の諸国とは自由貿易協定（FTA）を通じ、広範なネットワークを有する。我が国企業にとっては米州市場等へのゲートウェイとしても戦略的重要性を有する。また中南米地域の大国として、気候変動問題等国際社会の諸課題に対する関与を拡大し、発言力を高めており、メキシコとの協力関係強化は、我が国の国際場裡における影響力の増大のため戦略的重要性を有する。また、メキシコは「日墨交流計画」の実績に代表されるように、従来より、我が国と中南米諸国との人的交流の中核国であり、新時代の両国関係のニーズに合わせつつ、幅広い分野での人的交流を活性化させることができ、日メキシコ間の戦略的パートナーシップ、さらに中南米諸国との協力関係を発展させる上で極めて重要である。
- (3) 中米やカリブ地域は共同市場として域外との FTA 交渉を一体となって行うなど経済面での統合を進めている。また、中米地域は中米統合機構（SICA）として、カリブ地域はカリブ共同体として、域内で政策協調を進めており、国連等における投票等を通じ国際社会における一定の影響力を有するようになっている。

施策の有効性

- (1) 日メキシコ EPA は日メキシコ間の貿易・投資の実質的な拡大に繋がり、経済関係の活性化に有効である。また、周年の機会を活用した各種交流事業の実施は交流の促進に役立つ。
- (2) 首脳・外相などハイレベルの交流の強化は、二国間の政治経済関係の強化と信頼関係の醸成、気候変動問題等国際的課題の対処や、国際機関等の選挙における我が国候補に対する支持取り付け等に非常に有効である。また、ハイレベルの交流に限らず、有力な実務家、有識者の招聘は、我が国政策に対する相手国の理解を高め、本国の政策が親日的な基盤の上に決定されることが期待される。

(3) FEALACにおけるアジア側調整国としての積極的参加、次期外相会合の我が国における開催に向けての各種取組は、中南米と東アジアの関係強化における我が国イニシアティブを印象づけるのに非常に効果的である。

施策の効率性

- (1) 中南米諸国との関係強化に関しては、FEALAC（アジア中南米協力フォーラム）、ECLAC（国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会）等の枠組みを活用し適切かつ効率的に効果の高い施策を講じた（FEALAC・環境ビジネス招聘、委託調査等）。
- (2) メキシコとの間では、EPAを通じて企業活動の活発化が外交関係の強化に活かせるため、効率的に関係強化が図られている。経済・交流等については、G8北海道洞爺湖サミット、APECその他の国際会議の機会に首脳会議等ハイレベルの協議を行い、適切かつ効率的に各種案件につき意見交換の進展を図ることができた。
- (3) 中米・カリブ諸国等との間では、我が国の環境イニシアティブであるクールアース構想について、気候変動に関する中米・カリブ首脳会合に我が国から代表を派遣して支持を求め、同会合の首脳宣言において賛意が得られる等適切かつ効率的に国際場裡における協力案件につき意見交換の進展を図ることができた。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	41	82

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	22	23

単位：人（本省職員）

外部要因

世界経済・金融危機の発生はメキシコや中米・カリブ諸国等の経済に大きな打撃を与えており、外交関係にも様々な形で影響を及ぼしている。

目標の達成状況

評価の切り口 1：貿易・投資の増大等に見られる経済関係の強化

日メキシコ経済関係においては、発効前と比較して貿易額が 80%以上、投資額が 3 倍のペースでそれぞれ増加するなど具体的な成果が見られた。

詳細は、事務事業①「経済連携協定（EPA）に基づく取組、様々なレベルの対話等を含む経済関係強化の取組」を参照。

評価の切り口 2：気候変動問題等における協力の進展、国際機関等の選挙における我が国に対する支持表明

気候変動分野において、メキシコとの間では政策対話の実施に加え、気候変動に関わる政府関係者等 10 名の訪日招待が実現したほか、中米・カリブ諸国等との間では我が国の環境イニシアティブであるク

ールアース構想について首脳レベルから賛意が得られるなど具体的な進展が見られた。また、主要な国際選挙について、メキシコ及び大多数の中米・カリブ諸国等より我が国に対する支持が得られた。

詳細は、事務事業②「環境問題を始めとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化」及び事務事業④「中米統合機構、カリブ共同体等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化」を参照。

評価の切り口3：要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展

メキシコとの関係では2度の首脳会談、エスピノサ外相の訪日が実現し、気候変動問題や安保理非常任理事国選挙、周年の機会を活用した交流強化等の分野において、協力関係の具体的な進展を得ることができた。

中米・カリブ諸国との関係では、我が国から外務副大臣が、ジャマイカ、アンティグア・バーブーダ、バルバドス、コスタリカ、パナマ、メキシコを訪問し、先方要人との会談を行った。また、ニカラグア、パナマ、コスタリカ、ジャマイカから、有力な政府関係者や各界の有力者を我が国に招聘し、我が国の政策担当者等との意見交換や国内施設の見学等をアレンジすることにより、我が国政策への理解の促進と親日感情の醸成に目に見える成果をあげた。

詳細は、事務事業③「要人往来その他人物・文化交流事業を通じた相互理解促進」を参照。

評価の切り口4：多国間フォーラムにおける我が国イニシアティブの実行

我が国はアジア側調整国としてFEALACに積極的に参加し、次期外相会合の我が国における開催に向けて中南米とアジアの関係強化における主導的役割を印象づけた。FEALACにおいては、加盟国からの若手指導者の招聘計画の実施、ECLACとの関係では、ECLAC専門家を招いての有識者セミナーの開催等、中南米の経済社会開発に貢献する姿勢を印象づけた。

詳細は、事務事業⑤「FEALAC（アジア中南米協力フォーラム）やECLAC（国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会）、OAS（米州機構）等の多国間フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化」を参照。

第三者の所見

迢野井 茂雄 筑波大学大学院人文社会科学研究科教授

経済関係の強化、地球規模の課題での協力、相互理解の増進という、2004年に政府が打ち出した「中南米との新パートナーシップ構想」に基づく施策が着実に実現され、成果が上がっていることが伺われる。中米カリブ課においてはそれを、メキシコを軸に推進し実績を上げていることが理解される。とくに同国との経済連携協定の発効は、経済関係の拡大のみならず、気候変動問題等の地球規模の課題に対する日本の取り組みにおいても協力推進の触媒となり、中米カリブにも波及効果がある現状が伝わってくる。評価については、要人往来や首脳会談の回数など数量が基準になりがちで、質的評価が必要であろう。「施策の効率性」においても、「適切かつ効率的」という言葉が多用されているが、評価基準が不明である。相手方があることでもあり難しい面もあるが、政策内容に踏み込み、いかなる資源を投入していかなる成果を生んだのか（生まなかつたのか）を示し、自己評価する努力が必要であろう。また地域情勢をどう評価し、それにどのように対応したのかという戦略的切り口が、もっと欲しいところだ。それは「外部要因」で示された世界同時不況下の地域情勢の認識と、FEALAC外相会議の日本開催を控えた政策方針への反映とも関係してこよう。設定目標との関係で制約があろうが、例えば、中米での左派政権の拡大や中国の影響力の拡大をどう捉え、政策を展開したのかといった視点もほしい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

メキシコとの関係では、引き続きハイレベルでの緊密な対話を維持しつつ、日メキシコ EPA を通じた経済関係の強化、気候変動問題等国際的課題への対処における協力関係の深化・拡大、交流事業の活性化による幅広い友好関係の強化に努める。中米諸国等との関係では、日・中米フォーラムや中米全体を対象にしたビジネス関係強化のための事業の実施、カリブ共同体諸国との関係では日カリコムの協議枠組み等を通じてより一層の関係強化に努める。また、引き続き、首脳・外相レベルの招聘、二国間会談の実施等、ハイレベルの交流・対話の継続に努め、二国間関係のみならず、気候変動問題等国際的な課題への対処における協力関係を発展させる。FEALACにおいては、次期外相会合主催国として、FEALAC の活性化、加盟国間の関係強化に目に見える成果を残す。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ①経済連携協定 (EPA) に基づく取組、様々なレベルの対話等
を含む経済関係強化の取組 → 内容の見直し・改善
- ②環境問題を始めとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 → 内容の見直し・改善
- ③要人往来その他人物・文化交流事業を通じた相互理解促進 → 拡充強化
- ④中米統合機構、カリブ共同体等の地域国際機関との対話
の促進と協力の強化 → 拡充強化
- ⑤FEALAC (アジア中南米協力フォーラム) や ECLAC (国連ラテン
アメリカ・カリブ経済委員会)、OAS (米州機構) 等の多国間
フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化 → 内容の見直し・改善

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

I－3－2 南米諸国との協力及び交流強化

南米課長 高杉 優弘
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	南米諸国との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">EPA や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する南米諸国の支持獲得・協力推進日伯交流年・日本人ブラジル移住 100 周年、日・コロンビア外交関係樹立 100 周年等を活用した相互理解の促進南米諸国出身の在日外国人の社会保障問題、子弟の教育問題、逃亡犯罪人問題に対する取組の推進
施策の位置付け	第 171 回国会の外交演説、平成 20 年度及び平成 21 年度我が国の重点外交政策において言及あり。
施策の概要	(1) 南米諸国との経済関係強化のための取組 (2) 南米諸国との国際場裡における協力の強化 (3) 周年事業の活用を通じた相互理解の促進 (4) 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組 (5) メルコスール等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

- (1) 日ペルー投資協定署名、日コロンビア投資協定交渉開始の合意、日ペルーEPA 交渉開始に向けた取組、日チリ EPA 第一回ビジネス環境整備小委員会等の開催、第一回日ブラジル貿易投資促進合同委員会会合の開催、エネルギー・鉱物資源の安定的確保に向けた対話の推進、ブラジルにおける高速鉄道及び南米諸国における地上デジタル・テレビ日伯方式採用に向けた働きかけ等を通じ、経済関係強化に向けた取組に大きな進展が見られた。
- (2) 麻生総理及び中曾根外務大臣の南米訪問、ロウセフ・ブラジル大統領府文官長やアラウンド・コロンビア外相、ガルシア・ベラウンデ・ペルー外相の訪日等のハイレベルの要人往来や各種の二国間対話の実施等を通じ、国際場裡における協力が進んだ。
- (3) 平成 20 年は日本人のブラジル移住 100 周年に当たり、「日本ブラジル交流年（日伯交流年）」

として祝賀され、両国において記念式典が開催されたほか、通年にわたり計1,500件以上の記念事業が実施された。また同年は、日コロンビア外交関係樹立100周年であり、両国で種々の記念行事が実施され、活発な要人往来が実現したほか、産官学から成る日コロンビア賢人会が設置され、両国の経済関係強化に向けた提言がとりまとめられた。

- (4) 在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けて迅速かつ精力的に取り組んだ結果、各種作業部会において協議が進展した。

課題

南米統合に向けた動きの拡大・深化、左派政権の台頭に伴う対米関係の緊張や国家による資源管理の強化、中国やロシア等の中南米での活動活発化、さらには世界金融・経済危機の影響等を踏まえつつ、一層効果的・効率的な施策を立案・実施していくことが必要。

施策の必要性

南米は、世界最大の日系人社会を有し、民主主義、人権尊重、法の支配等の基本的価値観を我が国と共有する地域であり、同地域の各国とは二国間及び国際場裡において伝統的に友好協力関係を構築してきており、この外交資産を維持・強化し、且つ、積極的に活かしていくことが必要。また、我が国は、エネルギー・鉱物・食料資源が豊かな南米諸国と経済的補完関係にあり、これらの国々との経済関係の強化は極めて重要。さらに、南米諸国出身の在日外国人は40万人近くにのぼり、地域社会との共存に向けて積極的に取り組むことが急務となっている。

施策の有効性

- (1) 法的枠組みの整備や対話等を通じた経済関係強化の取組が経済関係再活性化には不可欠。
- (2) 気候変動等の国際社会の課題に係る我が国の取組等への支持・協力を得ることが国際場裡での協力強化と同義。
- (3) 日伯交流年・日本人ブラジル移住等の周年事業は、両国間の交流の気運が高まる好機であり、相互理解を促進する上で極めて効果的。
- (4) 南米諸国出身の在日外国人を巡る問題への対応は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や相互理解の促進を側面から促進。
- (5) 南米諸国が重視するメルコスール等の地域国際機関との対話・協力の強化は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や国際場裡での協力強化を側面から促進。

施策の効率性

平成20年度は、限られた予算規模及び人的資源の中、日伯交流年や日コロンビア外交関係樹立100周年を成功裡に実施できたほか、ハイレベルの要人往来、各種二国間政策協議、法的枠組み構築・運用、在日外国人問題対策等において成果があった。したがって、執られた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
	57	35

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	21	20

単位：人（本省職員）

外部要因

南米諸国との関係は、資源ナショナリズムの台頭、一次產品の國際価格、米国、EU、中国を始めとした南米諸国に影響力を持つ國々の政策などの要因に左右される面を有している。また、南米諸国出身の在日外国人を巡る問題については、世界經濟危機を受けた国内經濟狀況の影響が大きい。

目標の達成状況

評価の切り口 1：南米諸国との經濟關係強化の進展

日ペルー投資協定の署名、日コロンビア投資協定の交渉開始の合意、日ペルーEPA交渉に向けた取組により法的枠組みの整備が進展した。また、日チリEPAの発効後1年が経過し、対チリ輸出額が前年比で約7割増加した他、大規模投資が行われ、また、第1回ビジネス環境整備小委員会及び物品小委員会が開催された。その他、第一回日ブラジル貿易投資促進合同委員会会合が開催された。また、コロンビアとは賢人会が発足し、經濟關係強化の方策についての提言が作成・提出された。また、ブラジルの高速鉄道計画及び南米諸国におけるデジタル・テレビ日本方式採用に向けた重層的な働きかけを実施した結果、平成21年4月ペルーが日本・ブラジル以外では初めて日本方式を採用した。詳細は、事務事業①「南米諸国との經濟關係強化のための取組」を参照。

評価の切り口 2：南米諸国との国際場裡における協力の強化

麻生総理のペルー公式訪問、中曾根外務大臣のコロンビア公式訪問、ロウセフ・ブラジル大統領府文官長訪日、コロンビア外相訪日、ペルー外相訪日等各種対話の機会を捉え、様々なレベルで、環境・気候変動、国連・安保理改革、北朝鮮問題等の国際場裡における協力の働き掛けを行い、協力關係が強化された。特に、環境・気候変動分野では、G8北海道洞爺湖サミットのフォローアップとしてブラジル環境關係者7名を訪日招聘し、日ブラジル環境セミナーを実施した。詳細は、事務事業②「南米諸国との国際場裡における協力の強化」を参照。

評価の切り口 3：周年事業の活用を通じた相互理解の促進

平成20年は、日本人のブラジル移住100周年を迎えて、日伯交流年として両国において盛大に祝賀し、通年にわたり双方で約1,500件以上の記念事業を実施した。当課は交流年実行委員会事務局として、皇太子殿下を名誉総裁、麻生太郎日ブラジル国会議員連盟会長を名誉会長とする体制を立ち上げ、3回の総会、8回の幹事会を実施したほか、4月の日本における記念式典、6月の皇太子殿下のブラジル御訪問の準備を担当した。また、日コロンビア外交關係樹立100周年を迎えて、各種要人往来や記念行事を実施した。さらに、ウルグアイにおいては、日本人移住100周年を迎え、高円宮妃殿下が御訪問された。これらの行事を通じて、各国との間で様々なレベルで相互理解が促進された。詳細は、事務事業③「周年事業の活用を通じた相互理解の促進」を参照。

評価の切り口 4：南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展

逃亡犯罪人問題、我が国での就労・教育をめぐる問題、社会保障問題等の課題に対し、国内関係省庁、地方自治体、国会議員、関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。平成20年9月～10月には、第2回日ブラジル司法分野作業部会、第3回日ブラジル社会保障作業部会及び第4回日ブラジル教育協議

が開催された。詳細は、事務事業④「南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組」を参照。

評価の切り口5：メルコスール等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化

メルコスール（南米南部共同市場）第7回高級事務レベル協議において設置が合意された日メルコスール・ビジネス投資環境整備作業部会の開催に向けて、在外及び在京大使館と種々協議を実施し対話の促進と協力関係の強化に取り組んだ。詳細は、事務事業⑤「メルコスール等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化」を参照。

第三者の所見

村上 勇介 京都大学地域研究統合情報センター准教授

平成20年度の対南米外交において、日本の対中南米政策の機軸として過去5年間に提唱してきた4点—経済関係の再活性化、国際社会の諸課題への共同の取り組み、相互理解・人物交流の一層の促進、中南米における社会的公正の実現努力への貢献—に関し、堅実な、そして場合によっては顕著な進展が見られた。経済関係に関し既に一定の法的基盤や協議メカニズムなどが整備されているブラジルやチリ、あるいはメルコスールなどとの関係では、成果が具体的な形で現れ、あるいは実質的な協議が大きく前進した。ペルー、コロンビア、ベネズエラなどとは経済関係強化のための基盤固めが着実に行われた。こうした経済関係の強化や、国際社会の諸課題への共同の取り組みは、ペルーでのAPEC首脳会議などを契機とした要人往来や在京大使館を含む様々なレベルでの政策対話、そして各種招聘といった交流、またブラジルなどとの関係での周年事業を通じ効果的に実施された。南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸課題を含め、平成20年度までの上述の実績を礎に、平成21年度は加速的に強化拡充されるべきである。

同時に、経済関係の強化の面で官民連携によるオールジャパンの取り組みを必要とする具体的課題については、南米各国の国内政治の動向を考慮し一定の強弱を付した取り組みがなされるべきではなかろうか。こうした観点からすれば、平成21年度において、ボリビアが試金石になる可能性がある。同国では、新憲法の下での大統領・国会議員選挙が平成21年12月に予定されている。現職のモラレス大統領の再選が有力視されているものの、国際的な経済危機の影響が広まることに加え、選挙後には、同政権に具体的な成果を国民が求め始める段階に入ること、また大統領を支える政治勢力内での亀裂が深まるなどから、政治が一層流動化しそれが資源分野に不測の事態を招く可能性がある。こうした事態の可能性を念頭に置き、世界屈指のサンクリストバル鉱山やウユニ塩湖のリチウムの開発に対し、更に深く踏み込んだ政策的な関与を決定し実施することが求められていると考える。地上デジタル・テレビ方式選定をめぐる働きかけやブラジルの高速鉄道建設計画などに関し引き続き孜々として取り組んで行くことは重要で、多言を要しないが、同時に、2010年以降の新たな選挙の季節を迎える前の踊り場にあって、国民が実感できる成果を現政権が求められる段階に差し掛かっている各国情勢の動向と展開を見据えた施策が柔軟に繰り出されることを期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

南米地域における政治・経済潮流を踏まえ、経済関係の再活性化の加速、国際場裡での更なる関係強化、相互理解の一層の促進を目指す。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ① 南米諸国との経済関係強化のための取組 | → 拡充強化 |
| ② 南米諸国との国際場裡における協力の強化 | → 拡充強化 |
| ③ 周年事業の活用を通じた相互理解の促進 | → 今まま継続 |
| ④ 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組 | → 拡充強化 |
| ⑤ メルコスール等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化 | → 内容の見直し・改善 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

施策 I—4 欧州地域外交	135
具体的な施策	
I-4-1 欧州地域との総合的な関係強化	140
I-4-2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進	145
I-4-3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展	149
I-4-4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	154

I－4 欧州地域外交

評価担当課室名	業務内容
欧州局 政策課	欧州局所掌事務に関する総合調整 欧州地域に関する総合的な外交政策 欧州連合に関する外交政策 欧州諸国及び欧州連合、国際機関等に関する政務
西欧課	仮、モナコ、アンドラ、ベルギー、蘭、伊、ルクセンブルク、バチカン、サンマリノ、マルタ、英、アイルランド、アイスランド、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、西、ポルトガル、エストニア、リトアニア、ラトビアに関する外交政策
中・東欧課	独、奥、スイス、リヒテンシュタイン、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、マケドニア、スロベニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ギリシャ、キプロス、セルビア、モンテネグロ、コソボ、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバに関する外交政策
ロシア課	ロシアに関する外交政策
中央アジア・コーカサス室	アゼルバイジャン、グルジア、アルメニア、カザフスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタンに関する外交政策

I — 4 欧州地域外交

具体的施策

- I — 4 — 1 欧州地域との総合的な関係強化
- I — 4 — 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
- I — 4 — 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
- I — 4 — 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

評価の結果

施策 I — 4	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 4 — 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 4 — 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I — 4 — 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
I — 4 — 4	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、市場経済といった基本的価値と国際社会における責任を共有しており、経済・金融危機や気候変動等、共通の課題に直面している。このような欧州（各国及び主要機関）と様々なレベルでの幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

(1) P 5（国連常任理事国の五か国）のメンバーである英国、フランス、G 8のメンバーであるドイツ、イタリアは、国際社会に対する大きな影響力を背景に国際的課題の解決に向けて積極的な外交を開拓している。また、EU 加盟国をはじめとする欧州諸国は、我が国にとって基本的価値観及び国際社会における責任を広く共有するパートナーである。我が国が、国際社会の平和と繁栄、またグローバルな課題の解決に貢献するためには、これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力をを行うことが不可欠である。

(2) 我が国は、「自由と繁栄の弧」という考え方の下、自由、市場経済、人権の尊重などを基本的な価値とする若い民主主義諸国の努力を積極的に支援する旨表明しており、この観点から、民主化、市場経済化を進めている西バルカン諸国、旧ソ連欧州地域との協力を促進する必要がある。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

日露関係は、平成15年1月の小泉総理（当時）の訪露の際に採択された「日露行動計画」に沿って貿易経済分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えず、また、北方領土問題についても未だ解決に至っていない。戦後60年にわたり未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、アジア太平洋地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。

平和条約交渉を精力的に進めると同時に、両国関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野での日露協力を発展させることが日露双方の利益に合致する。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、ロシアと中東（イラン、アフガニスタン等）を結ぶ東西南北の交通の要衝として地政学上重要な位置を占めており、また、豊富なエネルギー資源を擁していることから、この地域における安定と繁栄は、我が国のみならず、国際社会にとっても重要な関心事項となっている。したがって、我が国としてもこの地域の安定と繁栄を支援する必要があり、また、我が国のエネルギー資源安全保障の観点からもこの地域各国との良好な関係は不可欠である。

施策の有効性

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

(1) 欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。

(2) 欧州地域との具体的な協力を継続・促進することは、国際社会における責任を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で高い意義を有する。

(3) 租税条約、社会保障協定は、日欧間の投資交流を促進する法的枠組みであり、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。また、刑事共助条約は、国際社会の中での犯罪対策を強化する上で重要である。

(4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築する上で有効であり、同時に、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であることから、将来の日欧関係発展のために不可欠である。

(5) 欧州地域との草の根交流を欧州青年招聘と高校生交流等を通じて実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

欧州諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に対する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、政府に留まらず、有識者、経済人、一般国民の草の根レベルも含め、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

日露関係を進展させるためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の6つの重要な柱である、(1) 政治対話の深化、(2) 平和条約交渉、(3) 国際舞台での協力、(4) 貿易経済分野における協力、(5) 防衛・治安分野における協力、(6) 文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

(1) 我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解を深め、友好関係をさらに強固なものとするためには、首脳レベルを含めた種々のレベルでの政治対話、政務協議、様々なスキームを活用した人的交流等を活発に展開することが不可欠である。

(2) 我が国と中央アジア諸国との協力関係を深め、中央アジア地域協力を促進するためには、「中央アジア+日本」対話「行動計画」に謳われた地域内協力（テロ・麻薬対策、貧困削減、保健医療、環境保護、防災等）、ビジネス振興、知的対話、文化・人的交流等を着実に実施するとともに、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することが効果的である。

施策の効率性

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

限られた資源の中で、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流を順調に進めることができ、施策の目標の達成に向けて相当な進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進について

限られた資源の中、省内の関係各課や関係団体（周年事業や要人等訪日時）と密接に協力するなど、効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

厳しい外部要因、限られた予算・人的投入資源等の種々の制約の中で、幅広い分野での日露関係の進展を更に進めることができた。

特に、平和条約問題については、厳しい外部要因にもかかわらず、5回の首脳会談、2回の外相会談実施等を含め、時宜を捉えた活発な政治対話を行った結果、平成21年2月に行われたサハリンでの日露首脳会談において、両首脳は、この問題を我々の世代で解決すること、そして、これまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、メドヴェージエフ大統領が指示を出した、「新たな、独創的で、型にはまらないアプローチ」の下で、四島の帰属の問題の最終的な解決につながるよう作業を加速すべく、追加的な指示を出すことで一致するに至った。また、領土問題解決に向けた環境整備については、限られた予算及び人的資源の中で、北方領土返還要求運動団体や地方公共団体等と密接に協力・連携し、多くの事業を成功裡に実施した。さらに、貿易経済分野における協力の推進に関しても、経済班員はわずか7名という限られた人的投入資源の中で、他省庁、地方公共団体、民間企業等を積極的に巻き込みながら種々の事業を実施し、日露間の貿易高を300億ドルという過去最高の水準に導いた。世界的な経済金融危機を受けてロシア政府による保護主義的な動きが見られる中、さらに経済界と積極的に協力し、ロシア政府への働きかけを行い、また、新たな日本企業の進出を達成している。以上にかんがみれば、目標の達成のためとられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

平成20年度は、「中央アジア+日本」対話での枠組みの協力が推進された他、国家元首等の訪日（カザフスタン大統領及びグルジア外相）の際に首脳会談、外相会談を含む各種要人会談が活発に展開され、ウズベキスタンとの投資協定、カザフスタンとの租税条約を1年あまりの交渉でまとめ上げた。このように、人的及び予算的制約が大きい中、他省庁・独立行政法人や民間企業、有識者等とも連携しながら種々の事業を実施するなど、取られた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

(1) 日・EU関係においては、平成20年4月の第17回定期首脳協議で、日・EUの戦略的パートナーシップを一層強化し、2013年以降の気候変動の実効的枠組み構築に向けての協力継続の確認など、大きな成果を得た。また、日・EU政務局長協議等の様々なレベルでの対話が活発に行われたほか、タジキスタンの国境管理能力強化の研修事業をEUと共同で実施した。

(2) 安全保障分野においては、平成20年4月のNATO首脳会合の一環として開催されたアフガニスタン会合への出席等を通じたNATOとの政策対話、NATO・PRT（地方復興チーム）との連携、OSCEによるアフガニスタンと中央アジア諸国との国境管理プロジェクトへの協力など、NATO、OSCEとの間で特にアフガニスタン復興支援において当初の想定以上に進展があった。

(3) 法的枠組みについては、平成 20 年 9 月にスペインとの間で、11 月にイタリアとの間で、社会保障協定に署名した。

(4) 知的交流・草の根交流は、平成 20 年 12 月の環境技術をテーマとする日・EU 共同シンポジウムの開催や 115 名の欧州青少年招へい等により促進された。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

首脳・外相等の要人往来や国際会議、地域的な枠組み、首脳・閣僚間の電話会談等種々の機会を捉え、我が国と欧州諸国との間で活発な対話が行われた。特に、北海道洞爺湖サミットやその他関連会合では、英国、フランス、ドイツ、イタリアをはじめとする欧州諸国の首相・外相等と気候変動、世界経済等、国際社会が直面している喫緊の諸課題への対応について協議した。また、「自由と繁栄の弧」という考え方の下、市場経済、民主主義への志向とその一層の定着・発展を目指す諸国の努力を支援し、繁栄の道を共に歩みたいという決意を実現するため、V4 や GUAM といった欧州の地域的な枠組みとの協議を活発化させた。

さらに、英国、フランス及びオランダとの外交関係開設 150 周年記念の周年事業やオーストリア・ハンガリー・ブルガリア・ルーマニアとの間での「日本・ドナウ交流年 2009」関連行事を通じて、政・官・民様々なレベルでの交流が一層促進された。

このような欧州諸国との対話・交流の活性化を通じて、各国との連携が強化され、当初想定していた以上の成果が得られた。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

5 回の首脳会談、外相の相互訪問など政治対話を進めた他、3 回の日露戦略対話を実施する等、様々な機会・レベルを通じて精力的に交渉を行った。特に、平成 20 年 11 月の APEC の際の日露首脳会談以降、アジア太平洋地域における双方の具体的な関心事項（日本側においては領土問題、ロシア側においては極東・東シベリア地域を中心とした経済・実務分野の協力）の実現に向け、具体的な作業に着手している。

平和条約交渉については、首脳レベルで率直な議論が重ねて行われてきている。平成 21 年 2 月のサハリンでの首脳会談において、麻生總理はメドヴェージエフ大統領に対し、北方四島の帰属の問題の最終的解決に向けたロシア側の取組の姿勢を強く問い合わせており、今後のロシア側の対応に注目しているところである。また、経済面では、平成 20 年における日露間の貿易高は約 300 億ドルに達し、5 年連続で過去最高を記録した。また、「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」のフォローアップを中心に、極東・東シベリア地域における日露間の互恵的な協力を推進した。

その他、国際舞台における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施されたことに加え、防衛・治安分野における協力や、人的・文化的交流も着実に進展した。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

国家元首等の訪日（ナザルバエフ・カザフスタン大統領、ヴァシャツゼ・グルジア外相）、ウズベキスタンとの投資協定及びカザフスタンとの租税条約の署名、「中央アジア+日本」第 4 回高級実務者会合の実施、様々なレベルでの政治対話、人的交流、政策協議、経済協力等を通じ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり、着実な進展があったと評価できる。また、平成 20 年 8 月に南オセチアを巡りロシアとの間で大規模な紛争に発展したグルジアに対しては、同紛争の領土保全の原則に基づいた平和的解決を一貫して支持しつつ、復興支援を着実に進め、このような我が国の施策につき同国より高い評価を得た。

今後の方針

1. 「欧州地域との総合的な関係強化」について

気候変動、安全保障等に関する欧州地域との政治面での対話を拡充強化し、具体的な協力を進展させる。条約・協定交渉を継続実施し、知的交流及び（草の根レベルを含む）人的交流を見直し・改善する。

2. 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

引き続き、我が国と西欧及び中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裡における緊密な連携を一層強化すべく努める。

3. 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

引き続き、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、「日露行動計画」の着実な実施を通じ幅広い分野で日露関係を発展させていく。

4. 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

「中央アジア+日本」対話「行動計画」を着実に実施し、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することで、中央アジア地域との協力を促進し、また、様々なスキーム・機会を活用して中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係をさらに強化する。

I－4－1 欧州地域との総合的な関係強化

欧州局政策課長 岡田隆

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的関係を強化すること 【小目標】 <ol style="list-style-type: none">第 17 回日・EU 定期首脳協議の開催のほか、EU との間での幅広い分野における政治対話、具体的協力の推進安全保障分野における、NATO、OSCE との具体的協力の推進欧州各国との社会保障協定、租税条約、刑事共助条約の締結・改正作業の促進、及び署名済みの協定の早期発効知的交流、草の根交流を通じた日欧関係の基盤強化
施策の位置付け	第 169 回国会外交演説に言及あり 第 171 回国会外交演説に言及あり 平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	①欧州地域（各国、欧州連合（EU）、北大西洋条約機構（NATO）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、欧州評議会（CE））との政治面での対話の継続・促進、 ②欧州地域との具体的協力の継続・促進、③欧州各国との租税条約、社会保障協定、刑事共助条約の改正・締結のための協議の継続、④欧州各国への日本の専門家の派遣等による知的交流の促進、⑤欧州各国からの青少年招聘、高校生交流等による草の根交流の促進。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

以下のとおり、小目標 1. ~ 4. を達成した。

（1）日・EU 関係においては、平成 20 年 4 月の第 17 回定期首脳協議で、日・EU の戦略的パートナーシップを一層強化し、2013 年以降の気候変動の実効的枠組み構築に向けての協力継続の確認など、大きな成果を得た。また、日・EU 政務局長協議等の様々なレベルでの対話が活発に行われたほか、タジキスタンの国境管理能力強化の研修事業を EU と共同で実施した。

（2）安全保障分野においては、平成 20 年 4 月の NATO 首脳会合の一環として開催されたアフガニスタン会合への出席等を通じた NATO との政策対話、NATO・PRT（地方復興チーム）との連携、OSCE によるアフガニスタンと中央アジア諸国との国境管理プロジェクトへの協力など、NATO、OSCE との間で特にアフガニスタン復興支援において当初の想定以上に進展があった。

（3）法的枠組みについては、平成 20 年 11 月にスペインとの間で、平成 21 年 2 月にイタリアとの間で、社会保障協定に署名した。

(4) 知的交流・草の根交流は、平成20年12月の環境技術をテーマとする日・EU共同シンポジウムの開催や115名の欧州青少年招へい等により促進された。

課題

新体制の発足が見込まれ、存在感を増すEUと、特に経済・金融危機、気候変動といった国際社会の喫緊の課題への対応において協力を一層促進する。また、NATO、OSCE等との安全保障面での政策対話を促進し、平和構築分野における具体的協力を推進する。日欧間の協力関係の基盤を強化すべく、法的枠組みの整備、知的交流、人的交流を着実に実施する。

施策の必要性

我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、市場経済といった基本的価値と国際社会における責任を共有しており、経済・金融危機や気候変動等、共通の課題に直面している。このような欧州（各国及び主要機関）と様々なレベルでの幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。

施策の有効性

- (1) 欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。
- (2) 欧州地域との具体的な協力を継続・促進することは、国際社会における責任を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で高い意義を有する。
- (3) 租税条約、社会保障協定は、日欧間の投資交流を促進する法的枠組みであり、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。また、刑事共助条約は、国際社会の中での犯罪対策を強化する上で重要である。
- (4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築する上で有効であり、同時に、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であることから、将来の日欧関係発展のために不可欠である。
- (5) 欧州地域との草の根交流を欧州青年招聘と高校生交流等を通じて実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

施策の効率性

限られた資源の中で、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流を順調に進めることができ、施策の目標の達成に向けて相当な進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
	81	81

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	23	23

単位：人（本省職員）

外部要因

日欧間で協議されている議題は、グローバルな課題にしても、主要な地域情勢にしても、常に変化しているものであり、各種対話等の頻度や内容は変化しうる。

条約・協定等の交渉の進展は相手国の交渉時の国内政治状況等に左右される。

目標の達成状況

評価の切り口 1：欧州地域との総合的な対話・協力の進展

以下のとおり、欧州地域との対話・協力が強化され、目標の達成に向けて寄与した。

(1) EUとの関係では、平成 20 年 4 月の第 17 回日・EU 定期首脳協議で、戦略的パートナーとしての連携を強化し、特に気候変動、世界経済、開発・アフリカ、WTO、不拡散等のグローバルな課題に対処すべく、北海道洞爺湖サミット成功に向けた取組につき一層協力することで一致し、「消費者の安全・安心」に関する文書を発出した。気候変動分野においては、2013 年以降の実効的な枠組み構築に向けての協力継続を確認した。このほか、日・EU トロイカ政務局長協議、日・EU 行動計画運営グループ会合、日・EU 政策担当者協議など、さまざまなレベルと広範な分野で、着実に政治対話を実施した。平成 20 年 12 月にタジキスタンの国境管理能力強化のための研修事業を EU と共同で実施した。

(2) NATOとの関係では、平成 20 年 4 月の NATO 首脳会合の一環として開催されたアフガニスタン会合に佐々江外務審議官が出席し、アフガニスタンにおける NATO との更なる連携等について発言を行った。アフガニスタンでは、PRT（地方復興チーム）と連携した経済協力が着実に進展し、ISAF（国際治安支援部隊）の輸送用ヘリコプター改修への支援も実施した。また、NATO・PfP（平和のためのパートナーシップ）信託基金を通じ、アゼルバイジャンでの不発弾処理プロジェクトへの協力を実施した。

(3) OSCEとの関係では、平成 20 年 12 月の外相理事会に伊藤外務副大臣が出席し、OSCE との対話と協力の重要性、特に北朝鮮問題に言及し、東アジアの安全保障環境について OSCE の理解と支持を訴えた。また、OSCE が実施するアフガニスタンの国境管理プロジェクトに協力し、タジキスタン、キルギス及びトルクメニスタンでの税関・国境管理要員の訓練等を支援した。さらに、マケドニア、モルドバ等への OSCE 選挙監視団へ我が国より要員を派遣し、選挙支援を実施した。

(4) 欧州評議会との関係では、アゼルバイジャン政治研究スクールに対する支援や民主主義大学への道傳愛子 NHK 解説委員の参加などにより、特に民主化支援での対話と協力が進展した。

詳細は、事務事業①「欧州地域（各国、EU、NATO、OSCE、CE）との政治面での対話」を参照。

評価の切り口 2：欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展

以下のとおり、欧州各国との法的枠組み構築に関する協議が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

(1) 租税条約については、平成 20 年 11 月にスイスとの間で改正交渉を行った。

(2) 社会保障協定については、平成 20 年 5 月及び 9 月にスペインとの間で締結交渉を行い、平成 20 年 11 月に署名を行った。また、平成 20 年 5 月及び 11 月にイタリアとの間で締結交渉を行い、平成 21 年 2 月に署名を行った。さらに、平成 21 年 3 月にアイルランドとの間で締結交渉を行った。この他、平成 20 年 12 月にオランダとの間で協定発効のための交換公文を行い、平成 21 年 3 月にチェコとの間で協定発効のための批准書交換を行った。

(3) 刑事共助条約については、平成 20 年 5 月に EU との間で非公式予備協議を行った。

詳細は、事務事業②「欧州地域との法的枠組みに関する協議の実施」を参照。

評価の切り口 3：人的ネットワーク構築の進展

以下の取組を通して、人的ネットワークの構築が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

- (1) 平成 20 年 12 月にリヨン（仏）で環境技術をテーマとする日・EU 共同シンポジウムを開催した。
- (2) 「中・東欧・コーカサス及び中央アジアから見た欧州安全保障情勢」をテーマに、欧州地域に安全保障分野の専門家を派遣し、研究者間の人脈を構築するとともに、我が国を含む東アジアの安全保障環境について広く発信を行った。

- (3) 欧州地域から青少年、高校生合わせて 115 名を招聘し、ホームステイ等を通じて我が国への多面的な理解を促進することができた。

詳細は、事務事業③「欧州各国への日本の専門家の派遣等による知的交流」及び④「欧州各国からの青少年招聘、高校生交流による草の根交流」を参照。

第三者の所見

神保謙 慶應義塾大学准教授

（以下の所見は、I-4-1 及び I-4-2 で共通）

日本と欧州地域との外交関係は、国際政治の構造に地殻変動が起きつつある中で、その重要性をさらに高めている。北海道洞爺湖サミットでの議題が気候変動、開発、アフリカ、不拡散等のグローバルな課題に焦点があたられる一方で、平成 20 年後半からの世界的な金融危機の中で、国際政治経済のステークホルダーを多元化する傾向がより顕著になっている。こうした中で、グローバルイシューへの世界的関与を担う欧州諸国、EU・NATO を中心とする地域間との関係は、戦略的見地から強化されるべきである。

こうした観点からみて、①日・EU 定期首脳会議が戦略的パートナーシップを強化したこと（とりわけ 2013 年以降の気候変動の実効的枠組み構築に向けての協力継続の確認）、②アフガニスタン会合への出席等を通じた NATO との政策対話を実施し、アフガニスタンの復興支援における日・NATO/OSCE 協力の端緒を開いたこと、③西欧・中東欧諸国との二国間関係の拡充とともに、「V4+1」政策対話、「GUAM+日本」外相会合、日・バルト・セミナー等の新興地域諸国との対話の拡充を図ったことは、それぞれ重要な成果であり、さらなる充実化が望まれる。

他方で、欧州諸国や地域機関との連携を強化するためには、グローバルイシューに対する協力とともに、地域別・機能別の協力についても具体的な目標が設定されるべきではないか。例えば、①アフガニスタン・パキスタンにおける安定化支援、②中央アジアにおける諸機関の能力向上（タジキスタン、キルギス及びトルクメニスタンでの税関・国境管理要員の訓練等はさらに拡充されるべき）、③アフリカに対する支援、④科学技術や貿易・投資分野におけるさらなる協力目標の設定、などが考えられる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

気候変動、安全保障等に関する欧州地域との政治面での対話を拡充強化し、具体的な協力を進展させる。条約・協定交渉を継続実施し、知的交流及び（草の根レベルを含む）人的交流を見直し・改善する。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ① 欧州地域（各国、EU、NATO、OSCE、CE）との政治面での対話 → 拡充強化
- ② 欧州地域との法的枠組みに関する協議の実施 → 拡充強化
- ③ 欧州各国への日本の専門家の派遣等による知的交流 → 内容の見直し・改善
- ④ 欧州各国からの青少年招聘、高校生交流による草の根交流 → 内容の見直し・改善

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

I－4－2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

西欧課長 齊藤 純

中・東欧課長 海部 篤

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	西欧及び中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・総合的な対話の進展・共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展・人的、知的交流、民間交流の維持・促進
施策の位置付け	第 171 回国会施政方針演説及びダボス会議における麻生総理の特別講演並びに平成 20 年度、21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進 (2) 共通課題に関する協議・政策調整 (3) 人的、知的交流、民間交流の維持・促進

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

首脳・外相等の要人往来や国際会議、地域的な枠組み、首脳・閣僚間の電話会談等種々の機会を捉え、我が国と欧州諸国との間で活発な対話が行われた。特に、北海道洞爺湖サミットやその他関連会合では、英国、フランス、ドイツ、イタリアをはじめとする欧州諸国の首相・外相等と気候変動、世界経済等、国際社会が直面している喫緊の諸課題への対応について協議した。また、「自由と繁栄の弧」という考え方の下、市場経済、民主主義への志向とその一層の定着・発展を目指す諸国の努力を支援し、繁栄の道を共に歩みたいという決意を実現するため、V4 や GUAM といった欧州の地域的な枠組みとの協議を活発化させた。

さらに、英国、フランス及びオランダとの外交関係開設 150 周年記念の周年事業やオーストリア・ハンガリー・ブルガリア・ルーマニアとの間での「日本・ドナウ交流年 2009」関連行事を通じて、政・官・民様々なレベルでの交流が一層促進された。

このような欧州諸国との対話・交流の活性化を通じて、各国との連携が強化され、当初想定していた以上の成果が得られた。

課題

既存の友好関係を当然視することなく、双方向の要人往来及び事務レベルの協議を活性化させ、二国間関係や地域的枠組みとの更なる緊密化を図る。また、政府レベルに留まらず、人的・知的交流等、民間交流の推進を図る。また、G8主要国との間では北海道洞爺湖サミットのフォローアップを進めると共に、世界金融危機への効果的対応や「自由と繁栄の弧」実現のため、関係国との協力関係をさらに推進する。

施策の必要性

- (1) P5(国連常任理事国の五か国)のメンバーである英国、フランス、G8のメンバーであるドイツ、イタリアは、国際社会に対する大きな影響力を背景に国際的課題の解決に向けて積極的な外交を展開している。また、EU加盟国をはじめとする欧州諸国は、我が国にとって基本的価値観及び国際社会における責任を広く共有するパートナーである。我が国が、国際社会の平和と繁栄、またグローバルな課題の解決に貢献するためには、これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場においてさらなる協力をを行うことが不可欠である。
- (2) 我が国は、「自由と繁栄の弧」という考え方の下、自由、市場経済、人権の尊重などを基本的な価値とする若い民主主義諸国の努力を積極的に支援する旨表明しており、この観点から、民主化、市場経済化を進めている西バルカン諸国、旧ソ連欧州地域との協力を促進する必要がある。

施策の有効性

欧州諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に対する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、政府に留まらず、有識者、経済人、一般国民の草の根レベルも含め、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

施策の効率性

限られた資源の中、省内の関係各課や関係団体（周年事業や要人等訪日時）と密接に協力するなど、効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	130	135

単位：百万円

人的投入資源

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	44	45

単位：人（本省職員）

外部要因

EU 加盟国との関係においては、EU 内における政策決定等に左右される面を有している。また、旧ソ連欧洲地域や西バルカン地域との関係では、当該地域の国内政治・治安・経済情勢及び当該地域諸国と EU や NATO 等との関係（EU や NATO への加盟の展望等）の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：総合的な対話の進展

総理・外相の訪欧や外国要人の訪日といった要人往来の機会に、また北海道洞爺湖サミットや第四回アフリカ開発会議（TICAD IV）、ダボス会議等多国間協議の場を利用し、首脳会談や外相会談等を行ったほか、政府関係者・有識者の往来を通じ様々なレベルでの対話を活発に行った。こうした対話の場で、国際社会が直面する諸課題について時宜を得た意見交換を行い、共通の諸課題に対する我が国の立場に理解と支持を得ることができた。詳細は事務事業①「西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進」を参照。

評価の切り口 2：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展

世界金融危機への対応、エネルギー安全保障や環境・気候変動等の国際社会が直面している諸課題について、多国間及び二国間協議の場で我が国の立場への支持を得ると共に、諸課題への対応について政策調整を行った。

また、北欧諸国やバルト三国等、欧洲の中でも独自の政策をとる傾向が強い諸国との間で個別の政策協議を進め、さらに、「V4+日本」（ヴィシェグラード4か国（チェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキア）と日本との協力枠組み）や「GUAM+日本」（民主化・市場経済化を進める地域機構 GUAM（グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバから構成）と日本との協力枠組み）等地域的枠組みとの協議を活発化させるなど、欧州諸国との間でさらに重層的な協議・政策調整を進めることができた。詳細は事務事業②「共通の諸課題に関する協議・政策調整」を参照。

評価の切り口 3：人的、知的交流、民間交流の維持・促進

様々な招聘枠組みを利用して、各国において影響力のある人物等を個別及びグループで訪日招待し、対日理解促進を目的としたプログラムの実施を通じて、将来の親日家育成を目指した。また、一部の国については、日スペインシンポジウム、日英 21 世紀委員会、日澳 21 世紀委員会、日独フォーラム等を通じて知的交流を促進し、関係国の政官財界等多方面からの参加を得て、様々な課題について意見交換を行い、関係強化につなげた。さらに、各種周年事業実施を通じ、各国との民間レベルにおける交流が促進された。詳細は事務事業③「人的、知的交流、民間交流の維持・促進」を参照。

第三者の所見

神保謙 慶應義塾大学准教授

（以下の所見は、I-4-1 及び I-4-2 で共通）

日本と欧洲地域との外交関係は、国際政治の構造に地殻変動が起きつつある中で、その重要性をさらに高めている。北海道洞爺湖サミットでの議題が気候変動、開発、アフリカ、不拡散等のグローバルな課題に焦点があたられる一方で、平成 20 年後半からの世界的な金融危機の中で、国際政治経済のステークホルダーを多元化する傾向がより顕著になっている。こうした中で、グローバルイシューへの世界

的関与を担う欧州諸国、EU・NATOを中心とする地域間との関係は、戦略的見地から強化されるべきである。

こうした観点からみて、①日・EU定期首脳会議が戦略的パートナーシップを強化したこと（とりわけ2013年以降の気候変動の実効的枠組み構築に向けての協力継続の確認）、②アフガニスタン会合への出席等を通じたNATOとの政策対話を実施し、アフガニスタンの復興支援における日・NATO/OSCE協力の端緒を開いたこと、③西欧・中東欧諸国との二国間関係の拡充とともに、「V4+1」政策対話、「GUAM+日本」外相会合、日・バルト・セミナー等の新興地域諸国との対話の拡充を図ったことは、それぞれ重要な成果であり、さらなる充実化が望まれる。

他方で、欧州諸国や地域機関との連携を強化するためには、グローバルイシューに対する協力とともに、地域別・機能別の協力についても具体的な目標が設定されるべきではないか。例えば、①アフガニスタン・パキスタンにおける安定化支援、②中央アジアにおける諸機関の能力向上（タジキスタン、キルギス及びトルクメニスタンでの税関・国境管理要員の訓練等はさらに拡充されるべき）、③アフリカに対する支援、④科学技術や貿易・投資分野におけるさらなる協力目標の設定、などが考えられる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、我が国と西欧及び中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裡における緊密な連携を一層強化すべく努める。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|-----------------------|---------|
| ①西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進 | → 今まま継続 |
| ②共通の諸課題に関する協議・政策調整 | → 今まま継続 |
| ③人的、知的交流、民間交流の維持・促進 | → 拡充強化 |

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

I－4－3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

欧州局ロシア課長 武藤 順

平成 21 年 6 月

施策の概要

施策の目標	領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・平和条約締結に向けた交渉の具体的進展・領土問題解決に向けた環境整備のための事業の円滑な実施・首脳レベルでの政治対話の加速・「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」の着実なフォローアップ・地球規模の問題の解決等における協力・対話の積極的推進・防衛・治安分野における協力、人的・文化的交流の推進
施策の位置付け	第 169 回、第 170 回、第 171 回国会施政方針又は所信表明演説に言及あり。平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	<p>①平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備 平和条約締結交渉の推進、四島交流、四島住民支援事業等の実施。</p> <p>②政治対話の積極的な実施 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話の積極的な推進。日露戦略対話の頻繁な開催。</p> <p>③貿易経済分野における協力の推進 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組の実施。特に、「極東・東シベリア・イニシアティブ」の着実な実現。</p> <p>④国際舞台における協力の推進 地球規模の問題の解決等における協力・対話の実施。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議の実施。</p> <p>⑤防衛・治安分野における協力 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施。治安当局間による交流の実施。</p> <p>⑥人的交流・文化交流の推進 各種招聘事業、交流事業等の実施。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

5 回の首脳会談、外相の相互訪問など政治対話を進めた他、3 回の日露戦略対話を実施する等、様々な機会・レベルを通じて精力的に交渉を行った。特に、平成 20 年 11 月の APEC の際の日露首

脳会談以降、アジア太平洋地域における双方の具体的な関心事項（日本側においては領土問題、ロシア側においては極東・東シベリア地域を中心とした経済・実務分野の協力）の実現に向け、具体的な作業に着手している。

平和条約交渉については、首脳レベルで率直な議論が重ねて行われてきている。平成21年2月のサハリンでの首脳会談において、麻生総理はメドヴェージエフ大統領に対し、北方四島の帰属の問題の最終的解決に向けたロシア側の取組の姿勢を強く問い合わせており、今後のロシア側の対応に注目しているところである。また、経済面では、平成20年における日露間の貿易高は約300億ドルに達し、5年連続で過去最高を記録した。また、「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」のフォローアップを中心に、極東・東シベリア地域における日露間の互恵的な協力を推進した。

その他、国際舞台における日露協力として、様々な分野で両国外務省間の協議が実施されたことに加え、防衛・治安分野における協力や、人的・文化的交流も着実に進展した。

課題

領土問題の最終的解決に向けた平和条約交渉を強い意思をもって継続する。領土問題解決に向けた環境整備を一層推進する。

日露関係を高い次元に引き上げるための「日露行動計画」の着実な実施を通じて、幅広い分野における日露関係の一層の発展を図る。

施策の必要性

日露関係は、平成15年1月の小泉総理（当時）の訪露の際に採択された「日露行動計画」に沿って貿易経済分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えず、また、北方領土問題についても未だ解決に至っていない。戦後60年にわたり未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、アジア太平洋地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。

平和条約交渉を精力的に進めると同時に、両国関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野での日露協力を発展させることが日露双方の利益に合致する。

施策の有効性

日露関係を進展させるためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の6つの重要な柱である、（1）政治対話の深化、（2）平和条約交渉、（3）国際舞台での協力、（4）貿易経済分野における協力、（5）防衛・治安分野における協力、（6）文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

施策の効率性

厳しい外部要因、限られた予算・人的投入資源等の種々の制約の中で、幅広い分野での日露関係の進展を更に進めることができた。

特に、平和条約問題については、下記のとおり厳しい外部要因にもかかわらず、5回の首脳会談、2

回の外相会談実施等を含め、時宜を捉えた活発な政治対話を行った結果、平成 21 年 2 月に行われたサハリンでの日露首脳会談において、両首脳は、この問題を我々の世代で解決すること、そして、これまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、メドヴェージエフ大統領が指示を出した、「新たな、独創的で、型にはまらないアプローチ」の下で、四島の帰属の問題の最終的な解決につながるよう作業を加速すべく、追加的な指示を出すことで一致するに至った。また、領土問題解決に向けた環境整備については、限られた予算及び人的資源の中で、北方領土返還要求運動団体や地方公共団体等と密接に協力・連携し、多くの事業を成功裡に実施した。さらに、貿易経済分野における協力の推進に関する事務官会議では、経済班員はわずか 7 名という限られた人的投入資源の中で、他省庁、地方公共団体、民間企業等を積極的に巻き込みながら種々の事業を実施し、日露間の貿易高を 300 億ドルという過去最高の水準に導いた。下記の外部要因においては、さらに経済界と積極的に協力し、ロシア政府への働きかけを行い、また、新たな日本企業の進出を達成している。以上にかんがみれば、上記目標の達成のためとられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	1,154	1,136

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	33	33

単位：人（本省職員）

外部要因

8 月に南オセチアにおいてロシアとグルジアの間で武力衝突が発生した。欧米諸国はロシアの行動を非難したが、ロシアは自らの正しさを主張して欧米の対グルジア支援を非難し、欧米諸国とロシアとの協力関係は軒並み停止・縮小された。紛争後は、ロシア国民の生命・尊厳の擁護に強い決意を示すとともに、ロシアの「利害圏」に特別の利益を有することを主張しており、同紛争を契機に、ロシアはプーチン政権以来指向してきた「強いロシア」「大国の復活」への志向が前面に現れたと言える。

また、ロシア経済は国際金融危機や石油価格の下落等の影響を受け、通貨、株価、外貨準備とも、大幅に下落し、実体面でも鉱工業生産の減少、失業率の上昇等が見られた。景気減速を受けて、ロシア政府は、平成 21 年 1 月より一部関税引き上げ措置を取る等、自由で開かれた貿易の促進に逆行する動きが見られた。

目標の達成状況

評価の切り口 1：平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備

平成 20 年度は、4 月に福田総理（当時）が訪露してプーチン大統領（当時）及びメドヴェージエフ次期大統領（当時）とそれぞれ会談し、両氏との間で個人的信頼関係を構築した。その後 7 月の G 8 北海道洞爺湖サミットの際の日露首脳会談において、両首脳は、日露間に平和条約が存在しないことは、幅広い分野における両国関係の進展にとり支障になっていること、また、この問題を最終的に解決するために前進しようとする決意が双方において存在すること等を、現段階における共通の認識として確認した。また、11 月に行われた APEC の際の日露首脳会談において、麻生総理とメドヴェージエフ大統領は、

領土問題について、日露の共通の関心事項の一部として、今後必要となる作業に言及した上で、具体的な作業に入るよう、事務方に指示を下ろすことで一致した。さらに、平成 21 年 2 月にサハリンで日露首脳会談が行われ、両首脳は「日露行動計画」の重要な柱の一つである平和条約交渉につき、この問題を我々の世代で解決すること、そして、これまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、メドヴェージエフ大統領が指示を出した、「新たな、独創的で、型にはまらないアプローチ」の下で、四島の帰属の問題の最終的な解決につながるよう作業を加速すべく、追加的な指示を出すことで一致した。

また、（社）北方領土復帰期成同盟を実施団体とする「北方領土相互理解促進対話交流使節団」のモスクワ及びサンクトペテルブルクへの派遣や、（社）千島歯舞諸島居住者連盟の主催によるモスクワにおける「元島民による北方領土を語る会」の実施等、精力的に世論啓発事業を行ったほか、四島交流、自由訪問、北方墓参や四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備が進展した。また、四島を含む日露の隣接地域における防災協力が進められているほか、生態系保全の分野でも具体的な協力の進展が期待される。詳細は、事務事業①「平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備」を参照。

評価の切り口 2：政治対話の積極的な実施

平成 20 年度においては、首脳会談を計 5 回、外相会談を計 2 回行った他、ナルイ・シュキン大統領府長官の訪日、フリストンコ産業貿易大臣の訪日等、活発な政治対話が行われた。また、日露外務省事務方のトップによる戦略対話を、平成 20 年 4 月、10 月及び平成 21 年 3 月に行い、日露双方が戦略的関心を有する喫緊の国際問題及び二国間関係について意見交換を行った。

議会間、議員間交流の分野においては、平成 20 年度の 1 年間で日露双方あわせて延べ 26 名の国会議員・連邦議会議員が相互に訪問した。その他にも閣僚レベルの接触等、重層的な対話が行われたことで日露両国の相互理解が促進された。詳細は、事務事業②「政治対話の積極的な実施」を参照。

評価の切り口 3：貿易経済分野における協力の推進

日露経済関係は、平成 20 年末には金融危機の影響が見られ始め、貿易高は減少傾向にあるものの、平成 20 年の日露間の貿易高は約 300 億ドルに達し、5 年連続で過去最高額を記録した。

また、日露間の貿易・投資を促進するため、日露両国間で設置された貿易投資促進機構の活動を通じ、両国の企業の活動を支援した。詳細は、事務事業③「貿易経済分野における協力の推進」を参照。

評価の切り口 4：国際舞台における協力の推進

金融危機の発生を受け、累次の会談において国際金融情勢に関する意見交換が行われたほか、地球温暖化対策等の観点から、平成 20 年 9 月に気候変動に関する日露協議が開催される等環境分野における日露間の協力が進んだ。また、イランの核問題、北朝鮮の拉致、核及びミサイル問題、グルジア紛争等、重大な諸問題につき、首脳レベルを含め様々なレベルで種々の機会に精力的に協議が行われ、日露両国が緊密に連携し協力を進めていくことで一致した。詳細は、事務事業④「国際舞台における協力の推進」を参照。

評価の切り口 5：防衛・治安分野における協力

これまでに引き続き、防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施等、防衛分野での交流が積極的に行われたほか、治安当局間においても、海上保安庁とロシア国境警備隊との間で活発な交流が行われた。詳細は、事務事業⑤「防衛・治安分野における協力の推進」を参照。

評価の切り口 6：人的交流・文化交流の推進

お互いをよく知る人材の育成は将来の日露関係発展の基礎として重要であり、人的、文化的交流はその糧となる。特に、青年交流については、日露両首脳の間で平成 20 年より抜本的に拡大することとなった。詳細は、事務事業⑥「人的交流・文化交流の推進」を参照。

第三者の所見

岩下 明裕 北海道大学教授

平成 20 年度は日露関係において実体的な関係が大きく展開した年といえる。300 億ドルという貿易量の飛躍的な伸びにとどまらず、首脳会談や外相会談の密度を始め、政府および議会レベルの交流や政治対話の拡大と深化は著しい。極東シベリアへの目配りや国境をめぐる防衛・治安あるいは生態系保護にむけた協力、また根室管内や旧島民を中心とした四島との交流事業及び四島住民に対する支援事業もより実のあるものとなっている。日露関係はかつてない発展をみており、外務省の貢献は極めて高いと確信する。

しかしながら、施策の目標である「領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る」と上記の小目標が果たして有機的に結びついて機能しているかと問われれば議論の余地がある。ロシア側の言う「新たな、独創的で、型にはまらないアプローチ」が何を意味するのかもわからず、それが果たして領土問題の解決に資するのかどうかも不明である。とはいえ、北方領土問題があることを理由に日露関係を進めないとする時代は過去のものである以上、日露関係をより高め、実体ある戦略的関係を構築することを通じて、問題解決を最終的に図るという現在の方針を拡充強化すべきと考える。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、日露関係を高い次元に引き上げるべく、「日露行動計画」の着実な実施を通じ幅広い分野で日露関係を発展させていく。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ①平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備 → 拡充強化
- ②政治対話の積極的な実施 → 今まま継続
- ③貿易経済分野における協力の推進 → 拡充強化
- ④国際舞台における協力の推進 → 今まま継続
- ⑤防衛・治安分野における協力の推進 → 今まま継続
- ⑥人的交流・文化交流の推進 → 拡充強化

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

I－4－4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

中央アジア・コーカサス室長 北川克郎

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">要人往来、政務協議、人的交流等を通じた所管国との関係強化投資協定等二国間の経済関係協定締結による経済関係発展の基盤整備「中央アジア+日本」対話「行動計画」、種々のレベルでの対話の実施を通じた地域内協力の促進
施策の位置付け	第 171 回国会外交演説に一部言及あり
施策の概要	①各国との二国間政治対話等の継続・促進 ②「中央アジア+日本」対話「行動計画」の着実な実施、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等の実施 ③要人往来、政務協議の実施、貿易投資促進のための経済関係強化、経済協力、人的交流 ④中央アジア・コーカサスに関する EU、米等との協議・協調

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

国家元首等の訪日（ナザルバエフ・カザフスタン大統領、ヴァシャツゼ・グルジア外相）、ウズベキスタンとの投資協定及びカザフスタンとの租税条約の署名、「中央アジア+日本」第 4 回高級実務者会合の実施、様々なレベルでの政治対話、人的交流、政策協議、経済協力等を通じ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり、着実な進展があったと評価できる。また、平成 20 年 8 月に南オセチアを巡りロシアとの間で大規模な紛争に発展したグルジアに対しては、同紛争の領土保全の原則に基づいた平和的解決を一貫して支持しつつ、復興支援を着実に進め、このような我が国の施策につき同国より高い評価を得た。

課題

「中央アジア+日本」対話を通じた地域内協力の促進等による地域の安定と繁栄への貢献、資源外交を含む中央アジア・コーカサス地域の各国との二国間関係の強化

施策の必要性

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、ロシアと中東（イラン、アフガニスタン等）を結ぶ

東西南北の交通の要衝として地政学上重要な位置を占めており、また、豊富なエネルギー資源を擁していることから、この地域における安定と繁栄は、我が国のみならず、国際社会にとっても重要な関心事項となっている。したがって、我が国としてもこの地域の安定と繁栄を支援する必要があり、また、我が国のエネルギー資源安全保障の観点からもこの地域各国との良好な関係は不可欠である。

施策の有効性

- (1) 我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解を深め、友好関係をさらに強固なものとするためには、首脳レベルを含めた種々のレベルでの政治対話、政務協議、様々なスキームを活用した人的交流等を活発に展開することが不可欠である。
- (2) 我が国と中央アジア諸国との協力関係を深め、中央アジア地域協力を促進するためには、「中央アジア+日本」対話「行動計画」に謳われた地域内協力（テロ・麻薬対策、貧困削減、保健医療、環境保護、防災等）、ビジネス振興、知的対話、文化・人的交流等を着実に実施するとともに、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することが効果的である。

施策の効率性

平成20年度は、「中央アジア+日本」対話での枠組みの協力が推進された他、国家元首等の訪日（カザフスタン大統領及びグルジア外相）の際に首脳会談、外相会談を含む各種要人会談が活発に展開され、ウズベキスタンとの投資協定、カザフスタンとの租税条約を1年あまりの交渉でまとめ上げた。このように、人的及び予算的制約が大きい中、他省庁・独立行政法人や民間企業、有識者等とも連携しながら種々の事業を実施するなど、取られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
	35	30

単位：百万円

人的投入資源	平成20年度	平成21年度
	10	10

単位：人（本省職員）

外部要因

中央アジア地域協力の進捗は、中央アジア各国同士の関係、ロシア・中国等外国の関与に影響を受ける面がある。また、コーカサス地域においても、複雑な民族紛争を抱え、近隣諸国との関係次第で域内の不安定化につながるおそれもある。

目標の達成状況

評価の切り口1：各国との対話・交流等の進展

国家元首等の訪日（カザフスタン大統領及びグルジア外相）、様々な政治対話、人的交流、政務協議、経済協力等を通じ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり、協力関係が強化された。詳細は、事務事業①「各国との対話等の継続・促進」及び事務事業③「様々なスキームの活用等による人的交流の推進」を参照。

評価の切り口2：「中央アジア+日本」対話の進展

「中央アジア+日本」第四回高級実務者会合が実施され、「行動計画」の実施状況を確認すると共に、更なる協力のあり方につき意見交換を行った。また、環境をテーマとして第三回東京対話を実施し、我が国と中央アジア諸国の有識者による意見交換を基に提言がまとめられた。詳細は、事務事業②「『中央アジア+日本』対話『行動計画』の着実な実施、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等の実施」を参照。

第三者の所見

湯浅 剛 防衛省防衛研究所主任研究官

カザフスタン大統領訪日（20年6月）ならびに同国との租税条約の署名（同12月）、ウズベキスタンとの投資協定の署名（同8月）等の成果から、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係の進展を中心とした本件施策に関する評価は妥当なものといえる。地道な対話・交渉を積み重ねてきた実務レベルでの担当者の方々の努力に敬意を表したい。

他方で、19年度の第三者所見（輪島実樹・ロシアNIS貿易会ロシアNIS経済研究所調査役による）で指摘された「対中央アジア外交に対して同地域をどのように位置づけるのか、そろそろ方針を明示すべき時期がきている」という点については、いかなる進展があったのか管見の公開情報のみでは充分読み取ることができなかった。この点を克服するためには、今後とも閣僚級要人の現地訪問や多国間対話の継続によって、対中央アジア・コーカサス政策について日本として独自のメッセージを発信し続ける必要があると思われる。具体的には、簡単なプレスリリースのみではなく、例えば現地会議や講演等で表明されたわが国要人・実務者のステートメントを（英語ないし可能であればロシア語や現地諸語で）可能な限り公表することも効果的であると思われる。

その意味でも、今後とも様々なレベルでの対話の実施を拡充・強化させる方針を維持してほしい。とりわけ「中央アジア+日本」対話について外相会合が18年6月以来開催されていないことが気になる。同対話「行動計画」の中間評価を行うためにも、近日中の当該会合の実現を期待したい。また、グルジアとアゼルバイジャンを含めた「GUAM+日本」会合は20年度中に2度の次官級会合が実施されたが、将来的にはもう一つのコーカサスの国・アルメニアを含めた多国間対話の設定を視野に入れた政策を追求してもよいのではないだろうか。

評価結果の政策への反映

今後の方針

「中央アジア+日本」対話「行動計画」を着実に実施し、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話を実施することで、中央アジア地域との協力を促進し、また、様々なスキーム・機会を活用して中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係をさらに強化する。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|---|--------|
| ①各国との対話等の継続・促進 | →今まま継続 |
| ②「中央アジア+日本」対話「行動計画」の着実な実施、同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等の実施 | →拡充強化 |

③様々なスキームの活用等による人的交流の推進

→今まま継続

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

施策 I—5 中東地域外交	161
具体的施策	
I-5-1 中東地域安定化に向けた働きかけ	165
I-5-2 中東諸国との二国間関係の強化	171

I－5 中東地域外交

評価担当課室名	業務内容
中東アフリカ局 中東第一課	<p>(1) 中東諸国 21 カ国中 11 カ国（アルジェリア、イスラエル、エジプト、ヨルダン、シリア、チュニジア、トルコ、モロッコ、リビア、レバノン）及びパレスチナ暫定自治政府に対する外交政策の企画立案及びその実施。</p> <p>(2) これらの諸国及びアラブ連盟、西サハラ、パレスチナ解放機構（PLO）に関する情報収集・分析。</p> <p>(3) 中東和平及び対パレスチナ支援に関する、情報収集・分析及び、外交政策の企画立案及びその実施。</p> <p>(4) 中東諸国との対話の強化といった地域全般にかかる事柄に関する外交政策の企画立案及びその実施。</p> <p>(5) 域内外公館に対する指揮・監督</p> <p>(6) 中東アフリカ局の右翼課としての局内事務の総合調整及び企画。</p>
中東第二課	<p>(1) アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、及びバーレーンに関する政務の処理、これに必要な情勢の調査・分析及び各国に関する外交政策の企画・立案並びにその実施の統制。</p> <p>(イ) 各国の内政及び対外政策に係わる情報収集・調査・分析。</p> <p>(ロ) 各国に対する我が国外交政策（二国間政務事項、経済協力を含む経済連携強化に関する方針、国連における対処方針等）の企画・立案・実施の統制。</p> <p>(ハ) 各国との外交政策に関する主要国との協議・調整。</p> <p>(2) 安全保障問題、宗教問題、民族問題等、湾岸地域共通の不安定要因に関する調査・分析及び、これらに係わる外交政策の企画・立案並びにその実施の統制。</p> <p>(3) 湾岸地域における平和と安定の確保、発展、及び環境保全等に係わる我が国の協力等の企画。</p>

I—5 中東地域外交

具体的施策

I—5—1 中東地域安定化に向けた働きかけ

I—5—2 中東諸国との二国間関係の強化

評価の結果

施策 I—5	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆
I—5—1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆
I—5—2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆

施策の必要性

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

テロの脅威をはじめ、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとり、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する。中東和平問題、イラク及びアフガニスタンは中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいべき問題であるところ、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与するに際し、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。こうした政策上の要請から、中東諸国との積極的な対話をを行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。

エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国的重要性は当面減じることはないことから、中東・イスラム諸国との関係を中長期的視点で考える必要がある。

施策の有効性

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を活かし、我が国は、中東和平の実現に向け①イスラエル・パレスチナ両当事者への政治的働きかけ、②対パレスチナ支援の実施、③信頼醸成の3点を推進してきている。また、総合的な取組として、地域協力を通じたヨルダン渓谷開発構想である「平和と繁栄の回廊」構想を推進している。

(2) イラクの状況は進展しているが、政治プロセス及び、復興の進展は、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国は、国際社会と協力し、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。

(3) アフガニスタンの復興においては、これまでに500万人の避難民が帰還したほか、麻薬生産量の減少、社会経済状態の向上等が見られるが、復興はいまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができる環境を作ることが第一に重要である。そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が安定することが必要である。したがって、我が国がアフガニスタンの安定に貢献するためには、治安やインフラ復旧をはじめとする復興支援を実施することが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断

するための緊密な対話や、支援に対する理解を深めてもらい、我が国に対する良好な感情を醸成するための広報活動等、二国間関係の強化も重要である。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1) 相互理解の促進のためには、我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解すると同時に、中東・イスラム諸国側にも我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要である。

「日アラブ対話フォーラム」や「イスラム世界との文明間対話」のような対話事業は、我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを人々の間に根づかせていく上で有効である。

(2) 投資・エネルギー、GCC

GCC 諸国との関係強化のためには、協定等の枠組み構築と、法的枠組みにとどまらない幅広い関係づくりのための協議の場とを土台としつつ、特に先方が我が国に対して高い期待を有する教育・人づくり分野における具体的な協力を進めることができると想われる。平成 19 年度以降、要人往来や各種ミッショングループ派遣・受け入れ、国内での準備態勢構築を通じて、GCC 諸国との相互理解が深まっている。今後ともこれら施策の継続により協力強化の効果が十分に見込まれる。

施策の効率性

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 信頼醸成会議を我が国が主催することにより、イスラエル・パレスチナ両当事者による対話の促進に資することができた。また、対パレスチナ支援には迅速性が不可欠であるところ、我が国はイスラエルのガザ進攻後迅速に緊急人道支援及び物資協力を表明した。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

(2) 我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい財政及び人的資源の状況の中でも施策の目標（特に小目標）の達成に向け進展があり、最大限効率的な支援を行っている。平成 19 年 5 月 3 日に発足したイラク支援のための国際的な協調枠組みである「イラク・コンパクト」には策定期階から積極的に参加しており、国際的に協調した支援の実施に配慮している。また ODA による支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

(3) アフガニスタンの復興支援については、和平プロセス・ガバナンス（行政経費支援等）、治安維持（非合法武装集団の解体（DIAG）や地雷対策等）及び復興（幹線道路整備等）の 3 つの柱に対する支援を行い、目標達成の点からとられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

予算規模や人的資源が少ない中、我が国とアラブ諸国、イスラム諸国との間の対話事業が行われ、参加国間の相互理解がより一層深化し、施策の目標に向けて大きな進展があった。このため、とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。また、GCC 諸国との関係は着実に進展しており、投資・エネルギー面での関係も深まっており、取られた手段は、適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 平成 20 年 10 月にイスラエル・パレスチナ双方ハイレベルを招き、信頼醸成に向け政治的働きかけを行った。平成 20 年末のガザ情勢悪化の際は、首脳・外相級で電話会談を行い即時停戦を働きかけるとともに有馬中東和平担当特使を現地に派遣、緊急人道支援及び物資協力を迅速に実施した。平成 21

年3月のガザ復興支援国際会議には伊藤外務副大臣を派遣、当面2億ドルの対パレスチナ支援を表明するなど、情勢悪化を食い止めるためできる限りの貢献を行った。

(2) イラク政府は種々の困難に直面しながらも、我が国を始めとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。

政治、国民融和の面では、平成20年に旧バアス党員の復職に関する「責任と公正」法、一般恩赦法、地方自治法等の重要法案が国民議会で採択され、平成21年1月31日には、イラク憲法制定後初の地方議会選挙が、キルクーク県及びクルディスタン地域3県を除くイラク14県で概ね平穏に実施される等、一定の進展がみられている。

また、治安情勢は平成19年夏以降大幅に改善している。既にイラク全土18県のうち13県で多国籍軍からイラク側に治安権限が移譲されている。

(3) アフガニスタンは厳しい治安情勢の中、復興への取組を進めており、平成21年には2回目となる大統領選挙が予定されている。我が国の人道支援及び平和の定着を念頭に置いた各種支援は同国の復興と安定の実現に貢献しているものと評価でき、アフガニスタン政府要人及び国際社会も我が国支援を高く評価している。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1) 平成20年度も、奥田総理特使の湾岸歴訪(2回)、安倍総理特使、橋本外務副大臣のイラク訪問、高村外務大臣(当時)、緒方総理特使のアフガニスタン訪問、トルコ大統領、バーレーン皇太子、イラン副大統領、クウェート首相、ヨルダン外相らの訪日など活発な要人往来が行われた。また、「日アラブ対話フォーラム」第6回会合が平成20年11月に、「イスラム世界との文明間対話セミナー」第7回会合が平成21年3月にそれぞれ開催されるなど、中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が更に活性化され、対話を深化させることができた。

(2) 投資・エネルギー、GCC

平成19年4~5月に行われた安倍総理(当時)の中東訪問を契機として要人往来及び経済的枠組みの整備が進展している。GCCとの自由貿易協定(FTA)交渉、サウジアラビアとの投資協定交渉、アラブ首長国連邦(UAE)、クウェート及びサウジアラビアとの租税条約交渉がそれぞれ進展した他、教育・人づくり支援についての協力も着実に進んだ。

今後の方針

1. 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

(1) 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。我が国としては、現在の両当事者の交渉の状況を注視しつつ、引き続き政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を積極的に働きかける考えである。また、パレスチナ自治政府の和平努力・改革努力を支えるために、支援を継続する。さらに、パレスチナ人の生活状況の更なる悪化を防ぎ、和平を志向する民意を強化するために、国際機関等を通じた人道支援を継続する。その他の支援については、和平プロセスの進展状況を見つつ、特に、パレスチナ自治政府が、平和的手段を通じて和平プロセスの進展に努力するかどうかを見極めつつ、個別に検討する。

(2) イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。

(3) アフガニスタンの復興には進展が見られるものの依然道半ばであり、課題はまだ山積している。また、依然として治安情勢は不透明であり、アフガニスタンの安定のために、引き続き支援を行っていく。

2. 「中東諸国との二国間関係の強化」について

(1) 対話を通じた相互理解については、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではないので、引き続き着実に進めていく必要がある。

(2) 投資・エネルギー

本件施策は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

(3) GCC

本件施策は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

I－5－1 中東地域安定化に向けた働きかけ

中東第一課長 三上正裕

中東第二課長 高橋克彦

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	中東和平の実現、イラク及びアフガニスタンの復興へ貢献すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成を通じた中東和平実現に向けた和平努力の促進・「平和と繁栄の回廊」構想の着実な実施・円借款・技術協力を通じた復興支援、経済・ビジネス関係の強化により、イラクの安定と復興に向けた支援の着実な実施・①治安改善、②政治プロセス・和解促進、③経済発展の基盤・人材育成という分野の中で、アフガニスタンに安定をもたらすための努力の継続
施策の位置付け	(1) 第 170 回国会所信表明演説に言及あり (2) 第 169 回、第 171 回国会施政方針演説に言及あり (3) 第 169 回、第 171 回国会外交演説に言及あり (4) 平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	(1) イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置 (2) イラクの安定・復興への貢献 (3) アフガニスタンの安定・復興への貢献

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 平成 20 年 10 月にイスラエル・パレスチナ双方ハイレベルを招き、信頼醸成に向け政治的働きかけを行った。平成 20 年末のガザ情勢悪化の際は、首脳・外相級で電話会談を行い即時停戦を働きかけるとともに有馬中東和平担当特使を現地に派遣、緊急人道支援及び物資協力を迅速に実施した。平成 21 年 3 月のガザ復興支援国際会議には伊藤外務副大臣を派遣、当面 2 億ドルの対パレスチナ支援を表明するなど、情勢悪化を食い止めるためできる限りの貢献を行った。

(2) イラク政府は種々の困難に直面しながらも、我が国を始めとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せており。

政治、国民融和の面では、平成 20 年に旧バアス党員の復職に関する「責任と公正」法、一般恩

赦法、地方自治法等の重要法案が国民議会で採択され、平成21年1月31日には、イラク憲法制定後初の地方議会選挙が、キルキーク県及びクルディスタン地域3県を除くイラク14県で概ね平穏に実施される等、一定の進展がみられている。

また、治安情勢は平成19年夏以降大幅に改善している。既にイラク全土18県のうち13県で多国籍軍からイラク側に治安権限が移譲されている。

(3) アフガニスタンは厳しい治安情勢の中、復興への取組を進めており、平成21年には2回目となる大統領選挙が予定されている。我が国の人道支援及び平和の定着を念頭に置いた各種支援は同国の復興と安定の実現に貢献しているものと評価でき、アフガニスタン政府要人及び国際社会も我が国支援を高く評価している。

課題

(1) 和平プロセスの阻害要因が引き続き大きい。我が国としても、できることに限界はあるが、引き続き関係諸国と協力して、和平実現の環境づくりに貢献していく必要がある。

(2) イラクの治安情勢は、大幅に改善しつつあるものの、依然厳しい情勢が続いている。また、政治面においては、連邦制、憲法修正、係争地の帰属等が引き続き未解決である。

(3) アフガニスタンの復興には進展が見られるものの依然道半ばである。非合法武装集団の解体、法の支配の強化、治安の回復、麻薬依存体質経済からの脱却、地方開発の促進等の課題はまだ山積している。

施策の必要性

テロの脅威をはじめ、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとり、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する。中東和平問題、イラク及びアフガニスタンは中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいべき問題であるところ、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

施策の有効性

(1) 中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を活かし、我が国は、中東和平の実現に向け①イスラエル・パレスチナ両当事者への政治的働きかけ、②対パレスチナ支援の実施、③信頼醸成の3点を推進してきている。また、総合的な取組として、地域協力を通じたヨルダン渓谷開発構想である「平和と繁栄の回廊」構想を推進している。

(2) イラクの状況は進展しているが、政治プロセス及び、復興の進展は、イラク一国の力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国は、国際社会と協力し、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。

(3) アフガニスタンの復興においては、これまでに500万人の避難民が帰還したほか、麻薬生産量の減少、社会経済状態の向上等が見られるが、復興はいまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができる環境を作ることが第一に重要である。そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が安定することが必要である。したがって、我が国がアフガニスタンの安定に貢献するためには、治安やインフラ復旧をはじめとする復興支援を実施することが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断するための緊密な対話や、支援に対する理解を深めてもらい、我が国に対する良好な感情を醸成するた

めの広報活動等、二国間関係の強化も重要である。

施策の効率性

(1) 信頼醸成会議を我が国が主催することにより、イスラエル・パレスチナ両当事者による対話の促進に資することができた。また、対パレスチナ支援には迅速性が不可欠であるところ、我が国はイスラエルのガザ進攻後迅速に緊急人道支援及び物資協力を表明した。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

(2) 我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい財政及び人的資源の状況の中でも施策の目標（特に小目標）の達成に向け進展があり、最大限効率的な支援を行っている。平成19年5月3日に発足したイラク支援のための国際的な協調枠組みである「イラク・コンパクト」には策定段階から積極的に参加しており、国際的に協調した支援の実施に配慮している。またODAによる支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

(3) アフガニスタンの復興支援については、和平プロセス・ガバナンス（行政経費支援等）、治安維持（非合法武装集団の解体（DIAG）や地雷対策等）及び復興（幹線道路整備等）の3つの柱に対する支援を行い、目標達成の点からとられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
	10	17

単位：百万円

人的投入資源	平成20年度	平成21年度
	18.3	18.3

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 中東和平の実現にあたっては、①暴力の発生・激化、②イスラエル・パレスチナ間の立場・見解の相違・乖離、③イスラエル国内・パレスチナ自治区の政治状況、④アラブ諸国・米等国際社会の動向の外部要因が挙げられる。

(2) イラクに関しては、

①武装勢力による反政府テロ活動が、イラク政府の活動を阻害し、各国からのイラクに対する支援の効果を減じさせている。具体的には、治安悪化による事業現場へのアクセスの制約やセキュリティ・コストの高騰等の事態が発生している。

②イラク国内の民族・宗派間の不一致が、イラク政府による援助受け入れ決定の遅延を招いており、このような内政上の問題がイラク政府の活動を非効率化する側面は否定できない。

(3) アフガニスタンに関しては、

①平和と安定に対して、アフガニスタンの政権の動き、不安定要因をもたらす反政府グループの動向、国際社会の動向等が大きな影響を与える。

②復興支援は、主要ドナー国及び国連諸機関をはじめとする関係国・国際機関と協力して実施してい

る。

③人道支援などアフガニスタン国民の生活環境向上に直接つながることが期待されるものがあるものの、復興支援全体の効果は、治安情勢や政治プロセスの進展状況など、アフガニスタンの国内事情に影響を受ける。

④アフガニスタン支援の成果が発現しているかどうかについては、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期的に目に見える形で確認できる性質のものではないことに留意する必要がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果

平成 20 年 2 月にオルメルト・イスラエル首相が訪日し、福田総理（当時）との間で「日本・イスラエル関係深化に関する共同声明」を発表した。10 月にはシトリート・イスラエル内相、エラカート PL0 交渉局長らを招き、第 4 回信頼醸成会議を開催した。招聘面では、8 月にイスラエル・パレスチナ合同青年招聘を、平成 21 年 2 月に中東若手外交官等招聘を実施した。

対パレスチナ支援としては、9 月のパレスチナ支援調整委員会（AHLC）に有馬中東和平担当特使を派遣し、1000 万ドルのノンプロジェクト無償資金協力を表明した。また、12 月以降のガザ情勢悪化に際しては 1000 万ドルの緊急人道支援及び 100 万ドル相当の物資協力を実施した他、平成 21 年 3 月に開催されたガザ復興支援会議に伊藤外務副大臣を派遣し、当面 2 億ドルの支援を表明した。

「平和と繁栄の回廊」構想では、7 月に第 3 回四者協議閣僚級会合を開催した。詳細は事務事業①「イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置」を参照。

中東和平の実現自体は、国際的に最も重要な外交課題の一つであり、我が国の取組だけで目に見える進展をもたらすことはできないが、事態の悪化を防ぐことも含め、和平実現のための環境づくりに貢献している。

評価の切り口 2：イラクの復興に向けた我が国の貢献

（1）政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献

我が国は、自衛隊による人道復興支援、50 億ドルの ODA、60 億ドルの債務救済、国民融和促進（セミナー開催）、経済・ビジネス関係の強化（第 1 回日・イラク・ビジネスフォーラム開催）等、積極的な取組を着実に実施してきた。

（2）二国間関係の強化の状況

アーニー大統領府長官、ハンムード外務次官が来日し、我が国からは安倍総理特使、橋本外務副大臣が訪問する等、二国間関係の強化に向け積極的に取り組んだ。詳細は、事務事業②「イラクの安定・復興への貢献」を参照。

評価の切り口 3：アフガニスタンの復興に向けた我が国の貢献

（1）アフガニスタンの安定への我が国の貢献

これまでに 17.8 億ドル以上の ODA を通じた積極的な支援を実施した。

（2）二国間関係の強化に向けた取組

現地の治安情勢が不安定な中で、アルサラ筆頭大臣、スタナクザイ大統領顧問等が来日し、我が国から、高村外務大臣（当時）、緒方総理特使が訪問する等、二国間関係の強化に向け積極的に取り組んだ。詳細は、事務事業③「アフガニスタンの安定・復興への貢献」を参照。

第三者の所見

中島 勇（財）中東調査会 主席研究員（中東和平部分）

中東和平問題は、政治交渉がいっこうに進展しない状況にあるが、紛争解決のための処方箋は整いつつある。しかし、当事者が政治的な決断を下す段階に至るまでには、もう少し時間がかかるようだ。その間、日本を含む国際社会は、相互の信頼醸成のための努力を継続する必要がある。現在の最大の障害は、当事者間にある根深い相互不信感である。相互の不信感を軽減するためには、理詰めの議論に加えて、感情的な側面に配慮する必要がある。その点で、地道な信頼醸成構築の努力が継続されているのは高く評価できる。

大野 元裕（財）中東調査会 上席研究員（イラク関係部分）

中東和平の実現に向けた我が国の支援は、困難な政治環境にもかかわらず一定の成果をあげてきた。その一方で、パレスチナ、イスラエル双方に起因する理由により、和平の実現には一層困難が積上げられたと思われるところ、たとえば平和と繁栄の回廊構想が信頼を醸成する環境にはない。政治的な働きかけと平行した支援の在り方、開発支援と人道支援の割合と実効的な人道支援の方途について、それ再考すべき時に来ているように思われる。

対イラク支援については、特に復興に向けた日本の積極的姿勢はイラク側からも高い評価を得てきた。50億ドルの支援にも目処が付きつつある一方で、イラクは自立に向け正念場を迎えており、日本の「次の施策」への期待は高い。また日本企業のイラクへのまなざしにも熱いものがあるところ、開発支援の更なる実施にあたっては、両国経済関係の礎となるような分野・地域に対する政策的配慮が重要ではないか。特に、70年代の良好な日・イラク関係がイラクの繁栄を支えたことを想起させつつ、日本との関係強化にイラクの目を向けさせるような支援が実施できれば、両国の利益にかなうのではないか。

田中 浩一郎 日本エネルギー経済研究所 中東研究センター長（アフガニスタン）

3つの当該事務事業が相手国、及び関係国によって肯定的に評価されてきたことに異論はない。その上で、これまでの努力の成果を不可逆的なものとして確立し、この先の安定化と発展の礎にするという、共通した課題に直面している点を指摘する。

この観点から、中東和平に関しては、当初の小目標の達成に向けた進展が明らかであるものの、パレスチナ分裂状態の解消、及び和平に消極的なネタニヤフ政権の翻意を促すための働きかけを強化することが肝要である。イラクに対する無償・有償資金協力、及び交流の強化に関して、2008年を通じた治安情勢の改善を受け、拡大と進歩が見られた点を評価する。ただし、駐留米軍の市街地からの撤退が実現した2009年7月以降の状況は急速に変化しており、従前の協力がどのようにイラクの安定・復興に貢献したかが問われる正念場を迎えている。一方、アフガニスタンに安定をもたらすための取組努力は確実に評価に値するとしても、2005年末から治安情勢がほぼ一貫して下降局面にあり、いまなお、成果の発現を感じ取ることができる場面が限られている上に、非合法武装集団の解体（DIAG）が容易に進展しない地域もある等、我が国の立場と取組のあり方が問われる事態となっている。

右のように外部要因の影響を受ける度合いが大きいが、中東地域安定化に向けた働きかけが持つ意義自体を損なうものではなく、今後も施策を維持・拡充強化していくことが期待される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。我が国としては、現在の両当事者の交渉の状況を注視しつつ、引き続き政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を積極的に働きかける考えである。また、パレスチナ自治政府の和平努力・改革努力を支えるために、支援を継続する。さらに、パレスチナ人の生活状況の更なる悪化を防ぎ、和平を志向する民意を強化するために、国際機関等を通じた人道支援を継続する。その他の支援については、和平プロセスの進展状況を見つつ、特に、パレスチナ自治政府が、平和的手段を通じて和平プロセスの進展に努力するかどうかを見極めつつ、個別に検討する。

(2) イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。

(3) アフガニスタンの復興には進展が見られるものの依然道半ばであり、課題はまだ山積している。また、依然として治安情勢は不透明であり、アフガニスタンの安定のために、引き続き支援を行っていく。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧ください。)

- ① イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び
関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置
- ② イラクの安定・復興への貢献
- ③ アフガニスタンの安定・復興への貢献

- 今まま継続
- 拡充強化
- 拡充強化

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	-	○

I－5－2 中東諸国との二国間関係の強化

中東第一課長 三上正裕

中東第二課長 高橋克彦

平成 21 年 6 月

施策の概要

施策の目標	対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国（特に、GCC（湾岸協力理事会））との経済関係を強化すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・対話を通じた相互理解の深化と関係者間のネットワークの拡大・我が国の対中東政策の対外広報・協定等の枠組みや教育・人づくり支援の協力等を通じた重層的関係の構築
施策の位置付け	(1) 第 169 回、第 171 回国会外交演説に言及あり (2) 平成 20 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	(1) 中東諸国・イスラム世界との交流・対話の深化・拡大 (2) 自由貿易協定、租税条約、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化の支援 (3) GCC 諸国側の要望に応える形での人づくり協力

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（1）平成 20 年度も、奥田総理特使の湾岸歴訪（2回）、安倍総理特使、橋本外務副大臣のイラク訪問、高村外務大臣（当時）、緒方総理特使のアフガニスタン訪問、トルコ大統領、バーレーン皇太子、イラン副大統領、クウェート首相、ヨルダン外相らの訪日など活発な要人往来が行われた。また、「日アラブ対話フォーラム」第 6 回会合が平成 20 年 11 月に、「イスラム世界との文明間対話セミナー」第 7 回会合が平成 21 年 3 月にそれぞれ開催されるなど、中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が更に活性化され、対話を深化させることができた。

（2）投資・エネルギー、GCC

平成 19 年 4～5 月に行われた安倍総理（当時）の中東訪問を契機として要人往来及び経済的枠組みの整備が進展している。GCC との自由貿易協定（FTA）交渉、サウジアラビアとの投資協定交渉、アラブ首長国連邦（UAE）、クウェート及びサウジアラビアとの租税条約交渉がそれぞれ進展した他、教育・人づくり支援についての協力も着実に進んだ。

課題

- (1) 対話 자체を目的とするのではなく、どうすれば対話が日本と中東諸国・イスラム世界との相互理解を深め、関係者間のネットワークを拡大することに資するかという観点から、開催方法を工夫する必要がある。
- (2) 投資・エネルギー、GCCに関し、本施策全般に該当するが、特にGCC諸国等からの期待が高い教育・人づくり協力については、中・長期的展望を描きつつ目に見える取組が必要である。特に湾岸の石油・ガス産出国は既にODAを卒業しているか近い将来ODAを卒業する国々であり、ODAを前提としない協力の方策につき知恵を絞ることが課題である。

施策の必要性

中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与するに際し、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。こうした政策上の要請から、中東諸国との積極的な対話をを行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。

エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国的重要性は当面減じることはないことから、中東・イスラム諸国との関係を中長期的視点で考える必要がある。

施策の有効性

(1) 相互理解の促進のためには、我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解すると同時に、中東・イスラム諸国側にも我が國の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要である。「日アラブ対話フォーラム」や「イスラム世界との文明間対話」のような対話事業は、我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを人々の間に根づかせていく上で有効である。

(2) 投資・エネルギー、GCC

GCC諸国との関係強化のためには、協定等の枠組み構築と、法的枠組みにとどまらない幅広い関係づくりのための協議の場とを土台としつつ、特に先方が我が国に対して高い期待を有する教育・人づくり分野における具体的な協力を進めることができると想定される。平成19年度以降、要人往来や各種ミッション派遣・受け入れ、国内での準備態勢構築を通じて、GCC諸国との相互理解が深まっている。今後ともこれら施策の継続により協力強化の効果が十分に見込まれる。

施策の効率性

予算規模や人的資源が少ない中、我が国とアラブ諸国、イスラム諸国との間の対話事業が行われ、参加国間の相互理解がより一層深化し、施策の目標に向けて大きな進展があった。このため、とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。また、GCC諸国との関係は着実に進展しており、投資・エネルギー面での関係も深まっており、取られた手段は、適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
	92	72

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	25.6	25.6

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 対話の深化にあたっては、予算措置、地域情勢、メンバーの入れ替わり、国際社会の対中東外交等に左右される面がある。

(2) 投資・エネルギー、GCC

GCC 各国においては統治王族により意思決定が行われることもあるので、本施策は必ずしも想定どおりに進捗するものではない。

目標の達成状況

評価の切り口 1：中東・イスラム諸国との交流・対話の拡大

平成 20 年 11 月にサウジアラビアで第 6 回日アラブ対話フォーラムを、平成 21 年 3 月にクウェートで第 7 回イスラム世界との文明間対話セミナーをそれぞれ開催した。また、平成 21 年 1 月には 23 回目となる日アラブ女性交流を実施した他、多数の要人往来を実現し、我が国と中東・イスラム諸国との交流・対話の促進に努めた。詳細は、事務事業①「中東諸国・イスラム世界との交流・対話の深化・拡大」を参照。

評価の切り口 2：中東情勢に関する我が国の立場に関する広報

中東情勢に関する大臣談話、外務報道官談話等を多く発出し、その内容をホームページ、記者会見等を通じて広報することで、我が国のメッセージを内外に積極的に伝えた。また、中東アフリカ局長による定例記者懇談会、在京大使ブリーフ等で、我が国の中東政策に関して説明を行った。

評価の切り口 3：中東地域産油国（特に GCC）との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

(1) 貿易、投資、エネルギー分野の協力強化（各種国際約束に関する交渉の進捗状況、議論の場の開催状況）

GCC との FTA 交渉、サウジアラビアとの投資協定交渉、UAE、クウェート及びサウジアラビアとの租税条約交渉がそれぞれ進展した。また、カタールと合同経済委員会を開催し、協力を推進した。詳細は、事務事業②「自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化の支援」を参照。

(2) 人づくりへの協力（具体的な協力案件の進展）

初等教育分野での協力（UAEでの日本人学校への現地子弟受け入れ、カタールへの日本学校設置に向けた調整）、留学生受け入れ（サウジアラビア）、青年交流（サウジアラビア）等を実施した。詳細は、事務事業③「GCC諸国側の要望に応える形での人づくり協力」を参照。

第三者の所見

中島 勇（財）中東調査会 主席研究員（中東・イスラム諸国との交流・対話の拡大部分）

中東諸国との関係強化が、重層的かつ継続的に行われていることは評価できる。政治家の相互訪問が行われる一方で、有識者あいは青年、女性など多様な交流が地道継続されている。各種の交流は、すでに短期の枠組みを超えて中期的な交流になりつつある。「継続は力なり」である。要人の往来は、インパ

クトが大きくメディアの注目を集めため相互認知の絶好の機会になる。他方、地道な対話はあまり注目されないとしても、実務的には関係強化の種を多く残すことができる。その両方がバランスを保って行われている。中東諸国との関係強化は、制度的な面での関係強化もあるが、やはり個々人の関係や相互認知の深まりが欠かせないし、個人的な関係が総体的な関係の基礎となる。

畠中 美樹 国際開発センター エネルギー・環境室研究顧問 (GCC 関係部分)

GCC は、石油・ガス資源が豊富であるというのみならず、低エネルギー・コストを生かした産業の振興や社会サービスの拡充などの面で魅力を持つ新興市場として、さらには、巨額の運用資産を保有する地域として重要性を増しており、わが国としてもさらなる関係強化は喫緊の課題である。また GCC は、経済の多角化や自国民の雇用の確保を目指し技術・知識・ノウハウなどの導入に努めつつ、国際的に均衡した経済関係の確立に向けアジア重視を強めている。

わが国による経済関係強化及び人づくり支援は、GCC の目指す国づくりに合致したものであり大いに評価できる。今後は、地域共同体としての GCC と個別国との経済関係強化及び人づくり支援の整理が課題となってくるので、国ごとに異なる支援策を優先順位付けして策定する必要がでてこよう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 対話を通じた相互理解については、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではないので、引き続き着実に進めていく必要がある。

(2) 投資・エネルギー

本件施策は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

(3) GCC

本件施策は、中長期的に成果を積み上げるべきものとして、引き続き着実に実施していく。

事務事業の扱い

①中東諸国・イスラム世界との交流・対話の深化・拡大 → 今まま継続

②自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化の支援 → 今まま継続

③GCC 諸国側の要望に応える形での人づくり協力 → 今まま継続

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	-	○

施策 I—6 アフリカ地域外交	177
具体的施策	
I-6-1 アフリカ開発会議(TICAD)プロセスを通じたアフリカ開発の 推進	181
I-6-2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の 推進	185
I-6-3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策 に関する広報の推進	189

I－6 アフリカ地域外交

評価担当課室名	業務内容
中東アフリカ局 アフリカ第一課	ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、シェラレオネ、ジブチ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、コートジボワール、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マリ、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダに関する外交政策、アフリカ連合(AU)に関する事務
アフリカ第二課	アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ケニア、ザンビア、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、ソマリア、タンザニア、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ、モザンビーク、レソトに関する外交政策、アフリカ開発会議(TICAD)に関する事務

I—6 アフリカ地域外交

具体的施策

I—6—1 アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進

I—6—2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進

I—6—3 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

評価の結果

施策 I—6	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I—6—1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I—6—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I—6—3	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

(1) アフリカにおける開発、貧困削減、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、我が国も国際社会の責任ある一員としてアフリカ開発を支援していく必要がある。

(2) アフリカは、近年好調な経済成長を達成しており、豊富な資源の存在等、潜在的成長可能性が高い地域である。こうしたアフリカの経済成長を後押しし、我が国との貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。

(3) アフリカは国連加盟国の4分の1以上を占める53か国を擁する。我が国が、TICAD プロセスを基軸とした対アフリカ開発支援を実施し、アフリカ諸国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会においてより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

(1) アフリカが抱える、紛争や政情不安、貧困、感染症、テロ等の問題は国際社会全体の課題であり、我が国としても、国際社会の責任ある一員としてアフリカに集中する課題の解決に貢献する必要がある。

(2) G8 プロセスや国連等はアフリカ問題を取り扱う主要なフォーラムであり、これらフォーラムに積極的に参加し、貢献することはアフリカの平和・安定及び経済社会開発に貢献する上で不可欠である。

(3) アフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む上では、我が国自身の取組に加え、様々な援助主体間の一致した努力が不可欠である。我が国は主要援助国の一員として、サミットや各国との協議を通じ、国際社会の協調的取組を主導し、促進する立場にある。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

(1) アフリカには国連加盟国の4分の1に相当する53の国が存在しており、国際場においてアフリカ諸国の支持・協力を得ることは非常に重要である。しかしながら、地理的な問題もあり日・アフリカ間の交流は未だ限定的なレベルに留まっている。アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカ側の対日理解を深め、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。

(2) 我が国が適切な対アフリカ政策を推し進めていくためには、我が国民による政策への支持が不可欠である。従って、日本国内においてアフリカの現状に関する正確な理解とアフリカへの関心を

より高い水準に引き上げ、維持していくことが必要である。

施策の有効性

1. 「アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について
 - (1) アフリカ開発に携わる関係者は、53のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国及びアジア諸国、地域・国際機関等）及びNGO等、多岐にわたっている。TICADプロセスは、こうした関係者が一堂に会する会合（首脳会合、閣僚級会合等）を基軸としており、各関係者間で緊密に連携を図りつつ、包括的なアフリカ開発支援策を打ち出すことができた。
 - (2) また、上記会合の場を設けることにより、アフリカ諸国に対し、援助をより効率的・効果的なものとするため、自助努力（オーナーシップ）をより一層発揮するよう要請するとともに、開発パートナーに対しては、特に現下の世界的金融・経済危機の中、アフリカ支援をより積極的に実施するよう働きかける等、我が国のイニシアティブを発揮することができた。
2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について
 - (1) アフリカ諸国が抱える課題及び必要とする支援は膨大かつ多岐にわたる一方、我が国単独で山積する諸課題を解決すること及び膨大な支援ニーズを満たすことは困難であるところ、他の援助主体との協調・協力は我が国の支援をより効果的なものとする上で不可欠である。
 - (2) アフリカ開発及びアフリカの平和・安定は累次のG8サミットや国連等で重要な議題の一つとなっており、我が国の見解を国際社会の取組に反映させていく上で、G8プロセスや国連等多国間の枠組みを利用することが効果的である。
 - (3) 新興援助国による国際的な援助ルールに則らない支援は、上記援助主体間の協調の効果を大きく減殺するところ、新興援助国と協議を重ね、これら諸国が援助の国際的枠組みに参加するよう強く働きかけていくことが、上記協調の枠組みを維持していく上で効果的である。
3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について
 - (1) 地理的に遠く、民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を進める上では、公的な各種招へい・交流事業の果たす役割は引き続き大きい。
 - (2) 我が国から政治レベルの要人がアフリカを訪問する際には、先方において大統領等首脳級の応対を受けることが多く、要人往訪による働きかけの効果は極めて大きい。また、TICADIVという大規模な国際会議後も引き続き我が国要人がアフリカ諸国を訪問することによって、アフリカにおける我が国 の存在感を維持することができる。
 - (3) アフリカを巡る内外の状況は大きく変化しつつある一方、我が国国民がアフリカに関する正確な情報に触れる機会は乏しく、またアフリカに対する関心も相対的に低いままである。アフリカに対する理解・関心を高めるためには、各種メディア等を通じてアフリカの現状と我が国の取組について正確な情報を積極的に広報し、様々な切り口から我が国国民の関心を広く喚起していくことが有効である。

施策の効率性

1. 「アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について
 - (1) アフリカ開発に携わる関係者は、53のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国、地域・国際機関等）及びNGO等、多岐にわたっている。こうした多数の関係者が一堂に会する会合（首脳会合、閣僚級会合等）の開催を通じ、効率的にアフリカ開発にかかる議論を行うことができた。

(2) また、準備段階におけるアフリカ側との各種調整について、定期的に在京アフリカ外交団及び同 TICAD 委員会メンバーとの協議の場を設けることにより、最終成果文書に対するアフリカの声を効果的かつ効率的に反映することが出来た。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

予算規模、人的資源ともに大きく制約される中、G8 北海道洞爺湖サミットの首脳宣言には TICADIV の重要な貢献を歓迎するとの言及が盛り込まれる等、我が国の主張を国際社会のアフリカの平和・安定、経済社会開発促進に向けた取組に反映することができた。また、中国、韓国との間で新たに対アフリカ政策に関する三国間政策協議を立ち上げ、第一回協議を我が国が主催する等、目標達成に向けた重要な進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

(1) 平成 20 年 5 月に開催した TICADIV の機会を中心に、各種招へい・交流事業を組み合わせて重点的にアフリカからの人物交流を行ったことにより、訪日プログラムの充実や日本国内でのアフリカ広報、アフリカ諸国内での日本に関する広報を効率的に実施することができた。

(2) 我が国要人がアフリカ諸国を訪問する際には、内外の注目が高い会議や大統領就任式などの機会に合わせ、一度に複数国を訪れる等、効率的な渡航に努めている。特に TICADIV のフォローアップの一環として行ったアフリカ貿易・投資促進合同ミッションでは、政府要人のみならず民間企業関係者等も同時にアフリカ諸国を訪問したことにより、我が国の積極的な姿勢を効率的かつ効果的にアフリカ側に示すことができた。

(3) TICADIV の開催に併せ、TICADIV 親善大使や TICAD オフィシャル・サポートーの活動を通じて、国民に対してわかりやすく広報を行うことができた。また、民間企業や地方自治体の協力も得つつ、多数の TICADIV のサイド・イベントを実施し、TICAD プロセスへの国民の参加も拡大した。

施策目標の達成状況

1. 「アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

(1) 平成 20 年 5 月 28-30 日、横浜において第四回アフリカ開発会議（TICADIV）を開催した。41 名の国家元首・首脳級を含むアフリカ 51 か国、34 か国の開発パートナー諸国及びアジア諸国、77 の国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターや NGO 等市民社会の代表等 3000 名以上が参加し、TICAD IV は我が国外交史上類を見ない大規模な国際会議となった。

(2) 本会合では、「元気なアフリカを目指して—希望と機会の大陸」との基本メッセージの下、経済成長の加速化、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成、平和の定着・グッドガバナンスの実現、環境・気候変動問題への対処について活発な議論が行われた。最終成果物として、「横浜宣言」、「横浜行動計画」、「フォローアップ・メカニズム」の三つの文書が発出された。

我が国自身、平成 24 年までの対アフリカ ODA の倍増、対アフリカの民間投資の倍増支援等を含む多数の支援策を打ち出した。

(3) 平成 21 年 3 月 21-22 日、ボツワナにて TICAD 閣僚級フォローアップ会合を開催し、TICADIV の約束の着実な履行を確認するとともに、世界的金融・経済危機がアフリカに与える影響及びその対応策につき有意義な議論を行った。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

従来からの対アフリカ支援の着実な実施に加え、G8 議長国として G8 北海道洞爺湖サミット及び G8 関連会合を主催し、その成果を国連でアピールするなど、国際社会のアフリカ開発、及びアフリカの平和・安定に向けた取組を促すと共に我が国自身も積極的な貢献を行った。また、G8 各国等の主要先

進国との協議に加え、新興援助国として存在感を増しつつある中国及び韓国との三国間政策協議を立ち上げる等、各国との協力関係の構築・強化に取り組んだ。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

平成 20 年 5 月に第四回アフリカ開発会議（TICADIV）を開催し、アフリカ 51 か国、41 名の国家元首・首脳級を含む 3,000 人以上の会議参加者から同会議の成果が高く評価されたこと、また、同会議にあわせて活発な広報活動を展開し、平成 20 年度には本件施策の目標（小目標）の達成に向けて相当な進展があった。

今後の方針

1. 「アフリカ開発会議（T I C A D）プロセスを通じたアフリカ開発の推進」について

TICAD フォローアップ・メカニズムを効果的に運用し、かつその時々のアフリカを取り巻く環境に留意しつつ、一層積極的にアフリカ開発支援を推進していく。

2. 「多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進」について

TICADIV 及び G8 サミットにおいて表明した我が国の対アフリカ支援の方向性を着実に実施しつつ、我が国の対アフリカ支援の方向性を今後の多国間枠組みでの取組に浸透させるべく、G8 プロセス等を通じて然るべくフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を強化していく。

3. 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

前年に引き続き、TICADIV に直前、直後に行われた集中的な広報努力によって培われた国民各層のアフリカに対する理解や関心を維持ないし更に増進するため、広報のタイミング、ツール等に更に意を用いた活動を実施していく。同様に日・アフリカ間の頻繁な要人往来に裏付けられた良好な関係の維持・増進に務めると共に、国際会議の場及び外国メディア等を利用した対外広報を積極的に推進していく。

1－6－1 アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを通じたアフリカ開発の推進

アフリカ第二課長 岡井朝子
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) TICAD プロセスを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進すること (2) 第四回アフリカ開発会議(TICADIV)の開催 【小目標】 第四回アフリカ開発会議(TICADIV)を成功裡に開催して、具体的な支援策を打ち出し、TICAD フォローアップ・メカニズムを起動させること
施策の位置付け	第 169 回国会施政方針演説及び外交演説、第 171 回国会外交演説、並びに平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	(1) TICADIV を開催し、アフリカの開発及び平和と安定を推進する支援策を打ち出す。 (2) TICAD フォローアップ閣僚級会合等を開催し、TICADIV で打ち出した支援策の進捗をモニターする。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

1. 平成 20 年 5 月 28－30 日、横浜において第四回アフリカ開発会議(TICADIV)を開催した。41 名の国家元首・首脳級を含むアフリカ 51 か国、34 か国の開発パートナー諸国及びアジア諸国、77 の国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターや NGO 等市民社会の代表等 3000 名以上が参加し、TICADIV は我が国外交史上類を見ない大規模な国際会議となった。
2. 本会合では、「元気なアフリカを目指して—希望と機会の大陸」との基本メッセージの下、経済成長の加速化、ミレニアム開発目標(MDGs)の達成、平和の定着・グッドガバナンスの実現、環境・気候変動問題への対処について活発な議論が行われた。最終成果物として、「横浜宣言」、「横浜行動計画」、「フォローアップ・メカニズム」の三つの文書が発出された。
我が国自身、平成 24 年までの対アフリカ ODA の倍増、対アフリカの民間投資の倍増支援等を含む多数の支援策を打ち出した。
3. 平成 21 年 3 月 21－22 日、ボツワナにて TICAD 閣僚級フォローアップ会合を開催し、TICAD IV の約束の着実な履行を確認するとともに、世界的金融・経済危機がアフリカに与える影響及びその対応策につき有意義な議論を行った。

課題

1. TICAD フォローアップ・メカニズムを活用した TICADIV の約束の履行状況のモニタリングにつき、より効率的かつ包括的に、さらに分かりやすい形で、取り進めていく必要がある。
2. 現下の世界的金融・経済危機といった TICADIV 開催時には想定していなかったアフリカを取り巻く環境の変化に対しても、柔軟に対応しつつ、アフリカ開発支援を推進する必要がある。

施策の必要性

1. アフリカにおける開発、貧困削減、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、我が国も国際社会の責任ある一員としてアフリカ開発を支援していく必要がある。
2. アフリカは、近年好調な経済成長を達成しており、豊富な資源の存在等、潜在的成長可能性が高い地域である。こうしたアフリカの経済成長を後押しし、我が国との貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。
3. アフリカは国連加盟国の 4 分の 1 以上を占める 53 か国を擁する。我が国が、TICAD プロセスを基軸とした対アフリカ開発支援を実施し、アフリカ諸国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会においてより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。

施策の有効性

1. アフリカ開発に携わる関係者は、53 のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国及びアジア諸国、地域・国際機関等）及び NGO 等、多岐にわたっている。TICAD プロセスは、こうした関係者が一堂に会する会合（首脳会合、閣僚級会合等）を基軸としており、各関係者間で緊密に連携を図りつつ、包括的なアフリカ開発支援策を打ち出すことができた。
2. また、上記会合の場を設けることにより、アフリカ諸国に対し、援助をより効率的・効果的なものとするため、自助努力（オーナーシップ）をより一層発揮するよう要請するとともに、開発パートナーに対しては、特に現下の世界的金融・経済危機の中、アフリカ支援をより積極的に実施するよう働きかける等、我が国のイニシアティブを発揮することができた。

施策の効率性

1. アフリカ開発に携わる関係者は、53 のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国、地域・国際機関等）及び NGO 等、多岐にわたっている。こうした多数の関係者が一堂に会する会合（首脳会合、閣僚級会合等）の開催を通じ、効率的にアフリカ開発にかかる議論を行うことができた。
2. また、準備段階におけるアフリカ側との各種調整について、定期的に在京アフリカ外交団及び同 TICAD 委員会メンバーとの協議の場を設けることにより、最終成果文書に対するアフリカの声を効果的かつ効率的に反映することが出来た。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	12	22

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	420	15

単位：人（本省職員）

外部要因

アフリカは、国連加盟国の 4 分の 1 以上の国、2 割以上の面積、約 13% の人口を占める一方、現状では、貧困、飢餓、感染症等の多くの課題が山積している。そのため、開発に向けた支援が短期間で顕著な効果が現れると想定することは困難である。さらに、アフリカの開発の進展は、治安情勢、干ばつ等の天候、一次産品等の国際市況の影響を受けるものである。

目標の達成状況

評価の切り口 1：アフリカ開発に対する我が国の貢献と具体的な成果

- 我が国は、平成 20 年 5 月の TICADIVにおいて、平成 24 年までの対アフリカ ODA の倍増、対アフリカ民間投資の倍増支援をはじめ、経済成長の加速化、MDGs の達成、平和の定着・グッドガバナンスの実現、環境・気候変動問題への対処の分野で多数の支援策を打ち出した。
- 平成 21 年 3 月の TICAD 閣僚級フォローアップ会合では、これら TICADIV の約束につき、多くの分野で進捗が見られることを確認した。また、現下の世界的金融・経済危機に直面するアフリカに対する支援として、(1) 当面約 20 億ドルの無償資金・技術協力のできる限りの早期実施、(2) 社会的弱者への影響を緩和するための約 3 億ドルの食料・人道支援及び世界エイズ・結核・マラリア基金への約 2 億ドルの拠出等を表明した。

詳細は、事務事業①「TICAD プロセスの着実な推進と制度化」、事務事業②「我が国の対アフリカ協力の基本方針（平和の定着、経済成長を通じた貧困削減、人間中心の開発）に基づく包括的かつ積極的な支援の推進」、事務事業③「パートナーシップの拡大（南南協力、特にアジア・アフリカ協力の推進）」を参照。

評価の切り口 2：TICADIVに対するアフリカ諸国及び国際社会からの評価

TICADIV には、40 名の国家元首・首脳級を含むアフリカ 51 か国、34 か国の開発パートナー諸国及びアジア諸国、77 の国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターや NGO 等市民社会の代表等 3000 名以上が参加した。また、そのフォローアップのための閣僚会合についても、68 か国（うちアフリカより、48 か国、37 名の閣僚級が参加）、44 の地域・国際機関、5 の NGO、民間セクター等、総勢約 430 名が参加する等、多数の参加者及びそのレベルの高さは TICADIV に対する評価の高さを表している。また、両会合では、我が国による TICAD プロセスを通じたアフリカ開発支援における着実な実施及びフォローアップ状況につき、高い評価が表明された。詳細は、事務事業④「TICADIV を成功裡に開催し、アフリカ開発に関する議論をリードする」を参照。

第三者の所見

遠藤 貢 東京大学大学院総合文化研究科教授

アフリカ開発会議（TICAD）プロセスは、アフリカにおけるマクロの経済成長、貧困削減、平和と安定の実現にむけた我が国の支援のあり方を規定する重要なプロセスである。本評価が対象としている TICADIV 開催年度における施策は、まさにその取り組みのあり方が問われる形になった。平成 20 年 5 月に開催された TICADIV では、ODA の倍増、対アフリカ民間投資の倍増支援を含む、今後 5 年間にわたる

支援策の方向性が明示された。また、従来からアフリカ諸国より求められていたフォローアップに関しても、TICADIVにおいて独立した成果文書として発表されたほか、平成21年3月にそのための閣僚級会合が行われ、特に昨年度後半に顕在化した世界的金融・経済危機への対応も併せた機動的な支援が行われるなど、重要な成果が得られていると考えられる。こうした点を加味したとき、本施策が、目標の達成に向けて相当な進展があったとする評価は、ある程度妥当なものといえる。

ただし、課題としても示されているように、フォローアップやモニタリングを効率的かつ包括的に実施するとともに、アフリカを取り巻く環境の変化に即応した機動的な対応が今後も継続して行われる必要がある。そして、こうした一連のプロセスでの取り組みを踏まえながら、ODAの全体的削減傾向を踏まえつつ、1993年以来TICADプロセスとして実施してきた施策を将来的にどのように継続、あるいは継承していくのかについて、今後改めて検討を要する局面が出てくる可能性があることにも留意していく必要がある。

評価結果の政策への反映

今後の方針

TICAD フォローアップ・メカニズムを効果的に運用し、かつその時々のアフリカを取り巻く環境に留意しつつ、一層積極的にアフリカ開発支援を推進していく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|---|------------|
| ①TICAD プロセスの着実な推進と制度化 | → 拡充強化 |
| ②我が国の対アフリカ協力の基本方針（平和の定着、経済成長を通じた貧困削減、人間中心の開発）に基づく包括的かつ積極的な支援の推進 | → 拡充強化 |
| ③パートナーシップの拡大（南南協力、特にアジア・アフリカ協力の推進） | → 拡充強化 |
| ④TICADIVを成功裡に開催し、アフリカ開発に関する議論をリードする | → 終了・中止・廃止 |

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

I－6－2 多国間枠組みにおける対アフリカ協力の推進

アフリカ第一課長 樋口義広

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) アフリカにおける平和・安定と経済社会開発を促進すること (2) アフリカへの協力に関する他の先進国等との関係を維持・強化すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ G 8 アフリカ・クリアリングハウス会合 (ACH) の成功裡の開催・ 第 10 回及び第 11 回アフリカ・パートナーシップ・フォーラム (APF) の成功裡の開催、APR プロセスを通じた G 8 等との協力関係強化
施策の位置付け	第 171 回国会施政方針演説及び外交演説、ならびに平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 多国間枠組みにおける議論への貢献と具体的取組 <ul style="list-style-type: none">G 8 プロセス (G 8 サミット、アフリカ問題首脳個人代表 (APR) 会合、及びアフリカ・パートナーシップ・フォーラム (APF) 等を含む) や国連等の多国間枠組みでのアフリカ開発に向けた議論と取組への積極的協力 (2) 対アフリカ支援に関する主要国との協力促進 G 8 各国他の主要国との対アフリカ支援に関する協議の実施

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

従来からの対アフリカ支援の着実な実施に加え、G 8 議長国として G 8 北海道洞爺湖サミット及び G 8 関連会合を主催し、その成果を国連でアピールするなど、国際社会のアフリカ開発、及びアフリカの平和・安定に向けた取組を促すと共に我が国自身も積極的な貢献を行った。また、G 8 各国等の主要先進国との協議に加え、新興援助国として存在感を増しつつある中国及び韓国との三国間政策協議を立ち上げる等、各国との協力関係の構築・強化に取り組んだ。

課題

TICADIV 及び北海道洞爺湖サミットで表明した対アフリカ支援を着実に実施し、フォローアップに努めるとともに、対アフリカ支援の主要な貢献国として、多国間の枠組みにおける議論と取組に引き続き積極的に参加、協力していく。また、新興援助国との対話を強化していく。

施策の必要性

(1) アフリカが抱える、紛争や政情不安、貧困、感染症、テロ等の問題は国際社会全体の課題であり、我が国としても、国際社会の責任ある一員としてアフリカに集中する課題の解決に貢献する必要がある。

(2) G 8 プロセスや国連等はアフリカ問題を取り扱う主要なフォーラムであり、これらフォーラムに積極的に参加し、貢献することはアフリカの平和・安定及び経済社会開発に貢献する上で不可欠である。

(3) アフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む上では、我が国自身の取組に加え、様々な援助主体間の一致した努力が不可欠である。我が国は主要援助国の一つとして、サミットや各国との協議を通じ、国際社会の協調的取組を主導し、促進する立場にある。

施策の有効性

(1) アフリカ諸国が抱える課題及び必要とする支援は膨大かつ多岐にわたる一方、我が国単独で山積する諸課題を解決すること及び膨大な支援ニーズを満たすことは困難であるところ、他の援助主体との協調・協力は我が国の支援をより効果的なものとする上で不可欠である。

(2) アフリカ開発及びアフリカの平和・安定は累次のG 8 サミットや国連等で重要な議題の一つとなつており、我が国の見解を国際社会の取組に反映させていく上で、G 8 プロセスや国連等多国間の枠組みを利用することが効果的である。

(3) 新興援助国による国際的な援助ルールに則らない支援は、上記援助主体間の協調の効果を大きく減殺するところ、新興援助国と協議を重ね、これら諸国が援助の国際的枠組みに参加するよう強く働きかけていくことが、上記協調の枠組みを維持していく上で効果的である。

施策の効率性

予算規模、人的資源ともに大きく制約される中、G 8 北海道洞爺湖サミットの首脳宣言には TICADIV の重要な貢献を歓迎するとの言及が盛り込まれる等、我が国の主張を国際社会のアフリカの平和・安定、経済社会開発促進に向けた取組に反映することができた。また、中国、韓国との間で新たに対アフリカ政策に関する三国間政策協議を立ち上げ、第一回協議を我が国が主催する等、目標達成に向けた重要な進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	172	—

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	33	33

単位：人（本省職員）

外部要因

アフリカにおける平和と安定、経済社会開発の進展等は、一義的にはアフリカ自身の取組に依存する。また、世界的な金融・経済危機、資源価格の変動等、アフリカを取り巻く国際的な経済環境にも影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：アフリカにおける平和と安定、経済社会開発に対する我が国の貢献の拡大

5月にTICADIVを横浜で開催し、G8北海道洞爺湖サミットの首脳文書にTICADIVの重要な貢献への言及が盛り込まれた。また、G8議長国として東京で開催した第10回APFでは高村外務大臣（当時）が基調演説を行い、及び小野寺外務副大臣（当時）が共同議長を務めた他、アジスアベバで開催された第11回APFに御法川外務政務官が開会挨拶及び共同議長を務めたことで、アフリカ開発分野における我が国の貢献への認知度の向上が図られた。さらに、アフリカの平和構築に関するACH会合を主催し、また国際的懸案となっているダルフール和平問題、ソマリア和平問題に関する関係国会合において、我が国の見解や取組につき発言し高く評価されるなど、アフリカの平和と安定に大きく貢献した。詳細は、事務事業①「G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言の関連部分、G8グレンイーグルズ・サミット文書『アフリカ』、『G8アフリカ行動計画』の着実な実施」、及び事務事業②「その他国際場裡におけるアフリカ問題解決のための努力への参画(MDGsへの貢献等)」を参照。

評価の切り口2：アフリカへの協力における他の先進国等との協調の強化

アフリカ開発を重要議題の一つとして取り上げたG8北海道洞爺湖サミットに前後して、G8各国のアフリカ問題首脳個人代表(APR)を集めた会合を数次主催し、サミットの準備、及び事後のフォローアップを行った。また、APRとアフリカ諸国、地域機関、国際機関等の代表らが集まる第10回、第11回APFをスイス、アフリカ側と共に催し、G8及び非G8の援助国との協力を強化した。また、アフリカに関する日中韓政策協議の第一回会合を東京で主催し、各国の対アフリカ政策に関する情報共有及び地域情勢に関する意見交換を行う等、新興援助国との対話も行い、より広範な国際社会との協力を強化しつつある。詳細は、事務事業①「G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言の関連部分、G8グレンイーグルズ・サミット文書『アフリカ』、『G8アフリカ行動計画』の着実な実施」、及び事務事業②「その他国際場裡におけるアフリカ問題解決のための努力への参画(MDGsへの貢献等)」を参照。

第三者の所見

遠藤 貢 東京大学大学院総合文化研究科教授

平成20年7月のG8北海道洞爺湖サミットの場で、5月のTICADIVを通じて共有されてきた「アフリカ問題」における協議が行われ、首脳文書でその重要な貢献が言及されたことは重要な成果と評価できる。さらに、アフリカ開発に関するアフリカ・パートナーシップ・フォーラム(第10回と第11回)、アフリカの平和構築に関わる問題を議論するアフリカ・クリアリングハウス会合などG8との継続的な連携を中心とした取り組みが継続的に進められてきたことは評価に値すべき点である。さらに、アフリカ支援に関する東アジア三カ国(日中韓)の政策協議が立ち上げられたことは、特に新興援助国としての中国との将来的な関係を考慮すると、非常に重要な一步となる施策とみられる。その意味で多国間枠国における対アフリカ協力の推進という観点からして、相当な進展があったとする評価は基本的に妥当なものといえる。

昨年度も指摘したとおり、特に中国の「援助」は、対アフリカ政策文書(2006年1月)において「政治的条件を付けずに援助を続ける」ことが明記されており、OECD基準に準じたものではない。従って、施策の有効性でも記述されているように、援助協調の効果を減殺するという問題を発生させることが懸念されるところもあり、今後の継続的な政策協議を行うとともに、何らかのパイロット事業の実施など現場レベルでの援助協調の経験を積み上げるなどのより具体的な施策を講じて、新興援助国中国との長期的な信頼関係の育成のための工夫が今後求められると考えられる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

TICADIV及びG8サミットにおいて表明した我が国の対アフリカ支援の方向性を着実に実施しつつ、我が国の対アフリカ支援の方向性を今後の多国間枠組みでの取組に浸透させるべく、G8プロセス等を通じて然るべくフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を強化していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ① G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言の関連部分、G8グレン
イーグルズ・サミット文書「アフリカ」、「G8アフリカ行動計
画」の着実な実施 →内容の見直し・改善
- ② その他国際場裡におけるアフリカ問題解決のための努力への参
画 (MDGsへの貢献等) →内容の見直し・改善

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	—	—	—

I－6－3　日・アフリカ間の相互交流及び我が国の 対アフリカ政策に関する広報の推進

アフリカ第一課長　樋口義広
アフリカ第二課長　岡井朝子
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ ハイレベルの要人往来を通じた所管国との関係強化・ アフリカ諸国内での日本への関心喚起、理解促進・ 日本国内でのアフリカ諸国への関心喚起、理解促進・ 対アフリカ外交政策の対外広報
施策の位置付け	特になし
施策の概要	(1) 各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進 各種招聘や交流事業等を活用し、様々なレベル・分野での人物交流を実施。特に TICADIV にあわせ、重点的な人物交流を実施。 (2) 我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進 TICADIV フォローアップを含め、国会議員を含む我が国政治レベルのアフリカ訪問を積極的に実施。 (3) アフリカ関係広報活動の積極的な推進 TICADIV 開催の広報、及び同会議にあわせたイベント、シンポジウム、メディア等を通じた広報活動を展開。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 20 年 5 月に第四回アフリカ開発会議 (TICADIV) を開催し、アフリカ 51 か国、41 名の国家元首・首脳級を含む 3,000 人以上の会議参加者から同会議の成果が高く評価されたこと、また、同会議にあわせて活発な広報活動を展開し、平成 20 年度には本件施策の目標（小目標）の達成に向けて相当な進展があった。

課題

TICADIV の際に行われた人物交流、広報活動の盛り上がりを維持、発展させていくことを通じて、アフリカ諸国のさらなる対日友好・協力姿勢を確保し、及び日本国内でのアフリカへの関心を一層喚起していく。

施策の必要性

- (1) アフリカには国連加盟国の4分の1に相当する53の国が存在しており、国際場においてアフリカ諸国の支持・協力を得ることは非常に重要である。しかしながら、地理的な問題もあり日・アフリカ間の交流は未だ限定的なレベルに留まっている。アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカ側の対日理解を深め、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。
- (2) 我が国が適切な対アフリカ政策を推し進めていくためには、我が国国民による政策への支持が不可欠である。従って、日本国内においてアフリカの現状に関する正確な理解とアフリカへの関心をより高い水準に引き上げ、維持していくことが必要である。

施策の有効性

- (1) 地理的に遠く、民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を進める上では、公的な各種招へい・交流事業の果たす役割は引き続き大きい。
- (2) 我が国から政治レベルの要人がアフリカを訪問する際には、先方において大統領等首脳級の応対を受けることが多く、要人往訪による働きかけの効果は極めて大きい。また、TICADIVという大規模な国際会議後も引き続き我が国要人がアフリカ諸国を訪問することによって、アフリカにおける我が国の存在感を維持することができる。
- (3) アフリカを巡る内外の状況は大きく変化しつつある一方、我が国国民がアフリカに関する正確な情報に触れる機会は乏しく、またアフリカに対する関心も相対的に低いままである。アフリカに対する理解・関心を高めるためには、各種メディア等を通じてアフリカの現状と我が国の取組について正確な情報を積極的に広報し、様々な切り口から我が国国民の関心を広く喚起していくことが有効である。

施策の効率性

- (1) 平成20年5月に開催したTICADIVの機会を中心に、各種招へい・交流事業を組み合わせて重点的にアフリカからの人物交流を行ったことにより、訪日プログラムの充実や日本国内でのアフリカ広報、アフリカ諸国内での日本に関する広報を効率的に実施することができた。
- (2) 我が国要人がアフリカ諸国を訪問する際には、内外の注目が高い会議や大統領就任式などの機会に合わせ、一度に複数国を訪れる等、効率的な渡航に努めている。特にTICADIVのフォローアップの一環として行ったアフリカ貿易・投資促進合同ミッションでは、政府要人のみならず民間企業関係者等も同時にアフリカ諸国を訪問したことにより、我が国の積極的な姿勢を効率的かつ効果的にアフリカ側に示すことができた。
- (3) TICADIVの開催に併せ、TICADIV親善大使やTICADオフィシャル・サポートーの活動を通じて、国民に対してわかりやすく広報を行うことができた。また、民間企業や地方自治体の協力も得つつ、多数のTICADIVのサイド・イベントを実施し、TICADプロセスへの国民の参加も拡大した。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
	71	37

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	33	33

単位：人（本省職員）

外部要因

国内でのアフリカに対する関心、アフリカでの日本に対する関心については、政府の広報努力の他に、一般メディアがどのようなイメージを発信するかによって大きく左右される。

目標の達成状況

評価の切り口 1：ハイレベルの要人往来を通じた所管国との関係強化

平成 20 年度には、TICADIV に 41 名の国家元首・首脳級が参加した他、我が国から多くの要人がアフリカを訪問した。中でも平成 20 年 9 月の貿易投資促進合同ミッションについては経済産業副大臣及び外務大臣政務官らが計 12 か国を訪問し、多くの政府要人と会談した。また、平成 21 年 3 月 TICAD フォローアップ閣僚級会合に際しての中曾根外務大臣のボツワナ訪問や、福田前総理のボツワナ、モザンビーク、ケニア訪問など、現地メディアにも大きく取りあげられ、我が国のアフリカ重視の姿勢が高く評価された。こうした評価を背景に、国際場裡での我が国との協力を積極的に推進しており、アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢が強化された。詳細は、事務事業①「各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進」、及び事務事業②「我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進」を参照。

評価の切り口 2：アフリカ諸国内での日本への関心喚起、理解促進、及び日本国内でのアフリカ諸国への関心喚起、理解促進

TICADIV の開催及びそのフォローアップの一環としての貿易投資促進合同ミッションの派遣や閣僚級フォローアップ会合の開催は、アフリカ諸国内における日本への関心を大きく喚起した。また、国内でも TICADIV に向けて実施された親善大使やオフィシャル・サポーターの活動、シンポジウム・講演等を通じて国民の間でアフリカに関する理解が促進され、10 月に内閣府により実施された「外交に関する世論調査」では、「アフリカ諸国に親しみを感じるか」との問い合わせに対し、前回の 24. 9% を上回る 29. 1% の調査対象者が「親しみを感じる」と回答した。詳細は、事務事業①「各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進」、及び事務事業②「我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進」を参照。

評価の切り口 3：対アフリカ外交政策の対外広報

TICADIV の開催に際して行われた各種の広報活動により、国内外の新聞、雑誌等に我が国対アフリカ外交政策が広く周知されたほか、アフリカに関連する各種の国際会議には我が国から外務大臣、外務副大臣及び外務大臣政務官等を初めとする政務レベルの要人が積極的に参加し、演説等を行うなど対外広報に積極的に取り組んだ。詳細は、事務事業③「アフリカ関係広報活動の積極的な推進」を参照。

第三者の所見

遠藤 貢 東京大学大学院総合文化研究科教授

アフリカ諸国首脳や一部のジャーナリズムに向けての事前の TICAD の広報は、アフリカ 51 国、41 名の国家元首・首脳級を含む 3000 人以上の会議参加者を得たことにも示されるように、アフリカ諸国とのハイレベルでの関係強化に関しては一定の成果があったと考えられる。その点でこの施策は高く評価できるものである。ただし、より重要なのは TICADIV のフォローアップやモニタリングを継続し、今後経済・金融危機で現在の成長にかけりが出てくることが予想されるアフリカへの国内外における関心

を引きつける活動を継続的に実施することにあると考えられる。

ただ、アフリカ諸国内での日本への関心喚起や理解促進、また日本国内でのアフリカへの関心喚起や理解促進という点で、本施策がどの程度の成果を上げたのかに関しては、評価が困難なところもある。無論、TICADIV開催にあわせて、マスコミがこぞってアフリカ特集を組み、異例ともいえるアフリカ広報が行われたこと、あるいはTICADIV開催地となった横浜市では様々なイベント等を通じて国内的なアフリカへの関心が喚起されたことは確かである。また、フォローアップの過程での、外務大臣、福田前総理（TICADIV当時の総理）のアフリカ諸国訪問も、アフリカでの日本のプレゼンスを示すという点で、施策の成果とする評価は妥当である。ただし、国内的には、アフリカへの関心の盛り上がりは一過性というところもあり、日本のメディアにおけるアフリカの扱いは、年度後半は大きく後退したことも否めない。

なお、不可抗力ではあったが、ソマリア沖における海賊問題が昨年度クローズアップされた。この問題は、国際安全保障上の問題として位置づけられ、また我が国の航行船舶にも危害が及ぶことへの懸念（その意味では日本の安全保障上の観点）から、自衛隊派遣に関わる法整備など国内での論議を喚起するなど、政策的にもアフリカへの関心を持たざるを得ない状況が生み出されてきた。ここには、アフリカで生起している問題が世界の遠いどこかで生起する局所的な問題ではないということが如実に示されている。アフリカに関する問題意識を国民の間に涵養していく上で、こうした時宜をとらえた継続的な広報活動は重要である。今後の取り組みに改めて期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

前年に引き続き、TICADIVに直前、直後に行われた集中的な広報努力によって培われた国民各層のアフリカに対する理解や関心を維持ないし更に増進するため、広報のタイミング、ツール等に更に意を用いた活動を実施していく。同様に日・アフリカ間の頻繁な要人往来に裏付けられた良好な関係の維持・増進に務めると共に、国際会議の場及び外国メディア等を利用した対外広報を積極的に推進していく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|--------------------------|------------|
| ①各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進 | →内容の見直し・改善 |
| ②我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進 | →内容の見直し・改善 |
| ③アフリカ関係広報活動の積極的な推進 | →内容の見直し・改善 |

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	—	—	—

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ—1 國際の平和と安定に対する取組 ······ 195

具体的の施策

II-1-1	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 ······	204
II-1-2	日本の安全保障に係る基本的な外交政策 ······	207
II-1-3	国際平和協力の拡充、体制の整備 ······	210
II-1-4	国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組 ······	215
II-1-5	国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現 ······	220
II-1-6	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進 ······	226

II – 1 国際の平和と安定に対する取組

評価担当課室名	業務内容
総合外交政策局 政策企画室	総合的な外交政策の企画・立案
安全保障政策課	日本の安全保障に関する外交政策の企画・立案及び総括
国際平和協力室	国連平和維持活動（PKO）への参加等我が国の国際平和協力に関する政策及び実施、平和構築分野の人材育成
国際テロ対策協力室	テロ対策に関する国際協力に関する外交政策の企画・立案及び総括
国際組織犯罪室	国際的な組織犯罪に関する外交政策
国連企画調整課	政治分野を除く国際連合の活動、国際連合、専門機関等の行政財政に関する外交政策
国連政策課	政治分野における国際連合の活動に関する外交政策
人権人道課	人権、人道（難民問題を含む）に関する外交政策

II—1 国際の平和と安定に対する取組

具体的施策

- II—1—1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信
- II—1—2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策
- II—1—3 国際平和協力の拡充、体制の整備
- II—1—4 國際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組
- II—1—5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現
- II—1—6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

評価の結果

施策 II—1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆
II—1—1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆
II—1—2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆
II—1—3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆
II—1—4	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆
II—1—5	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆
II—1—6	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆

施策の必要性

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割への期待が高まる中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、及び国民の一層の理解と支持を得られるよう、対外発信にも努めていくことが必要となっている。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。イラクやアフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、イラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等を生かした取組を行う必要がある。

(2) 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連PKOミッションの派遣数も急増するとともに、その任務も多様化していることを踏まえ、我が国と

しては、国連PKOミッションへの人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連PKOミッション、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているところ、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

- (1) 情報通信の高度化、人の移動の拡大等に代表されるグローバル化の進展に伴い、国際テロ及び国際組織犯罪は複雑、多様化し、より一層国際的な脅威となっている。国際テロ対策協力に関しては一定の成果もみられるが、国際テロ組織及び関連団体の勢力は未だ軽視し得ない。また、国際テロ組織から独立しつつも、その思想・手法を真似る組織による過激主義運動が新たな脅威を形成している。さらに、テロ組織と、薬物、資金洗浄、人身取引等の国際組織犯罪とが相互に関連している場合もある。これらに効果的に対処するためには、一国にとどまることなく、国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。
- (2) テロは、いかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものである。テロを撲滅・防止するために、①国内のテロ対策の強化、②国際的な協力の推進、③途上国等に対するテロ対処能力向上支援、の3点を中心に、粘り強い努力が必要である。
- (3) 国際組織犯罪を防止するために、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関とも連携しつつ、貧困、政府やコミュニティの能力不足、法の支配と市場経済の崩壊等、犯罪を生み出す要因に注目し、社会経済的側面にも焦点を当てた支援策の実施（代替開発支援、刑事司法・法執行制度整備支援、被害者の社会への再統合等）が必要である。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連は、設立後60年以上を経ており、その組織には現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その上で我が国の国益も確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることができることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連関係機関及びこれら国連関係機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

- (1) 人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成17(2005)年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。
 - (2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国が国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。
- また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、強制失踪条約、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うことも、国民の人権の保護・促進のために必要である。
- 個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えている。

(3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けた国際社会の貢献であると共に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。

施策の有効性

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

本施策が関わる、上位の基本目標（国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること）及び施策目標（国際の平和と安定に対する取組：国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること）を達成するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携の強化は、外務省の政策企画立案を強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、外交政策を強力に推進していく上において、国民に対する説明責任を果たし、国民からの一層の理解と支持を得るため、重要であり、かつ有効な手段である。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障条約機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、イラク、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のイラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみれば、イラク人道復興支援特措法及び補給支援特措法に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施することが適当である。なお、イラク人道復興支援特措法に基づく航空自衛隊の活動について、政府は、その活動目的を達成したと判断し、平成20年12月をもって任務を終了させることを決定した。

(2) 国際平和協力法に基づく国連PKO等への要員派遣・物資協力の実施は、国際社会の平和構築への取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。

平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールやスーダン等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的は達成されている。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

(1) テロリストや犯罪者は、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えてネットワークを張り巡らせて資金や武器を調達し、移動を試みている。したがって国連、G8、ASEM、金融活動作業部会(FATF)等の国際枠組に積極的に参画し、出入国管理や交通保安、資金対策等の分野で隙のない国際体制作りに貢献することが極めて有効である。特に、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連13条約や国際組織犯罪防止条約の締結・履行、関連国連安保理決議の着実な履行を促進し、国際的な法的枠組を整備することは、各国の国内刑事・司法制度を強化し、テロリスト及び犯罪者に安住の地を与えない国際環境作りに資する。また、FATF等による技術協力や相互審査等の取組は、国際組織犯罪の防止措置が不十分な国に対して積極的な対策を

促し、世界的な体制の構築を促す効果を持つ。

- (2) 途上国の中には、国際テロ及び国際組織犯罪対策に向けた政治的意思はあるが、その対処能力が必ずしも十分でない国が存在する。特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域を対象として、我が国の安全に関連する分野で、設備・機材の整備等に関する資金面での援助や人材の育成等を実施し、途上国の対処能力向上を支援することは、我が国自身の安全にも裨益する。
- (3) 麻薬や人身取引等の国際組織犯罪について、生産（送り出し）、中継、需要（受入）国とが政府間協議等の場を通じて密接に連携して対処することは、国境をまたいだ犯罪の防止と被害の減少・緩和に役立つ。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ安保理改革その他の国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案の作成に努める。また、国連における公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。そもそも、我が国は第2位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

邦人職員の増強に関しては、国連関係機関への就職に向けての広報及び情報提供や、国連関係機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国連関係機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成14年：521人→平成21年：708人）、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

- (1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。しかし、価値観の押しつけや体制変更を迫るのではなく、各国の文化・歴史・発展段階の違いに配慮することが必要である。
- (2) そのためには、我が国としては、国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが重要である。
- (3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、強制失踪条約、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うこと、個人通報制度の受入れの是非について検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために重要なことがある。

さらに、各国における民主主義基盤の強化のためには、今後平成21（2009）年度に予定されている第5回民主主義共同体閣僚級会合（於：リスボン）等、民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金（UNDEF）をはじめとする国際機関や国内外のNGOと連携することが有効である。

- (4) 条約難民等に対して、各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国における定住支援のために有効であり、またこれまで既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族等に対しても、難民相談事業等のア

フターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、国際貢献等の観点から、まずパイロットケースとして第三国定住による難民の受け入れを決定したことは、我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく上で有効である。

施策の効率性

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

限られた予算と人的資源の下、委託調査の実施や有識者との意見交換のための会合の実施、また、政策スピーチの実施や外交書面の作成など、中長期的観点からの戦略的な外交政策の対外発信事業が着実に進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いたことは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する手段として、効率性の観点からも適当であった。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) イラクにおいては、民間人が活躍できる治安情勢になかったことなどから、我が国による人的貢献として、自衛隊による活動が必要であったが、その活動目的は達成されたと判断し、任務の終了に至った。また、アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、本施策の目標を達成するために最も効率的な手段であるのみならず、我が国にふさわしい貢献であり、自衛隊以外には行い得ない。

(2) 国際平和協力に関する活動の全般については、予算及び人的資源が限られる中、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGOなど政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視し、低コストで高い成果を目指しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に、G8の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合は、国内で連携する省庁も多く、出入国管理や交通保安、資金対策等の幅広い分野で、先進国との取組の足並みを一斉に揃えることができるとともに、国際テロ及び国際組織犯罪に関する最新の課題を把握できる貴重な機会となっている。また、「テロ防止関連条約・国際組織犯罪防止条約に関する法整備キャパシティ・ビルディングセミナー」等の各種セミナーは、対象国から高い評価を得ているほか、実施にあたって協力を得ている先進国、国際機関からも有意義な取組であるとの評価を得ている。これらの多国間協議とともに、個別の二国間協議と組み合わせることにより、国際テロ及び国際組織犯罪対策として高い効果を生んでいる。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

限られた資源の中、国連改革の一環として設立された平和構築委員会において我が国は議長を務めるなど主導的立場で行動した。また、安保理改革については、我が国は、引き続き各国と議論を続け、改革に向けた機運の維持に貢献した。右に挙げた諸点で施策が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

邦人職員の増強に関しては、限られた資源の中、「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連関係機関に勤務する邦人職員数ともに増加していることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

平成 23(2011) 年までに、人権理事会の活動と機能をレビューすることになっている。我が国は、従来から人権理事会の機能強化に向けて、既存の手続やメカニズムの見直し等を含む議論に積極的に参加し、人権の保護・促進を効果的・効率的に実施できるよう努めてきている。

施策目標の達成状況

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

平成 20 年度においては、外部有識者との連携において、従来から実施してきている会合のみならず、時宜を得た委託調査やシンポジウム・研究会の実施などの施策を通じて、外部有識者との積極的な連携強化と、その知見の活用が図られた。また、対外発信の面でも、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成のほか、大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を、質、量ともに充実させながら実施することができた。

2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

我が国は、第 15 回 ARF 閣僚会合を始めほぼすべての ARF 関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話をを行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 自衛隊によるインド洋における給油支援活動等について、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価も得られている。また、イラクにおける人道復興支援活動等については、イラク自身の手による自立的な復興が進められており、イラク自身も平成 21 年以降の多国籍軍の活動を見直したい意向であることを踏まえ、その活動目的を達成したと判断し、平成 20 年 12 月をもって任務を終了した。こうしたことから、中東地域の平和と安定、繁栄の実現という目標の達成に向けて進展があったと言える。

(2) 我が国は、国際平和協力法に基づき、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)(ゴラン高原)への司令部要員及び輸送部隊の派遣並びに国連ネパール政治ミッション(UNMIN)への軍事監視要員の派遣に加え、新たに国連スーダン・ミッション(UNMIS)に司令部要員を派遣した。また、ネパール制憲議会選挙に選挙監視要員を派遣した。さらに、物資協力として、スーダンの被災民に浄水器を無償譲渡したほか、ガザの被災民に対し、ビニールシートやスリーピングマット等を無償譲渡した。このように我が国は、平成 19 年度に引き続き平成 20 年度において、国際平和協力法に基づく積極的な貢献を果たすことができた。

(3) 外務省は、国立大学法人広島大学を委託先として、平成 19 年 9 月に立ち上げた「平和構築人材育成事業」を引き続き実施し(予算: 約 1 億 8 千万円)、日本及びアジアの文民約 30 名を育成した。本事業は、国内研修、海外実務研修及び就職支援を柱としており、日本人研修員の多くは、平和構築に関わる国際機関等への就職が決まるなど平成 20 年度事業も成功裡に終了した。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

以下に示すとおり、平成 20 年度、本件施策ではいくつかの具体的な成果があり、目標の達成に向けて進展があった。

(1) 北海道洞爺湖サミットでは、G 8 議長国として「テロ対策に関する G 8 首脳宣言」を取りまとめたほか、平成 13 年のジェノバ・サミット以来、初めて首脳宣言の中で国際組織犯罪の項を設け、G 8 の間でその対策の重要性を確認した。

- (2) 国連、G 8、アジア欧州会合（ASEM）、経済協力開発機構（OECD）等の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合等への積極的な参画、多国間・二国間協議の実施や人身取引対策政府協議調査団の派遣等により、法執行の強化、テロ資金、麻薬、人身取引対策、国境保安等の分野で各国と情報交換や政策協調を行い、国際社会における実効的で隙のない協力体制の構築へ一層貢献した。
- (3) 国際テロ対策の分野では、途上国へ機材供与を行ったほか、国内法整備及び法執行等の分野で、ODA を活用しつつ、資金面での援助（テロ対策等治安無償等）を行うとともに、各種テロ対策関連セミナーへの研修員の受入、専門家の派遣等によって知見・経験を共有する等のテロ対処能力向上支援を実施した。また、途上国のテロ防止関連条約及び国際組織犯罪対策関連条約の締結・実施を促進するためのセミナーを開催し、各国における法整備のためのキャパシティ・ビルディング強化を図った。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

我が国は、戦後設立された国際連合を 21 世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組は、平成 20 年 9 月に政府間交渉開始が国連総会において決定されるという成果に結びついた。また、我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため、平成 20 年 10 月に実施された安保理非常任理事国選挙に立候補し、加盟国最多となる 10 回目の当選を果たした。

平和構築委員会では、平成 19 (2007) 年 6 月より平成 20 (2008) 年末まで 2 代目の議長国として主導的な役割を担う等、国連において、現在の国際情勢の要請に応じた様々な活動に積極的に協力・貢献した。

邦人職員の増強に関し、成果重視事業としての目標（平成 21 年 1 月までの 5 年間で 10% 増（→671 名））は、平成 17 年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。今後は、平成 21 年 1 月から平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連関係機関における邦人職員数を 15% 増加し 814 名とすることを新たな事業目標として設定する。なお、平成 20 年度の具体的な成果は以下のとおり。

- (1) 「国際社会協力人材バンクシステム」（外務省国際機関人事センターHP を中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム）における各種サービス利用者が増加傾向にある。
- (2) 国連関係機関における邦人職員数（各年 1 月 1 日現在）が増加傾向にあり、平成 21 年には、708 人に達している。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

- (1) 我が国は、国際社会の人権・民主主義の保護・促進のため、以下のとおり取り組んだ。

(イ) 人権理事会の理事国（注 1）として、人権理事会や国連総会第三委員会等の国連の各種人権フォーラムの議論に積極的に参加し、また、平成 20(2008) 年 5 月には、普遍的・定期的レビュー (UPR)（注 2）の対日審査を受けた。さらに、我が国と EU が共同提案した、拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議（平成 20(2008) 年 12 月の国連総会、平成 21(2009) 年 3 月の人権理事会）が採択（国連総会では 4 年連続、人権理事会では 2 年連続）される等、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した。

(注 1) 我が国は平成 18 (2006) 年の人権理事会の創設当初から理事国。任期満了に伴い、平成 20 (2008) 年 5 月の第 3 回人権理事会選挙で再選。

(注 2) 人権理事会の下で新たに設置された、国連加盟国すべての人権状況を平等に審査する枠組み。（口）平成 20 (2008) 年 7 月に 8 年ぶりに再開した日中人権対話や同年 8 月の日・カンボジア人権対話、

- 同年 10 月の日・イラン人権対話といった二国間の人権対話のほか、ハイ レベルの二国間会談を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。
- (ハ) 民主主義分野については、国連民主主義基金（UNDEF）の主要拠出国として、同基金の運営について積極的に関与するとともに、同基金の拠出の公募の際には、外務省ホームページ等を通じて、主として国内の NGO 等市民社会への広報・周知に努めた。
- (2) 国連事務局の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援し、人権の保護・促進に貢献した。また、ハンセン病の差別解消に向けて、平成 20 (2008) 年 6 月の第 8 回人権理事会において、ハンセン病差別撤廃決議を主提案国として提出し、本決議案は全会一致で採択された。平成 21 (2009) 年 1 月には、国連主催「ハンセン病差別撤廃に関する国際会議」(於：ジュネーブ)において、我が国からは、笹川陽平ハンセン病人権啓発大使が出席し、我が国の施策について積極的に発言を行った。さらに、平成 20 (2008) 年 11 月には、「第 3 回児童の性的搾取に反対する世界会議」(於：リオデジャネイロ) に、第 2 回横浜会議 (2001 年) の主催国である日本政府を代表して、西村外務大臣政務官が出席し、今後も日本が児童の性的搾取の問題に国際社会と共に積極的に取り組む方針を表明した。
- (3) 主要人権条約の履行については、平成 20 (2008) 年 10 月に、自由権規約第 5 回政府報告審査を受けた。また、自由権規約以外の条約の政府報告については、平成 20 (2008) 年 4 月に、女子差別撤廃条約第 6 回政府報告、児童の権利条約の第 3 回政府報告及び同条約の二つの選択議定書（武力紛争における児童の関与に関する選択議定書、児童の売買・児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書）それぞれについて第 1 回政府報告を、同年 8 月には人種差別撤廃条約に関する第 3 回～第 6 回政府報告を作成、提出した。新しい人権条約については、障害者権利条約（仮称）の早期締結に向けた検討を行ったほか、強制失踪条約の締結の承認を求めて国会に提出した。さらに、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行っている。
- (4) 難民に関しては、条約難民等に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業施設である RHQ 支援センターにおいて実施した。また、国際貢献等の観点から、平成 19 (2007) 年 9 月、関係省庁で第三国定住による難民の受入れに関する勉強会を立ち上げ、検討を重ねた。その結果、平成 20 (2008) 年 12 月には、閣議了解及び難民対策連絡調整会議での決定により、平成 22 (2010) 年度から、パイロットケースとして、タイの難民キャンプから約 30 人（家族単位）のミャンマー難民を受け入れ、日本語教育及び職業紹介等の定住支援を行うこととなった。本件決定に関連し、平成 21 (2009) 年 2 月には、第三国定住に関するシンポジウム（於：東京）を主催した。

今後の方針

1. 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について
中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き継続し、強化に努めていく。
2. 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について
アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF 機能強化、予防外交への取組促進、及び ARF 機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話を通じ安全保障分野における協力関係を進展させる。
3. 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について
 - (1) 中東地域について、国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況や現地の情勢に関する情報収集を適切に実施し、適時適切に判断を行う。
特に、アフガニスタンにおいては、現在、各国が人的にも資金的にも支援活動を強化しており、我

が国としても、責任ある国際社会の一員として、相応の役割を果たしていくことが重要である。そこで、平成 21 年 5 月から、開発援助調整のための文民支援チーム 4 名をチャグチャラン PRT(地方復興支援チーム)に派遣した。今後、他の PRT でも同様のニーズがあれば、文民派遣した場合の効果や治安状況等を慎重かつ総合的に見極めた上で、追加的な文民派遣の可能性について検討を行っていく。

(2) その他「平和協力国家」として必要な取組を行っていくこと

世界の平和と発展に貢献する「平和協力国家」として、我が国が国際社会において一層責任ある役割を果たしていくために、我が国がこれまで行ってきた上記の取組に加え、中東地域以外の地域についても国際社会全体が平和維持・回復のために行っている活動に我が国として必要と考えられる貢献を強化していく。

(3) 我が国の平和構築への取組を一層強化するため、予算面等で平和構築人材育成事業を拡充していく。

4. 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各國と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。我が国が未締結となっている条約の締結のために引き続き努力する。

5. 「国連を始めとする国際機関における我が国地位向上、望ましい国連の実現」について

引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮詢・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。

6. 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 平成 23(2011) 年までに、人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっているところ、人権理事会理事国として、米や EU とともに右レビューに加わり、実効性のある人権理事会の形成に向けて緊密に連携していく。

さらに、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に、各國の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

民主主義についても、今後平成 21(2009) 年度に予定されている第 5 回民主主義共同体閣僚級会合(於: リスボン) 等、民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金(UNDEF) をはじめとする国際機関や国内外の NGO と連携しつつ、各國における民主主義基盤の強化に努めていく。

(2) 国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR) や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を引き続き支援していく。平成 20(2008) 年 6 月の「ハンセン病差別撤廃決議」に基づくハンセン病差別撤廃を目的とする原則ガイドライン作成作業に協力するとともに、原則ガイドライン作成後のフォローアップ作業に尽力する。

(3) 政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、強制失踪条約、障害者権利条約(仮称) 等の新しい人権条約の早期締結に向けた取組を行うほか、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行う。

(4) アジア地域で初となる、平成 22(2010) 年度からの難民の第三国定住の受入れのパイロットケースの成功に向けて、準備を進める。

II－1－1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

政策企画室長 小野日子

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・外部有識者との積極的な連携強化・読者に分かり易く、読み易い外交青書の作成・大臣演説等の積極的活用
施策の位置付け	特になし。
施策の概要	(1) 委託調査、会合の実施を通じた外部有識者((財)日本国際問題研究所(国間研)、英國国際戦略問題研究所(IISS)等)との連携強化 (2) 中長期的・戦略的外交政策の対外発信

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

平成 20 年度においては、外部有識者との連携において、従来から実施してきている会合のみならず、時宜を得た委託調査やシンポジウム・研究会の実施などの施策を通じて、外部有識者との積極的な連携強化と、その知見の活用が図られた。また、対外発信の面でも、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成のほか、大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を、質、量ともに充実させながら実施することができた。

課題

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、有識者との継続的な連携強化や知見の活用が重要であり、また、対外発信事業についても引き続き積極的に実施していく必要がある。

施策の必要性

我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割への期待が高まる中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、及び国民の一層の理解と支持を得られるよう、対外発信にも努めていくことが必要となっている。

施策の有効性

本施策が関わる、上位の基本目標（国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること）及び施策目標（国際の平和と安定に対する取組：国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること）を達成するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携の強化は、外務省の政策企画立案を強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、外交政策を強力に推進していく上において、国民に対する説明責任を果たし、国民からの一層の理解と支持を得るため、重要であり、かつ有効な手段である。

施策の効率性

限られた予算と人的資源の下、委託調査の実施や有識者との意見交換のための会合の実施、また、政策スピーチの実施や外交青書の作成など、中長期的観点からの戦略的な外交政策の対外発信事業が着実に進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	503	501

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	9	9

単位：人（本省職員）

外部要因

特になし。

目標の達成状況

評価の切り口 1：知見の蓄積を目的とした委託調査、会合の実施による外部有識者との連携強化

時宜を得た課題に関する委託調査やシンポジウム・研究会の実施など、国内外の有識者との有機的かつ積極的な連携強化が図られた。詳細は、事務事業①「委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（国問研、IISS 等）との連携強化」を参照。

評価の切り口 2：対外発信事業の強化

大臣の政策スピーチ、外交青書の作成などを通じ、外交政策の積極的な対外発信を実施することができた。詳細は、事務事業②「中長期的・戦略的外交政策の対外発信」を参照。

第三者の所見

伊藤 剛 明治大学教授

我が国の外交が広く国民の利益をも含めた国益を追求する以上、外務省という組織を超えた幅広い分野からの外交政策に関する知見の集積は急務である。また、外交政策は程度の差こそあれ、どの国も「受

動的」に反応することから、我が国自体が国際的に理解されるように対外発信を行うことは、重要な政策課題である。その意味で、「評価の切り口」は1・2双方ともに、また、自己評価として挙げられた「目標の達成に向けて進展があった」は、賛同できる。

しかし、行政学的な見地から言えば、ある政策の有効性や能率性に関する評価は、政策の対象が特定なものから広範になるほど難しくなる。すなわち、「有識者」と一般に言っても、実際に外交政策立案に参考となる意見を表明する専門家は、大体いつも同じグループとなる。課題は、この特定の人々をどのように新規開拓していくかということと、彼らの外交政策に関する知見をどのように政策として実施にまで持って行くかである。「パブリック・ディプロマシー」という用語は対外的にしばしば使用されるが、「外務省という組織以外からの知見集約」に関しては国内的にも当てはまるものである。

また、「外交」が「公的」なものであるほど、対外発信の強化は必然的に出てくる課題である。英語による発信の強化、様々なミーティングの実施等これまで行われてきている発信方法は継続・強化していくことは言うまでもない。しかし既に述べたように、その「効果の測定」は簡単ではない。情報の受け手のことを考慮しない一方的な対外発信の強化は、いくら強化しても大した効果は現れない。重要なのは、一方で「受容の素地」を形成しながら、他方で対外発信を強化していくことである。

有識者の知見の収集と同様、この対外発信に関する「受容の素地」の形成には、そのコアとなる人々の存在が欠かせないし、そういう人々との交流や意見交換がますます重要となってくる。また、知日の育成にも多くの労力を割かねばならない。限られた資源を有効に活用するには、政策の対象を一方で絞りながら、他方で新規参入にはオープンさを保持しておくという「俊敏性」が求められる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き継続し、強化に努めていく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|---|---------|
| ① 委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（国際研、IISS 等）
との連携強化 | → 今まま継続 |
| ② 中長期的・戦略的外交政策の対外発信 | → 拡充強化 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

II－1－2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

安全保障政策課長 下川眞樹太
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ ARF 各種会合を通じた、優先的に取り組むべき 5 つの分野（テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、PKO）等における協力推進・ 仏、加、独との二国間対話を通じた信頼醸成、協力推進
施策の位置付け	平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、アジア太平洋地域の唯一の政治・安全保障の多国間の枠組みである ASEAN 地域フォーラム（ARF）を活用する。また、各国との間で安全保障に関する二国間の対話をを行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

我が国は、第 15 回 ARF 閣僚会合を始めほぼすべての ARF 関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話をを行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があつたと言える。

課題

ARF は「信頼醸成」の段階から「予防外交」の段階に前進していることから、今後は予防外交（具体的な行動）に本格的に取り組むための機能強化が必要である。また、各国との安全保障分野での協力関係について、更なる進展を図る必要がある。

施策の必要性

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくこと

が必要である。ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。

施策の有効性

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障条約機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

施策の効率性

ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いたことは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する手段として、効率性の観点からも適当であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	39	38

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	8	8

単位：人（本省職員）

外部要因

アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上では、多国間及び二国間の枠組みを通じた政策を中心となることから、我が国の政策のみならず参加国・相手国の政策にも注視する必要がある。

目標の達成状況

評価の切り口：ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

アジア太平洋地域における安全保障面での唯一の政府間対話と協力の場である ARF では、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題（朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等）を含め率直な意見交換を行う慣習が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置（年次安保概観の提出、各種会合の開催等）が実施されている。また、災害救援、海上の安全等域内各国にとり共通の課題となっている事項についてキャパシティ・ビルディングに関する議論、机上訓練等「対話から行動へ」の具体的な動きが見られている。こうして ARF が着実に前進している中、我が国は第 15 回閣僚会合を始めほぼすべての関連会合等に参加した。さらに、日独、日豪、日英、日仏、日加等の二国間の安全保障対話においては、アジア太平洋地域の安全保障に影響を及ぼし得る事項等について率直な意見交換を行った。こうした多国間及び二国間の取組を通じ地域安全保障が促進された。詳細は、事務事業①「ASEAN 地域フォーラム（ARF）、及び各国との安保対話の実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業」を参照。

第三者の所見

伊藤 剛 明治大学教授

ARF をアジア太平洋地域における唯一の政府間対話の場として重要視し、そこで開催される会合に出席することは、当該地域の不透明・不確実要因に関する情報収集の観点からも、また日本外交の立場を表明する観点からも、必要不可欠である。その意味で、ARF 会合の際に開催される様々な二国間・多国間対話を活用して、当該地域の平和と安定を確保するという目標に関して、その「達成に向けて進展があった」とする自己評価は的確である。

冷戦が終結してから久しいが、その期間に安全保障概念が多元化したことは、すでに多くの外交当局者・有識者の間で共有されている。伝統的な「二国間」関係を基盤とする安全保障枠組みに加えて、「多国間」対話の重要性、紛争が起こった「有事」を想定するのみならず、「平時」における予防外交や紛争終結後の復興支援、「伝統的安全保障」に加えて、海上安全保障・感染症・自然災害・テロといった「非伝統的安全保障」議題へと安全保障の課題が大きく拡大している点を的確に掴んでいる点で、当該課の施策は積極的に評価できる。

他方で、冷戦終結直後にしばしば用いられた「協調的安全保障」という概念は、近年あまり使用されなくなってきた。これは、ARF 等、既存の安全保障フレームワークに「脅威を内部化」することが次第にできなくなって来たことの現われでもある。北朝鮮が核兵器やミサイルを開発し、ソマリア沖の海賊が重火器を使用して警告なしに発砲してくるような状況に対して、どこまで「対話路線」を基軸とした手法が適用可能であるかは未知数である。安全保障概念の多元化は、「伝統的安全保障」から「非伝統的安全保障」へのベクトルと同時に、その逆の現象も生み出しており、近年この後者のベクトルに関する現象が目に止まる。

言葉を替えれば、冷戦時代の「米ソ対立」は、米ソ超大国が核兵器を上手く「軍備管理」してきた時代でもあった。これから安全保障は、「軍備」を「管理」できない当事者によって大量破壊兵器が保持されようとしていることも考慮に入れる必要がある。そのため、「問題の達成状況」でも述べられているように、「『対話から行動へ』の具体的な動き」がますます求められるようになるだろう。その際に、我が国が何ができるのかを考えておく必要がある。

評価結果の政策への反映

今後の方針

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF 機能強化、予防外交への取組促進、及び ARF 機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話を通じ安全保障分野における協力関係を進展させる。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ① ASEAN 地域フォーラム (ARF)、及び各国との安保対話の実施
を通じた地域安全保障の促進に関する事業 → 拡充強化

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

II－1－3 国際平和協力の拡充、体制の整備

安全保障政策課長 下川眞樹太
国際平和協力室長 中込 正志
平成 21 年 5 月

施策の概要

施策の目標	国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大すること及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・国際平和協力法に基づく国連PKO等への貢献の強化・平和構築人材育成事業の拡充・自衛隊と連携した国際平和協力活動の促進
施策の位置付け	第170回国会における総理所信表明演説並びに第171回国会における総理施政方針演説及び大臣外交演説に言及あり。 平成20年度及び平成21年度の重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) イラクにおいては、依然として治安情勢が予断を許さない状況が続き民間部門の活動は困難であることなどを踏まえ、自衛隊による人道復興支援活動等を実施してきたが、その活動目的を達成したと判断し、平成20年12月をもって任務を終了した。また、インド洋でテロリスト及び武器・麻薬等テロ関連物資の海上移動を阻止・抑止するための作戦を継続しているコアリシジョン各国への支援を行うため、インド洋において自衛隊艦船によるコアリシジョン艦船への給油活動等を実施する。 (2) 国際社会の平和と安定に向け、軍・警察・文民の連携をはかりつつ、国連PKO活動への参加をはじめとする国際平和協力を推進・拡充する。また、国際平和協力の裾野を広げるため、平和構築人材育成事業の促進をはじめ国内基盤を整備・強化する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 自衛隊によるインド洋における給油支援活動等について、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価も得られている。また、イラクにおける人道復興支援活動等については、イラク自身の手による自立的な復興が進められており、イラク自身も平成21年以降の多国籍軍の活動を見直したい意向であることを踏まえ、その活動目的を達成したと判断し、平成20年12月をもって任務を終了した。こうしたことから、中東地域の平和と安定、繁栄の実現という目標の達成に向けて進展があったと言える。

(2) 我が国は、国際平和協力法に基づき、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)(ゴラン高原)への司令部要員及び輸送部隊の派遣並びに国連ネパール政治ミッション(UNMIN)

への軍事監視要員の派遣に加え、新たに国連スーダン・ミッション（UNMIS）に司令部要員を派遣した。また、ネパール制憲議会選挙に選舉監視要員を派遣した。さらに、物資協力として、スーダンの被災民に浄水器を無償譲渡したほか、ガザの被災民に対し、ビニールシートやスリーピングマット等を無償譲渡した。このように我が国は、平成19年度に引き続き平成20年度において、国際平和協力法に基づく積極的な貢献を果たすことができた。

(3) 外務省は、国立大学法人広島大学を委託先として、平成19年9月に立ち上げた「平和構築人材育成事業」を引き続き実施し（予算：約1億8千万円）、日本及びアジアの文民約30名を育成した。本事業は、国内研修、海外実務研修及び就職支援を柱としており、日本人研修員の多くは、平和構築に関わる国際機関等への就職が決まるなど平成20年度事業も成功裡に終了した。

課題

(1) アフガニスタン等における国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況、現地の情勢を踏まえ、自衛隊の活動の在り方等を検討することが必要である。

(2) 引き続き国連PKOをはじめとする国際平和協力活動に対する人的・物的貢献を積極的に検討し、国際社会の平和と安定に貢献していく。また、平成21年度で3期目となる平和構築人材育成事業については、研修員の増員やコースの新設等を通じ事業を拡充し、中長期的視点から国際平和協力のための基盤の一層の拡充・整備を図る。

施策の必要性

(1) 世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。イラクやアフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各國が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、イラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等を生かした取組を行う必要がある。

(2) 冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連PKOミッションの派遣数も急増するとともに、その任務も多様化していることを踏まえ、我が国としては、国連PKOミッションへの人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連PKOミッション、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているところ、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。

施策の有効性

(1) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、イラク、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のイラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみれば、イラク人道復興支援特措法及び補給支援特措法に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施することが適当である。なお、イラク人道復興支援特措法に基づく航空自衛隊の活動について、政府は、その活動目的を達成したと判断し、平成20年12月をもって任務を終了させることを決定した。

(2) 国際平和協力法に基づく国連PKO等への要員派遣・物資協力の実施は、国際社会の平和構築への取組に資するとともに、我が国が国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。

平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールやスー丹等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的は達成されている。

施策の効率性

- (1) イラクにおいては、民間人が活躍できる治安情勢になかったことなどから、我が国による人的貢献として、自衛隊による活動が必要であったが、その活動目的は達成されたと判断し、任務の終了に至った。また、アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、本施策の目標を達成するために最も効率的な手段であるのみならず、我が国にふさわしい貢献であり、自衛隊以外には行い得ない。
- (2) 国際平和協力に関する活動の全般については、予算及び人的資源が限られる中、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGO など政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視し、低コストで高い成果を目指しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	194	196

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	22	24

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 中東地域の平和と安定、繁栄を実現するため、イラクやアフガニスタンへの支援を実施するに際しては、現地における治安情勢、復興の進捗状況のほか、国際機関や他国の取組の動向によって我が国の支援の必要性や効果が影響を受ける。
- (2) PKO 法に基づく活動は、国際機関、関係国政府、NGO など極めて多数の主体が関わる活動であり、その影響をも受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：イラク及びインド洋における人的貢献の成果とこれに対する内外の評価の高さ

以下の通り、我が国的人的貢献の成果が見られ、これらの貢献に対して各国から高い評価を得ている。

- (1) イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の活動のうち、陸上自衛隊については、平成 18 年 7 月、航空自衛隊については、平成 20 年 12 月、それぞれ活動目的を達成したとしてその活動を終了した。航空自衛隊は、多国籍軍及び国連への支援として、クウェートを拠点にイラク国内のアリ（タリル）、バグダッド及びエルビル間で空輸支援を実施した。こうした自衛隊の活動について、国連、イラク、米国等の要人から謝意が表明されている。
- (2) 海上自衛隊は、インド洋においてテロ対策海上阻止活動を実施している各国艦船への補給支援として、平成 13 年 12 月から平成 19 年 10 月までに、旧テロ対策特措法に基づき計 11 か国に対し、合

計約 48.7 万キロリットルの給油を実施し、さらに、平成 20 年 2 月から平成 21 年 2 月までに、補給支援特措法に基づき、計 8 か国に対して合計約 16815 キロリットルの給油を実施した。こうした自衛隊の活動について、米国、アフガニスタン、パキスタン、国連等の要人から謝意が表明されている。詳細は、事務事業①「国際平和協力活動（イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策）への自衛隊派遣に関する事業」を参照。

評価の切り口 2：国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進

平成 20 年度は、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）（ゴラン高原）及び国連ネパール政治ミッション（UNMIN）に対する要員派遣に加え、国際平和協力法に基づき以下の要員派遣・物資協力を新たに実施した。

- ① 国連スーダン・ミッション（UNMIS）に対し、新たに司令部要員 2 名を派遣
- ② UNDOF に対し派遣する司令部要員を 1 名増加
- ③ ネパール制憲議会選挙に対する選挙監視要員の派遣
- ④ スーダンの被災民救援活動で使用するため、物資協力として浄水器を無償譲渡
- ⑤ ガザの被災民の救援活動に使用するため、物資協力としてビニールシートやスリーピングマット等を無償譲渡

詳細は、事務事業②「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進」を参照。

評価の切り口 3：平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績

平和構築の現場で活躍できる人材の育成という観点からは、本研修の終了後、平和構築関連の機関に就職できるかどうかが本事業の評価の重要な切り口の一つとなる。

外務省員 1 名を除く日本人修了生 14 名中 12 名（約 86%）が国連 PKO ミッション（UNMIS, UNAMA 等）や平和構築に関連する国際機関等（UNHCR、UNDP 等）に就職または就職できる見込みであり、本事業が大きな成果を上げていることを示している。

詳細は、事務事業③「平和構築人材育成事業の拡充」を参照。

第三者の所見

長谷川祐弘 元国連事務総長特別代表、法政大学法学部教授

- (1) 国連は平和維持そして平和構築活動が拡大していくに従って、文民そして軍や警察隊員を確保するために苦慮している。また、多機能化する平和活動を統合して、明確な目的を持って包括的な活動を運営していく幹部要員が必要となってきている。このような必要性に鑑みて、日本、アメリカ、カナダや欧州諸国の支援を得て、国連の「平和維持活動局」ではこのような人材確保のためにアジア・アフリカにおいて組織的に幹部要員（SML）訓練コースを始めた。
- (2) 日本政府がこれらの平和活動幹部要員の指導者養成に積極的に支援を始めたことは国際社会で高く評価されている。その最大の理由は紛争が起こるアジアやアフリカにおいて、その地域の国々がより共通の問題意識を持ち団結して平和維持・平和構築活動を一貫した戦略で恒久な平和と安定を成し遂げようとしているからである。まさしく国連憲章 8 章が掲げる地域的取組やその地域にいる人材の活用である。私はカイロで平成 21 年 5/6 月に行われた SML 訓練コースにメンターとして、講義やアドバイスをしたが、アフリカ諸国から集まった将官クラス以上の軍人や警察幹部職員そして政府・NGO 機関から参加した幹部職員の意気込みには感動した。
- (3) 日本がアジア、アフリカ、南アメリカや欧州において多くの平和支援活動に携わる要員の訓練を

助成することは、2004年のG8サミットの行動計画に沿っており、世界平和の維持のために着実に貢献していく日本の姿が顕著に現れ、評価されると私は確信している。日本の国内では一般市民の理解があまりない現状に鑑み、より一層広報や啓蒙活動を市民社会団体や有識者と共に行っていくことが望まれると云えよう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 中東地域について、国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況や現地の情勢に関する情報収集を適切に実施し、適時適切に判断を行う。

特に、アフガニスタンにおいては、現在、各国が人的にも資金的にも支援活動を強化しており、我が国としても、責任ある国際社会の一員として、相応の役割を果たしていくことが重要である。そこで、平成21年5月から、開発援助調整のための文民支援チーム4名をチャグチャランPRT(地方復興支援チーム)に派遣した。今後、他のPRTでも同様のニーズがあれば、文民派遣した場合の効果や治安状況等を慎重かつ総合的に見極めた上で、追加的な文民派遣の可能性について検討を行っていく。

(2) その他「平和協力国家」として必要な取組を行っていくこと

世界の平和と発展に貢献する「平和協力国家」として、我が国が国際社会において一層責任ある役割を果たしていくために、我が国がこれまで行ってきた上記の取組に加え、中東地域以外の地域についても国際社会全体が平和維持・回復のために行っている活動に我が国として必要と考えられる貢献を強化していく。

(3) 我が国の平和構築への取組を一層強化するため、予算面等で平和構築人材育成事業を拡充していく。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

① 国際平和協力活動（イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策）

への自衛隊派遣に関する事業

→ 内容の見直し・改善

② 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進

→ 拡充強化

③ 平和構築人材育成事業の拡充

→ 拡充強化

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

II-1-4 國際テロ対策協力及び國際組織犯罪への取組

國際テロ対策協力室長 永井克郎

國際組織犯罪室長 平松 武

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">G 8 議長国として国際テロ及び国際組織犯罪対策の分野での議論のリード多国間・二国間協議を通じた各国との政策協調及び連携強化途上国へのテロ及び組織犯罪対策のための対処能力強化
施策の位置付け	第 171 回国会施政方針演説及び外交演説に言及あり。 平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一一致した継続的取組が重要であることから、我が国は①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援、を基本方針に掲げている。具体的には、二国間に加え、国連、G 8 等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組んでいる。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下に示すとおり、平成 20 年度、本件施策ではいくつかの具体的な成果があり、目標の達成に向けて進展があった。

- (1) 北海道洞爺湖サミットでは、G 8 議長国として「テロ対策に関する G 8 首脳宣言」を取りまとめたほか、平成 13 年のジェノバ・サミット以来、初めて首脳宣言の中で国際組織犯罪の項を設け、G 8 の間でその対策の重要性を確認した。
- (2) 国連、G 8、アジア欧州会合 (ASEM)、経済協力開発機構 (OECD) 等の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合等への積極的な参画、多国間・二国間協議の実施や人身取引対策政府協議調査団の派遣等により、法執行の強化、テロ資金、麻薬、人身取引対策、国境保安等の分野で各国と情報交換や政策協調を行い、国際社会における実効的で隙のない協力体制の構築へ一層貢献した。
- (3) 国際テロ対策の分野では、途上国へ機材供与を行ったほか、国内法整備及び法執行等の分野で、ODA を活用しつつ、資金面での援助（テロ対策等治安無償等）を行うとともに、各

種テロ対策関連セミナーへの研修員の受入、専門家の派遣等によって知見・経験を共有する等のテロ対処能力向上支援を実施した。また、途上国のテロ防止関連条約及び国際組織犯罪対策関連条約の締結・実施を促進するためのセミナーを開催し、各国における法整備のためのキャパシティ・ビルディング強化を図った。

課題

テロ対策は複雑で息の長い取組が必要とされるため、継続性を維持しつつも、柔軟で多面的なアプローチによる取組を発展させることが課題である。

国際組織犯罪対策については、我が国が未締結である関連条約締結に向けて引き続き努力することが必要であり、国内における人身取引対策の強化や途上国における犯罪防止対策事業などで、より積極的なイニシアティブをとっていくことが課題である。

施策の必要性

- (1) 情報通信の高度化、人の移動の拡大等に代表されるグローバル化の進展に伴い、国際テロ及び国際組織犯罪は複雑、多様化し、より一層国際的な脅威となっている。国際テロ対策協力に関しては一定の成果もみられるが、国際テロ組織及び関連団体の勢力は未だ軽視し得ない。また、国際テロ組織から独立しつつも、その思想・手法を真似る組織による過激主義運動が新たな脅威を形成している。さらに、テロ組織と、薬物、資金洗浄、人身取引等の国際組織犯罪とが相互に関連している場合もある。これらに効果的に対処するためには、一国にとどまることなく、国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。
- (2) テロは、いかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものである。テロを撲滅・防止するために、①国内のテロ対策の強化、②国際的な協力の推進、③途上国等に対するテロ対処能力向上支援、の3点を中心に、粘り強い努力が必要である。
- (3) 国際組織犯罪を防止するために、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関とも連携しつつ、貧困、政府やコミュニティの能力不足、法の支配と市場経済の崩壊等、犯罪を生み出す要因に注目し、社会経済的側面にも焦点を当てた支援策の実施（代替開発支援、刑事司法・法執行制度整備支援、被害者の社会への再統合等）が必要である。

施策の有効性

- (1) テロリストや犯罪者は、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えてネットワークを張り巡らせて資金や武器を調達し、移動を試みている。したがって国連、G8、ASEM、金融活動作業部会（FATF）等の国際枠組に積極的に参画し、出入国管理や交通保安、資金対策等の分野で隙のない国際体制作りに貢献することが極めて有効である。特に、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連13条約や国際組織犯罪防止条約の締結・履行、関連国連安理会決議の着実な履行を促進し、国際的な法的枠組を整備することは、各国の国内刑事・司法制度を強化し、テロリスト及び犯罪者に安住の地を与えない国際環境作りに資する。また、FATF等による技術協力や相互審査等の取組は、国際組織犯罪の防止措置が不十分な国に対して積極的な対策を促し、世界的な体制の構築を促す効果を持つ。
- (2) 途上国の中には、国際テロ及び国際組織犯罪対策に向けた政治的意思はあるが、その対処能力が必ずしも十分でない国が存在する。特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域を対象として、我が国の安全に関連する分野で、設備・機材の整備等に関する資金面での援助や人材の育成等を

実施し、途上国の対処能力向上を支援することは、我が国自身の安全にも裨益する。

- (3) 麻薬や人身取引等の国際組織犯罪について、生産（送り出し）、中継、需要（受入）国とが政府間協議等の場を通じて密接に連携して対処することは、国境をまたいだ犯罪の防止と被害の減少・緩和に役立つ。

施策の効率性

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に、G 8 の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合は、国内で連携する省庁も多く、出入国管理や交通保安、資金対策等の幅広い分野で、先進国の取組の足並みを一斉に揃えることができるとともに、国際テロ及び国際組織犯罪に関する最新の課題を把握できる貴重な機会となっている。また、「テロ防止関連条約・国際組織犯罪防止条約に関する法整備キャパシティ・ビルディングセミナー」等の各種セミナーは、対象国から高い評価を得ているほか、実施にあたって協力を得ている先進国、国際機関からも有意義な取組であるとの評価を得ている。これらの多国間協議とともに、個別の二国間協議と組み合わせることにより、国際テロ及び国際組織犯罪対策として高い効果を生んでいる。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	11	10

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	15	15

単位：人（本省職員）

外部要因

国際的なテロ・組織犯罪対策の強化は、国際的な枠組みに参加する各国の立場や国連等の国際機関の対応等に影響される。特に関連安保理決議、G 8 の決定等で国際的な基準が成立した場合には、これに従った対応が求められる。

また、国際テロ及び国際組織犯罪対策の分野における途上国等のテロ対処能力向上支援は、例えば、専門家の途上国への派遣や、国内担保法の整備、取締りや被害者の保護等において関係省庁・機関等との連携協力が不可欠であり、外務省単独で施策を遂行できるわけではない。特に、途上国支援については、我が国 ODA の予算、人材等に一定の制約があるのに加え、支援対象国の施策、受入体制、我が国に対する要請の優先度等にも、その効果・効率性が左右される。

目標の達成状況

評価の切り口 1：国際的なテロ対策協力の強化

二国間及び多国間のテロ対策協議を通じて協力が強化され、国際テロ対策の推進に貢献した。詳細は事務事業①「国際的なテロ対策協力の強化」を参照。

評価の切り口 2：途上国等に対するテロ対処能力向上支援の強化

我が国の安全と繁栄にとって重要な東南アジア太平洋地域を重点として、ODA を活用しつつ、各種

テロ対策関連セミナー開催、研修員受入、専門家派遣、機材供与等、対象国のテロ対処能力の向上を支援した。詳細は、事務事業②「途上国のテロ対処能力向上支援」を参照。

評価の切り口 3：国際組織犯罪対策における国際協力の進展

国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会をはじめとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた社会経済開発支援・被害者保護事業を実施し、国際組織犯罪対策における国際協力に取り組んだ。詳細は、事務事業③「国際組織犯罪対策における国際協力の進展」を参照。

第三者の所見

板橋 功 財団法人公共政策調査会 第一研究室長

国際テロ及び国際組織犯罪に対処し、防止・根絶するためには、国際社会が一致、連携して、継続的に取り組むことが不可欠である。我が国は、G8の一角を占めており、国際テロ及び国際組織犯罪対策においても、責任ある立場にあり、一定の役割を果たすことが国際社会から期待されている。また、これらは、国境を越えて発生することから、一国では完結しない問題でもある。ゆえに、国内対策（ループ・ホールとならないための国際協力の一環でもある）とともに、国際協力を一体となって行うことが重要である。

このような観点から、①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援、を基本方針とする外交政策は、適切なものと判断できる。

特に、しばしばループ・ホールとなりがちな途上国に対して、テロ対処能力の向上や刑事司法制度を強化するための支援を継続して行ってきたことは極めて重要であり、国益にもかなうものであり、今後も一層の充実・強化が期待される。

昨年開催された北海道洞爺湖サミットにおいては、我が国がG8議長国としてリードし、「テロ対策に関するG8首脳宣言」及び、首脳宣言の中に、国際組織犯罪対策の項目が設けられ、それぞれ取りまとめられたことは、大きな成果として評価できる。

但し、国際組織犯罪防止条約については、締結につき国会承認ずみなるも、国内担保法が未成立のため、未だ締結されておらず、今後も引き続き関係省庁など連携・協力し、早期の締結を目指す必要がある。

国際テロ及び国際組織犯罪の問題は、累次の国際・地域フォーラムの首脳会議や閣僚会議などでも重要な課題として取り上げられている。2010年には、我が国においてAPECの開催も予定されており、引き続き我が国の役割が期待されるところである。

評価結果の政策への反映

今後の方針

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。我が国が未締結となっている条約の締結のために引き続き努力する。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ①国際的なテロ対策協力の強化 → 拡充強化
- ②途上国のテロ対処能力向上支援 → 拡充強化
- ③国際組織犯罪対策における国際協力の推進 → 今まま継続

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	-	○

Ⅱ－1－5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、 望ましい国連の実現

国連企画調整課長 紀谷昌彦

国連政策課長 久島直人

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進する。また、これらを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益により資する望ましい国連の実現に貢献すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・国連改革に向けた取組を推進すること・邦人職員の増強のための取組を推進すること
施策の位置付け	第 169 回国会施政方針演説、第 171 回国会施政方針演説、第 169、171 回国会外交演説及び平成 20、21 年度重点外交政策に言及あり。麻生総理の第 63 回国連総会一般討論演説（平成 20 年 9 月 25 日、於：NY）に言及あり。
施策の概要	安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解を促進し、支持の拡大を図る。同時に、これらの改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の促進及び人材育成を図る。国連関係機関において、著しく少ない水準にある邦人職員について、その数の増加と質的向上を目指し、必要な措置をとる。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

我が国は、戦後設立された国際連合を 21 世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした取組は、平成 20 年 9 月に安保理改革政府間交渉開始が国連総会において決定されるという成果に結びついた。また、我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため、平成 20 年 10 月に実施された安保理非常任理事国選挙に立候補し、加盟国最多となる 10 回目の当選を果たした。

平和構築委員会では、平成 19 (2007) 年 6 月より平成 20 (2008) 年末まで 2 代目の議長国として主導的な役割を担う等、国連において、現在の国際情勢の要請に応じた様々な活動に積極的に協力・貢献した。

邦人職員の増強に関し、成果重視事業としての目標（平成 21 年 1 月までの 5 年間で 10% 増（→ 671 名））は、平成 17 年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。今後は、平成 21 年 1 月から平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連関係機関における邦人

職員数を15%増加し814名とすることを新たな事業目標として設定する。なお、平成20年度の具体的な成果は以下のとおり。

(1)「国際社会協力人材バンクシステム」(外務省国際機関人事センターHPを中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム)における各種サービス利用者が増加傾向にある。

(2)国連関係機関における邦人職員数(各年1月1日現在)が増加傾向にあり、平成21年には、708人に達している。

課題

安保理をはじめとする国連の組織改革や国連事務局の行財政改革はすべて実現したわけではなく、改革に向けた取組を引き続き進めていくことが必要であり、我が国は改革の実現に向け議論を継続して主導していく。また、国連関係機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す。

施策の必要性

国連は、設立後60年以上を経ており、その組織には現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益も確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連関係機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

施策の有効性

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ安保理改革その他の国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案の作成に努める。また、国連における公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。そもそも、我が国は第2位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

邦人職員の増強に関しては、国連関係機関への就職に向けての広報及び情報提供や、国連関係機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国連関係機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり(平成14年:521人→平成21年:708人)、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

施策の効率性

限られた資源の中、国連改革の一環として設立された平和構築委員会において我が国は議長を務めるなど主導的立場で行動した。また、安保理改革については、我が国は、引き続き各国と議論を続け、改革に向けた機運の維持に貢献した。右に挙げた諸点で施策が進展したことから、とられた手段は適切か

つ効率的であった。

邦人職員の増強に関しては、限られた資源の中、「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連関係機関に勤務する邦人職員数ともに増加していることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	73	62

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	41	39

単位：人（本省職員）

外部要因

安保理改革その他の国連改革の推進については、我が国ばかりでなく、他の国連加盟国の意向により左右される面が大きい。

国連関係機関における職員の採用については、これら国際機関での空席ポストの出現状況のほか、当該空席ポストに求められる資質・能力に合致する邦人候補者の存在の有無や、他国の候補者との競合といった点によっても、その効果が左右される面がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：安保理改革及びその他の国連改革の進展

平成 20 年 9 月に政府間交渉開始が国連総会において決定され、安保理改革の実現に向けて具体的な議論が始まった。また、同年に行われた国連安理会非常任理事国選挙において、加盟国最多の 10 回目の当選を果たした。これらの成果に伴い、国際社会での影響力を高め、我が国の立場・考え方に対する理解を促進することに貢献できた。詳細は、事務事業①「安保理改革及びその他の国連改革の議論の推進、安保理改革及びその他の国連改革についての我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ること」を参照。

評価の切り口 2：国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた活動の進展

平成 20 年度は国連の活動及び我が国の国連政策に関して、広報キャンペーン「いっしょに国連」の立ち上げを始めとする様々な啓発、広報活動を行った。また、国連政策研究会、安保理学界ネットワークといった有識者との意見交換の場を通じて我が国の国連政策に関する研究者との連携も一層深めた。詳細は、事務事業②「安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた国内的理解の促進、人材の育成」を参照。

評価の切り口 3：「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供の推進及び国際機関における邦人職員数（国連システムにおける専門職以上。各年 1 月 1 日現在。単位：人）

（1）外務省国際機関人事センターHPへのアクセス件数（年平均。単位：件／月）

平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
19,289	31,344	41,066	40,364	39,690	41,395	48,765

(2) 空席情報メール配信サービス（国際機関における空席ポスト情報を毎月2回、電子メールで登録者に送信するサービス。毎回約300～400件の空席情報を提供。）における配信件数（月平均。単位：件）

平成16年									
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
9,509	9,763	10,074	10,399	10,518	10,721	10,949	11,137	11,197	11,260

平成16年 平成17年									
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
11,418	11,668	11,522	11,725	11,919	12,141	11,814	11,862	11,955	12,015

平成17年			平成18年							
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
12,081	12,279	12,399	12,571	12,730	12,858	12,995	13,219	13,366	13,409	

平成18年					平成19年					
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
13,471	13,583	13,776	13,892	14,006	14,174	14,279	14,414	14,533	14,711	

平成19年							平成20年			
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
14,833	14,986	15,131	15,269	15,439	15,365	15,639	15,987	16,105	16,197	

平成20年									平成21年
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
16,253	16,345	16,397	16,497	16,618	16,733	16,853	16,995	17,138	17,352

(3) ロスター登録（国際機関への就職希望者の経歴等をあらかじめ登録し、個々人に合致するとと思われる空席ポストが公募された際に、応募を勧めるシステム）における登録件数（各月1日現在。単位：人）

平成16年								平成17年		
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
248	321	407	600	648	693	717	731	739	748	

平成17年									
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
757	766	781	790	796	806	814	821	829	840

平成18年									
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
850	861	856	867	879	885	897	906	915	923

平成18年					平成19年				
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
932	942	948	958	968	978	985	989	996	1,008

平成19年				平成20年					
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
1,018	1,026	1,038	1,046	1,055	1,064	1,070	1,083	1,098	1,105

平成20年						平成21年		
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1,109	1,111	1,123	1,126	1,133	1,141	1,148	1,154	1,159

(4) 国際機関における邦人職員数（国連システムにおける専門職以上。各年1月1日現在。単位：人）の増強

年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
計	557	610	642	671	676	698	708
うち幹部職員	51	59	60	58	61	58	65

第三者の所見

山田哲也 南山大学教授

日本の国益増進のためにも、国連改革の推進を通じた国際社会の共通利益確保に貢献するという目的・目標の設定は不可欠である。そのためにも国連における日本の地位の向上を図ることは、施策の方向性として適切である。日本が加盟国中、最多となる10回目の国連安保理非常任理事国選挙に当選したことは、かかる観点からも極めて重要である。とりわけ、北朝鮮によるミサイル発射・核実験に対し、米国および韓国とともに、対北朝鮮制裁決議の早期採択に尽力したことは、日本自身の安全保障はもとより、国連を通じた北東アジアひいては国際社会全体の平和と安全の確保にあたって、十分な貢献を為し得ることを示すものであった。これが、安保理改革の機運をさらに醸成する方向で活用されることを期待する。

同様に、国連関係機関における日本人職員の増強や、一定規模の自発的拠出金の継続的支出についても、引き続き施策として維持することで、国連関係機関における発言力およびプレゼンスの維持・強化に努められることが期待される。なお、分担金比率の適正化は、国連関係機関の効率的運営の推進（いわゆる行財政改革）の文脈から切り離すことはできず、単に国内財政事情の観点からの分担金比率見直し提案では、国際的支持を得にくいことに留意すべきであろう。

国連政策一般に関する国内世論啓発については、具体的な施策を通じて一定の成果が得られたと評価できるが、これらを継続的に実施することで、国連に対する理解・支持の足腰強化に努めることが期待される。

評価結果の政策への反映

今後の方針

引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮詢・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ①安保理改革及びその他の国連改革の議論の推進、我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ること → 今まま継続
- ②安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた国内的理解の促進、人材の育成 → 今まま継続
- ③国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強 → 今まま継続

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

Ⅱ－1－6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための 国際協力の推進

人権人道課長 志野光子
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・普遍的・定期的レビュー（UPR）対日審査の履行・各種条約体による政府報告審査の履行、新しい人権条約の早期締結に向けた検討・第三国定住による難民の受入れに向けた検討・国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択・ハンセン病差別解消に向けた取組の推進
施策の位置付け	第 170 回及び第 171 回国会所信表明演説に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	①国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論への積極的参画や関係機関の支援、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組 ②社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加 ③主要人権条約の履行 ④難民の本邦定住促進のための事業の実施、及び関係省庁、UNHCR、NGO 等との連携

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 我が国は、国際社会の人権・民主主義の保護・促進のため、以下のとおり取り組んだ。
(イ) 人権理事会の理事国（注 1）として、人権理事会や国連総会第三委員会等の国連の各種人権フォーラムの議論に積極的に参加し、また、平成 20(2008)年 5 月には、普遍的・定期的レビュー（UPR）（注 2）の対日審査を受けた。さらに、我が国と EU が共同提案した、拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議（平成 20(2008)年 12 月の国連総会、平成 21(2009)年 3 月の人権理事会）が採択（国連総会では 4 年連続、人権理事会では 2 年連続）される等、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した。

(注 1) 我が国は平成 18（2006）年の人権理事会の創設当初から理事国。任期満了に伴い、平成

20（2008）年5月の第3回人権理事会選挙で再選。

（注2）人権理事会の下で新たに設置された、国連加盟国すべての人権状況を平等に審査する枠組み。

（口）平成20（2008）年7月に8年ぶりに再開した日中人権対話や同年8月の日・カンボジア人権対話、同年10月の日・イラン人権対話といった二国間の人権対話のほか、ハイレベルの二国間会談を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

（ハ）民主主義分野については、国連民主主義基金（UNDEF）の主要拠出国として、同基金の運営について積極的に関与するとともに、同基金の拠出の公募の際には、外務省ホームページ等を通じて、主として国内のNGO等市民社会への広報・周知に努めた。

（2）国連事務局の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援し、人権の保護・促進に貢献した。また、ハンセン病の差別解消に向けて、平成20（2008）年6月の第8回人権理事会において、ハンセン病差別撤廃決議を主提案国として提出し、本決議案は全会一致で採択された。平成21（2009）年1月には、国連主催「ハンセン病差別撤廃に関する国際会議」（於：ジュネーブ）において、我が国からは、笹川陽平ハンセン病人権啓発大使が出席し、我が国の施策について積極的に発言を行った。さらに、平成20（2008）年11月には、「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」（於：リオデジャネイロ）に、第2回横浜会議（2001年）の主催国である日本政府を代表して、西村外務大臣政務官が出席し、今後も日本が児童の性的搾取の問題に国際社会と共に積極的に取り組む方針を表明した。

（3）主要人権条約の履行については、平成20（2008）年10月に、自由権規約第5回政府報告審査を受けた。また、自由権規約以外の条約の政府報告については、平成20（2008）年4月に、女子差別撤廃条約第6回政府報告、児童の権利条約の第3回政府報告及び同条約の二つの選択議定書（武力紛争における児童の関与に関する選択議定書、児童の売買・児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書）それぞれについて第1回政府報告を、同年8月には人種差別撤廃条約に関する第3回～第6回政府報告を作成、提出した。新しい人権条約については、障害者権利条約（仮称）の早期締結に向けた検討を行ったほか、強制失踪条約の締結の承認を求めて国会に提出した。さらに、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行っている。

（4）難民に関しては、条約難民等に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業施設であるRHQ支援センターにおいて実施した。また、国際貢献等の観点から、平成19（2007）年9月、関係省庁で第三国定住による難民の受入れに関する勉強会を立ち上げ、検討を重ねた。その結果、平成20（2008）年12月には、閣議了解及び難民対策連絡調整会議での決定により、平成22（2010）年度から、パイロットケースとして、タイの難民キャンプから約30人（家族単位）のミャンマー難民を受け入れ、日本語教育及び職業紹介等の定住支援を行うこととなった。本件決定に関連し、平成21（2009）年2月には、第三国定住に関するシンポジウム（於：東京）を主催した。

課題

国際社会における人権・民主主義の更なる保護、促進に向けた取組を推進する。

施策の必要性

（1）人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成17（2005）年9月に、開発や安全保障と並び、人

権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。

(2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、強制失踪条約、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うことも、国民の人権の保護・促進のために必要である。

個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えている。

(3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けた国際社会の貢献であると共に我が国社会の安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住に対する国際的動向を踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。

施策の有効性

(1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。しかし、価値観の押しつけや体制変更を迫るのではなく、各国の文化・歴史・発展段階の違いに配慮することが必要である。

(2) そのためには、我が国としては、国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが重要である。

(3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、強制失踪条約、障害者権利条約（仮称）等の新しい人権条約の早期締結を目指して取組を行うこと、個人通報制度の受入れの是非について検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために重要である。

さらに、各国における民主主義基盤の強化のためには、今後平成21(2009)年度に予定されている第5回民主主義共同体閣僚級会合（於：リスボン）等、民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金（UNDEF）をはじめとする国際機関や国内外のNGOと連携することが有効である。

(4) 条約難民等に対して、各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国における定住支援のために有効であり、またこれまで既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族等に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、国際貢献等の観点から、まずパイロットケースとして第三国定住による難民の受入れを決定したことは、我が国としても第三国定住による難民の受入れに積極的に対応していく上で有効である。

施策の効率性

平成 23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューすることになっている。我が国は、従来から人権理事会の機能強化に向けて、既存の手続やメカニズムの見直し等を含む議論に積極的に参加し、人権の保護・促進を効果的・効率的に実施できるよう努めてきている。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	531	499

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	17	18

単位：人（本省職員）

外部要因

国際社会における各国の文化・歴史・発展段階の違いを反映し、人権分野においては各国の意見や価値観の相違が顕著である。

目標の達成状況

評価の切り口 1：国際社会の人権の保護促進（地域別、テーマ別等の切り口から把握）

(1) 我が国は、国連の人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論への積極的参画を通じ、人権の保護・促進に向けて貢献した。また、国連民主主義基金（UNDEF）の主要拠出国として、同基金の運営について積極的に関与した。

(2) 人権の保護、促進のため、中国、カンボジア、イランとの間で人権対話のほか、ハイレベルでの二国間会談等を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

(3) さらに、国連事務局の人権担当部門のほか、社会的弱者の権利の保護、促進を目的とした各種基金等を支援した。また、ハンセン病の差別解消に向け、国際場裡において積極的にイニシアティブをとったほか、「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」に出席し、児童の性的搾取の問題に、国際社会と共に積極的に取り組む方針を表明した。

(4) 平成 20(2008)年 10 月に、自由権規約第 5 回政府報告審査を受けたほか、平成 20 (2008) 年 4 月に、女子差別撤廃条約第 6 回政府報告、児童の権利条約の第 3 回政府報告及び同条約の二つの選択議定書（武力紛争における児童の関与に関する選択議定書、児童の売買・児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書）それぞれについて第 1 回政府報告を、同年 8 月には人種差別撤廃条約に関する第 3 回～第 6 回政府報告を作成、提出した。新しい人権条約については、障害者権利条約（仮称）の早期締結に向けた検討を行ったほか、強制失踪条約の締結の承認を求めて国会に提出した。さらに、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行っている。

詳細は、事務事業①「国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論への積極的参画や関係機関への支援、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組」、事務事業②「社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積

極的参加」、事務事業③「主要人権条約の履行」を参照。

評価の切り口 2：国内における難民認定及びその定住策への支援

(1) 条約難民等のみを対象とした定住支援事業の実施から3年目を迎える平成20(2008)年度は、31名の対象者に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設であるRHQ支援センターにおいて実施した。

(2) 平成20(2008)年12月には、閣議了解及び難民対策連絡調整会議での決定により、平成22(2010)年度から、難民の第三国定住のパイロットケースとして、タイの難民キャンプから約30人(家族単位)のミャンマー難民を受け入れ、日本語教育及び職業紹介等の定住支援を行うこととなった。また、平成21(2009)年2月には、第三国定住に関するシンポジウムを主催した。

詳細は、事務事業④「難民の本邦定住促進のための事業の実施及び関係省庁、UNHCR、NGO等との連携」を参照。

第三者の所見

岩沢雄司 東京大学法学部教授

本施策目標につき「目標の達成に向けて進展があった」という評価は妥当である。

- (1) 「国連の各種フォーラムにおける議論への積極的参画や関係機関への支援、
人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組」

国連の各種フォーラムにおいて国際社会の人権保護のための議論に参加し、人権状況非難決議などを実現していくことは、日本にとってきわめて重要である。人権分野で問題を抱える国と人権対話をを行うなど、二国間での働きかけを並行して行うことも欠かせない活動である。国連民主主義基金への拠出を通じた民主主義の基盤強化も、日本がなしうる大事な貢献である。「拡充強化」という本事業の総合的評価は妥当である。

- (2) 「社会的弱者の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加」

日本はハンセン病差別撤廃のための原則ガイドライン作成に中心的役割を果たしており、世界で注目されている。原則ガイドラインが成立した後はフォローアップ作業が必要となる。社会的弱者の権利の保護の分野で日本は重要な貢献をしている。「拡充強化」という本事業の総合的評価は妥当である。

- (3) 「主要人権条約の履行」

人権条約の下での報告書作成及び条約機関による報告書審査への対応は、重要だが、多くの人的資源を必要とする負担の重い作業である。本課は限られた資源の中で工夫をしながら、これに対応している。障害者権利条約の早期締結に向けた努力も求められる。

- (4) 「難民の本邦定住促進のための事業の実施及び関係省庁、UNHCR、NGO等との連携」

第三国定住による難民受け入れのパイロットケースとして、平成22年度から30人のミャンマー難民を受け入れることは、画期的なことである。それに伴い、難民に対して行っている各種支援事業を強化する必要がある。「拡充強化」という本事業の総合的評価は妥当である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 平成 23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっているところ、人権理事会理事国として、米や EU とともに右レビューに加わり、実効性のある人権理事会の形成に向けて緊密に連携していく。

さらに、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

民主主義についても、今後平成 21(2009)年度に予定されている第5回民主主義共同体閣僚級会合(於：リスボン)等、民主主義に関する国際フォーラムに積極的に参加するほか、国連民主主義基金(UNDEF)をはじめとする国際機関や国内外の NGO と連携しつつ、各国における民主主義基盤の強化に努めていく。

(2) 国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を引き続き支援していく。平成 20(2008)年 6月の「ハンセン病差別撤廃決議」に基づくハンセン病差別撤廃を目的とする原則ガイドライン作成作業に協力するとともに、原則ガイドライン作成後のフォローアップ作業に尽力する。

(3) 政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、強制失踪条約、障害者権利条約(仮称)等の新しい人権条約の早期締結に向けた取組を行うほか、個人通報制度の受入れの是非につき、真剣かつ慎重に検討を行う。

(4) アジア地域で初となる、平成 22(2010)年度からの難民の第三国定住の受入れのパイロットケースの成功に向けて、準備を進める。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ① 国連の各種人権フォーラム(国連総会第三委員会、人権理事会等)における議論への積極的参画や関係機関への支援、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組 → 拡充強化
- ② 社会的弱者(児童、女性及び障害者等)の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加 → 拡充強化
- ③ 主要人権条約の履行 → 今まま継続
- ④ 難民の本邦定住促進のための事業の実施及び関係省庁、UNHCR、NGO 等との連携 → 拡充強化

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

施策Ⅱ—2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

具体的施策

II-2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 ······ 235

II-2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

評価担当課室名	業務内容
軍縮不拡散・科学部 軍備管理軍縮課	軍備管理・軍縮に関する外交政策
生物・化学兵器禁止条約室	生物兵器禁止条約、・化学兵器禁止条約に関する外交政策
通常兵器室	通常兵器に関する外交政策
不拡散・科学原子力課	大量破壊兵器及び関連物資の不拡散、原子力の平和的利用に関する外交政策

II－2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

軍縮不拡散・科学部
軍備管理軍縮課長 森野 泰成
生物・化学兵器禁止条約室長 梅津 康成
通常兵器室長 松浦 純也
不拡散・科学原子力課長 市川 とみ子
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	大量破壊兵器、通常兵器やテロの脅威への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ 国連総会での我が国の核軍縮決議の採択、核不拡散・核軍縮に関する国際会議の活動に対する支援・ 軍縮・不拡散関連条約の枠組みにおける取組・国内実施強化への貢献
施策の位置付け	第 169 回/第 171 回国会の外交演説、平成 20 年度/平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	北朝鮮、イラン等の核問題がある中で、我が国及び国際社会の平和と安定を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性に鑑み、我が国は、核兵器については、NPT ⁱ 体制の強化、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、CTBT ⁱⁱ の早期発効に向けた働きかけ、IAEA ⁱⁱⁱ の保障措置 ^{iv} の強化、核燃料供給保証 ^v を巡る国際的議論への参加等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っており、また、生物・化学兵器については、関連条約の普遍化等に貢献している。通常兵器では、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施、対人地雷・不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を行っている。また、大量破壊兵器(WMD)等の不拡散について、関連国連安保理決議を着実に実施するとともに、国際的輸出管理レジームの強化、PSI ^{vi} への貢献、域内の取組強化等を実施している。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、CTBT、BWC^{vii}、CWC^{viii}、IAEA 追加議定書等軍縮・不拡散関連条約の普遍化、関連国連安保理決議の採択、国際輸出管理レジームの強化、クラスター弾に関する条約の採択、小型武器・武器貿易条約(ATT)構想の総会決議採択、対人地雷・不発弾・小型武器等に関する現場プロジェクトの着実な進展等、具体的な成果があり、

目標の達成に向けて進展した。

課題

軍縮・不拡散体制が様々な挑戦を受けている今日の国際社会において、我が国は、軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けた外交を引き続き積極的に展開していく必要がある。

施策の必要性

核兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散を推進することは、「国際環境の安定を確保することにより、自国の平和と安全を図る」との我が国の安全保障上の基本的な立場を実施する方策の一つである。また、唯一の被爆国として、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは、国民の悲願でもあり、この目的のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。また、地雷や小型武器などの通常兵器は、被害国において現実に多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後の復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障、人道、開発等の分野にまたがる緊急課題である。

施策の有効性

北朝鮮、イラン等の核問題がある中で、国際社会が軍縮・不拡散に関する目標及び達成手段を共有することが重要である。施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段である。通常兵器の取引、使用等の規制は一国のみではなく、国際社会全体の問題として優先的に取り組むべき課題であり、国際的な枠組みの普遍化・強化が有効である。

施策の効率性

軍備管理・軍縮・不拡散に関わる国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において本施策の目標達成のため有効な唯一の手段であることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	308	322

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	40	44

単位：人（本省職員）

外部要因

本件施策を推進する上では、我が国の施策以外の各種の外部要因が影響を与える。

例えば、

（1）核軍縮・不拡散の分野では、世界の国々が核兵器国、非核兵器国、核兵器不拡散条約（NPT）非締約国（インド、パキスタン、イスラエル）といったカテゴリーに分類され、それぞれ異なる立場を強

くとり、軍縮・不拡散の推進の停滞の要因となることがある。

(2) 北東アジア、中東等における不安定な地域情勢は、核不拡散条約(NPT)、生物兵器禁止条約(BWC)、化学兵器禁止条約(CWC)、IAEA追加議定書^{ix}等の軍縮・不拡散関連条約の普遍化及び履行を妨げる要因となりうる。

(3) 一般に、途上国においては輸出入管理体制が十分に整備されておらず、実施体制も脆弱である場合が多いので、大量破壊兵器等(WMD等)及び関連物資の輸出管理政策の適切な履行を阻む要因となる。

(4) 軍縮・不拡散の取組は各国の安全保障と密接に関連することから、基本的に、軍縮・不拡散に関する協議には各国とも慎重となるため、成果をあげることに時間を要する。

(5) 武器取引や使用等の管理・規制は国際的枠組みの普遍化・強化と関連があるため、多数国共通の意志が必要である。また、国防上必要な通常兵器に関わる政策は各国の安全保障環境により、現場プロジェクトの実施は相手国政府の政治意志に、それぞれ影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口：軍縮・不拡散体制の強化に対する我が国の貢献

平成20年度は、例えば以下のとおり、軍縮・不拡散体制の強化において注目すべき進展があり、その実現に際しては、我が国も積極的に貢献した。

(1) 毎年、我が国が国連総会に提出している核軍縮決議案(平成20年は、「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」)が圧倒的多数の支持で採択されたこと及び平成22(2010)年NPT運用検討プロセスの成功裏の始動への我が国の貢献(第1回準備委の議長を我が国の天野大使が務めた)等、核兵器の全面的廃絶に向けた国際社会の意思形成を着実に進展させることができた。

(2) 地域の不拡散上の問題について、我が国は、国際場面においてより積極的に議論に参加し、かつ他国等への働きかけを行った結果、北朝鮮に関しては六者会合成果文書「共同声明実施のための第2段階の措置」が採択され、寧辺の核施設の無能力化等が進められているほか、イランに関しては安保理決議1835号が採択された。また、我が国は、一連の安保理決議を着実に履行してきているほか、輸出管理レジーム等の場でこれら国連安保理の輸出管理関連決議が着実に履行されるよう様々な取組を行うとともに、地域内における不拡散体制の強化に努めた。第16回アジア輸出管理セミナーでは、アジアにおける輸出管理に関し、活発な意見交換に参加した。また我が国は、引き続きIAEAと協力し追加議定書締結に向けた地域セミナーを支援するとともに、核燃料供給に関するセミナー等を通じて、核燃料供給保証を議論する環境づくり等を行うなどし、国際的な不拡散体制の基盤強化の進展に貢献している。さらに、第5回アジア不拡散協議(ASTOP)^xでは、ASEAN10か国、我が国、中国、韓国、米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論が行われた。

(3) その他、原子力供給国グループ(NSG)^{x i}、拡散に対する安全保障構想(PSI)、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)^{x ii}、生物兵器禁止条約(BWC)、化学兵器禁止条約(CWC)、核燃料サイクルへの取組、G8グローバル・パートナーシップ等、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けて貢献した。

(4) 通常兵器では18か国に対人地雷禁止条約(オタワ条約)への加入を働きかけ、小型武器決議で隔年会合等の実施が決定された。またクラスター弾に関する条約(CCM)^{x iii}採択に貢献しこれに署名した。武器貿易条約(ATT)構想につき国連決議の採択に貢献した他、アジア・太平洋地域会合を主催、オープンエンド作業部会(OEWG)に出席した。対人地雷、不発弾、小型武器関連の現場プロジェクトへの支援を着実に進めた。詳細は、事務事業①～③参照。

第三者の所見

石川卓 防衛大学校准教授

さまざまな阻害要因の存在にもかかわらず、我が国が、広く注目を集める核兵器を含む大量破壊兵器、ならびに弾道ミサイルに加え、現実の武力紛争や紛争後の社会において深刻な被害をもたらす種々の通常戦力をも対象として、その削減や撤廃、また不拡散に多大なエネルギーを注いでいることは、その重要性に鑑み、高く評価されるべきものといえる。一部の例外を除き、実質的な成果・効果がなかなか見られない点については、問題の本的な性質上、あるいは我が国が直接的な当事者たり得ないという立場上、多分にやむを得ないものと解すべきであろう。

引き続き、忍耐強く漸進に努めていくべき事案が多い中で、若干ながら一定の調整・修正を要すると思われる点もある。たとえば、ロシアに対する非核化協力は、核不拡散の観点から重要であることは否めないが、いわゆる「BRICs」の台頭が取り沙汰される中、その必要性をより詳細に説明していくことも肝要であろう。BWCについては、普遍化・国内実施強化に加え、遵守確保のための制度構築・強化に再び力点を置く必要もあるように思われる。

また、もとより軍縮や不拡散は、それ自体が目的ではなく、我が国の安全保障や国益追求に適った国際環境の構築といった目的を達成するための手段にほかならないが、とりわけ個別の懸念動向への対応においては、他のさまざまな手段と適切に組み合わせて展開していくことが肝要である。それゆえ、他の部局や省庁との密接な連携、ならびにその総合的な調整も重要なといえよう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標の達成に向け、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続して実施していく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

（核兵器）

- | | |
|---|----------|
| ① G 8 先進国首脳会議及び関連会合への積極的参加 | →今　のまま継続 |
| ② ジュネーブ軍縮会議（CD） ^{xiv} への積極的参加 | →今　のまま継続 |
| ③ 核兵器不拡散条約（NPT）運用検討プロセスへの積極的な参加 | →今　のまま継続 |
| ④ NPT、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ | →今　のまま継続 |
| ⑤ 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会の活動の支援 | →今　のまま継続 |
| ⑥ 核軍縮決議案の国連総会への提出・採択 | →今　のまま継続 |
| ⑦ 旧ソ連諸国に対する非核化協力（ロシア極東退役原潜解体協力事業「希望の星」等）の実施 | →今　のまま継続 |
| ⑧ 国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化と適切な実施 | →今　のまま継続 |
| ⑨ 軍縮・不拡散に関する調査、研究及び教育普及 | →今　のまま継続 |

- ⑩CTBT 国内運用体制整備・強化 →今　のまま継続
- ⑪核燃料供給保証を巡る国際的議論への積極的参加 →今　のまま継続
- (生物兵器・化学兵器)
- ⑫生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化・国内実施強化のための支援 →今　のまま継続
- (ミサイル)
- ⑬弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）への参 加国を増やすための努力 →今　のまま継続
- (輸出管理)
- ⑭原子力供給国グループ（NSG）、ザンガ－委員会^{xv}、オーストラリア・グループ（AG）^{xvi}、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）^{xvii}、ワッセナー・アレンジメント（WA）^{xviii}といった国際的輸出管理レジームの強化及び適切な輸出管理の実施 →今　のまま継続
- ⑮原子力供給国グループ（NSG）への事務局機能の提供 →今　のまま継続
- (その他不拡散問題への対応)
- ⑯アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組 →今　のまま継続
- ⑰拡散に対する安全保障構想（PSI）に対する貢献 →今　のまま継続
- ⑱個別の国・地域における懸念動向への適切な対応 →拡充強化
- ⑲対人地雷禁止条約（オタワ条約）^{xix}の普遍化への取組 →内容の見直し・改善
- ⑳小型武器^{xx}等の非合法取引の防止に対する国連の取組への貢献 →内容の見直し・改善
- ㉑CCW（特定通常兵器使用禁止制限条約）^{xxi}への取組 →今　のまま継続
- ㉒通常兵器一般に関する取組（含む武器貿易条約（ATT）構想^{xxii}） →拡充強化
- ㉓対人地雷・小型武器等による被害者への支援や武器の回収・除去といった現場での支援への取組 →今　のまま継続

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

i : NPT: 「核兵器不拡散条約」。米露中英仏の5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受け入れ、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めている国際条約。昭和43（1968）年成立し、昭和45（1970）年発効。日本は昭和51（1976）年批准。平成20年3月現在の締約国は190か国。

ii : CTBT: 「包括的核実験禁止条約」。地下実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。昭和38（1963）年に作成された部分的核実験禁止条約（PTBT）が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。平成8年9月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書二に列記されている44か国発効要件国の批准が必要であり、現時点では未発効。条約発効時にはCTBT機関（CTBTO）が設立されることになっているが（条約第2条1）、平成8年11月よりCTBTO準備委員会が毎年2回ウィーンで開催されている。平成9年3月、準備委員会第一会期再開会期において、同委員会暫定技術事務局が設立された。

iii : IAEA : 国際原子力機関。原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関（昭和32（1957）年設立）。①保障措置の実施、②原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、③医療、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、④原子力安全上の基準の作成及び普及、⑤原子力の平和的利用に関わる技術協力といった幅広い活動を行う。

iv : IAEA の保障措置 : IAEA が、各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、核物質等が軍事目的に利用されていないことを確保することを目的として、「査察」等の手段により検認活動を行うもの。

v : 核燃料供給保証 : 非商業的理由による核燃料の供給途絶が起こらないようセーフティーネットを構築し、各国がウラン濃縮・再処理技術（注）を新たに獲得するインセンティブを低下させることで、核不拡散の促進を図ろうとする構想。

注 : ウラン濃縮・再処理技術は原子力発電を含む核燃料供給サイクルに不可欠であるが、同時に核兵器開発にも転用しうる機微技術。

vi : PSI : 拡散に対する安全保障構想。大量破壊兵器等関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとりうる措置を検討・実践しようとする構想。平成15年5月、ブッシュ米大統領が提唱し、日本を含む11か国（米、日、英、伊、蘭、豪、仏、独、西、ポーランド、ポルトガル）が参加。第3回パリ会合（平成15年9月）では、各国が国際法及び各国の関係国内法の範囲内で、拡散を阻止するための必要な措置を実施することを定めた政治文書である「阻止原則宣言」を採択。現在、90か国以上がPSIの原則を支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している。我が国においても平成16（2004）年及び平成19（2007）年にPSI海上阻止訓練を主催。

vii : BWC: 「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」。開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約。昭和50年（1975）年発効。平成21年3月現在の締約国数は163か国。同条約は加盟国による条約遵守を確認するための手段がないため、検証のための議定書を策定するための交渉が平成7年から続けられていたが、平成13年に事実上中断した。平成18年11月には、第6回運用検討会議が開催された。

viii : CWC: 「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」。生産、保有、使用を含めた化学兵器の全面的禁止並びに検証制度を特長とする条約。平成 9 年発効。平成 21 年 3 月現在の締約国数は 186 か国。この条約に基づき、化学兵器禁止機関 (OPCW: Organization for the Prohibition of Chemical Weapons) が平成 9 年 5 月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。

ix : IAEA 追加議定書: IAEA との包括的保障措置協定に追加して IAEA との間で各国が締結する議定書。この締結により、IAEA に申告すべき原子力活動情報の範囲や「補完的アクセス」による検認対象場所が拡大されるなど、IAEA の権限が強化される。平成 21 年 1 月現在、86 か国が締結。

x : アジア不拡散協議 (ASTOP) : ASEAN10 か国、日本、中国、韓国、米国、オーストラリアの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う協議。平成 15 年 11 月に第 1 回協議、平成 17 年 2 月に第 2 回、平成 18 年 2 月に第 3 回、平成 19 年 1 月に第 4 回（カナダ、ニュージーランドが初参加）がいずれも東京で開催された。

x i : 原子力供給国グループ (NSG) : 核兵器開発に使用されるる資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を阻止することを目的とする輸出管理レジーム。45 か国が参加（平成 21 年 3 月時点）。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート 1（昭和 53（1978）年成立）と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート 2（平成 4 年成立）が存在する。我が国在ウィーン国際機関代表部が事務局機能を担っている。

x ii : 弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC) : 輸出管理だけではミサイル技術の拡散が進行するのを食い止めることはできないとの観点から、平成 14 年 11 月、オランダのハーグで採択された弾道ミサイル不拡散のためのグローバルな規範。弾道ミサイルの拡散防止、開発・実験・配備の自制、宇宙ロケット計画を弾道ミサイルの隠れ蓑にしないこと、信頼醸成措置などが主な内容。法的拘束力を持つ国際約束ではなく、政治的拘束力を持つ規範として位置づけられている。平成 21 年 4 月現在、130 か国が参加。

x iii : クラスター弾に関する条約 (CCM) : クラスター弾の使用等を禁止し、原則 8 年以内での貯蔵弾の廃棄を義務付け、被害者支援及び国際協力により、クラスター弾がもたらす人道上の懸念に対処することを目的とする条約。平成 20 年 5 月に開催されたダブリン会議（アイルランド）において採択され、平成 20 年 12 月 3 日にオスロで署名式が行われた。

x iv : ジュネーブ軍縮会議 (CD) : 国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。昭和 34（1959）年設立された「10 か国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したもの。平成 21 年 4 月現在の加盟国は 65 か国。

x v : ザンガー委員会 (ZC) : NPT 第 3 条第 2 項に規定する輸出管理の対象となる核物質、設備及び資材の具体的範囲を協議するために、スイスのザンガー教授の提唱により昭和 45（1970）年に設立された合議体。平成 19 年 3 月現在、36 か国が参加。

x vi : オーストラリア・グループ (AG) : 生物・化学兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、生物・化学兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム。平成 21 年 3 月現在 40 か国が参加。昭和 60 (1985) 年設立。

x vii : ミサイル技術管理レジーム (MTCR) : 大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及び有人航空機以外のその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする輸出管理レジーム。34 か国が参加（平成 21 年 3 月時点）。

x viii : ワッセナー・アレンジメント (WA) : ココムが発展解消し、その後継として平成 8 年設立された、(1) 通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、(2) グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際的輸出管理レジーム。平成 21 年 3 月現在、40 か国が参加。

x ix : 対人地雷禁止条約(オタワ条約) : カナダ政府が平成 8 (1996) 年 10 月にオタワで開催した国際会議に端を発するオタワ・プロセスを通じ作成された条約。平成 11 (1999) 年 3 月発効。対人地雷の使用、生産等を禁止し、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去を義務づけている。

x x : 小型武器 : 一般的に、狭義では、兵士一人で携帯、使用が可能な武器（自動拳銃、小銃等）を指すが、広義では、数人で運搬・使用する「軽兵器」（重機関銃、携帯式対戦車ミサイル等）及び「弾薬・爆発物」を併せた 3 種類の総称としても用いられる。

x x i : CCW(特定通常兵器使用禁止制限条約) : 過度に傷害を与え、又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる特定の通常兵器の使用を禁止または制限する条約。昭和 58 年発効。

x x ii : 武器貿易条約 (ATT) 構想 : 通常兵器の責任ある移譲を確保するため、国際的な武器移譲における共通基準を設定する条約を作成しようという構想。平成 18 年の国連総会決議により国連の枠組みで議論されることとなった。

施策Ⅱ—3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力 · · 245

具体的施策

II-3-1	原子力の平和的利用のための国際協力の推進 · · · · ·	248
II-3-2	科学技術に係る国際協力の推進 · · · · ·	252

II – 3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

評価担当課室名	業務内容
軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室	原子力の平和的利用（原子力の軍事的利用への転用防止に関するものを除く）
国際科学協力室	科学に関する外交政策

II—3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

具体的施策

II—3—1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

II—3—2 科学技術に係る国際協力の推進

評価の結果

施策 II—3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
II—3—1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
II—3—2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が増加しており、3Sを確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題である。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献する必要がある。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必要がある。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術基本法に基づく第3期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げているほか、平成20年5月には総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」と題した提言を行い、平成20年6月の自由民主党科学技術創造立国推進調査会における決議「科学技術創造立国の実現に向けて」においても、科学技術を外交ツール・資産として活用していくべきとの提言がなされている。さらに宇宙の分野に関しては、平成20年8月に宇宙基本法が施行され、「宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進する」(第6条)ことが求められており、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。

施策の有効性

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

沿岸国政府との協議等の施策は、我が国核燃料サイクル政策の重要な一部をなす放射性物質輸送を円滑に行う上で有効である。二国間原子力協定の作成は、3Sを確保した上で原子力平和的利用を推進する上で有効である。また、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上でも有効である。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

国際的な科学技術の発展のためには、各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約することが重要である。外務省として科学技術に関する国際的な枠組み作りや多国間プロジェクトの実施等を推進することは、我が国及び国際社会の科学技術力向上のために有効である。またこうした取組を通じて我が国の科学技術力が確保されるだけでなく、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高いものがあることから、これを我が国の外交ツール・ソフトパワーとして活用することは、我が国の国益増進にも資する。

施策の効率性

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

対面での交渉及び対話により相手国担当者との信頼関係に基づき、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議や、他の国際会議への出張の機会を利用して協議を実施する等により、緊密な対話を継続し、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができた。したがって、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術協力は、科学技術予算を得て実際の協力案件を所管する国内関係府省庁の果たす役割が大きいことから、科学技術外交ネットワーク等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整し役割分担を行い、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など外交面で取り組むべき側面に集中特化した取組を行った結果、施策に進展がみられた。更に、科学技術外交強化の文脈で外務省内の複数局課室にまたがる対応を要する事項についても、省内タスクフォースを通じ、関係課室が連携して有効な対応に努めた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

以下に詳述するように、平成 20 年度には、当該年度における本件施策の目標（小目標）の達成に向けて進展があった。

二国間協定の締結に向けた交渉の実施・そのための国内調整の実施、原子力技術の開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進への貢献、G 8 北海道洞爺湖サミットにおける我が国の提案による「原子力平和利用に関する 3 S イニシアティブ」（正式名称：3 S（核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ）に立脚した原子力基盤整備に関する国際イニシアティブ）の立ち上げ等を中心に想定された進展があった。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

以下に示すとおり、本施策の目標達成に向けた各種取組が着実に進展した。また、以下に取り組む上で、在外公館における科学技術担当官の指名、現地連絡会の立ち上げを含め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の構築等を通じて、基盤・体制を強化した。

（1）二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行つたほか、EUとの間で平成 15 年より交渉してきた科学技術協力協定締結の仮署名に至った。

（2）イーター機構設立協定、ブローダー・アプローチ（より広範な取組を通じた活動）協定等の関連諸協定の下で、準ホスト国として青森で理事会を主催するなど、活動を開始した。

（3）米、EU等他と国際科学技術センター（ISTC）について協調し、支援を継続した。

（4）宇宙関連の国際ルール作りの議論や国際宇宙基地（ISS）計画の進展に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。

（5）国際科学協力分野における調査を実施し、今後の政策立案のための有益な情報が得られた。

今後の方針

1. 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

我が国原子力を推進し、また、原子力先進国として国際的課題に貢献するための施策を引き続き実施し、推進する。

2. 「科学技術に係る国際協力の推進」について

関係府省庁、省内関係課室とも連携しつつ、引き続き、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に取り組む。

II－3－1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

国際原子力協力室長 新井勉

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	IAEA 等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力の平和的利用を確保し推進すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">我が国核燃料サイクル政策に対する支援強化二国間原子力協定の締結を通じた核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ（いわゆる 3S）を確保した形での原子力協力の推進多国間フォーラム等を通じた国際的な 3S 基盤整備の推進・強化地域協力を通じた原子力分野の技術協力・研究開発の推進・強化
施策の位置付け	第 169 回国会における外交演説に言及あり。 第 171 回国会における外交演説に言及あり。 平成 20 年度の重点外交政策に言及あり。
施策の概要	放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応。核物質及び原子力関連品目の輸出入等を行うための二国間原子力協定の締結に向けた取組及び協定の実施。3S を確保した形での原子力発電の国際的展開への協力。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化への貢献。新たな原子力技術の開発への貢献。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下に詳述するように、平成 20 年度には、当該年度における本件施策の目標（小目標）の達成に向けて進展があった。

二国間協定の締結に向けた交渉の実施・そのための国内調整の実施、原子力技術の開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進への貢献、G8 北海道洞爺湖サミットにおける我が国の提案による「原子力平和利用に関する 3S イニシアティブ」（正式名称：3S（核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ）に立脚した原子力基盤整備に関する国際イニシアティブ）の立ち上げ等を中心に想定された進展があった。

課題

平成 20 年度に得られた成果を基に、二国間協定の作成を含む二国間での原子力協力を更に推進すると共に、3S イニシアティブを含む、原子力安全及び核セキュリティの強化に向けた国際的

な取組に引き続き積極的に参画する。

施策の必要性

国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が増加しており、3Sを確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題である。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献する必要がある。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約3割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必要がある。

施策の有効性

沿岸国政府との協議等の施策は、我が国核燃料サイクル政策の重要な一部をなす放射性物質輸送を円滑に行う上で有効である。二国間原子力協定の作成は、3Sを確保した上で原子力平和的利用を推進する上で有効である。また、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上でも有効である。

施策の効率性

対面での交渉及び対話により相手国担当者との信頼関係に基づき、可能な範囲でテレビ会議を活用した協議や、他の国際会議への出張の機会を利用して協議を実施する等により、緊密な対話を継続し、出張旅費や協議会場設営等の経費を大幅に節約することができた。したがって、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	11	19

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	9	9

単位：人（本省職員）

外部要因

平成 20 年度における放射性物質の輸送に係る当該沿岸国の国内政治情勢は安定しており円滑な輸送が実施されたが、基本的に放射性物質輸送は、当該沿岸国の国内政治情勢などの影響を受けやすい。また、核物質、原子力関連資機材、技術の移転については、国内外のニーズの影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1： 放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施

国際原子力機関等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られており、平成 20 年における高レベル放射性廃棄物の海上輸送は、安全かつ円滑に実施することができた。詳細は、事務事業①「我が国核燃料サイクル政策に対する支援（資源外交、放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応を含む。）」を参照。

評価の切り口 2：二国間協定締結への取組、右に基づく協力の推進等

ロシア及びカザフスタンとの協定交渉の実施、既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の円滑な実施等の成果があった。詳細は、事務事業②「我が国原子力産業の国際展開への協力（平和利用担保のための二国間原子力協定の交渉、締結及び実施並びに協定締結のための相手国に対する基盤整備事業の実施を含む。）」を参照。

評価の切り口 3：原子力平和的利用の多国間協力の推進

我が国の働きかけによるG8首脳文書、IAEA総会決議等における3S確保の重要性への言及、北海道洞爺湖サミットにおける我が国提案による「3Sに立脚した原子力エネルギー基盤整備に関する国際イニシアティブ」の立ち上げ、国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）の下での活動の推進、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブの活動への参加等、一定の成果があった。詳細は、事務事業③「新たな原子力技術・制度の開発のための国際協力（国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）等での対応を含む。）」、事務事業④「原子力安全・核セキュリティ強化に係る国際協力（関連条約に係る取組、G8、IAEA等での国際規範策定・整備、国際的なアウトリーチ活動に係る活動を含む。）」を参照。

評価の切り口 4：原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）に基づく進展等

RCAに基づく活動（トレーニング・コースのホスト等）を実施し、一定の成果があった。詳細は、事務事業⑤「技術協力・研究開発（IAEAの技術協力及び「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定」（RCA）に係る対応を含む。）」を参照。

第三者の所見

鈴木達治郎 東京大学公共政策大学院客員教授

- (1) 世界的な原子力発電への期待が高まる中、日本が「3S (safety, security and safeguards)」を基本とした原子力協力の考え方を打ち出したことは、国際的にも高く評価されている。
- (2) 一方、3Sの考え方をどう実行面で担保するかについては、まだ具体的な成果として見えていないところがある。たとえば、カザフスタン、ロシア、韓国との原子力協力についての交渉が進められているとあるが、それぞれの国で重要な課題がある。
- (3) カザフスタンは非核保有国であり、日本にとってはウラン供給国であると同時に、日本から技術輸出国ともなりうる国である。ロシアも同様にウラン・濃縮役務の供給国であると同時に、日本からの技術移転の可能性もあるが、核保有国である。この両国に対し「3S」をどのような条件で公平に満たしていくのかが課題と考えられる。
- (4) また、韓国との原子力協力についても交渉が進んでいるとあるが、韓国は現在燃料サイクル（乾式再処理）の研究開発を進めており、日本と同様の権利を米国に要求していると報じられている。したがって、韓国との協力において、再処理を含む機微な燃料サイクル技術をどう扱うかは今後重要な課題となりうる。
- (5) さらに、インドとの原子力協力について、どのように「3S」を確保するのかについても、まだ明確にされていない。
- (6) 以上のような課題をかかえているものの、「3S」という考え方方が、国際的に定着しつつある点は

評価される。今後は、上記のような課題国以外の多くの途上国において、原子力発電導入に必要なインフラ整備に、日本が積極的に貢献できるよう、3Sを柱に進めていただきたい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

我が国原子力を推進し、また、原子力先進国として国際的課題に貢献するための施策を引き続き実施し、推進する。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|--|---------|
| ① 我が国核燃料サイクル政策に対する支援（資源外交、放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応を含む。） | → 今まま継続 |
| ② 我が国原子力産業の国際展開への協力（平和利用担保のための二国間原子力協定の交渉、締結及び実施並びに協定締結のための相手国に対する基盤整備事業の実施を含む。） | → 拡充強化 |
| ③ 新たな原子力技術・制度の開発のための国際協力（国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）等での対応を含む。） | → 今まま継続 |
| ④ 原子力安全・核セキュリティ強化に係る国際協力（関連条約に係る取組、G 8、IAEA 等での国際規範策定・整備、国際的なアウトリーチ活動に係る活動を含む。） | → 拡充強化 |
| ⑤ 技術協力・研究開発（IAEA の技術協力及び「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定」（RCA）に係る対応を含む。） | → 今まま継続 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

II－3－2 科学技術に係る国際協力の推進

国際科学協力室長 柳 淳

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	我が国及び国際社会の科学技術を発展させること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・二国間及び多国間協定を通じた各国・機関との関係強化・国際科学技術センター等に関する協調・支援の継続・宇宙関連の国際ルール作り等への参加
施策の位置付け	第 171 国会における外交演説、平成 20 年度及び平成 21 年度の重点外交政策において言及あり。
施策の概要	我が国の科学技術力に対する各国の期待は大きく、外交を通じて科学技術協力・交流を促進することは、我が国と世界の科学技術の発展とともに、我が国外交上の利益の促進にも資する。このため外務省は、科学技術協力協定を通じた二国間協力や、宇宙、核融合、大量破壊兵器不拡散、地球規模問題等の分野における二国間・多国間科学技術協力を実施し、「科学技術外交」、「宇宙外交」の強化に取り組んでいる。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下に示すとおり、本施策の目標達成に向けた各種取組が着実に進展した。また、以下に取り組む上で、在外公館における科学技術担当官の指名、現地連絡会の立ち上げを含め、科学技術外交ネットワーク (STDN) の構築等を通じて、基盤・体制を強化した。

- (1) 二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行なったほか、EU との間で平成 15 年より交渉してきた科学技術協力協定締結の仮署名に至った。
- (2) イーター機構設立協定、ブローダー・アプローチ（より広範な取組を通じた活動）協定等の関連諸協定の下で、準ホスト国として青森で理事会を主催するなど、活動を開始した。
- (3) 米、EU 等他と国際科学技術センター (ISTC) について協調し、支援を継続した。
- (4) 宇宙関連の国際ルール作りの議論や国際宇宙基地 (ISS) 計画の進展に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。
- (5) 国際科学協力分野における調査を実施し、今後の政策立案のための有益な情報が得られた。

課題

平成 20 年 5 月、総合科学技術会議は「科学技術外交の強化に向けて」と題した提言を行い、政府として「科学技術外交」に積極的に取り組むべきとした。また、平成 20 年 8 月に施行された宇

宇宙基本法においては「宇宙外交」の推進が謳われている。こうした動きを受け、国際的な科学技術協力をより積極的に進めていく必要がある。

施策の必要性

科学技術基本法に基づく第3期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げているほか、平成20年5月には総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」と題した提言を行い、平成20年6月の自由民主党科学技術創造立国推進調査会における決議「科学技術創造立国の実現に向けて」においても、科学技術を外交ツール・資産として活用していくべきとの提言がなされている。さらに宇宙の分野に関しては、平成20年8月に宇宙基本法が施行され、「宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進する」(第6条)ことが求められており、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。

施策の有効性

国際的な科学技術の発展のためには、各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約することが重要である。外務省として科学技術に関する国際的な枠組み作りや多国間プロジェクトの実施等を推進することは、我が国及び国際社会の科学技術力向上のために有効である。またこうした取組を通じて我が国の科学技術力が確保されるだけでなく、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高いものがあることから、これを我が国の外交ツール・ソフトパワーとして活用することは、我が国の国益増進にも資する。

施策の効率性

科学技術協力は、科学技術予算を得て実際の協力案件を所管する国内関係府省庁の果たす役割が大きいことから、科学技術外交ネットワーク等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整し役割分担を行い、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など外交面で取り組むべき側面に集中特化した取組を行った結果、施策に進展がみられた。更に、科学技術外交強化の文脈で外務省内の複数局課室にまたがる対応を要する事項についても、省内タスクフォースを通じ、関係課室が連携して有効な対応に努めた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
	7	6

単位：百万円

人的投入資源	平成20年度	平成21年度
	7	7

単位：人（本省職員）

外部要因

我が国の科学技術政策の策定及び実施は他府省庁・独立行政法人が担っており、科学技術における国際協力の進展は、これら関係府省庁・独立行政法人による施策によるところが大きい。

目標の達成状況

評価の切り口 1：二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

平成 20 年度には、フィンランド、オーストラリア、スイス、英国、フランスとの間で二国間会合を実施して各種分野の協力について議論し、協力関係が強化された。詳細は、事務事業①「英、米、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の推進」を参照。

評価の切り口 2：イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動実施の進展

イーター機構設立協定並びにブローダー・アプローチ協定等が発効し、我が国は準ホスト国として青森で理事会を開催する等の取組を実施した。詳細は、事務事業②「核融合分野における科学プロジェクト（イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動）の実施に向けた国際協力の推進」を参照。

評価の切り口 3：宇宙に関する法的枠組み等の進展

宇宙に関する法的枠組み形成の議論及び ISS 計画の実施において我が国の利益を確保するための外交上の取組を推進した。詳細は、事務事業③「宇宙に関する法的枠組み等を通じた科学技術協力」を参照。

評価の切り口 4：ISTC を通じた大量破壊兵器関連研究者・技術者の平和目的計画への転換への貢献

我が国としては、ISTC 事務局の諸活動に対し継続的に支援を行い、大量破壊兵器関連研究者・技術者の平和目的計画への転換に貢献した。詳細は、事務事業④「国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じた科学技術協力の推進」を参照。

評価の切り口 5：国際科学技術研究開発協力分野における調査の実施とその成果

「科学技術外交の強化に関する調査（英國の事例調査）」を実施し、我が国の科学技術外交の企画立案に寄与した。詳細は、事務事業⑤「国際科学技術研究開発協力分野における調査」を参照。

第三者の所見

小菅敏夫 デジタルハリウッド大学教授

施策の目標である「わが国及び国際社会の科学技術を発展させること」は、わが国の 21 世紀の基本的国家戦略の一つとして重要な課題であることは、総合科学技術会議の提言に掲げられている。特にわが国が、科学技術外交を積極的に進めることこそ日本及び国際社会の平和と安全に寄与できる分野であることから本件の施策は高く評価できると共に今後も積極的な推進こそ国益であり同時に国際社会の益になるものである。

今回の施策評価については、小目標である、二国間及び多国間協定を通じた各国・機関との関係強化、国際科学技術センター等に関する協調・支援は継続的に行うことで、世界共通の課題（人間の安全保障、環境、災害対策等）や世界同時不況への科学技術の果たす役割をわが国が、リーダーシップを取れる分野であり從来からの貢献と同時に今後も引き続き期待されるところである。

特に宇宙関連の国際ルール作り等への参加の小目標については、わが国が、2008 年に「宇宙基本法」を施行したことで新しい段階になったことを意味する。從来のわが国の宇宙活動による国際協力の一層の推進を図ると共に、産官学の積極的参加による幅の広い宇宙科学技術の開発とその利用がわが国の宇宙外交として重要な役割を果たす可能性が高くなるからである。こうした展開をスムーズにするための宇宙関連のルール作りにわが国はより積極的な役割を果たすことが必要になる。外務省国際科学協力室が平成 18 年度から 20 年度の 3 年間わたり産官学の専門家及び有識者による「宇宙法検討会」を行うこ

とで、その先鞭をつけ、今後の更なる国内及び国際的ルール作成に貢献した点は高く評価できる。国際条約や宇宙活動等の整備に向けて更にその役割を果たすことを期待する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

関係府省庁、省内関係課室とも連携しつつ、引き続き、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に取り組む。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|---|-------------|
| ①英、米、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の推進 | → 今まま継続 |
| ②核融合分野における科学プロジェクト（イーター計画及び日欧ブローダー
・アプローチ活動）の実施に向けた国際協力の推進 | → 今まま継続 |
| ③宇宙に関する法的枠組み等を通じた科学技術協力 | → 拡充強化 |
| ④国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じた科学技術協力の推進 | → 内容の見直し・改善 |
| ⑤国際科学技術研究開発協力分野における調査 | → 終了・中止・廃止 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	—

施策 II—4 国際経済に関する取組 259

具体的施策

II-4-1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	268
II-4-2	グローバル化の進展に対応する国際的な取組	272
II-4-3	重層的な経済関係の強化	276
II-4-4	経済安全保障の強化	282
II-4-5	海外の日本企業支援と対日投資の促進	288
II-4-6	北海道洞爺湖サミットの開催	293

II－4 国際経済に関する取組

評価担当課室名	業務内容
経済局 国際貿易課	国際貿易及び経済に関する国際機関等に係る外交政策等に関する事務・関税、海運及び船舶の保護に関する事務・経済に関する国際機関等に提出する資料の作成
サービス貿易室	サービス貿易に係る多国間の条約及び協定並びに国際機関に関する事務・サービス貿易に関する国際機関との協力に関する事務
世界貿易機関紛争処理室	世界貿易機関を設立するマラケシュ条約及びその附属書の下での協議及び紛争解決の処理に関する事務
経済連携課	経済上の連携に係る外交政策等に関する事務
経済協力開発機構室	経済協力開発機構に係る外交政策等に関する事務
アジア太平洋経済協力(APEC)室	アジア太平洋経済協力に関する対外経済関係に係る外交政策等に関する事務
経済統合体課	地域的な経済統合体に係る外交政策等に関する事務
アジア欧州協力室	アジア欧州会合に関する対外経済関係に係る外交政策等に関する事務
経済安全保障課	エネルギー資源その他の資源の安定供給等、経済安全保障に関する外交政策
漁業室	国際漁業問題に係る外交上の総合政策の企画立案
国際法局 海洋室	海洋の開発及び利用に関する対外経済関係のうち日本国安全保障に関連するものに係る外交政策等に関する事務
総合外交政策局 海上安全保障政策室	日本の安全保障に関する外交政策のうち海上の安全に関するものの企画・立案及び総括
経済局 経済局政策課	主要国首脳会議(サミット)をはじめとした対外経済関係に関する外交政策
知的財産室	知的財産に関する多数国間条約・国際機関、海外における模倣品・海賊版対策、知的財産に関する調査・助言等に関する事務

(以下は、II－4－6 執筆に関わった経済局政策課以外の課)

評価担当課室名	業務内容
総合外交政策局総務課	重要な外交政策の総括
国際協力局総合計画課	政府開発援助に関する企画・立案、経済協力に関する総合的な計画の作成、経済協力事情一般に関する調査及び統計などに関する業務

II—4 国際経済に関する取組

具体的施策

- II—4—1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進
- II—4—2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組
- II—4—3 重層的な経済関係の強化
- II—4—4 経済安全保障の強化
- II—4—5 海外の日本企業支援と対日投資の促進
- II—4—6 北海道洞爺湖サミットの開催

評価の結果

施策 II—4	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II—4—1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II—4—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II—4—3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
II—4—4	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II—4—5	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
II—4—6	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

エネルギーや各種資源に乏しい我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の下、経済的成长を遂げてきた。引き続きこのような体制を維持・強化するとともに、現在交渉中のドーカ開発アジェンダを最終妥結に導き、更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進に必要な施策である。さらに、WTO 加盟国間の貿易紛争を適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き紛争解決制度を積極的に利用する必要がある。

我が国は、我が国の貿易の4割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、地域内の貿易・投資の自由化、貿易・投資の円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。一方で、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に推進することが必要である。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

OECD は、国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するため、その活動に積極的に参画する必要がある。

(1) OECD は、設立条約に掲げる加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大といった目的に積極的に取り組むとともに、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任など、新たな課題にも積極的に取り組んでいる。その特色は、相互審査（ピア・レビュー）やベスト・プラクティスの積み重ねを通じて先進的な「国際標準」の醸成、普及にあり、我が国にとり望ましい国際環境をつくるため、積極的に作業に参加することが必要である。

(2) グローバル化が進展し、中国、インド、ブラジル、ロシアといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、また、世界的な金融・経済危機が続く中、OECDの有用性を一層高めるためにも、OECDの主要な機能である国際的なルール作り、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

- (イ) APECはアジア太平洋地域の21の国・地域（エコノミー）が参加し、世界の人口の約4割、GDP及び貿易量の約5割を占めている。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約7割、APECの域内貿易率も約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC地域の各エコノミーとの協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。
- (ロ) このような背景の下、APECの枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。

(2) ASEM

- (イ) アジアと欧州両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。
- (ロ) 日本がアジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、経済分野では、気候変動・環境問題やエネルギー安全保障を含む持続可能な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に寄与する必要がある。また、ASEM各国間で文化と文明間の対話を進め、地域情勢、テロ、感染症等のグローバルな課題について一致して協力していく方策について意見交換を進める必要がある。

(3) EU

平成13年に首脳レベルで発出された「日・EU協力のための行動計画」を着実に実施するとともに、同計画が想定した10年間の期間の終了に向けた、新たなビジョンを策定する必要がある。特に、我が国は政府一丸となって対内直接投資促進に取り組んでおり、引き続き日・EU間の双方向の直接投資促進のための施策を実施する必要がある。我が国とEUは、自由、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会の課題に対して特別の責任を有しております、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) 我が国は、国民の経済生活の基礎となる資源の多くを海外に依存している。エネルギー・鉱物資源はその8割以上を海外からの供給に頼っており、食料に関しても、我が国の自給率（カロリーベースで約4割）は主要先進国の中で最低水準にある。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。このような我が国にとって、資源の安定的で持続的な供給の確保は基本的外交目標の一つであり、そのための国際協力や国際的枠組み作りに積極的に参画することは必要不可欠である。

(2) また、我が国はこれら資源の輸入を海上輸送に依存しているところ、その安全を確保することも極めて重要である。更に、我が国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋秩序の維持・増進や海底資源等の経済権益の確保の重要性は大きい。

(3) エネルギー・鉱物資源・食料を巡る国際情勢が大きな変化を迎えており、海賊はじめ海上安全上の脅威が引き続き深刻であること等を考慮すれば、経済安全保障分野の取組を更に強化していくことは急務である。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けています。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

(2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。

(3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

6. 「北海道洞爺湖サミットの開催」について

G8サミットは重要な国際的課題について首脳間で議論し対処していくことで、大きな影響力を持っている。そのため、G8サミットに積極的に参加することが必要である。特に、議長国は議題設定、議論の取りまとめに大きな責任を有しており、平成20年度は、G8議長国として、G8首脳会合、及びG8外相会合やG8開発大臣会合を始めとする各種G8関連会合での議論を主導することで、貢献していくことが必要であった。

施策の有効性

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

(1) これまで多角的自由貿易体制の上に経済成長を実現させてきた我が国にとり、ドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に向けて導くことは、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現するために不可欠である。

(2) WTO紛争解決制度は、WTO体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これを積極的に利用することは我が国の利益を確保する上で有効である。

(3) 我が国と各国のEPA交渉は着実に進展しており、たとえば平成20年度に発効したインドネシア、ブルネイ、及びフィリピンとのEPAにより、それぞれ往復貿易額の約92%、約99%、及び約94%の関税が10年以内に無税となる。また、我が国初の複数国間のEPAであるASEAN全体との協定が発効したほか、ベトナム及びスイスとの協定が署名に至った。湾岸協力理事会(GCC)、インド及び豪州とのEPA/FTA交渉も推進しており、高い水準の自由化と幅広い分野を取り扱うことを目指している。平成16年11月以降、交渉が中断している韓国とのEPAについては、平成20年6月及び12月に交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を実施し、平成21年2月の日韓外相会談でレベルを審議官級に上げることで一致した。さらに、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき研究及び検討が進んでいる。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

(1) ルール作り及び政策協調への参画

OECDにおけるルール作り及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より、また、我が国の各分野における政策立案を行う上

で参考とするため、参加国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが有効である。

(2) 非加盟国協力活動の支援・促進

その中で OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めることが、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点から、また世界標準に照らし対等な競争環境を整備することが我が国企業の利益に資するとの観点から、有効である。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野での地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を制度的に担保し、更に、個別具体的な課題に対し APEC メンバーが協力して取り組むイニシアティブを発揮する場を提供する APEC は地域協力推進を実施していく上で有効である。

(2) ASEM

アジア・欧洲関係がグローバルな課題や両地域に共通の問題について自由で継続的な議論を行いアジアと欧洲のバランスのとれた協力を進めていく上で、ASEM は有効である。

(3) EU

高度に緊密化した欧洲との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要があり、この観点から、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU（または欧洲各国）間の経済関係協定の締結及び実施、二国間経済協議、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。

4. 「経済安全保障の強化」について

(1) エネルギー・鉱物資源の安定供給のためには、(イ) エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、(ロ) 安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、(ハ) エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に向けた取組が必要である。

また、食料危機に対しては、中長期的視点に立った増産と供給体制の改善が必要である。このため、国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC) 等の国連・国際機関との連携強化が有効である。

(2) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用を確保するためには、地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力することが有効であり、また国際捕鯨委員会 (IWC) における我が国の立場の主流化を図るための国際理解の増進が有効である。

(3) 海洋問題

海上の安全確保のためには、海賊問題に有効に対処するための国際協力を推進するとともに、ソマリア及び周辺沿岸国に対する支援が重要である。

また、海洋国家たる我が国が重大な利害を有する国連海洋法条約の効果的な運用と発展のためには、同条約に基づいて設立された国際海洋法裁判所及び大陸棚限界委員会 (CLCS) への貢献、国連海洋法条約関連の国際会議への積極的参加を通じた、我が国の関心事項の国際的周知が重要である。また、我が国の大陸棚延長作業に関連し、国連等からの情報収集、関連会議への対応も重要である。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

国内外の各種関係機関や経済団体等との意見交換や協議を通じ、民間のニーズの把握に努めた上で、以下のような投資環境の充実やビジネス環境の整備が有効である。

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を図り、また、海外の模倣品・海賊版対策を促進するため、日中、日韓、日米、日EU間の二国間の対話を継続した。在外公館においては、知的財産担当官の対応力を強化し、海外における日本企業支援及び各国との連携促進を図った。

(2) 日本企業支援強化のための施策

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」に基づき積極的に対応した。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担をするためのガイドラインも策定した。さらに、「日本企業支援センター」については、平成18年度にインド、タイ及びチリの大蔵省内に設置したのに続き、平成20年度にはホーチミン及び広州の総領事館内に設置し、企業が在外公館に気軽に相談できる体制を整え、企業のニーズへの対応の強化を図った。

(3) 経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日直接投資の促進

平成20年末の対日直接投資残高は、17.1兆円（一次推計値、GDP比約3.4%）まで伸びた。物品・サービス及び資本の自由な移動の促進等を目的とする経済連携協定、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とした二国間投資協定、国際的な二重課税の回避等を目的とした租税条約や、企業及び個人の社会保険料負担の軽減等を目的とした社会保障協定等の締結等を通じ、対日直接投資の一層の推進に向けて我が国のビジネス環境の改善・整備を図った。

6. 「北海道洞爺湖サミットの開催」について

G8サミットを通じ、主要国首脳間で主要な国際的課題につき議論し対処していくため、特に平成20年度には、G8議長国として議論を主導したことは有効であった。

施策の効率性

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

限られた資源の中、我が国は、閣僚会合始め種々の多数国間での議論の場に主要国の一員として参画する一方、二国間においても個別の働きかけを行うことで、WTOの交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

限られた資源の中、多数のEPAが発効または署名に達したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

限られた資源の中、国際社会のその時の喫緊のニーズを踏まえ、イノベーション、ソブリン・ウェルス・ファンド（政府系ファンド、SWF）、世界経済の見通し改定等の諸分野で、OECD事務局の専門性を活用し、我が国の主張を反映させた形で、質の高いルール作りや政策提言を実現させることができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

今後の地域経済統合のあり方に指針を与えた地域経済統合に関する報告書（平成19（2007）年9月首脳会議及び閣僚会議にて承認）に基づき平成20（2008）年に地域経済統合の促進のためにとられた措置の概要をまとめた地域経済統合に関する進捗報告書が承認され、引き続き取組を進めていくことが確認されるなど、地域連携の強化に効率的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) ASEM

様々なレベルでの議論を踏まえ、個別具体的な課題についての協力が進展し、アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) EU

日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日・EU 間の懸案事項に係る交渉や対話・意見交換を通じて、日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善に寄与し、目標達成に向け効率的に対応したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4. 「経済安全保障の強化」について

以下にかんがみ、とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

(1) エネルギー・食料については、北海道洞爺湖サミットをはじめ関連国際フォーラムにおいて我が国の主張を反映し、国際的な枠組み形成及び市場・貿易システムの安定化を主導することができた。特に、我が国の高い省エネルギー技術を外交に活用することを念頭に、IPEECの設立に向け大きな進展を得たことは意義深い。また、我が国への資源安定供給を強化するための施策の検討を進めることができた。漁業については、漁業資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際協力を推進した。捕鯨問題では、第60回IWC年次会合において、沿岸小型捕鯨や調査捕鯨等につき、パッケージでの合意をするための小作業グループの設立に貢献した他、調査捕鯨に対する妨害活動への非難を議長報告書に反映させた。また、東太平洋のマグロ類に関する地域漁業管理機関を強化することを目的とした条約を締結した。

(2) 海洋に関しては、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に関し、新たな法案を閣議決定・国会に提出し、海上自衛隊による現場海域での活動を開始することができた。また、CLCSに対し200海里を超える大陸棚の延長申請を行った。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

関係省庁や機関と一体となって取り組んできた結果、平成 20 年度を通じ目標達成に向けた進展が見られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6. 「北海道洞爺湖サミットの開催」について

平成 20 年度において、我が国はG 8 議長国としてG 8 首脳会合、及びG 8 外相会合やG 8 開発大臣会合を始めとする各種G 8 関連会合における議論を主導し、我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成、二国間の枠組みだけでは解決困難な諸課題への取組において大きな成果を得ることができた。

ゆえに、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

WTOドーハラウンド交渉については、平成20年前半には、農業、鉱工業品等市場アクセス、サービス貿易、ルールの各交渉分野において議論のたたき台となる文書が提示された。これを受け7月にジュネーブで開催された閣僚会合では、我が国は主要国の一員として少数国会合に出席し、議論の進展に貢献した。また、同年後半においては世界経済・金融の低迷を受け、11月の金融・世界経済に関する首脳会合及びAPEC首脳会合にて保護主義関連措置の自粛に合意した。さらに、WTO紛争解決手続きに当事国及び第三国として参加することで、貿易紛争を解決し、また、我が国に望ましい形での貿易ルールが定着するように努めた。

経済連携協定（EPA）については、平成 20 年度には、インドネシア、ブルネイ、ASEAN 全体、及びフ

ィリピンとの協定が発効し、ベトナム及びスイスとの協定が署名に至るなど、多数の EPA 交渉が大きく前進した。また、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき、民間研究又は検討作業が進められ、閣僚や首脳への報告が行われた。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

我が国は、OECD に関して、閣僚理事会や各委員会の活動に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動にも積極的に取り組み、これら諸国とも関係を更に強化した。また、新規加盟候補国についても、加盟審査プロセスに貢献した。これらにより、国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け状況は大きく進展した。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) ボゴール目標の達成及び地域経済統合の実現に向けた取組に積極的に貢献することにより、APEC における貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力に寄与した。

(2) ASEM の各種会合への貢献及び活動を通じて、政治、経済、社会・文化等の分野において具体的な協力の推進に寄与した。特に、我が国が「気候変動に対する適応セミナー」(平成 20 年 10 月) を主催し、また、鳥インフルエンザ対策において主導力を発揮した。

(3) 日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議及び日・EU 規制改革対話等において、日・EU 経済関係の強化の方策、国際社会の共通課題についての協議が進展した。

4. 「経済安全保障の強化」について

以下の成果を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき相当な進展があった。

(1) 資源価格の歴史的高騰の中、「資源確保指針」に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進め、我が国への資源安定供給に努めた。G 8、国際エネルギー機関 (IEA)、国際エネルギー・フォーラム (IEF)、エネルギー憲章条約 (ECT) 等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図った。特に北海道洞爺湖サミットでは包括的な合意を取り付けた。エネルギー効率向上の伝搬のため、国際省エネルギー協力・パートナーシップ (IPEEC) の設立を主導した。

(2) 各地で深刻化した食料危機に対し、北海道洞爺湖サミットはじめ首脳外交を駆使して、国際社会の取組を主導した。FAO 改革を推進したほか、我が国への食料供給の一層の安定のため、海外農業投資促進に向けた政府の取組を主導した。食料問題に関する日本のリーダーシップは国際場裡で高く評価されており、国連より右に言及する声明が発出された。

(3) 漁業資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際協力を推進した。捕鯨問題では、第 60 回 IWC 年次会合において、沿岸小型捕鯨や調査捕鯨等につき、パッケージでの合意をするための小作業グループの設立に貢献した他、調査捕鯨に対する妨害活動への非難を議長報告書に反映させた。また、東太平洋のマグロ類に関する地域漁業管理機関を強化することを目的とした条約を締結した。

(4) ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に関し、平成 21 年 3 月、新たな海賊対処のための法案を閣議決定・国会に提出した。また、海上自衛隊の護衛艦 2 隻が現場海域での活動を開始した。このほかにも、ソマリア沖、東南アジアの海賊対策に関する様々な国際協力を強化した。

(5) 大陸棚限界委員会 (CLCS) に対し 200 海里を超える大陸棚の延長申請を行った。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

以下に示す通り、本施策の目標に向け、着実な進展が見られた。

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) の早期実現に向けて、関係国間で議論を行ってきており、平成 20 年 6 月より条文案をベースとした交渉を開始した。二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産侵害問題の対策・協力の強化を行った。日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を行った。

(2) ビジネス環境の改善、人脈形成や情報提供などの面で成果があったことに加え、平成 20 年度にホーチミン及び広州の総領事館内に日本企業支援センターを設置し、企業支援体制を一層充実させた。また、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んだ。

(3) 平成 20 年末の対日直接投資残高が 17.1 兆円（一次推計、GDP 比約 3.4%）まで伸びた。

6. 「北海道洞爺湖サミットの開催」について

今回のサミットは、最近の会合に比べても、極めて重要なサミットとなった。議論の結果は、G 8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言に加え、3 つの独立声明及び議長総括として発表された。多くの成果が得られたが、中でも、環境・気候変動問題については、G 8 は 2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量の少なくとも 50% 削減を達成するとの長期目標を世界全体の目標として採択することを求めるとの認識で一致し、また、初めての主要経済国首脳会合を開催した。

世界経済については、一次產品の価格高騰問題やインフレ圧力への懸念に対し、経済の安定と成長を確保するため、引き続き適切なマクロ経済運営と構造政策を行っていく決意を示した。開発問題については、特に保健分野を集中的に議論した。また、食料価格高騰問題やアフリカ諸国支援のための具体的な取組についても合意することができた。政治分野では、京都で開催された G 8 外相会合における議論を踏まえ、不拡散を重点的に取り上げ、北朝鮮とイランについて議論を行った。

今回のサミットでは、一部のセッションに G 8 以外の諸国首脳を多数招待し、会合規模はサミット史上最大となった。

今後の方針

1. 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

ドーハ・ラウンド交渉については、今後、米国新政権の立ち上がり等、主要国の動向にも留意しながら、6 月の OECD 閣僚理事会や G 8 サミットなど議論の機会を見据えつつ、ラウンドの早期妥結を目指して引き続き精力的に取組を進めていく。また、保護主義への抵抗については、平成 21 年 4 月のロンドン・サミットでの首脳間の合意を履行すべく、引き続き WTO における監視を支持し、積極的な貢献を行う。

EPA 交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、東アジア自由貿易圏構想（ASEAN 構成国及び日中韓）、東アジア包括的経済連携構想（ASEAN 構成国及び日中韓印豪ニュージーランド）、並びにアジア太平洋自由貿易圏構想（FTAAP）の東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、引き続き積極的な参加及び貢献を行っていく。

また、今後は、これまでに発効した多数の EPA につき、その着実な実施に取り組む。

2. 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的に参画する。

3. 「重層的な経済関係の強化」について

(1) APEC

平成 22 年には我が国が APEC 議長となることも踏まえ、平成 21 年 11 月の首脳・閣僚会議で、APEC の新たな進展・成果を盛り込むべく、地域経済統合に向けた作業の加速化や今後の経済成長の方向としての包摂的成長の概念の精緻化など、具体的な取組をより進展させる。

(2) ASEM

平成 21 年 5 月に開催される第 9 回外相会合（於：ハノイ）に関する取組に重点を置きつつ、アジア

欧州財団（ASEF）との協力及び専門家会合等具体的な協力を通じて、今日の国際社会で役割と責務を増大させているアジアと欧州の間の対話と協力を引き続き進展させる。

（3）EU

将来の課題である日 EU・EPA も念頭に、引き続きビジネス界の提言を受けて政策への反映に努め、規制改革、投資分野のイニシアティブの実施を図る。このため、アジア太平洋地域における経済連携の進展にも留意しながら、日 EU 間の既存のメカニズムをより有効に活用していく。

（4）日 EU、APEC 及びこれらをつなぐ ASEM それぞれのフォーラムにおける協力を有機的に連携させることで重層的な経済関係の強化に努める。

4. 「経済安全保障の強化」について

（1）新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の生産国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明な中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るため、二国間や多国間の対話・協力、国際機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。

（2）我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取組む。また、海外における農業投資の行動原則を策定に取り組む。

（3）マグロ漁業、捕鯨、航行安全等への国際的協力、200 海里を超える大陸棚の設定等に関する取組の継続。

（4）海洋問題については、近隣国との境界画定問題や国連海洋法条約の実施等法的問題への取組を強化する観点から定員要求を行う予定。

5. 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

（1）知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。

（2）在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通を一層強化し、日本企業支援体制を更に充実させていく。

（3）平成 18 年 6 月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010 年末までに対日直接投資残高を GDP 比約 5 %とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。

6. 「北海道洞爺湖サミットの開催」について

北海道洞爺湖サミットのフォローアップを確実に行うとともに、平成 21 年度にイタリアで開催されるラクイラ・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。

II-4-1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

国際貿易課長 飯島俊郎
サービス貿易室長 古谷徳郎
世界貿易機関紛争処理室長 勝亦孝彦
経済連携課長 細野真一
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) WTOを中心とするルールに基づく多角的自由貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること (2) (1)を補完するための二国間及び地域的な経済連携の強化 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ WTO ドーカ・ラウンド交渉の推進・ 地域大の EPA の研究や検討
施策の位置付け	第 169 回国会施政方針演説・外交演説、第 171 回国会施政方針演説、平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	日本経済の拠って立つ柱である多角的自由貿易体制を維持・強化するため、WTO ドーカ・ラウンド交渉の最終妥結に向けて取り組むほか、共通インフラとしての WTO 体制をさらに増強すべく、加盟国の貿易政策審査、WTO 紛争解決手続きの活用等を行う。 経済連携強化に向けた取組として、各国との間での経済連携協定交渉をさらに推進するほか、地域大の EPA の研究や検討に積極的に参加及び貢献する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 20 年前半には、WTO ドーカ開発アジェンダ交渉において農業、鉱工業品等市場アクセス、サービス貿易、ルールの各交渉分野で議論のたたき台となる文書が提示された。これを受け 7 月にジュネーブで開催された閣僚会合では、我が国は主要国の一員として少数国会合に出席し、議論の進展に貢献した。また、同年後半においては世界経済・金融の低迷を受け、11 月の金融・世界経済に関する首脳会合及び APEC 首脳会合にて保護主義関連措置の自粛に合意した。さらに、WTO 紛争解決手続きに当事国及び第三国として参加することで、貿易紛争を解決し、また、我が国に望ましい形での貿易ルールが定着するように努めた。

経済連携協定 (EPA) については、平成 20 年度には、インドネシア、ブルネイ、ASEAN 全体、及びフィリピンとの協定が発効し、ベトナム及びスイスとの協定が署名に至るなど、多数の EPA 交渉が大きく前進した。また、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき、民間研究又は検討作業が進められ、閣僚や首脳への報告が行われた。

課題

WTO ドーハ・ラウンド交渉に関しては、関税削減等につき全加盟国についての一定のルールの設定を目指して交渉を行っているが、関税削減率をはじめとして重要決定事項が残されており、早期かつ我が国の立場を反映させた形での妥結を導くべく一層交渉に力を入れる必要がある。

EPA については、各国との交渉を進めていくとともに、交渉の結果多数の EPA が発効に至る中、これら発効済みの EPA の着実な実施に取り組む必要がある。

施策の必要性

エネルギーや各種資源に乏しい我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の下、経済的成长を遂げてきた。引き続きこのような体制を維持・強化するとともに、現在交渉中のドーハ開発アジェンダを最終妥結に導き、更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進に必要な施策である。さらに、WTO 加盟国間の貿易紛争を適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き紛争解決制度を積極的に利用する必要がある。

我が国は、我が国の貿易の4割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、地域内の貿易・投資の自由化、貿易・投資の円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。一方で、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に推進することが必要である。

施策の有効性

(1) これまで多角的自由貿易体制の上に経済成長を実現させてきた我が国にとり、ドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に向けて導くことは、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現するために不可欠である。

(2) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これを積極的に利用することは我が国の利益を確保する上で有効である。

(3) 我が国と各国の EPA 交渉は着実に進展しており、たとえば平成 20 年度に発効したインドネシア、ブルネイ、及びフィリピンとの EPA により、それぞれ往復貿易額の約 92%、約 99%、及び約 94% の関税が 10 年以内に無税となる。また、我が国初の複数国間の EPA である ASEAN 全体との協定が発効したほか、ベトナム及びスイスとの協定が署名に至った。湾岸協力理事会 (GCC)、インド及び豪州との EPA/FTA 交渉も推進しており、高い水準の自由化と幅広い分野を取り扱うことを目指している。平成 16 年 11 月以降、交渉が中断している韓国との EPA については、平成 20 年 6 月及び 12 月に交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を実施し、平成 21 年 2 月の日韓外相会談でレベルを審議官級に上げることで一致した。さらに、東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みについて研究及び検討が進んでいる。

施策の効率性

限られた資源の中、我が国は、閣僚会合始め種々の多数国間での議論の場に主要国の一員として参画する一方、二国間においても個別の働きかけを行うことで、WTO の交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

限られた資源の中、多数の EPA が発効または署名に達したことから、とられた手段は適切かつ効率的

であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	194	197

単位：百万円

人的投入資源

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	73	74

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) WTO 交渉は、153 か国のメンバーで交渉を行う多数国間交渉であり、その中でも米国、EU、ブラジル、インドなど主要国の動向が交渉の進展を大きく左右する。また交渉の長期化は、各国の立場が政権交代等内政の影響を受けて変更され易い状況を作り出している。

(2) EPA 交渉については、交渉相手国の国内事情や国際情勢の変化により、我が国の交渉一般のあり方や取組のスピード、相手となる国・地域に変更を迫られることがある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：ドーハ・ラウンドの最終妥結に向けた我が国の貢献

主要国の一員として積極的に交渉に関与した。特に、平成 20 年 7 月に農業・NAMA の大枠合意等を目指して開催された閣僚会合では少数主要国会合の一員として交渉の前進に貢献した。詳細は、事務事業①「ドーハ・ラウンドの妥結に向けた取組」を参照。

評価の切り口 2：経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展、地域大の EPA の研究に関する取組

昨年度（平成 20 年 3 月現在）5 か国と EPA 協定を発効済み（我が国署名済みの協定を含めると 5 か国）であったのが、平成 21 年 3 月現在では 9 か国・地域と発効済み（我が国署名済みの協定を含めると 11 か国）となった。また、平成 20 年度には GCC との間では 2 回の中間会合を、インドとの間では 6 回の会合を、豪州との間では 4 回の会合をそれぞれ開催し、韓国との間では交渉再開に向けた実務協議を 2 回実施した。東アジア自由貿易圏構想（ASEAN 構成国及び日中韓）、東アジア包括的経済連携構想（ASEAN 構成国及び日中韓印豪ニュージーランド）、並びにアジア太平洋自由貿易圏構想（FTAAP）の東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みにつき、それぞれ民間研究又は検討作業が進められ、閣僚や首脳への報告が行われた。詳細は、事務事業②「経済連携協定／自由貿易協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進」を参照。

第三者の所見

福永有夏 早稲田大学社会科学部准教授

WTO ドーハ・ラウンド交渉では、交渉の妥結に向けた努力が続けられているが、加盟国の対立は依然として大きく予断を許さない状況が続いている。ただ、農業改訂議長テキストに食料輸入国の利益に配慮したパラグラフが盛り込まれるなど、我が国にとって評価できる進展もあった。また、米国のゼロイングや EC の IT 製品関税など WTO 協定適合性が疑わしい措置について、パネル（履行パネル）による審

査を要請するなど我が国は紛争処理制度を積極的に利用している。

二国間及び地域的な経済連携については、ASEAN全体とのEPAが発効するなど東南アジア諸国とのEPA網がほぼ完成し、特にサービス貿易や投資の自由化について効果をもたらすと期待される。また、エネルギー資源が豊富なインドネシアやブルネイとのEPAが発効したことは、エネルギー安全保障の観点からも評価される。今後は、他地域との経済連携強化も望まれるところである。

以上より、「目標の達成に向けて相当な進展があった」との自己評価は妥当といえる。

ただ、昨秋以来の厳しい経済情勢の中で、アンチダンピング措置の発動増加や補助金の交付拡大など保護主義的政策が広まりつつあり、WTOその他の枠組みを通じて今後の展開を注視していく必要がある。

評価結果の政策への反映

今後の方針

ドーハ・ラウンド交渉については、今後、米国新政権の立ち上がり等、主要国の動向にも留意しながら、6月のOECD閣僚理事会やG8サミットなど議論の機会を見据えつつ、ラウンドの早期妥結を目指して引き続き精力的に取組を進めていく。また、保護主義への抵抗については、平成21年4月のロンドン・サミットでの首脳間の合意を履行すべく、引き続きWTOにおける監視を支持し、積極的な貢献を行う。

EPA交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、東アジア自由貿易圏構想(ASEAN構成国及び日中韓)、東アジア包括的経済連携構想(ASEAN構成国及び日中韓印豪ニュージーランド)、並びにアジア太平洋自由貿易圏構想(FTAAP)の東アジア及びアジア太平洋地域における経済連携の枠組みの研究や検討において、引き続き積極的な参加及び貢献を行っていく。

また、今後は、これまでに発効した多数のEPAにつき、その着実な実施に取り組む。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|---|--------|
| ① ドーハ・ラウンドの妥結に向けた取組 | → 拡充強化 |
| ② 経済連携協定／自由貿易協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進 | → 拡充強化 |

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

II-4-2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組

経済協力開発機構室長 曽根健孝

平成 21 年 5 月

施策の概要

施策の目標	国際経済秩序形成に積極的に参画すること 【小目標】 ①OECD の主要な機能である国際的なルール作りへ積極的に参加する ②主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化する
施策の位置付け	平成 20 年度重点外交政策に言及あり 平成 21 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するため、OECD における議論に積極的に参加し、リードする。また、OECD 等の国際的な取組を通じて、国際経済秩序を強化し、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

我が国は、OECD に関して、閣僚理事会や各委員会の活動に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動にも積極的に取り組み、これら諸国とも関係を更に強化した。また、新規加盟候補国についても、加盟審査プロセスに貢献した。これらにより、国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け状況は大きく進展した。

課題

新規加盟候補国の審査への取組や、非加盟国との関係強化を目的とした様々な活動に引き続き取り組む。また、世界的な金融・経済危機に対する国際的な取組に更に貢献する。

施策の必要性

OECD は、国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するため、その活動に積極的に参画する必要がある。

(1) OECD は、設立条約に掲げる加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大といった目的に積極的に取り組むとともに、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任など、新たな課題にも積極的に取り組んでいる。その特色は、相互審査（ピア・レビュー）やベスト・プラクティスの積み重ねを通じて先進的な「国際標準」の醸成、普及にあり、我が国にとり望ましい国際環境をつくるため、作業に参加することが必要である。

(2) グローバル化が進展し、中国、インド、ブラジル、ロシアといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、また、世界的な金融・経済危機が続く中、OECDの有用性を一層高めるためにも、OECDの主要な機能である国際的なルール作り、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

施策の有効性

(1) ルール作り及び政策協調への参画

OECDにおけるルール作り及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より、また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、参加国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが有効である。

(2) 非加盟国協力活動の支援・促進

その中でOECD加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めるこことや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点から、また世界標準に照らし対等な競争環境を整備することが我が国企業の利益に資するとの観点から、有効である。

施策の効率性

限られた資源の中、国際社会のその時の喫緊のニーズを踏まえ、イノベーション、ソブリン・ウェルス・ファンド（政府系ファンド。SWF）、世界経済の見通し改定等の諸分野で、OECD事務局の専門性を活用し、我が国の主張を反映させた形で、質の高いルール作りや政策提言を実現させることができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
	11	11

単位：百万円

人的投入資源	平成20年度	平成21年度
	10	11

単位：人（本省職員）

外部要因

OECDの活動は、加盟国のコンセンサスを基本としてその方向性を決定する仕組みとなっており、他の加盟国の立場に大きく影響を受ける。また、国際社会のグローバル化を踏まえ、OECDで取り扱われる事項は多岐にわたっており、途上国を中心とする非加盟国や、産業界、NGO等社会セクターとの協調を図る必要があり、それらの立場から一定の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口1：OECDにおけるグローバルな課題に対する我が国の貢献

(1) ルール作り及び政策協調への参画

OECD 産業・イノベーション・起業委員会において、引き続き模倣品・海賊版に関する作業が行われてきた他、平成 20 年度 OECD 閣僚理事会において、ソブリン・ウェルス・ファンド（政府系ファンド。SWF）に関する閣僚宣言が採択された。これについて、我が国よりも、SWF 側が透明性を高めることにより受け入れ国側が保護主義的な投資政策を回避しやすくなることの重要性を指摘し、宣言に適宜反映された。

また、平成 20 年 4 月、OECD による対日経済審査の結果が公表された。OECD による同審査を通じて、我が国が取り組んでいるマクロ経済政策や歳出改革、税制改革及び労働市場改革等の制度改革に係る様々な施策が、OECD 並びに加盟各国に認識されることとなった。

平成 20 年度後半より深刻化した金融・経済危機に関し、OECD においては、幅広い情報やマクロ経済分析及び長期的、構造的な分析への知見を通して、首脳会談等のタイミングを捉えて政策提言等重要なインプットを行い世界経済回復に向けた議論をリードしている。中でもロンドンサミット（4 月 2 日）の前には、我が国からの強い働きかけにより臨時で経済政策委員会を開催し、3 月 31 日に経済見通しを公表した。

（2）非加盟国協力活動の支援・促進

MENA-OECD イニシアティブ（中東・北アフリカの 18 か国を対象とし、投資プログラム及びガバナンスの 2 つのプログラムより構成）は、平成 20 年 1 月から更に 3 年間 MENA II として延長されることとなった。我が国は MENA 開始時より共同議長を務める等人的財政的貢献を行ってきている。

また、NEPAD-OECD アフリカ投資プログラム（我が国が平成 17 年の OECD 閣僚理において提案。サブ・サハラ地域を対象とし、開発の促進・貧困削減等を目的としている）に対して、我が国はプログラム開始当初より人的財政的貢献を行ってきている。TICAD プロセスにおいてより一層の対アフリカ支援の姿勢が打ち出される中、我が国は同プログラムの平成 21 年から 23 年までの延長を支持した。

詳細は、事務事業①「OECD における国際的なルール作りおよび政策協調への積極的参画」及び事務事業②「世界経済の分析と OECD を通じた国際経済秩序強化の取組」を参照。

第三者の所見

渡邊 順純 慶應大学総合政策学部教授

OECD は国際経済社会におけるルール・メーキングとそれに先立つ非加盟国も交えた協議のフォーラムとして我が国の経済政策とその運営にとって極めて重要な意義を持っている。我が国は 1964 年に OECD 加盟を果たして以来、積極的にかかるルール・メーキングや討議に参加してきたが、平成 20 年度後半より深刻化した金融・経済危機に關しても、G20 のロンドンサミット（4 月 2 日）に先立って、我が国からの強い働きかけにより臨時で経済政策委員会が開催され、3 月 31 日に経済見通しを公表、OECD として同サミットの議論に貢献することが出来た。

また、昨今注目を集めるようになった「ソブリン・ウェルス・ファンド」（SWF）について平成 20 年度の OECD 閣僚会議では閣僚宣言が発出されたが、このことは SWF のような新たな問題に対する OECD の対応能力を示す一例となった。その際、我が国より SWF 側が透明性を向上させることで、投資受け入れ国側の保護主義的対応を回避できる可能性が高まるなどを指摘、これが閣僚宣言案に適宜反映されるなど、我が国として一定の貢献が出来たことは評価できよう。

加えて「MENA-OECD イニシアティブ」や「NEPAD-OECD アフリカ投資プログラム」など非加盟国に対する協力活動もこれら諸国における投資環境の改善や開発の促進ならびに貧困の軽減などの観点から今後も継続されるべき事業と考えられる。

以上を勘案すると、我が国としては引き続き OECD を国際的な政策協調のための有効なフォーラムと

位置づけ、これを積極的かつ具体的に活用する方策を打ち出すのが妥当であると思料する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的に参画する。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ①OECDにおける国際的なルール作りおよび政策協調への積極的参画 | → 今まま継続 |
| ②世界経済の分析とOECDを通じた国際経済秩序強化の取組 | → 今まま継続 |

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	-	○

II－4－3 重層的な経済関係の強化

アジア太平洋経済協力室長 佐々山拓也
経済統合体課長兼アジア欧州協力室長 松浦 博司
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) APEC 及び ASEM を通じて具体的な対話と協力を促進することにより、地域（間）連帯を強化すること (2) 日・EU 経済関係及び国際的課題に対する日・EU 協力を推進すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ APEC において、ボゴール目標の達成及び地域経済統合の実現に向けた取組を促進すること・ ASEM の枠組みにおいて、気候変動、感染症問題について、我が国としてのリーダーシップを発揮すること・ 日 EU 間の様々な協議の枠組み（日 EU 定期首脳協議、日 EU ハイレベル協議、日 EU 規制改革対話等）での議論を活用すること
施策の位置付け	(1) APEC 及び ASEM 第 171 回国会における外交演説及び平成 20 年度重点外交政策に言及あり。 (2) EU 第 169 回国会における施政方針演説及び第 171 回国会における外交演説にそれぞれ言及あり。
施策の概要	(1) APEC アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進に寄与。我が国もセミナー開催やイニシアティブの提案等を通じ積極的な役割を果たした。 (2) ASEM アジア欧州会合（ASEM）首脳会合（平成 20 年 10 月、北京）、外相会合を始めとする各種閣僚会合、専門家会合への積極的な参加を通じ、アジアと欧州の間の対話と協力の進展に寄与。 (3) EU 日本企業の利益増進・保護のため、日・EU 間の定期首脳協議、規制改革対話等様々な協議を実施。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力をを行うと共に、欧州各国との二国間経済関係強化を推進。国際貿易（WTO）、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についても、日・EU 協力を推進。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

- (1) ボゴール目標の達成及び地域経済統合の実現に向けた取組に積極的に貢献することにより、APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力に寄与した。
- (2) ASEM の各種会合への貢献及び活動を通じて、政治、経済、社会・文化等の分野において具体的な協力の推進に寄与した。特に、我が国が「気候変動に対する適応セミナー」(平成 20 年 10 月) を主催し、また、鳥インフルエンザ対策において主導力を発揮した。
- (3) 日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議及び日・EU 規制改革対話等において、日・EU 経済関係の強化の方策、国際社会の共通課題についての協議が進展した。

課題

- (1) ボゴール目標の達成及び地域経済統合の実現に向け、更なる貿易・投資の自由化・円滑化を促進するとともに、貿易の安全確保等の更なる促進。各種プロジェクトを通じた域内経済協力の一層の強化。
- (2) ASEM 第9回外相会合(平成 21 年 5 月、於:ハノイ)のほか、各種会合、専門家レベル会合等への効果的な対応を行う。また、鳥インフルエンザ対策において引き続き主導力を発揮する。
- (3) EU が、巨大な単一市場としての存在感を増し、国際的なアジェンダ・規制のグローバルな基準設定の主体ともなりつつある中、EU 各機関への働きかけ、EU の変化への対応に更にきめ細かく取り組む。また、現下の国際的な経済危機の中、日欧が協調・率先して危機克服の努力を進める。

施策の必要性

(1) APEC

- (イ) APEC はアジア太平洋地域の 21 の国・地域(エコノミー)が参加し、世界の人口の約 4 割、GDP 及び貿易量の約 5 割を占めている。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約 7 割、APEC の域内貿易率も約 7 割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC 地域の各エコノミーとの協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。
- (ロ) このような背景の下、APEC の枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年 1 回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。

(2) ASEM

- (イ) アジアと欧州両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。

(口) 日本がアジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、経済分野では、気候変動・環境問題やエネルギー安全保障を含む持続可能な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に寄与する必要がある。また、ASEM 各国間で文化と文明間の対話を進め、地域情勢、テロ、感染症等のグローバルな課題について一致して協力していく方策について意見交換を進める必要がある。

(3) EU

平成 13 年に首脳レベルで発出された「日・EU 協力のための行動計画」を着実に実施するとともに、同計画が想定した 10 年間の期間の終了に向けた、新たなビジョンを策定する必要がある。特に、我が国は政府一丸となって対内直接投資促進に取り組んでおり、引き続き日・EU 間の双方向の直接投資促進のための施策を実施する必要がある。我が国と EU は、自由、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会の課題に対して特別の責任を有しております、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

施策の有効性

(1) APEC

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野での地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を制度的に担保し、更に、個別具体的な課題に対し APEC メンバーが協力して取り組むイニシアティブを発揮する場を提供する APEC は地域協力推進を実施していく上で有効である。

(2) ASEM

アジア・欧州関係がグローバルな課題や両地域に共通の問題について自由で継続的な議論を行いアジアと欧州のバランスとのとれた協力を進めていく上で、ASEM は有効である。

(3) EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要があり、この観点から、日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日・EU（または欧州各国）間の経済関係協定の締結及び実施、二国間経済協議、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。

施策の効率性

(1) APEC

今後の地域経済統合のあり方に指針を与えた地域経済統合に関する報告書（平成 19（2007）年 9 月首脳会議及び閣僚会議にて承認）に基づき平成 20（2008）年に地域経済統合の促進のためにとられた措置の概要をまとめた地域経済統合に関する進捗報告書が承認され、引き続き取組を進めていくことが確認されるなど、地域連携の強化に効率的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) ASEM

様々なレベルでの議論を踏まえ、個別具体的な課題についての協力が進展し、アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(3) EU

日・EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル協議、日・EU 規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日・EU 間の懸案事項に係る交渉や対話・意見交換を通じて、日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善に寄与し、目標達成に向け効率的に対応したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	113	112

単位：百万円

(内訳)

APEC	52	46 (この他 APEC 日本開催経費として 241 を計上)
ASEM	23	24
EU	38	42

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	27	28

単位：人（本省職員）

(内訳)

APEC	6	7
ASEM	6	6
EU	15	15

外部要因

(1) APEC

(イ) WTOにおける貿易自由化交渉の進展や域内でのFTAの急増等グローバルな動きを踏まえた取組の必要性。

(ロ) テロ対策や感染症対策等域内の新たな関心事項に応える取組の必要性。

(2) ASEM

(イ) アジアと欧州が国際社会で果たすべき役割と責務の増大、共通のグローバルな課題の増大等に伴う、アジア・欧州間の対話と協力の必要性の増大。

(ロ) 欧州側でのEUの拡大と深化、またアジア側での将来の共同体形成も視野に入れた動きを踏まえた双方向での理解と関心の増大。

(3) EU

リスボン条約が今後発効する予定もあり、EU統合が一層深化しEUとして統一の政策を打ち出す傾向が強まっていくことが予想される。また、EUが、環境分野を始め様々な分野の基準設定、国際社会の

議題設定の主体としての地位を高めていくことが予想される。また、新興国の台頭の中で、我が国に対する相対的な関心が低下することへの懸念がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：APECにおける貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力の強化

平成 20 年 11 月の首脳会議及び閣僚会議に向けた準備過程において、国際金融危機の早期解決及び WTO・DDA 交渉の早期妥結に向けた独立声明を作成し、これを採択した。また、平成 20（2008）年に地域経済統合の促進のためにとられた措置の概要をまとめた地域経済統合に関する進捗報告書、APEC 域内の投資環境整備を一層促す投資円滑化行動計画（IFAP）、セーフガードなど 4 分野における FTA（自由貿易協定）モデル措置、APEC 専任事務局長の選定等事務局機能の強化を柱とする APEC 改革案等、幅広い分野でのイニシアティブ等の採択・承認に貢献した。詳細は、事務事業①「APEC（アジア太平洋経済協力）を通じた域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の推進」を参照。

評価の切り口 2：ASEMにおける対話と協力の強化

平成 20 年 10 月、東京にて気候変動に対する適応セミナーを主催し、同分野での ASEM の協調を推進した。同月、北京にて首脳会合に参加し、国際経済・金融問題を中心とした国際社会の課題について積極的に議論に参加した。詳細は、事務事業②「ASEM 各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進」を参照。

評価の切り口 3：EUとの対話・関係強化

日・EU 規制改革対話等の日・EU 間協議及び欧州各国との二国間の枠組みを通して、ビジネス環境の整備、貿易・投資関係の強化に貢献した。日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDRT）を通じた民間側の要望を十分に吸い上げ、対 EU 経済政策等に反映させた。また、日・EU の共通課題（気候変動、エネルギー、WTO 等）に協力して取り組んでいくことを確認した。詳細は、事務事業③「日・EU 間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進」、事務事業④「日・EU 間の共通の国際的関心事項への取組を強化」を参照。

第三者の所見

寺田貴 早稲田大学アジア研究所教授

APEC、ASEM、対 EU とも WTO のような交渉ではなく対話を中心とした制度であり、協力体制を進めたとしても、実際どの程度各国の成長や厚生に貢献したのかを測ることは難しい。従って、APEC や対 EU 関係でこれまで実施してきたように、対話の推進に当たり、政策の享受者として財界関係者を関与させ、ビジネス活動との関連性を明らかにしようとする試みは極めて妥当と言える。またこのような多国間機構には、日本とあまり緊密な関係を築いていない国々（例えば旧東側諸国）との接点を生む効果も含み、対話推進において強調している「様々なイニシアチブの実施」がこれらの国々との関係強化の機会につながっている点も指摘できよう。その一方、個々の「層」さえ強化されれば、本施策のテーマである「重層的な経済関係の強化」が達成されたと言えるかどうかに関しては疑問が残る。「重層的」と謳うのであれば「層」同士の垂直的な関係にも注目し、複合的に経済関係強化を目指すアプローチがあつてもよい。例えば、長期目標として、競合製品を持つ韓国に先んじられている EU との FTA と経済統合を中心

課題に掲げる APEC を同時並行的に推進、実質的に両地域をつなぐ ASEM では、統合を視野に入れたアジアと欧州の経済関係強化の方向性を探るなど、三層の垂直関係強化が水平関係の強化にも及ぶといった相乗効果面を明確にするのも一つの方策であろう。その意味でも、10 年に日本が主催する APEC の今後の指針、特にボゴール目標以降のビジョン構築は不可欠で、日本が強い指導性を発揮するためにも「拡充強化」の評価を支持したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) APEC

平成 22 年には我が国が APEC 議長となることも踏まえ、平成 21 年 11 月の首脳・閣僚会議で、APEC の新たな進展・成果を盛り込むべく、地域経済統合に向けた作業の加速化や今後の経済成長の方向としての包摂的成長の概念の精緻化など、具体的な取組をより進展させる。

(2) ASEM

平成 21 年 5 月に開催される第 9 回外相会合（於：ハノイ）に関する取組に重点を置きつつ、アジア・欧洲財團（ASEF）との協力及び専門家会合等具体的な協力を通じて、今日の国際社会で役割と責務を増大させているアジアと欧州の間の対話と協力を引き続き進展させる。

(3) EU

将来の課題である日 EU・EPA も念頭に、引き続きビジネス界の提言を受けて政策への反映に努め、規制改革、投資分野のイニシアティブの実施を図る。このため、アジア太平洋地域における経済連携の進展にも留意しながら、日 EU 間の既存のメカニズムをより有効に活用していく。

(4) 日 EU、APEC 及びこれをつなぐ ASEM それぞれのフォーラムにおける協力を有機的に連携させることで重層的な経済関係の強化に努める。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

①APEC（アジア太平洋経済協力）を通じた域内の貿易・投資の自由化・円滑化、

貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進

→拡充強化

②ASEM 各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進

→今まま継続

③日・EU 間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の

整備を推進

→拡充強化

④日・EU 間の共通の国際的関心事項への取組を強化

→今まま継続

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

II－4－4 経済安全保障の強化

経済安全保障課長 塚田玉樹

漁業室長 青木豊

国際法局海洋室長 相航一

総合外交政策局海上安全保障政策室長 原田美智雄

平成21年7月

施策の概要

施策の目標	<p>エネルギー・鉱物資源、食料問題、漁業、海洋問題等への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給を確保すること</p> <p>【小目標】</p> <ul style="list-style-type: none">我が国へのエネルギー・資源の安定供給を確保するとともに、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図ること食料価格高騰問題への対応やFAO改革の推進により、世界の食料安全保障に資することマグロ類、鯨類等について国際的な漁業の資源管理を通じて、我が国の漁業の安定と利益を確保することソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適確に対処すること（法的枠組みの整備を含む）
施策の位置付け	<p>第169回、171回国会施政方針演説に言及あり。</p> <p>平成20年度、21年度重点外交政策に言及あり。</p> <p>国連食糧農業機関(FAO)主催ハイレベル会合(平成20年6月)における福田総理(当時)演説に言及あり。</p> <p>「骨太の方針2009」に言及あり。</p>
施策の概要	<p>経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るために、二国間を含む他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点を持ちつつ、エネルギー・鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力の推進、海賊問題への取組、国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献及び我が国の海洋における経済的権益(海洋資源等)の確保へ向けた取組を行っている。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下の成果を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき相当な進展があった。

(1) 資源価格の歴史的高騰の中、「資源確保指針」に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進め、我が国への資源安定供給に努めた。G 8、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図った。特に北海道洞爺湖サミットでは包括的な合意を取り付けた。エネルギー効率向上の伝搬のため、国際省エネルギー協力・パートナーシップ（IPEEC）の設立を主導した。

(2) 各地で深刻化した食料危機に対し、北海道洞爺湖サミットはじめ首脳外交を駆使して、国際社会の取組を主導した。FAO改革を推進したほか、我が国への食料供給の一層の安定のため、海外農業投資促進に向けた政府の取組を主導した。食料問題に関する日本のリーダーシップは国際場で高く評価されており、国連より右に言及する声明が発出された。

(3) 漁業資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際協力を推進した。捕鯨問題では、第60回 IWC 年次会合において、沿岸小型捕鯨や調査捕鯨等につき、パッケージでの合意をするための小作業グループの設立に貢献した他、調査捕鯨に対する妨害活動への非難を議長報告書に反映させた。また、東太平洋のマグロ類に関する地域漁業管理機関を強化することを目的とした条約を締結した。

(4) ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に関し、平成21年3月、新たな海賊対処のための法案を閣議決定・国会に提出した。また、海上自衛隊の護衛艦2隻が現場海域での活動を開始した。このほかにも、ソマリア沖、東南アジアの海賊対策に関する様々な国際協力を強化した。

(5) 大陸棚限界委員会（CLCS）に対し200海里を超える大陸棚の延長申請を行った。

課題

- (1) エネルギー・鉱物資源・食料を巡る新たな情勢を受け、我が国への資源安定供給及び国際市場・貿易システムの安定化に向けた取組を強化する。
- (2) 漁業交渉を主導的に進めていくとともに、国際協力を推進する。
- (3) 海賊対策、沿岸国支援を一層推進する。CLCS の審査に適切に対応する。

施策の必要性

(1) 我が国は、国民の経済生活の基礎となる資源の多くを海外に依存している。エネルギー・鉱物資源はその8割以上を海外からの供給に頼っており、食料に関しても、我が国の自給率（カロリーベースで約4割）は主要先進国の中で最低水準にある。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。このような我が国にとって、資源の安定的で持続的な供給の確保は基本的外交目標の一つであり、そのための国際協力や国際的枠組み作りに積極的に参画することは必要不可欠である。

(2) また、我が国はこれら資源の輸入を海上輸送に依存しているところ、その安全を確保することも極めて重要である。更に、我が国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋秩序の維持・増進や海底資源等の経済権益の確保の重要性は大きい。

(3) エネルギー・鉱物資源・食料を巡る国際情勢が大きな変化を迎えており、海賊はじめ海上安全上の脅威が引き続き深刻であること等を考慮すれば、経済安全保障分野の取組を更に強化していくことは急務である。

施策の有効性

- (1) エネルギー・鉱物資源の安定供給のためには、(イ) エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、

(口) 安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、(ハ) エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に向けた取組が必要である。

また食料危機に対しては、中長期的視点に立った増産と供給体制の改善が必要である。このため、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）等の国連・国際機関との連携強化が有効である。

(2) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用を確保するためには、地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力することが有効であり、また国際捕鯨委員会（IWC）における我が国の立場の主流化を図るための国際理解の増進が有効である。

(3) 海洋問題

海上の安全確保のためには、海賊問題に有効に対処するための国際協力を推進するとともに、ソマリア及び周辺沿岸国に対する支援が重要である。

また、海洋国家たる我が国が重大な利害を有する国連海洋法条約の効果的な運用と発展のためには、同条約に基づいて設立された国際海洋法裁判所及び大陸棚限界委員会（CLCS）への貢献、国連海洋法条約関連の国際会議への積極的参加を通じた、我が国の関心事項の国際的周知が重要である。また、我が国の大陸棚延長作業に関連し、国連等からの情報収集、関連会議への対応も重要である。

施策の効率性

以下にかんがみ、とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

(1) エネルギー・食料については、北海道洞爺湖サミットをはじめ関連国際フォーラムにおいて我が国の主張を反映し、国際的な枠組み形成及び市場・貿易システムの安定化を主導することができた。特に、我が国の高い省エネルギー技術を外交に活用することを念頭に、IPEECの設立に向け大きな進展を得たことは意義深い。また、我が国への資源安定供給を強化するための施策の検討を進めることができた。漁業については、漁業資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際協力を推進した。捕鯨問題では、第60回IWC年次会合において、沿岸小型捕鯨や調査捕鯨等につき、パッケージでの合意をするための小作業グループの設立に貢献した他、調査捕鯨に対する妨害活動への非難を議長報告書に反映させた。また、東太平洋のマグロ類に関する地域漁業管理機関を強化することを目的とした条約を締結した。

(2) 海洋に関しては、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に関し、新たな法案を閣議決定・国会に提出し、海上自衛隊による現場海域での活動を開始することができた。また、CLCSに對し200海里を超える大陸棚の延長申請を行った。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	1	3

単位：百万円

人的投入資源

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	31	32

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保は、中国、インド等の新興経済国を含む世界経済の成長に伴う需要動向、生産国及び消費国の国内政策、及び、生産国の政治・治安情勢の影響を受ける。また、国際的なエネルギー安全保障の強化のために必要な措置を国内的に実施するとの観点からは、我が国のエネルギー事情及び国内関係省庁の国内施策等との関連を十分に踏まえる必要がある。
- (2) 食料の安定供給の確保については、干ばつ等の自然災害、人口増加や途上国の所得水準の向上による食料需要の動向、農産物のバイオ燃料の原料としての利用等の影響を受ける。また、食料の安定供給を図るための国際協力や国際的なルール作りに参画する上で、我が国の農業事情及び関連する国内関係省庁の国内施策等との関連を十分に踏まえる必要がある。
- (3) 鯨類資源を含め、海洋生物資源の保存と持続可能な利用に係る国際協力については、各国政府の政策如何によって国際協力の度合い及びその方向性は左右される。また、国際世論や各国の国内世論がこれに与える影響も大きい。
- (4) 海上の安全の確保のために国際協力をを行うにあたっては、各国の主権を尊重するとの大前提があるため、各の意向を十分踏まえた上での対応となる。また、国連海洋法条約の効果的な運用と発展については、関係国の政策により、我が国の関心が反映されるか否かは左右される。

目標の達成状況

評価の切り口 1：我が国への資源安定供給を実現するための国際環境の創出

資源価格の歴史的高騰の中、G 8、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図った。特に北海道洞爺湖サミットでは包括的な合意を取り付けた。エネルギー効率向上の伝搬のため、国際省エネルギー・パートナーシップの設立を主導した。詳細は、事務事業①「国際的な枠組み等を通じたエネルギー消費国間の協力・協調の強化、資源生産国・消費国間の対話の強化及び生産国との良好な関係の維持・強化」を参照。

評価の切り口 2：我が国及び世界の食料安全保障の強化

各地で深刻化した食料危機に対し、北海道洞爺湖サミットはじめ首脳外交を駆使して、国際社会の取組を主導した。FAO改革を推進したほか、我が国への食料供給の一層の安定のため、海外農業投資促進に向けた政府の取組を主導した。食料問題に関する日本のリーダーシップは国際場で高く評価されており、国連より右に言及する声明が発出された。詳細は、事務事業②「国際連合食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）等を通じた食料・農業開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用」を参照。

評価の切り口 3：海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保

東太平洋のマグロ類に関する地域漁業管理機関を強化することを目的とした条約を締結した。第60回IWC年次会合において、我が国の主張が議長報告書に反映された。詳細は、事務事業③「海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進」を参照。

評価の切り口 4：我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応

ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に関し、平成21年3月、新たな海賊対処のための法案を閣議決定・国会に提出し、海上自衛隊の護衛艦2隻が現場海域での活動を開始した。このほかにも、ソマリア沖、

東南アジアの海賊対策に関する様々な国際協力を強化した。詳細は、事務事業④「我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応」を参照。

評価の切り口 5： 我が国の海洋における経済的権益（海洋権益等）の確保の努力

国連海洋法条約に従い、我が国がこれまでの他国の申請や意見交換を参考にしつつ、CLCSに対し、同委員会の科学的・技術的ガイドラインを踏まえた海底地形等の詳細な科学的データに基づく申請を行った。詳細は、事務事業⑤「我が国の海洋における経済的権益（海洋資源等）の確保」を参照。

第三者の所見

小寺彰 東京大学大学院総合文化研究科教授

天然資源のほとんどを輸入に頼るわが国においては、エネルギー、鉱物資源、食料等を円滑に輸入するためには、単純にわが国についてエネルギー等の確保を目指すだけでなく、国際市場や世界全体の貿易システム、漁業管理システム等の安定化を図るべく努力する必要がある。とくに後者については、国際社会全体の理解を得て世界的なシステム作りへの貢献が期待される。この観点から、エネルギー・鉱物資源、食料問題、海洋問題について、現下の国際情勢を的確に捉え、取組を強化されていることは評価に値する。とくに北海道洞爺湖サミットでの国際省エネルギー協力・パートナーシップ（IPEEC）の設立や、ソマリア沖の海賊対策などの新たな取組は特筆に値する。

経済安全保障はわが国の最高の政策目標の一つと位置づけられるものであるが、他方、効果に即効性はない。IPEECについても設立して満足するのではなく今後の発展を期すようリードするなど取組を強化すべきである。同時に、本施策については、ODA等の対外施策や国内施策を動員してその実現を期すべきことを付言する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の生産国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明な中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るため、二国間や多国間の対話・協力、国際機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。

(2) 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む。また、海外における農業投資の行動原則を策定に取り組む。

(3) マグロ漁業、捕鯨、航行安全等への国際的協力、200海里を超える大陸棚の設定等に関する取組の継続。

(4) 海洋問題については、近隣国との境界画定問題や国連海洋法条約の実施等法的問題への取組を強化する観点から定員要求を行う予定。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

①国際的な枠組み等を通じたエネルギー消費国間の協力・協調の強化、

資源生産国・消費国間の対話の関係の強化及び生産国との

良好な関係の維持・強化

→ 拡充強化

②国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)等を通じた食料・

農業開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、

国際条約・基準の策定・運用

→ 拡充強化

③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保

のための国際的協力の推進

→ 今まま継続

④我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応

→ 拡充強化

⑤我が国の海洋における経済的権益（海洋資源等）の確保

→ 今まま継続

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

II－4－5 海外の日本企業支援と対日投資の促進

経済局政策課長 三澤 康
経済協力開発機構室長 曽根健孝
知的財産室長 林 祐二
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資の促進等を通じて日本経済の構造調整を活性化させること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・海外における知的財産権保護強化に向けた取組の促進・日本企業支援の取組の促進・対日直接投資の促進
施策の位置付け	(1) 知的財産権 (イ) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針（「骨太方針」）2006、2007 に言及あり。 (ロ) 知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画 2008」に言及あり。 (2) 日本企業支援 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。 (3) 対日投資 平成 18 年 3 月 9 日、対日投資会議（議長：総理）において、平成 22 年までに対日直接投資残高を GDP 比約 5% とする目標を策定。
施策の概要	日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業への支援と対日直接投資の促進を通じ、その牽引力である民間の活力を最大限に引き出すために、以下の取組を行った。 (1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の早期実現に向けた取組の加速、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の任命・対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向け取り組んだ。 (2) 日本企業支援 ビジネス環境の改善、現地情報の入手や人脈形成への協力等種々の支援を展開している。また、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した支援にも積極的に取り組んだ。 (3) 対日直接投資 ①地域への投資促進、②スピード感をもった包括的な投資環境整備、③広報活動を通じた一層の理解促進、を柱とした「対日直接投資加速プログラム」（平成 18 年 6 月 20 日策定、平成 20 年 12 月改定）に基づき、在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、

経済連携協定、二国間投資協定、租税条約、社会保障協定の締結等を通じ、対日直接投資の更なる促進に努めた。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下に示す通り、本施策の目標に向け、着実な進展が見られた。

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の早期実現に向けて、関係国間で議論を行ってきており、平成20年6月より条文案をベースとした交渉を開始した。二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産侵害問題の対策・協力の強化を行った。日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を行った。

(2) ビジネス環境の改善、人脈形成や情報提供などの面で成果があったことに加え、平成20年度にホーチミン及び広州の総領事館内に日本企業支援センターを設置し、企業支援体制を一層充実させた。また、在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んだ。

(3) 平成20年末の対日直接投資残高が17.1兆円（一次推計、GDP比約3.4%）まで伸びた。

課題

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の早期実現に向けた交渉を進展させる。知的財産担当官会議の開催、関係機関との連携等を通じた知的財産担当官の対応力をさらに強化する。

(2) 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通を一層強化するため、ベスト・プラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。

(3) 平成22年までに対日直接投資残高をGDP比約5%とする目標の達成に向け取組を強化する。

施策の必要性

(1) 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

(2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。

(3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどま

っている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

施策の有効性

国内外の各種関係機関や経済団体等との意見交換や協議を通じ、民間のニーズの把握に努めた上で、以下のような投資環境の充実やビジネス環境の整備が有効である。

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を図り、また、海外の模倣品・海賊版対策を促進するため、日中、日韓、日米、日EU間の二国間の対話を継続した。在外公館においては、知的財産担当官の対応力を強化し、海外における日本企業支援及び各国との連携促進を図った。

(2) 日本企業支援強化のための施策

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」に基づき積極的に対応した。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担をするためのガイドラインも策定した。さらに、「日本企業支援センター」については、平成18年度にインド、タイ及びチリの大蔵省内に設置したのに続き、平成20年度にはホーチミン及び広州の総領事館内に設置し、企業が在外公館に気軽に相談できる体制を整えたことにより、企業のニーズへの対応の強化を図った。

(3) 経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日直接投資の促進

平成20年末の対日直接投資残高は、17.1兆円（一次推計値、GDP比約3.4%）まで伸びた。物品・サービス及び資本の自由な移動の促進等を目的とする経済連携協定、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とした二国間投資協定、国際的な二重課税の回避等を目的とした租税条約や、企業及び個人の社会保険料負担の軽減等を目的とした社会保障協定等の締結等を通じ、対日直接投資の一層の推進に向けて我が国のビジネス環境の改善・整備を図った。

施策の効率性

関係省庁や機関と一体となって取り組んできた結果、平成20年度を通じ目標達成に向けた進展が見られ、とられた手段は適かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
	16	22

単位：百万円

人的投入資源

人的投入資源	平成20年度	平成21年度
	15	16

単位：人（本省職員）

外部要因

我が国の経済動向など外部的要因に左右される面を有している。

目標の達成状況

評価の切り口 1：海外における知的財産権保護強化に向けた取組

「知的財産推進計画 2008」に沿って、外交ルートを通じて、模倣品・海賊版拡散条約（ACTA）の早期実現に向けた取組の加速、在外公館における知的財産担当官任命等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日EU間での対話を継続した。その他、G8サミット、APEC、OECD等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS理事会や世界知的所有権機関（WIPO）等における議論に参画した。その結果、世界各国・各地域より模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、また、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組みにつき、各国において一定の理解が浸透しつつあること等の効果があった。詳細は、事務事業①「海外における知的財産権保護強化に向けた取組」を参照。

評価の切り口 2：日本企業支援強化に向けた取組

各国にある日本大使館・総領事館からの報告から明らかなように、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげた。また、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組をアピールするとともにニーズ把握にも努めた結果、個別企業のニーズへの対応強化や官民共催での在外公館施設の活用促進等の面で、外務省の取組を評価するとの企業側の声に言及した実績報告が多くあるなど、当省の取組は海外で活躍する日本企業の活動に貢献した。詳細は、事務事業②「在外公館による日本企業の海外展開に対する積極的なバックアップ」を参照。

評価の切り口 3：経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日投資の促進

- (1) 在外公館のネットワークの活用：在外公館を通じ、現地の政府要人や経済界に対する積極的な広報を実施した。また、ジェトロ等と連携し、対日直接投資に関するセミナーやシンポジウムを開いた。加えて、平成20年度に新たに作成したインベスト・ジャパン広報DVDを主要在外公館に配布し、シンポジウム等の機会に上映した。これらの活動を通じ、海外において「インベスト・ジャパン」イニシアティブの認知度を向上させる効果が見られた。
- (2) 種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介：「日米投資イニシアティブ」や「日・EU双方向投資促進のための協力の枠組み」、またその他国際会議等での議論の場をとらえて我が国の取組を鋭意アピールした結果、諸外国政府が我が国の投資環境整備に関する取組について理解を深めた。詳細は、事務事業③「2010年末までに対日投資残高を対GDP比5%程度に増加させることを目指す取組」を参照。

第三者の所見

福永 有夏 早稲田大学社会科学部准教授

まず知的財産権に関して、日本企業の海外における模倣品や海賊版による被害は、依然として深刻な問題となっている。既存の国際条約でも、知的財産権の国際的保護は一定程度図られているが、執行面については十分ではない。この点模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）は知的財産権の執行強化に重点を置いており、ACTA条文案についての交渉が始まったことは意義が大きい。

次に日本企業支援に関して、貿易や対外直接投資を促進するためには、経済連携協定（EPA）や二国間投資協定（BIT）などで貿易や投資の障壁を削減・撤廃するのみならず、関係国政府や企業と継続的に連携していくことが不可欠であり、日本企業支援のために日本政府が果たすべき役割は大きい。

最後に対日直接投資残高については、平成 19 年末から平成 20 年末の 1 年間で、2 兆円近く増加している。

以上より、「目標の達成に向けて進展があった」との自己評価は妥当であるといえる。

とはいっても、昨年来の厳しい経済情勢が続く中、世界経済は保護主義の色合いを強めており、目標を達成するためには取組をさらに強化していくことが望まれる。また、ACTA 交渉についても、早期に条約を実現し知的財産権の保護を強化するためには、交渉国間の意見の相違を埋めるとともに、より幅広い関係国と交渉を行っていくことが必要になろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

- (1) 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。
- (2) 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通を一層強化し、日本企業支援体制を更に充実させていく。
- (3) 平成 18 年 6 月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010 年末までに対日直接投資残高を GDP 比約 5 %とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ①海外における知的財産権保護強化に向けた取組 → 拡充強化
- ②在外公館による日本企業の海外展開に対する積極的なバックアップ → 今まま継続
- ③2010 年末までに対日投資残高を対 GDP 比 5 %程度に増加させることを目指す取組 → 今まま継続

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

日本企業支援のための在外公館施設の主な活用例



ウイスキー・セミナー及びジグザグ・コンサートの開催
（於：在サンクトペテルブルク総領事公邸）
(2008年6月)



酒セミナー・試飲会の開催
（於：在シカゴ総領事館）
(2008年4月)



欧州議員・日本企業レセプションの開催
（於：在EU代表公邸）
(2008年4月)



日本米試食会の開催
（於：在ウルグアイ大使公邸）
(2008年6月)



三井住友銀行ドーハ事務所開設式の開催
（於：在カタール大使公邸）
(2008年4月)

日本企業支援: 最近の具体例

■在外公館施設の活用

- 日系銀行現地事務所開設式の開催(在カタール大使館(平成20年4月))
日本ブランド発信と人脈形成のために実施。カタール金融庁CEOはじめ金融関係者等多数参加。
- 欧州議員と日系企業とのレセプションの開催(EU代表部(平成20年4月))
欧州議員との人脈形成のために開催。欧州議員、企業関係者等約30名参加。
- 日本酒試飲会の開催(在シカゴ総領事館(平成20年4月)、在ミラノ総領事館(平成20年4月)、在ドイツ大使館(平成20年5月)、在デュッセルドルフ総領事館(平成20年5月))
日本酒に関する講演会や試飲会を開催。地元政府関係者、企業等関係者が多数参加。

■現地政府に対する申し入れ

- 日系企業より、落札した国営通信事業者の光ファイバー網整備事業について、入札結果を反故にする動きが見られたとして支援要請があった。大使より情報通信技術大臣に対して問題提起する等の側面支援を行った結果、当初の入札結果どおり当該企業が本件事業を受注することとなった。(在アジアの大企業館(平成20年6月))
- 日系企業より、操業地域にて頻繁に発生する停電について、同企業の生産に悪影響を及ぼしているとして支援依頼があった。大使より県知事等に書簡を送付し善処を求めた結果、同県知事より停電問題解決に向けて取り組むとの回答があった。その後同企業からも停電問題が改善したとの報告がなされた。(在欧洲の大企業館(平成20年8月))

■事業の相手方とのトラブルを解決するための働きかけ

- 日系企業より、任国の公社に対して提供している路線バスの保守点検検査サービスについて、代金の支払いがされないとして支援要請があった。大使及び公使より運輸大臣及び同副大臣に面会し善処を申し入れた結果、無事に代金の支払いが行われた。(在アジアの大企業館(平成20年3月))

II－4－6 北海道洞爺湖サミットの開催

経済局政策課長 三澤 康
総合外交政策局総務課長 森 健良
国際協力局総合計画課長 牛尾 滋
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	議長国として首脳会合・外相会合等のG 8 関連会合を成功裡に開催し、国際舞台において我が国のリーダーシップを遺憾なく発揮すること 【小目標】 北海道洞爺湖サミットを成功裡に開催し、さまざまな地球規模課題の解決に向けて、国際的な議論をリードすること。
施策の位置付け	第 169 回国会施政方針演説に言及あり 第 169 回国会及び第 170 回国会外交演説に言及あり 平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	G 8 サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題を G 8 首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしている。G 8 議長国として、その議論をリードし、また G 8 としての協調行動を促し、国際社会が直面するさまざまな地球規模課題の解決に向けて積極的に貢献する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

今回のサミットは、最近の会合に比べても、極めて重要なサミットとなった。議論の結果は、G 8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言に加え、3つの独立声明及び議長総括として発表された。多くの成果が得られたが、中でも、環境・気候変動問題については、G 8 は 2050 年までに世界全体の温室効果ガスの排出量の少なくとも 50% 削減を達成するとの長期目標を世界全体の目標として採択することを求めるとの認識で一致し、また、初めての主要経済国首脳会合を開催した。

世界経済については、一次産品の価格高騰問題やインフレ圧力への懸念に対し、経済の安定と成長を確保するため、引き続き適切なマクロ経済運営と構造政策を行っていく決意を示した。開発問題については、特に保健分野を集中的に議論した。また、食料価格高騰問題やアフリカ諸国支援のための具体的な取組についても合意することができた。政治分野では、京都で開催された G 8 外相会合における議論を踏まえ、不拡散を重点的に取り上げ、北朝鮮とイランについて議論を行った。

今回のサミットでは、一部のセッションに G 8 以外の諸国首脳を多数招待し、会合規模はサミ

ット史上最大となった。

課題

北海道洞爺湖サミットのフォローアップを確実に行うとともに、平成 21 年度にイタリアで開催されるラクイラ・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。

施策の必要性

G 8 サミットは重要な国際的課題について首脳間で議論し対処していくことで、大きな影響力を持っている。そのため、G 8 サミットに積極的に参加することが必要である。特に、議長国は議題設定、議論の取りまとめに大きな責任を有しており、平成 20 年度は、G 8 議長国として、G 8 首脳会合、及び G 8 外相会合や G 8 開発大臣会合を始めとする各種 G 8 関連会合での議論を主導することで、貢献していくことが必要であった。

施策の有効性

G 8 サミットを通じ、主要国首脳間で主要な国際的課題につき議論し対処していくため、特に平成 20 年度には、G 8 議長国として議論を主導したことは有効であった。

施策の効率性

平成 20 年度において、我が国は G 8 議長国として G 8 首脳会合、及び G 8 外相会合や G 8 開発大臣会合を始めとする各種 G 8 関連会合における議論を主導し、我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成、二国間の枠組みだけでは解決困難な諸課題への取組において大きな成果を得ることができた。ゆえに、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	25,510	—

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	386 (ただし、平成 20 年 7 月時点の G 8 北海道洞 爺湖サミット準備事務 局の人員数)	—

単位：人（本省職員）

外部要因

G 8 サミットで取り扱われる事項及びその内容は我が国以外の G 8 諸国の立場、G 8 以外の諸国の動向、国際社会全体の動向に大きく影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口：G 8 サミットの成功裡の開催に果たしたG 8議長国たる我が国の貢献

G 8 サミットは、現代の国際政治経済体制においてさまざまな地球規模問題に対し効果的かつ効率的な対応を行う上で必要欠くべからざる政策協調の枠組みになっている。そこでは地球的規模の重要性を持つ諸問題が特定されると共に優先項目が議論の中で規定され、各国の首脳はその後1年間の具体的取組を翌年のサミットで問われることになる。

平成20年の場合、我が国はG 8議長国として、G 8首脳会合、及びG 8外相会合やG 8開発大臣会合を始めとする各種G 8関連会合において、議論を主導し、まとめ上げる役割を全うした。特に、環境・気候変動の議論においては、G 8として2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも50%削減するという目標を世界全体で共有し、採択することを求める旨とした首脳宣言をまとめた。さらに、日本が提案した「セクター別アプローチ」は有益な手法であるという点でG 8各國の合意が得られ、国際社会が直面する課題について、我が国に望ましい形で議論を主導することができたといえる。これらの議論の流れ、首脳宣言始め関連文書等は逐一専用のホームページ等を通じ、我が国内外に広く情報発信した。詳細は、事務事業①「G 8首脳会合の開催」、事務事業②「G 8外相会合の開催」、事務事業③「G 8開発大臣会合の開催」を参照。

第三者の所見

渡邊 賴純 慶應大学総合政策学部教授

G 8 サミットは我が国の首脳外交の中でも最も重要なものの一つに位置づけられる。首脳間で直接その時々の喫緊の国際問題について討議することは各國による実効的な対応を可能にすると共に、国際社会における信頼醸成に大きく貢献するものであることは疑い得ない。我が国はサミット開始当初から唯一のアジア代表としてこれに参加してきており、国際社会における我が国の存在感を一貫して高めてきた。その我が国がサミットを8年ぶりに主催することは、それ自体外交上極めて意義深いものであった。

北海道洞爺湖サミットでは、地球温暖化問題をはじめ、急浮上してきた食料及び原油価格の高騰、サブプライム問題に対して果たして有効な対応策が打ち出せるかどうかに注目が集まった。このうち、温暖化問題については、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも50%削減するとの目標を国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の全ての締約国と共有し、同条約の下での交渉において検討し採択することを求めることで一致した旨「議長総括」に盛り込むことが出来た。また、アフリカ問題についても、サミットに先立って我が国が主催した第4回アフリカ開発会議（TICADIV）の成果を踏まえ、経済成長とミレニアム開発目標（MDGs）達成のための具体的取組について合意できた。G8 サミットに関する研究で知られるカナダのトロント大学 G8 リサーチ・グループもこれらの点を評価しており、温暖化への取り組みについては「A」評価、開発・アフリカ問題については「A-」評価を与えている。同グループは北海道洞爺湖サミット全体については100点満点で78点の「B+」評価を出しているが、これ以上の評価を得たサミットは過去に2回しかない。このように振り返ってみると、「目標の達成に相当な進展があった」とする自己評価は適切であると言えよう。

惜しむらくは「世界経済」の分野で十分な対応策が取れなかつたことである。特に金融市場の安定性強化、保護主義防止といったテーマについてG8としての一歩踏み込んだ協調政策が取れなかつたことがその後の「リーマン・ショック」とそれに続く世界金融危機、保護主義の台頭に繋がつた。また、そのことがG8そのものの有効性・信頼性を揺るがし、G8の限界論を引き起こすきっかけにもなつた点は否めない。ロシアを別にすれば、G8の基本形であるG7諸国においては、民主主義、法の支配、人権、市場経済など基本的価値観がしっかりと共有されており、その確固たる基盤に立った政策協調は今後も有

効であり、これを維持改善していく必要がある。我が国のサミット外交にとって新たな挑戦がそこにある。

評価結果の政策への反映

今後の方針

北海道洞爺湖サミットのフォローアップを確実に行うとともに、平成 21 年度にイタリアで開催されるラクイラ・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|-----------------|---------|
| ① G 8 首脳会合の開催 | → 今まま継続 |
| ② G 8 外相会合の開催 | → 今まま継続 |
| ③ G 8 開発大臣会合の開催 | → 今まま継続 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	—

施策Ⅱ—5 国際法の形成・発展に向けた取組 ······ 299

具体的施策

II-5-1	国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	303
II-5-2	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	307
II-5-3	経済及び社会分野における国際約束の締結・実施	311

II－5 國際法の形成・發展に向けた取組

評価担当課室名	業務内容
国際法局	国際法戦略の企画・立案
国際法課	国際法の漸進的発達及び法典化に関する業務 確立された国際法規の解釈、実施に関する業務
条約課	国際約束の締結、解釈、実施に関する業務。経済条約課及び社会条約官の所掌に属するものを除く
経済条約課	経済又は経済協力の分野に係る事項に関する国際約束の締結、解釈、実施に関する業務
社会条約官室	社会の分野に係る事項に関する国際約束の締結、解釈、実施に関する業務

II—5 國際法の形成・発展に向けた取組

具体的施策

- II—5—1 國際法規の形成への寄与と外交実務への活用
- II—5—2 政治・安全保障分野における國際約束の締結・実施
- II—5—3 経済及び社会分野における國際約束の締結・実施

評価の結果

施策 II—5	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★★☆
II—5—1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★★☆
II—5—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★★☆
II—5—3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆

施策の必要性

1. 「國際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。

2. 「政治・安全保障分野における國際約束の締結・実施」について

(1) 日朝・日露関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、我が国の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。

(2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。

3. 「経済及び社会分野における國際約束の締結・実施」について

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉及び FTA/EPA の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその产品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTO の紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。

(2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進の観点等から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。

(3) 社会分野については、国民生活に直結する国際的なルール作りに積極的に関与することを通じて、我が国の国民の利益や関心をルールの内容に十分に反映させることが必要である。特に多数国間条約作成交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が

国の発言力を強化するためにも有意義である。

施策の有効性

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際法規の形成は、国際関係における秩序を構築する上での根幹を成す作業であり、我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、蓄積された国際法の知見を活用することが重要であり、そのためには学界や各国関係者をえた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすることが有効である。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

(1) WTO ドーサ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、EPA は物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実にとって不可欠である。

(2) 経済分野の多数国間条約及び社会分野の条約は、作成されれば直ちに国際標準を形成し当該国際標準に沿って国内措置を見直す必要が生じる場合が多いため、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

施策の効率性

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜を得たテーマを取り扱って外交実務上の必要に直接応えるよう開催しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

六者会合の開催、日露首脳会談等の開催、「在日米軍駐留経費負担特別協定」及び「日・中刑事共助条約」の締結、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」の署名・国会提出、ロシア・EUとの刑事共助条約、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」、「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があったことを踏まえれば、施策を実施する際にとられた手段は適切かつ効率的であった。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

EPA/FTA の分野、その他の経済分野及び社会分野での国際約束とともに、その交渉段階、特に条文作成

段階において、原則として条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせること等により、施策の目標に向け大きく進展しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

以下に示すとおり、本施策の目標達成に向けた各種取組を通じ、相当な進展を得ることができた。

- (1) 平成 21 年 1 月に行われた国際刑事裁判所（ICC）裁判官選挙において齋賀富美子裁判官が第 1 回目投票で再選され、我が国として国際刑事法・人道法の発展に積極的に貢献していく上で重要なポストを維持・確保できた。
- (2) 平成 20 年 6 月、東シナ海の油ガス田の開発に関する協力につき、中国と政治的合意を達成しており、日中間の懸案事項の国際法を通じた解決に向けた相当な進展があった。
- (3) 平成 20 年 11 月、国連海洋法条約に基づき大陸棚延長申請を大陸棚限界委員会に提出した。
- (4) 平成 21 年 3 月、国連海洋法条約との整合性を確保した海賊対処法案を閣議決定した。
- (5) 平成 20 年 6 月、国会において国際物品売買契約条約（ウィーン売買条約）が承認されたため、同年 7 月に我が国は同条約の批准書を寄託した（平成 21 年 8 月 1 日発効予定）。
- (6) 各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、各種外交課題に対し国際法に基づく外交政策を展開することができた。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

以下①～③に示すとおり、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け着実な成果があり、また、以下④に示すとおり、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け大きな成果があった。その結果、平成 20 年度において、本施策の目標達成に向けて相当な進展が見られた。

- ① 第 6 回六者会合に関する首席代表者会合における議論の結果、朝鮮半島の非核化を検証するためのメカニズム等に関する「プレスコミュニケ」及び「議長声明」が発表された。
- ② 日露首脳会談において、領土問題について、我々の世代で解決すること、これまでに達成した諸合意及び諸文書に基づいて作業を行うこと等につき両首脳が一致した。
- ③ 米国との間で、在日米軍に係る一定の経費を我が国が負担すること等について定めた「在日米軍駐留経費負担特別協定」を締結し、また、在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みについて定めた「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を署名し国会に提出した。
- ④ 「日・中刑事共助条約」を締結し、また、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」を署名し国会に提出した。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

平成 20 年度においては、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で、目標の達成に向けて進展があった。

- (1) 平成 20 年度においては、各国との EPA（経済連携協定）締結に向けた動きが更に加速され、計 4 本の協定が発効に至り、2 本の協定を国会に提出した。また、我が国としてヨーロッパの国との間で初めてとなるスイスとの EPA についても交渉妥結し、その他の国・地域との交渉も順調に進展した。
- (2) EPA を含む経済分野の条約及び国民の生活に影響を与える社会分野の条約全体としても、平成 20 年通常国会での承認（計 14 本）や、平成 20 年臨時国会及び平成 21 年通常国会への提出（計 13 本）を円滑に進めることができた。

今後の方針

1. 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

2. 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化する。

3. 「経済及び社会分野における国際約束の締結・実施」について

施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

II－5－1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

国際法課長 岡野正敬

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること (2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等 (3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">平成 21 年 1 月の国際刑事裁判所（ICC）裁判官選挙における齋賀富美子裁判官の再選我が国の海洋権益の確保のための各種取組（特に大陸棚延長申請及び海賊新法の制定）の進展国際物品売買契約条約（ウィーン売買条約）の締結
施策の位置付け	第 169 回国会外交演説及び第 171 回国会外交演説に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 国際法に関する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献すること。 (2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用すること。 (3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

以下に示すとおり、本施策の目標達成に向けた各種取組を通じ、相当な進展を得ることができた。

- (1) 平成 21 年 1 月に行われた国際刑事裁判所（ICC）裁判官選挙において齋賀富美子裁判官が第 1 回目投票で再選され、我が国として国際刑事法・人道法の発展に積極的に貢献していく上で重要なポストを維持・確保できた。
- (2) 平成 20 年 6 月、東シナ海の油ガス田の開発に関する協力につき、中国と政治的合意を達成しており、日中間の懸案事項の国際法を通じた解決に向けた相当な進展があった。
- (3) 平成 20 年 11 月、国連海洋法条約に基づき大陸棚延長申請を大陸棚限界委員会に提出した。

- (4) 平成 21 年 3 月、国連海洋法条約との整合性を確保した海賊対処法案を閣議決定した。
- (5) 平成 20 年 6 月、国会において国際物品売買契約条約（ウィーン売買条約）が承認されたため、同年 7 月に我が国は同条約の批准書を寄託した（平成 21 年 8 月 1 日発効予定）。
- (6) 各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、各種外交課題に対し国際法に基づく外交政策を展開することができた。

課題

平成 21 年度においても、引き続き積極的な取組が求められるが、特に近年新たな国際ルールの形成が活発化している海洋法分野及び国際私法分野における取組を一層強化する必要がある。

施策の必要性

今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。

施策の有効性

国際法規の形成は、国際関係における秩序を構築する上での根幹を成す作業であり、我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、蓄積された国際法の知見を活用することが重要であり、そのためには学界や各国関係者をえた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

施策の効率性

国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜を得たテーマを取り扱って外交実務上の必要に直接応えるよう開催しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	68	74

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	24	24

単位：人（本省職員）

外部要因

国際法規の解釈・発展は、各国の実行や国際情勢の変化等によって大きく影響を受けるものであり、これらの外部要因のために、短期的にその「達成度」を計ることは困難である。

目標の達成状況

評価の切り口 1：国際法に関する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献

ICC 裁判官選挙における斎賀富美子裁判官の再選、国際物品売買契約条約の国会承認及び批准、国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。

詳細は、事務事業①「国際法に関する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進」を参照。

評価の切り口 2：国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用

国際法局長協議のほか、国内の研究者等との間で研究会（計 15 回以上）を開催し、我が国にとって重要度の高い問題に関する国際公法及び国際私法上の論点を検討し、知見を蓄積するとともに、得られた知見に基づく法的助言を行うことを通じて大陸棚延長申請や海賊対処法案の策定といった我が国的重要な施策の実施に貢献した。

詳細は、事務事業②「国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施。国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用」を参照。

評価の切り口 3：国際法の普及活動の推進

公開講座や大学における講義を実施し、国際法に関する知識の普及に努めたほか、我が国が締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め、国際法の研究促進を支援した。

詳細は、事務事業③「要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国が国際約束に関する情報の継続的取りまとめ、及び対外的な公表」を参照。

第三者の所見

奥脇直也 東京大学教授

(1) 国際社会における「法の支配」の推進は、国家間関係の安定に寄与し、日本の中・長期的な国益の確保にとって極めて重要な基礎となる。このような意味で、我が国は国際刑事裁判所（ICC）の発展に引き続き寄与していくべきである。2009 年 1 月には斎賀富美子裁判官が再選を果たした。残念ながらヘーゲにおいて逝去されたが、今後とも我が国が財政面・人的側面を含めあらゆる面での貢献を継続することを期待する。国際貢献という長期的な視野に立って、若い人々の意欲を引き立てる幅広い人材養成のイニシアチブを戦略的にとっていくことが一層必要な時代になっていると思う。また、我が国は 2008 年 11 月に大陸棚の延長申請を行った。その詳細な報告は高く評価されていると聞く。2009 年に入ってからは海賊対処法案についても国会において審議を行っている。いずれも我が国の海洋権益にかかる重要な事項であるとともに、新たな国際秩序を形成する上で我が国がモデルケースを提供するものであり、それ自体が国際貢献としての意味をもつとともに、これが国際社会の中で十分に反映されるようになることを期待したい。

以上のような国際公法分野のみならず、今後は、国民生活に直結する国際私法分野においても、国際法規の形成・法統一に一層積極的に貢献していくことが望まれる。国際物品売買契約条約の締結がなされたこと、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)、私法統一国際協会(UNIDROIT)において我が国出身の議長・委員長が活躍していることは、そのような取組の一環として評価できる。

(2) 今日、日本が直面しているあらゆる外交課題は、国際法に関わる側面を含んでいる。しかもそれは、日本の国益を擁護するために国際法の適切な解釈・適用を行うにとどまらず、新しい問題に適切に対応していくために、新たなルール作りの場に積極的に参画していくことがとりわけ重要になってきている。国連国際法委員会(ILC)において山田中正委員が特別報告者を務めた越境地下水に関する第二読草案が採択されたこともその一環であろう。2010年にウガンダでICC規程見直し会合が開催される予定であり、侵略の定義を含め我が国の貢献に期待したい。アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)と我が国が共催でインドにおいて開催したICC加盟促進セミナーは、アジアにおける国際法に対する意識向上に資するものとして大いに評価できる。外務省国際法局が日々行っている国際法研究者及び各国関係者との交流は、専門性を向上させるための努力の積み重ねであり、国際法学界と外務省国際法局の連携をより強化し、国際法を最大限活用しつつ外交政策が立案されしていくことを期待する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|---|--------|
| ①国際法に関する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進 | → 今ま継続 |
| ②国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施。国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用 | → 今ま継続 |
| ③要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国の国際約束に関する情報の継続的取りまとめ、及び対外的な公表 | → 今ま継続 |

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

II－5－2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

国際法局条約課長 島田順二

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作ること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">六者会合における朝鮮半島の非核化メカニズム構築に対する貢献日露間の領土問題の解決に向けた調整に対する貢献日米安保条約に基づく日米間の協力関係の強化 (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">刑事及び軍縮不拡散関連の国際約束の署名・締結
施策の位置付け	<ul style="list-style-type: none">第 169 回国会施政方針演説・外交演説、第 170 回国会所信表明演説、第 171 国会施政方針演説・外交演説において言及あり。平成 20 年度及び 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 日朝間の諸問題、日露平和条約交渉への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。） (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施への取組（法的な検討及び助言を含む。）

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

以下①～③に示すとおり、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け着実な成果があり、また、以下④に示すとおり、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け大きな成果があった。その結果、平成 20 年度において、本施策の目標達成に向けて相当な進展が見られた。

- ① 第 6 回六者会合に関する首席代表者会合における議論の結果、朝鮮半島の非核化を検証するためのメカニズム等に関する「プレスコミュニケ」及び「議長声明」が発表された。
- ② 日露首脳会談において、領土問題について、我々の世代で解決すること、これまでに達成した諸合意及び諸文書に基づいて作業を行うこと等につき両首脳が一致した。
- ③ 米国との間で、在日米軍に係る一定の経費を我が国が負担すること等について定めた「在日米軍駐留経費負担特別協定」を締結し、また、在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みについて定めた「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を署名し国会に提出した。
- ④ 「日・中刑事共助条約」を締結し、また、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」を署名し国会に提出した。

課題

引き続き日朝間の諸問題及び日露平和条約交渉への積極的な取組や日米安保体制の信頼性向上に向けた主体的な関与が求められる。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約については、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」、「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」、ロシア・EU との刑事共助条約等につき締結に向けた準備を進めていくことが課題となる。

施策の必要性

- (1) 日朝・日露関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、我が国との周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。
- (2) テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。

施策の有効性

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすることが有効である。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

施策の効率性

六者会合の開催、日露首脳会談等の開催、「在日米軍駐留経費負担特別協定」及び「日・中刑事共助条約」の締結、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」の署名・国会提出、ロシア・EU との刑事共助条約、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」、「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があったことを踏まえれば、施策を実施する際にとられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	11	11

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	29	30

単位：人（本省職員）

外部要因

本施策は、条約その他の国際約束の締結並びに条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施を所掌する外務省が一元的に行うものであるが、その際、関係する他府省庁と調整・連携を行うことが必要である。また、国際約束の作成交渉については、その時点における相手国政府の政策や国際情勢全般によりその進捗いかんが大きく左右され、その結果、年によって締結まで至る国際約束の本数も変動することとなる。

目標の達成状況

評価の切り口 1：我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りの進展

日朝間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したこと、日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだことは、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に寄与するものである。

日朝関係においては、第6回六者会合に関する首席代表者会合において、朝鮮半島の非核化の検証メカニズム等について議論が行われ、会合の成果文書として、「プレスコミュニケ」及び「議長声明」が発表された。日露関係においては、日露首脳会談において、領土問題について、我々の世代で解決すること、これまでに達成した諸合意及び諸文書に基づいて作業を行うこと等につき両首脳が一致した。日米安保体制関連では、在日米軍に係る一定の経費を我が国が負担すること等について定めた「在日米軍駐留経費負担特別協定」を締結し、在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みについて定めた「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を署名し国会に提出した。詳細は、事務事業①「日朝間の諸問題、日露平和条約交渉への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。）」を参照。

評価の切り口 2：テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去の進展状況

テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施を進めることは、国際社会の不安定要因の除去に大きく寄与するものである。

「日・中刑事共助条約」の締結、「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」の署名・国会提出、ロシア・EUとの刑事共助条約、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」、「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業の継続等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け着実な成果があった。詳細は、事務事業②「テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関する条約の締結・実施への取組（法的な検討及び助言を含む。）」を参照。

第三者の所見

奥脇直也 東京大学教授

(1) 北朝鮮の核及びミサイル問題が示すように、我が国を取り巻く安全保障環境は依然として不透明かつ不確実な状況が継続しており、これに適切かつ迅速に対処するためには、地域の関係国との緊密な連携が以前にも増して重要な状況となっている。特に、日米安保体制に基づく協力関係を維持・強化することは、依然として日本の安全保障にとって必要不可欠である。この観点から、「在日米軍経費負担特別協定」及び「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」に基づいて我が国として相応の負担を行うことは適切であり、これらの協定の締結は大いに歓迎される。特に、「在沖縄海

兵隊のグアム移転に係る協定」は、在日米軍再編の着実な実施に寄与するものであり、地元沖縄の負担を軽減しつつ米軍の抑止力を維持するという課題に対処する上で大きな意義を有している。

(2) また、国際社会が国境を越える組織的犯罪や大量破壊兵器等の拡散といったグローバルな問題に効果的に対処するため、日本がこれらの問題に関する国際的なルール・メーキングに主体的かつ積極的に取り組み、国際社会における法の支配と紛争の平和的解決に貢献していくことがますます求められてきている。このような状況の中で、中国との間の刑事共助条約の締結など刑事分野におけるルール・メーキングにおいて進展が見られたこと、我が国が「クラスター弾に関する条約」に率先して署名したことは、こうした問題に対する我が国の主体的な意思を示すものであり、評価できる。今後も、テロ防止を目的とした関連の多数国間条約の締結を通じて国際協力を推進し、また刑事司法分野における二国間条約の締結等を通じて、国際社会の共通の利益を侵害する犯罪を適時適切に取り締まるための国際的な法的枠組みの形成に向け、日本が具体的な貢献を積み重ねていくことを期待する。特に「SUA条約改正議定書」の締結、PSIにおける国際法に従った協力を積み重ねていくことが重要である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組み作り、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化する。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ①日朝間の諸問題、日露平和条約への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。） → 今まま継続
②テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関する条約の締結・実施への取組（法的な検討及び助言を含む。） → 今まま継続

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	○	○

II－5－3 経済及び社会分野における国際約束の締結・実施

経済条約課長 道井緑一郎
社会条約官 小泉 勉
平成 21 年 5 月

施策の概要

施策の目標	(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること (2) 日本国・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへ参画すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ 経済分野の国際約束締結交渉への積極的な関与・ 社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与・ 既存の国際約束の適切な実施のための法的助言を行う
施策の位置付け	第 169 回国会施政方針演説に言及あり (WTO 交渉及び経済連携協定、対日投資関連、省エネ・環境技術協力、北海道洞爺湖サミットで実効性のある新たな枠組み作りを主導) 第 171 回国会施政方針演説に言及あり (WTO 交渉及び経済連携協定、気候変動に関する 2013 年以降の枠組み関連) 平成 21 年度重点外交政策に言及あり (WTO 交渉及び経済連携協定、気候変動に関する 2013 年以降の枠組み関連) 資源確保指針 (平成 20 年 3 月閣議了解) に言及あり (資源獲得支援のためのルールの構築、貿易・投資促進 (EPA 等の締結を含む))
施策の概要	(1) 多角的自由貿易体制の強化 (WTO ドーハ・ラウンド交渉での合意を目指す) と自由貿易協定・経済連携協定の推進 (FTA/EPA の交渉・締結・実施) の双方により、自由な貿易及び投資の利益を確保し及び増進する。 (2) その他の経済条約 (投資協定、租税条約、社会保障協定等) 及び社会分野 (環境、人権、海洋・漁業、文化等) の条約について、日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、国際約束の作成交渉に当たり、国際約束の締結・実施を図る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

平成 20 年度においては、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で、目標の達成に向けて進展があった。

(1) 平成 20 年度においては、各国との EPA (経済連携協定) 締結に向けた動きが更に加速され、計 4 本の協定が発効に至り、2 本の協定を国会に提出した。また、我が国としてヨーロッパの国との間で初めてとなるスイスとの EPA についても交渉妥結し、その他の国・地域との交渉も順調

に進展した。

(2) EPA を含む経済分野の条約及び国民の生活に影響を与える社会分野の条約全体としても、平成 20 年通常国会での承認（計 14 本）や、平成 20 年臨時国会及び平成 21 年通常国会への提出（計 13 本）を円滑に進めることができた。

課題

(1) FTA/EPA は膨大な分量であり、締結のための作業量も甚大なものであるため、取組方法について更なる工夫が必要である。WTO ドーハ・ラウンド交渉についても、交渉結果を条約化する最終局面に向け、法的な検討を強化し、外務省関連部局や他省庁との連携に留意する必要がある。

(2) FTA/EPA 以外の経済条約について、これまでの各国との交渉において蓄積された知見を生かし新たな交渉に臨めるよう、また、より戦略的かつ迅速な締結に至ることができるよう、課内及び省内の体制について更なる工夫が必要である。社会分野の条約についても、交渉の現場を含めた様々な機会における一層の情報収集や意見交換等により、他の交渉参加国の立場への理解を深め、我が国にとっても有益な国際環境の形成に向けて働きかけを強めることが求められる。

施策の必要性

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉及び FTA/EPA の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその产品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTO の紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。

(2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進の観点等から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。

(3) 社会分野については、国民生活に直結する国際的なルール作りに積極的に関与することを通じて、我が国の国民の利益や関心をルールの内容に十分に反映させることが必要である。特に多数国間条約作成交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。

施策の有効性

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、EPA は物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実にとって不可欠である。

(2) 経済分野の多数国間条約及び社会分野の条約は、作成されれば直ちに国際標準を形成し当該国際標準に沿って国内措置を見直す必要が生じる場合が多いため、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

施策の効率性

EPA/FTA の分野、その他の経済分野及び社会分野での国際約束とともに、その交渉段階、特に条文作成段階において、原則として条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせること等により、上記のような施策の目標に向け大きく進展しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	28	24

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	39	40

単位：人（本省職員）

外部要因

（1）多数国間交渉における不確実性

多数国間における交渉は、多数の主権国家がそれぞれの異なる利益を背景に互いの主張を展開し合う場であるため、一般的に、一国限りの立場で交渉を動かすことには限界があり、交渉結果の行方を予断することが困難であるとの特性がある。最悪の場合には、我が国の立場に反する条約が成立してしまい、結果として我が国がその条約を締結することが困難になる可能性も排除されない。

（2）紛争解決手続における不確実性

司法化が進む WTO 紛争解決手続における結論は、最終的には第三者たるパネリスト又は上級委員会委員により下されるものであるので、我が国が当事者となる紛争においても、最終的に我が国に有利な裁定が下されるかは予断を許さない。

（3）二国間交渉における不確実性

二国間における国際約束作成の交渉は、通常、互いの利益が合致して開始されるものである。他方、異なる二つの主権国家である以上、互いの主張が完全に一致することはほとんどあり得ず、必然的に双方が互いに妥協しながら一つの国際約束を作成することが必要になる。互いに妥協できない問題も当然存在しており、そのような問題により交渉そのものが暗礁に乗り上げる可能性は絶えず存在している。また、特に FTA/EPA 等について、近時スピードと質の双方を求められることが少なくないが、上記のとおり交渉次第である以上、これらの両立が必ずしも可能でない場合もあり得る。

目標の達成状況

評価の切り口 1：多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進

（1）平成 18 年に一旦中断していた WTO ドーハ・ラウンド交渉が平成 19 年 1 月以降本格的に再開し、平成 20 年 12 月には 4 回目となる農業・NAMA 改訂議長テキストが発出される等、活発な交渉が行われた。国際約束の改正等の具体的な成果は未だ得られていないものの、我が国も交渉の早期妥結に向けて積極的に働きかけて貢献してきている。

詳細は、事務事業①「WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。また、WTO の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言。」を参照。

（2）平成 20 年通常国会では、ブルネイ、インドネシア、ASEAN 全体との EPA が承認を得て、いずれも

発効に至った。また、平成 18 年に国会承認を経ていたフィリピンとの EPA も平成 20 年 12 月に発効した。さらに、平成 20 年 12 月にベトナムとの間で、平成 21 年 2 月にスイスとの間で EPA に署名し、平成 21 年通常国会に提出した。湾岸協力理事会（GCC）、インド、豪州との交渉も継続する一方、ペルーとの交渉を開始し、また韓国との間では平成 12 年 11 月以来中断していた交渉の再開について検討することとなった。このように、FTA/EPA に係る取組が大きく進展した。

詳細は、事務事業②「自由貿易協定・経済連携協定・投資協定等の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組」を参照。

評価の切り口 2：日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

国民に影響を与える経済分野の国際約束及び我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための国際約束につき、平成 20 年度には 11 本の条約（EPA を含む。）が国会で承認された。また、平成 21 年通常国会には 10 本の条約（EPA を含む。また、平成 20 年臨時国会から継続審議となったものを含む。）を提出した。このような取組により、国民に影響を与える経済分野での国際的ルール作り及び日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進が強化された。

詳細は、事務事業②「自由貿易協定・経済連携協定・投資協定等の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組」を参照。

また、社会分野での国際約束につき、平成 20 年度には 3 本の条約が国会で承認された。また、平成 21 年通常国会には 2 本の条約を提出している（平成 20 年臨時国会から継続審議となったものを含む。）。このような取組により、社会分野での国際的ルール作りに貢献した。さらに、我が国は、国際機関の場において多数国間交渉の形で行われる国際的ルール作りに積極的に参画してきており、その中で成立した条約で締結の意義のあるものについては、順次締結に向けた作業を進めてきている。

詳細は、事務事業③「環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組」を参照。

第三者の所見

岩澤 雄司 東京大学教授

本施策目標につき「目標の達成に向けて進展があった」という評価は妥当である。

(1) 「WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。WTO 紛争解決手続において日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言」

WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功は日本にとってきわめて重要な政策目標である。きわめて困難な交渉であり、様々な法的問題に適切に対応する必要がある。WTO 紛争解決手続において日本が関係する案件も少なくない。そして日本は今後も一定数の紛争に関係することが見込まれる。それに関し法的な助言を与えることは本課の重要な責務である。

(2) 「自由貿易協定・経済連携協定・投資協定等の交渉・締結及びその適切な実施」 これらの国際約束の交渉・締結は、本課の主要な業務となっている。平成 20 年度は、11 本の自由貿易協定・経済連携協定・投資協定等につき国会の承認が得られ、平成 21 年通常国会では 10 本の条約につき承認を求めている。平成 21 年度も多くの条約について交渉を行う必要がある。本課の人的財政的資源はこの事業に多く投入されている。作業量が龐大なので、体制をさらに工夫しながら対応する必要がある。

「拡充強化」という本事業の総合的評価は妥当である。

(3) 「環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実

施」 これらの国際約束の交渉・締結もまた、本課の重要な業務である。平成 20 年度には 3 本の条約につき国会の承認が得られ、平成 21 年通常国会では 2 本の条約につき承認を求めている。環境分野では、気候変動問題に関する 2013 年以降の枠組み作りという重要な課題を抱えるほか、人権・文化等の多岐にわたる分野において国際約束の締結・実施を行うことが求められており、さらなる人的・財政的資源の投入が必要であることから、「拡充強化」という本事業の総合的評価は妥当である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

上記施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ① WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。また、WTO の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言。 → 今まま継続
- ② 自由貿易協定・経済連携協定・投資協定の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）への取組 → 拡充強化
- ③ 環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）への取組 → 拡充強化

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

施策Ⅱ—6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

具体的施策

II-6	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	319
-------------	--	-----

II－6 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

評価担当課室名	業務内容
国際情報統括官組織 第一国際情報官室	情報の収集に関する総括。科学的情報収集。大量破壊兵器の開発・配備問題に関する情報の収集、分析、調査
第二国際情報官室	情報の分析に関する総括。国際テロ、大量破壊兵器の拡散問題、安全保障を始めとするグローバルな課題及びアフガニスタン・南西アジアに関する地域情勢の情報収集、分析、調査
第三国際情報官室	東アジア、東南アジア、大洋州地域に関する情報の収集、分析、調査
第四国際情報官室	欧州、中央アジア、米州、中東、アフリカ地域に関する情報の収集、分析、調査

II－6 的確な情報収集及び分析、 並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

第一国際情報官 鈴木 哲
第二国際情報官 山内弘志
第三国際情報官 岡田健一
第四国際情報官 加賀美正人

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・情報収集体制の強化・情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用による情報分析の質の向上・政府幹部に対するブリーフ機会の拡大
施策の位置付け	第 169 回国会外交演説、第 171 回国会外交演説、平成 20 年度及び平成 21 年度の重点外交政策に言及あり。
施策の概要	①在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示、情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施 ②情報収集・分析手法の開拓及び整備 ③情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施 ④職員のための研修等の実施 ⑤政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供（分析資料の作成と提供、各種説明等の実施）

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 「対外情報収集本部」設置による情報収集のための組織的体制整備、在外公館に対する情報収集重点の指示、在外公館職員による任国内外への出張、新たな情報源の開拓等により、的確な情報収集に向けて想定された成果があった。

(2) 外部有識者等の知見の一層の活用、職員のための研修、諸外国との協力、情報コミュニティ省庁との情報共有の強化等により、情勢分析ペーパーの質・量の向上を図ることができた。

(3) 官邸首脳、外務大臣をはじめ政府幹部へのブリーフ機会の拡大により、外交・安全保障を中心とする政策の立案・実施への寄与を増大させることができた。

課題

情報収集活動の専門性の更なる向上、衛星画像や公開情報の収集・分析活動の強化、及び収集された情報を有効に活用し分析に役立てるための基盤を整備する。

施策の必要性

- (1) 複雑かつ流動的な国際情勢の中で、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するための戦略的な外交を開拓するためには、外交・安全保障政策の決定者が国際情勢に関する正確な情報を適時に把握することが不可欠である。
- (2) そのためには、情報の収集、分析、政策決定ラインへの提供という一連の業務を実施する体制を整備し、効率的に運用することにより、外交・安全保障政策の立案・実施に資する情報及び情報分析を政策決定者に伝達することが必要である。

施策の有効性

(1) 的確な情報収集のためには、在外公館に対し収集すべき情報に関する本省側の関心事項・問題意識を的確に伝えるとともに、在外公館職員の任国内外への出張の増加等により情報収集活動を活発化し、さらに、新たな情報源及び情報収集手法の開拓、衛星画像の活用、各情報源に対する評価の実施などにより、情報収集能力を強化することが必要である。また、外部有識者等の知見の一層の活用、官邸に設置された「情報機能強化検討会議」の最終報告書、「官邸における情報機能の強化の方針」(平成20年2月14日公表)を踏まえた情報コミュニティ省庁間の情報共有の強化、諸外国との協力強化等により、情報分析能力を強化することが有効である。更に、職員に対し高度情報保全や分析分野での合同研修・人事交流等の実施を通じて専門性の向上を図ることが有効である。

(2) また、情報及び分析結果を政策決定ラインに適時に提供するためには、官邸首脳、外務大臣等の政府幹部へのブリーフの実施が有効である。

施策の効率性

予算規模、人的資源が限られる中、流動的かつ多岐に渡る国際情勢に関する情報の収集と分析を行い、官邸首脳や大臣をはじめ省内幹部に対する適時適切な情報提供を行っており、取られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
594	568	

単位：百万円

人的投入資源	平成20年度	平成21年度
77	78	

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 我が国と対象国・地域の外交関係、対象国・地域の政治・治安事情等の外部的要因により、本省

及び在外公館における対外情報の収集が制限される。また、衛星画像情報については撮像周期や天候に左右される等の外部要因が存在する。

(2) 精度の高い情報分析の前提として、正確な情報が適時に存在していることが必要であるが、材料となる情報が存在しない、或いは入手されていない場合には、情報分析の範囲は限られる。また、材料となる情報の信頼性が明らかでない場合には分析結果の確度は低くなる。

目標の達成状況

評価の切り口 1：情報収集及び情報分析能力の強化

(1) 情報収集能力については、外務大臣を本部長とする「対外情報収集本部」を立ち上げ、本省及び在外公館における情報収集体制の組織的な整備を行った他、特定重要テーマに関する本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、在外公館の情報収集活動の指針をより明確にした。また、在外公館において情報源を追加し、既存の情報源との比較・対象を可能とした。詳細は、事務事業①「在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示、情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施」及び事務事業②「情報収集・分析手法の開拓及び整備」を参照。

(2) 情報分析能力については、分析に関する国内外の専門家との意見交換（含む訪日招聘）の増大、「官邸における情報機能の強化の方針」（平成 20 年 2 月 14 日公表）を踏まえ情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進等の措置を講じた。詳細は、事務事業③「情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施」及び事務事業④「職員のための研修の実施」を参照。

評価の切り口 2：外交政策の立案・実施への寄与の拡大

総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的なブリーフ機会を拡大し、またブリーフへの政策部局からの積極的参加を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題を設定した。詳細は、事務事業⑤「政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供（分析資料の作成と提供、各種説明等の実施）」を参照。

第三者の所見

潮 匡人 帝京大学短期大学准教授

「対外情報収集本部」を設置し、外務省としての対外情報収集・分析能力の組織的強化を図った。また、積極的に外部専門家の知見を活用しつつ、内外の関係機関との連携を強化するなど、情報分析力の質的向上に努めた。「目標の達成に向けて進展があった」との自己評価は妥当である。

ただ、「官邸首脳、外務大臣をはじめ政府幹部へのブリーフ機会の拡大により、外交・安全保障を中心とする政策の立案・実施への寄与を増大させることができた」との自己評価に安住することなく、今後さらに適時適切な「情報及び分析の政策決定ラインへの提供」に期待したい。

自己評価が掲げた「課題」は、いずれも重要である。今後とも、分析担当官の質的かつ量的な増強を図る必要がある。「職員のための研修の実施」に当たっては、軍事技術を含む自然科学系の識見を習得させる着意も必要である。

対外情報収集活動は、その性質が通常の外交活動と異なる場合が少なくない。このため所要の担当官については、その量的増強に加え、長期にわたり専門職として育成しながら専門性を向上させる必要が

ある。こうした人事配置を可能とするためにも、英國の秘密情報機関（SIS）などを参考に、特殊な対外情報収集活動を行う固有の機関を新設することも将来の課題となろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析のタイムリーな提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|--|----------|
| ① 在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示、情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施 | →拡充強化 |
| ② 情報収集・分析手法の開拓及び整備 | →拡充強化 |
| ③ 情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施 | →拡充強化 |
| ④ 職員のための研修の実施 | →拡充強化 |
| ⑤ 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供（分析資料の作成と提供、各種説明等の実施） | →今そのまま継続 |

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策

施策Ⅲ—1 海外広報、文化交流 325

具体的の施策

III-1-1	海外広報	329
III-1-2	国際文化交流の促進	333
III-1-3	文化の分野における国際協力	338

III－1 海外広報、文化交流

評価担当課室名	業務内容
広報文化交流部 総合計画課	広報・文化の分野における国際交流による対日理解の増進に係る総合的計画の策定・実施。日本事情・外交政策についての海外広報
文化交流課	文化交流に関する外交政策。国際交流基金との連携による海外での日本語普及事業
人物交流室	人物交流事業の促進（国費留学生、JET プログラム、スポーツ交流など）、地域の国際交流支援（姉妹都市交流等）など
国際文化協力室	ユネスコ（国連教育科学文化機関）、国連大学に関する外交政策

III—1 海外広報、文化交流

具体的施策

III—1—1 海外広報

III—1—2 国際文化交流の促進

III—1—3 文化の分野における国際協力

評価の結果

施策III—1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆
III—1—1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆☆
III—1—2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆☆
III—1—3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆☆

施策の必要性

1. 「海外広報」について

近年、国際社会においては、インターネットやマスメディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策（特に外交政策）及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。

2. 「国際文化交流の促進」について

インターネットやマスメディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、知的交流、日本文化紹介、日本語の普及、人物交流等の国際文化交流を展開し、日本国民と他国民の間の相互理解を深めていくことが必要となっている。

また、諸外国の国民が、特に「今」の日本の姿を理解するためには、従来より取り上げている伝統文化に加え、近年世界的に広く受け入れられている我が国のポップカルチャーを活用した施策を行う必要がある。

3. 「文化の分野における国際協力」について

インターネットやマスメディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成するためには、開発途上国の文化の保全及び発展を支援する文化協力を通じて、我が国の良いイメージを形成する必要がある。

また、人類共通の貴重な財産たる世界遺産は、一度失われれば回復することは難しい。危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために我が国の技術力をもって協力を行うことは、必要性のみならず緊急性も高い。

施策の有効性

1. 「海外広報」について

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、広報目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

2. 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るためには、文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことが有効である。また、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成するとともに、日本語や日本研究の普及を通じて我が国をより深く理解する機会を提供することも極めて有効である。

3. 「文化の分野における国際協力」について

二国間協力（文化無償資金協力）及び多国間協力（ユネスコ、国連大学を通じた協力）を通じ文化の分野での国際貢献を行うことは、人類共通の貴重な遺産の保護や新たな文化の発展につながり、協力の対象となった国の国民心情にも直接訴えかけ、かつ効果が長く持続することから有効である。さらに、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすことともなり、世界各国において親日感を醸成する観点からも極めて有効である。

人的資源開発日本信託基金事業は、我が国、ユネスコ及び被益国政府の協力により被益国の人材育成・能力開発事業を実施するところ、被益国の発展に貢献するのみならず、我が国と被益国との関係強化にも役立っている。

施策の効率性

1. 「海外広報」について

在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、効率的な予算執行を図っている。また、広報資料については利用状況調査を実施し、人物交流事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間確保等による支出の効率化に努めていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「国際文化交流の促進」について

限られた予算の中で、海外における日本文化の紹介、日本語普及、日本研究・知的交流、人物交流を通じた親日層・知日層の形成が効果的に図られたことから、取られた手段は、適切かつ効率的であった。

3. 「文化の分野における国際協力」について

限られた資源の中、多数の文化無償資金協力案件の効果的な実施や、我が国が推進するユネスコ関係条約の発効など、ユネスコ等を通じた国際協力という点での施策が進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「海外広報」について

(1) 事業実施件数、事業参加人数、ホームページのページビュー数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する広報活動は相当程度対象者に届いていると考えられる。

(2) 英国 BBC ワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は 57%（前年 56%）で、評価対象の 16 か国・地域中 4 位となるなど、海外における世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。また、外務省が平成 20 年度に委託して実施した米

国、カナダ、インドにおける対日世論調査においても、海外の幅広い層で日本に対する高い評価が定着していることが示された。

2. 「国際文化交流の促進」について

文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国民の対日関心を引く事業が実施できた。特に、周年事業の実施のように、二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。ポップカルチャーについては、第二回「国際漫画賞」や「アニメ文化大使」事業を実施した他、新たにポップカルチャー発信使を委嘱し、我が国への理解・関心を高めるための具体的な事業を形成できた。

3. 「文化の分野における国際協力」について

以下の通り、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組が行われた。

(1) 文化遺産保護に関する日本信託基金事業は、有形文化遺産について約 10 件、無形文化遺産について約 30 件を実施した。実施国において高い評価を受けているのみならず、日本独自の文化遺産保護の技術や手法は国際的にも評価されている。

(2) 世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約締約国会合、同政府間委員会それぞれの会合に出席し、我が国における有形・無形の文化財保護の豊富な知見を活かして議論に貢献した。特に無形文化遺産については、平成 19 年に我が国において開催した第 2 回政府間委員会で日本が議長国としてとりまとめた条約の運用指針が、平成 20 年 6 月に行われた無形文化遺産保護条約第 2 回締約国会合でおおむね原案通り採択され、我が国は条約による保護の枠組み始動に大きく貢献した。

(3) 開発途上国の人材育成等を目的とする人的資源開発日本信託基金を通じて、新たに承認した 9 件を含め 59 件の事業が実施中であり、実施国・地域の人作りに貢献している。

(4) 有形・無形文化遺産、人的資源開発の日本信託基金に関するユネスコとのレビュー会合を平成 21 年 2 月に実施し、実施案件の効果を確認するとともに、今後の改善点を確認した。

(5) 国連大学については、日本政府とのハイレベル協議を 3 回実施した。緊密な意見交換を行い、新たに研究所を設立して「サステナビリティと平和」を看板に掲げた学術研究／能力育成活動を行うことや大学院プログラムの導入等を含む国連大学の新戦略を我が国としても積極的に後押ししていくという合意ができた。また、学生を対象としたアウトリーチイベントの共催や国連大学との広報戦略会議の開催及びメディアへの働きかけによる国連大学に関する新聞記事の掲載等を通じ、国連大学のビジュアリティ向上に貢献した。国連大学と産業界等との連携強化を支援するため、国連大学の新たな研究所についての説明会を実施した。更には、TICADIV 及び G 8 における国連大学の参画の方法についての検討会合を企画・実施し、その結果をふまえて、国連大学側が TICADIV に直接に関与したのみならず同時期に関連イベントや講演シリーズ等を実施した。

(6) 文化無償資金協力については、平成 20 年度は一般文化無償資金協力 20 件、草の根文化無償資金協力 32 件を実施した。いずれも案件実施に係わる交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスに幅広く報じられたほか、被供与国政府の様々な関係者から謝意が述べられるなど、高い評価が得られている。

今後の方針

1. 「海外広報」について

ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」に効果的に対処するため、政策発信を強化する必要がある。また、若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップカルチャーハンターの機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく各種媒体の特色を活かした広報活動を

強化する必要がある。厳しい財政状況に鑑み、少ない予算でより高い効果を得られるよう一層効果的・効率的な広報活動を実施する。

2. 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、文化交流事業を拡充強化していく。

3. 「文化の分野における国際協力」について

ユネスコ、国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かす形で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。無形文化遺産の分野での貢献は「ユネスコ無形文化遺産保護地域センター（仮称）」（ユネスコ・カテゴリー2センター（ユネスコと提携した事業を実施することを目的として、ユネスコ加盟国が設立する機関））設立へつなげていく。

文化無償資金協力については、被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを念頭に置きつつ、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を引き続き実施する。加えて草の根レベルでの小規模なニーズに迅速に対応できる草の根文化無償資金協力を積極的に実施するとともに、これまでの既実施案件に関するフォローアップも実施していく。

III-1-1 海外広報

広報文化交流部総合計画課長 小澤仁
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・在外公館における広報事業実施件数、ホームページのページビュー数等の増加・対日世論調査における対日認識の向上
施策の位置付け	第 169 回国会及び第 171 回国会における外交演説に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。 平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」と、我が国的一般事情についての理解促進を目的とする「一般広報」等の実施。具体的には、在外公館における広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアへの発信等）、オピニオンリーダーの訪日招待等の人物交流事業、映像資料や印刷物等の広報用資料、英語版外務省ホームページや在外公館ホームページ等インターネットを通じた広報を実施してきている。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

- (1) 事業実施件数、事業参加人数、ホームページのページビュー数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する広報活動は相当程度対象者に届いていると考えられる。
- (2) 英国 BBC ワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は 57% (前年 56%) で、評価対象の 16 か国・地域中 4 位となるなど、海外における世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。また、外務省が平成 20 年度に委託して実施した米国、カナダ、インドにおける対日世論調査においても、海外の幅広い層で日本に対する高い評価が定着していることが示された。

課題

外務大臣諮問機関の海外交流審議会答申（平成 20 年 2 月）においても指摘されているように、ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」が生じており、これに効果的

に対処するべく政策発信を引き続き強化していく必要がある。

施策の必要性

近年、国際社会においては、インターネットやマスメディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策（特に外交政策）及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。

施策の有効性

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、広報目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

施策の効率性

在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、効率的な予算執行を図っている。また、広報資料については利用状況調査を実施し、人物交流事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間確保等による支出の効率化に努めていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	1,189	1,001

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	20	19

単位：人（本省職員）

外部要因

海外広報は、究極的には外国国民・政府の認識及び行動を変化させるために実施しているものであるが、当方の発するメッセージが外国国民に如何に受け止められ、行動に反映されるかは、個々人の精神活動として行われるものであり、直接的に制御することはできない。また、国際情勢の変化、相手国との間の政治的課題や経済摩擦等の発生や解決により、対日親近感は大きく変化し得るものである。更に、世界の広報環境の多様性（言語の違いから、通信手段の発達度合、外国政府による統制に至るまで）が著しい。

目標の達成状況

評価の切り口 1：広報事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、HP 訪問者数等、対象者の反応）

（1）在外公館においては、平成 20 年度に、講演会約 1,200 件や、教育広報約 2,000 件を含む広報事

業を実施。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の6割以上について、派遣国のメディアで報道がなされている。

- (2) 本邦に招待したオピニオンリーダーは帰国後訪日経験に基づく発言を行っている。また、招待したTV取材チームによる日本特集番組が放送されている。
- (3) 印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、目的別に使い分けているが、例えば「にっぽにあ」誌について約90%以上の在外公館が現地において好評であると評価するなど、配布先の反応はおむね好意的である。また、視聴覚広報資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界100か国以上、290を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動での活用、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ、幅広く活用されている。
- (4) インターネットホームページに対するアクセス（ページビュー）は、外務省ホームページ（英語版）で対前年度比30%、Web Japanで対前年度比5%増加している。

詳細は、事務事業①「政策広報」、事務事業②「一般広報」及び事務事業③「教育広報」を参照。

評価の切り口2：外国における対日論調、対日意識の向上（報道ぶり、世論調査の結果等）

- (1) 平成20（2008）年11月から平成21（2009）年2月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界26か国で行った世論調査では、24か国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で57%（前年56%）であり、評価対象となった16か国・地域中第4位であり、我が国に対する良好な評価が見られる。
- (2) 外務省が委託して実施した対日世論調査では、米国においては有識者の91%、一般回答者の80%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、カナダにおいては77%が日本を信頼できると回答し、インドにおいては76%が日本との関係は良好であると回答するなど、各国において、我が国に対する好意的な見解が示され、良好な対日イメージの定着、対日意識の向上が見られた。

詳細は、事務事業④「広報環境調査」を参照。

第三者の所見

金子 将史 P H P総合研究所主任研究員

総じて、限られた予算や人員で、一般広報、政策広報、教育広報、対日世論調査といった海外広報に関わる幅広い活動を堅実に実施しているものと評価できる。

環境変化をふまえた改善もはかられている。日本の場合、各種国際世論調査が示すように、中国や韓国などを除いて、親近感や好感度は満足すべき水準にあるものの、対外政策への理解や支持、国際政治上の存在感に課題がある。一般広報よりも政策広報の優先度が高いと言えるが、この点、広報誌の見直し等一般広報の効率化をはかりつつ、講師派遣等で政策広報に力点をおく方針が示されている。施策の全般的な方向性は適切である。

他方で、海外広報をめぐる国際環境はますます競争的になっており、更なる努力も必要である。TV国際放送の拡充や国内有識者との連携など海外交流審議会の提言をオールジャパンで着実に実行するとともに、以下の三点について配慮を求める。

第一に、海外広報に関する組織学習サイクルの確立である。特に政策広報は、一般広報や人物交流と異なり、外部要因はあるせよ、一定期間である程度成否が弁別できる。事業実施数等のインプット量や大まかな世論調査での評価にとどまらず、特定の重要政策の広報を事例に、目標の達成度やとられた手

法について外部の専門家も交えた検討を行い、ベスト・プラクティスを整理して、効果的な海外広報ノウハウを蓄積していくべきだろう。

第二に、日本の国際政治上の存在感を高め、対外政策の背景をなすべく、どのような日本像を形成していくか、広報文化交流部を軸に中長期の方針を確立し、高官スピーチなどの機会に積極的に表現していくことが望まれる。その際、外務省政策部門の参加はもちろん、オール・ジャパンとしての議論も必要だろう。ビジット・ジャパン・キャンペーンや知財戦略本部の「日本ブランド戦略」など、対日認識に関わる省庁横断的な動きはあるものの、産業競争力の向上に関心が偏っている印象がある。

第三に、専門的人材の育成や教育訓練の充実である。海外広報を含むパブリック・ディプロマシー(PD)の重要性の高まりにも関わらず、対応する人材が十分育っているとは言い難い。PDには通常の外交交渉とは異なる発想や能力が求められ、人事面や研修面で一層の配慮を要する。その意味からも、予算・定員の漸減傾向を反転させるよう要望したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」に効果的に対処するため、政策発信を強化する必要がある。また、若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップカルチャ一人気の機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく各種媒体の特色を活かした広報活動を強化する必要がある。厳しい財政状況に鑑み、少ない予算でより高い効果を得られるよう一層効果的・効率的な広報活動を実施する。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ① 政策広報 (我が国に対する理解と信頼の向上を目指した
戦略的広報及び、国益擁護のための情報発信) → 内容の見直し・改善
- ② 一般広報 (我が国に対する基本的な理解の促進、親日感の醸成、日本の
魅力の発信を通じたビジット・ジャパン・キャンペーンの推進を含む。) → 内容の見直し・改善
- ③ 教育広報 → 今まま継続
- ④ 広報環境調査 (対日世論調査等) → 内容の見直し・改善

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

III-1-2 國際文化交流の促進

文化交流課長 中川 勉
人物交流室長 丸山 市郎
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観(和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識)等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図ること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・伝統文化に加え、ポップカルチャーを活用した文化事業の実現・親日層・知日層を形成するための人物交流事業の積極的な推進・我が国の知識・技術を生かした知的交流事業の積極的な推進
施策の位置付け	第 171 回国会外交演説に言及あり。 海外交流審議会答申に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。 平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、(1) 文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、(2) 人物交流事業の実施、(3) 日本語の普及、海外日本研究の促進、(4) 大型文化事業（周年事業）を行う。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心を引く事業が実施できた。特に、周年事業の実施のように、二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。ポップカルチャーについては、第二回「国際漫画賞」や「アニメ文化大使」事業を実施した他、新たにポップカルチャー発信使を委嘱し、我が国への理解・関心を高めるための具体的な事業を形成できた。

課題

海外における日本語の学習者は、平成 18 (2006) 年の調査で全世界において約 300 万人に達しており、日本語学習に対する需要が急速に増大している中で、どのように需要を満たしていくかが課題となっている。また、ポップカルチャーを活用した施策については、我が国に対する理解の促進や、親日感の醸成にいかに繋げていくかについての工夫が必要である。さらに、世界的規模の経済危機や環境問題の解決に向け、我が国の知識や技術が十二分に生かされるよう、各国との知的交流を一層充実させる必要がある。

施策の必要性

インターネットやマスメディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、知的交流、日本文化紹介、日本語の普及、人物交流等の国際文化交流を展開し、日本国民と他国民の間の相互理解を深めていくことが必要となっている。

また、諸外国の国民が、特に「今」の日本の姿を理解するためには、従来より取り上げている伝統文化に加え、近年世界的に広く受け入れられている我が国のポップカルチャーを活用した施策を行う必要がある。

施策の有効性

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るために、文化事業や知的交流事業を通じて、海外において日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことが有効である。また、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成するとともに、日本語や日本研究の普及を通じて我が国をより深く理解する機会を提供することも極めて有効である。

施策の効率性

限られた予算の中で、海外における日本文化の紹介、日本語普及、日本研究・知的交流、人物交流を通じた親日層・知日層の形成が効果的に図られたことから、取られた手段は、適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	14,093	13,746

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	27.3	25.3

単位：人（本省職員）

外部要因

対日理解の促進、対日好感度の向上、諸国民との相互理解の促進等の要素は、国際情勢の変化や相手国政府の対日政策の展開等の外的要因によって大きな影響を受けるものである。

目標の達成状況

評価の切り口 1：文化事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、想定した対象者の参加の程度・反応、報道振り、事業に関する評価（自己評価も含む））

（1）各種事業は、裨益者等からは高い評価を受けている他、各種メディアにおいても取り上げられている。なお、（独）国際交流基金の行う個別の事業に対する裨益者等の反応については、外務省が示した政策の下で（独）国際交流基金が効果的に事業を実施したかを測るための指標であるため、独立行政法人評価の下で評価する。

（2）外務大臣の諮問機関である「海外交流審議会」が平成20年2月に提出した答申は、対象国の国民

や世論に直接働き掛ける「パブリック・ディプロマシー」の重要性を指摘するとともに、日本の発信力を一層強化する具体的な施策として、外国人に対する日本語教育の拡充、ポップカルチャーを始めとする現代日本文化の活用、有識者層を対象とした取組の拡充等を提案している。このような観点を踏まえ、平成20年3月に「ドラえもん」を「アニメ文化大使」に選任したほか、平成21年2月には「ポップカルチャー発信使」を委嘱した。国際交流基金を通じた日本語普及事業に加えて、平成21年1月に「日本文化発信プログラム」の下で草の根レベルでの日本語教育や日本文化紹介に従事するボランティアを中・東欧4か国に派遣するなど、様々な文化事業を展開した。詳細は、事務事業①「文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信(在外公館文化事業・国際交流基金事業等)」を参照。

評価の切り口2：事業の効果を示す中長期的なエピソード及び統計

外務省が平成21年1月に実施した電話による世論調査によると、外務省に優先的に取り組んでほしいと思う課題を尋ねる質問において、「諸外国との文化交流」を挙げた者が全体の59.5%に達した。

また、平成19年12月に発表された海外の日本語学習者数(平成18年度(独)国際交流基金調べ。調査は通常3年ごとに実施している)は、前回調査(平成15年度)よりも約12%多い約298万人にのぼり、着実に増加しているほか、我が国を訪れる留学生総数は前年度調査より約4%多い約12万4千人(平成20年5月現在、(独)日本学生支援機調べ)と堅実な増加が見られる。詳細は、事務事業②「人物交流事業の実施」、事務事業③「日本語の普及、海外日本研究の促進」を参照。

評価の切り口3：より効果的な事業の実施に向けた努力

(1) 外交政策に基づいて戦略的に文化事業を実施することによって、文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、平成20年度は以下の措置を実施した。

(イ) (独)国際交流基金事業については、相手国からのニーズに応じた事業の実施を通じた親日感の醸成や、現地公館における人脈形成等、相手国との外交上の必要性の高い事業を実施することを確保した。

(ロ) また、民間の担い手との連携を図りつつ日本の対外イメージを重点的に向上させる企画として、外交関係樹立50周年といった外交関係上の節目等の特別な機会を迎える国や地域との間で、文化交流事業の集中的な展開を図るため、「周年事業」を実施した。周年事業は、外務省全体の外交方針を踏まえつつ、全省的な協議を経て決定し、外交政策のツールとして効果的に用いるべく工夫を行っている。平成20年度は、日本人のブラジル移住100周年に当たる「日本ブラジル交流年」や、インドネシアとの外交関係開設50周年を記念した「日本インドネシア友好年」として、それぞれの国との間で集中的に交流事業が行われた。

(2) 地域別ニーズにきめ細かく応えるための取組

また、外務本省及び(独)国際交流基金本部では必ずしも把握できない各国のニーズに対してきめ細かい配慮を行うことによって、文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、在外公館の意見を踏まえ、優先度が高いと思われる候補事業につき、(独)国際交流基金に対し、その採用について検討を要請した。詳細は、事務事業④「大型文化事業(周年事業)の実施(日インドネシア友好年、日メコン交流年)」を参照。

(3) 人物交流事業の効果を向上させるためのフォローアップ強化

(イ) 第169回国会における総理施政方針演説において提言された「留学生30万人計画」においては、帰国留学生のフォローアップ強化の必要性が特記されているが、外務省としては、各国の元日本留学生の組織化の促進(帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取、各在外公館に通報)や帰国留学生会の

活動支援（帰国した国費留学生を対象としたメールマガジン発行）等を積極的に推進した。この結果、JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会数は、世界102か国、302組織（前年比+4組織）に上った。

（口）平成20年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は、約5,000名にのぼり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は、5万人を突破したところであるが、外務省としては、本プログラムの主目的の一つであるJET経験者のフォローアップをより強化すべく、世界15か国に50支部（前年比+1組織）あるJET同窓会組織（JETAA）の活動支援を積極的に推し進めるとともに、JET経験者のための就職支援会合の開催、JET経験者間のネットワーク強化等に取り組んだ。（詳細は、事務事業②「人物交流事業の実施」を参照。）

第三者の所見

川村 陶子 成蹊大学文学部准教授

- ・ 全体に、限られた資源を有効に活用し、日本の外交原則に沿って施策や事業の戦略化を工夫している。政策評価においては、文化に関する政策は成果がはかりにくく、中長期的・間接的な影響を考慮する必要があることをふまえ、定性的かつ総合的なかたちでの評価に努めている。
- ・ 平成20年度においては「施策の概要」の目標欄にあらたに「小目標」が加わり、また事務事業評価においても記述が整理され具体化している。より一層戦略的に政策を形成し、その成果をわかりやすく公開することへの努力がうかがえる。
- ・ 省庁単位の評価では見えにくいが、文化関連の外交においては外務省や国際交流基金単体の活動や国際機関への協力のみならず、外務省以外の国内省庁、地方自治体、民間諸主体、外国側パートナー等との連携、およびそれら外部主体の活動との棲み分けをも視野に入れた総合的評価が重要である。こういった側面について、政策評価の中で何らかの形で取り扱うことはできないだろうか。
- ・ 文化事業・知的交流事業に関しては、ポップカルチャーを基軸とした文化外交に力が入れられている。ここでの課題は、「施策の評価」欄にもあるとおり、外国での日本ポップカルチャー受容を、外交上の利益に資するような深みと安定性をもった対日理解や親日感の醸成につなげることである。日本のポップカルチャーが商業的に普及し、「広く受け入れられている」のであれば、外交としてはポップカルチャー自体の発信から一步進めた交流を考えなくてはならないといえる。外交目標との整合を考え、必要性と有効性の観点から、施策や事業の戦略を不斷に再検討し再構築することが重要である。
- ・ 人物交流事業においては、留学生受入れにおける戦略軌道枠の活用、招へい事業と外交案件・課題との連動といった、人物交流と外交全体との関連づけが進んでいることが注目される。交流事業の過度の政治化は避けなくてはならないが、日本外交をサポートする人材を育てる意味で積極的に評価したい。日本語の普及や日本研究の推進も、日本と諸外国との関係を担う人的基盤をつくる施策であり、事務事業評価が結論づけるとおり中長期的視点で拡充強化すべきである。
- ・ 相互依存を深める国際社会において、外交における国際文化交流や文化協力の重要性は今後さらに高まるであろう。政策の予算面はもちろん、人材面、とりわけ現場で事業の企画運営を担う人的資源の充実や、広い視野から継続的に政策を行う組織体制の整備が強く望まれる。日本外交における文化関連施策の必要性について、国内の世論、有識者、政界・財界の理解を得、議論を喚起することが大切であり、本政策評価を含めた政策関連情報の公開・広報に一層力を注ぐべきである。

評価結果の政策への反映

今後の方針

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、文化交流事業を拡充強化していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|--|-------------|
| ①文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信
(在外公館文化事業・国際交流基金事業等) | → 拡充強化 |
| ②人物交流事業の実施 | → 拡充強化 |
| ③日本語の普及、海外日本研究の促進 | → 拡充強化 |
| ④大型文化事業（周年事業）の実施
(日インドネシア友好年、日メコン交流年) | → 内容の見直し・改善 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

III-1-3 文化の分野における国際協力

文化交流課長 中川勉
国際文化協力室長 安東義雄
平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">●ユネスコ文化遺産保存日本信託基金、ユネスコ無形文化財保存・振興日本信託基金事業を通じて人類共通の宝である文化遺産の保護を推進する。●文化遺産関連会合に貢献する（特に無形文化遺産保護条約の運用開始）。●三つの日本信託基金に関し、レビュー会合を通じて指針の改善を図る。●国連大学と以下の点で連携を強化する。<ul style="list-style-type: none">・ サステイナビリティー等の世界的諸問題に対する国連大学の国際貢献。・ ビジビリティ向上のためのアウトリーチイベントの実施。・ 政界、産業界、学術界との連携強化のための支援。・ TICAD IV 及び G8 サミット等の政界レベルでの取組への国連大学の関与。
施策の位置付け	平成 20 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献するとともに、親日感を醸成するため、（1）ユネスコ等や国連大学を通じた協力、（2）文化無償資金協力を実施する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下の通り、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組が行われた。

(1) 文化遺産保護に関する日本信託基金事業は、有形文化遺産について約 10 件、無形文化遺産について約 30 件を実施した。実施国において高い評価を受けているのみならず、日本独自の文化遺産保護の技術や手法は国際的にも評価されている。

(2) 世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約締約国会合、同政府間委員会それぞれの会合に出席し、我が国における有形・無形の文化財保護の豊富な知見を活かして議論に貢献した。特に無形文化遺産については、平成 19 年に我が国において開催した第 2 回政府間委員会で日本が議長国としてとりまとめた条約の運用指針が、平成 20 年 6 月に行われた無形文化遺産保護条約第 2 回締約国会合

でおおむね原案通り採択され、我が国は条約による保護の枠組み始動に大きく貢献した。

(3) 開発途上国の人材育成等を目的とする人的資源開発日本信託基金を通じて、新たに承認した9件を含め59件の事業が実施中であり、実施国・地域の人作りに貢献している。

(4) 有形・無形文化遺産、人的資源開発の日本信託基金に関するユネスコとのレビュー会合を平成21年2月に実施し、実施案件の効果を確認するとともに、今後の改善点を確認した。

(5) 国連大学については、日本政府とのハイレベル協議を3回実施した。緊密な意見交換を行い、新たに研究所を設立して「サステイナビリティと平和」を看板に掲げた学術研究／能力育成活動を行うことや大学院プログラムの導入等を含む国連大学の新戦略を我が国としても積極的に後押ししていくという合意ができた。また、学生を対象としたアウトリーチイベントの共催や国連大学との広報戦略会議の開催及びメディアへの働きかけによる国連大学に関する新聞記事の掲載等を通じ、国連大学のビジビリティ向上に貢献した。国連大学と産業界等との連携強化を支援するため、国連大学の新たな研究所についての説明会を実施した。更には、TICADIV及びG8における国連大学の参画の方法についての検討会合を企画・実施し、その結果をふまえて、国連大学側がTICADIVに直接に関与したのみならず同時期に関連イベントや講演シリーズ等を実施した。

(6) 文化無償資金協力については、平成20年度は一般文化無償資金協力20件、草の根文化無償資金協力32件を実施した。いずれも案件実施に係わる交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスに幅広く報じられたほか、被供与国政府の様々な関係者から謝意が述べられるなど、高い評価が得られている。

課題

新たなニーズに応じて、文化協力事業を強化すると同時に、事業の「選択と集中」、他団体や他スキームとの連携の強化、「日本の顔」が見える支援の強化、既存の案件に係るフォローアップの実施等によって、より効果的な事業の実施に努めていく。具体的には、各「事務事業」の事業の総合的評価の「今後の方針について」等において記載されているとおり。

施策の必要性

インターネットやマスマディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成するためには、開発途上国の文化の保全及び発展を支援する文化協力を通じて、我が国の良いイメージを形成する必要がある。

また、人類共通の貴重な財産たる世界遺産は、一度失われれば回復することは難しい。危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために我が国の技術力をもって協力を行うことは、必要性のみならず緊急性も高い。

施策の有効性

二国間協力（文化無償資金協力）及び多国間協力（ユネスコ、国連大学を通じた協力）を通じ文化の分野での国際貢献を行うことは、人類共通の貴重な遺産の保護や新たな文化の発展につながり、協力の対象となった国の国民心情にも直接訴えかけ、かつ効果が長く持続することから有効である。さらに、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすこととなり、世界各国において親日感を醸成する観点からも極めて有効である。

人的資源開発日本信託基金事業は、我が国、ユネスコ及び被益国政府の協力により被益國の人材育

成・能力開発事業を実施するところ、被益国の発展に貢献するのみならず、我が国と被益国との関係強化にも役立っている。

施策の効率性

限られた資源の中、多数の文化無償資金協力案件の効果的な実施や、我が国が推進するユネスコ関係条約の発効など、ユネスコ等を通じた国際協力という点での施策が進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算(文化無償資金協力 : 合関連経費)	平成 20 年度	平成 21 年度
	2,163	2,144

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	14.7	14.7

単位：人（本省職員）

外部要因

文化協力施策の目標の一つは、開発途上国の対日好感度の向上であるが、これらの要素は、国際情勢の変化や相手国政府の対日政策の展開等の外的要因によって大きな影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：文化、知的交流の分野における国際貢献の度合（ユネスコ等における交渉・事業等への貢献の度合、事業実施件数、裨益者の反応、報道振り、事業に対する評価（自己評価を含む））

ユネスコ等を通じた協力については、関連のユネスコ国際会議（総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等）に積極的に参加し、交渉に積極的に参与、貢献した。

さらに日本信託基金事業を通じて有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興を推進し、教育分野でも人材育成事業を積極的に支援した。これらの貢献は、日本信託基金事業については各被益国における報道振り、世界遺産はじめ各種ユネスコの会議については国内の報道振りにも表れている。詳細は、事務事業①「ユネスコ、国連大学を通じた協力」を参照。

評価の切り口 2：文化無償資金協力については、事業実施件数、裨益者の反応、報道ぶり、事業に関する評価

平成 20 年度、一般文化無償資金協力は平成 19 年度より 6 件多い、計 20 件実施した。また草の根文化無償資金協力については 32 件を実施した。案件実施に関する交換公文署名式や贈与契約署名式、供与式典等は現地プレスに幅広く報じられており、実施機関関係者からも活動の著しい改善など高い評価が得られている他、政府レベルの会談等においても実施に対する謝意が述べられた。詳細は、事務事業②「文化無償資金協力」を参照。

第三者の所見

川村 陶子 成蹊大学文学部准教授

- ・ 全体に、限られた資源を有効に活用し、日本の外交原則に沿って施策や事業の戦略化を工夫している。政策評価においては、文化に関する政策は成果がはかりにくく、中長期的・間接的な影響を考慮する必要があることをふまえ、定性的かつ総合的な観点での評価に努めている。
- ・ 平成 20 年度においては「施策の概要」の目標欄にあらたに「小目標」が加わった。事務事業評価においても、年度ごとの具体例が簡潔に示されている。より一層戦略的に政策を形成し、その成果をわかりやすく公開することへの努力がうかがえる。
- ・ 省庁単位の評価では見えにくいが、文化関連の外交においては外務省や国際交流基金単体の活動や国際機関への協力のみならず、外務省以外の国内省庁、地方自治体、民間諸主体、外国側パートナー等との連携、およびそれら外部主体の活動との棲み分けをも視野に入れた総合的評価が重要である。こういった側面について、政策評価の中で何らかの形で取り扱うことはできないだろうか。
- ・ 国際機関を通じた文化協力においては、「日本の顔」が見える外交という目標の達成に向けて、着実な進展があったことがうかがえる。ユネスコでは遺産関係部門等でイニシアティブを発揮し、堅実な成果を挙げている。国連大学に関しては、新戦略への支援に加え、日本国内での同大学に対する認知・理解の強化が目標に置かれたことが注目される。国連大学が行う研究事業や知的交流事業の意義、およびそれら事業の推進に向けた日本政府の関与については、これまで一般によく知られていたとは言い難かった。国連大学に関する広報・アウトリーチ活動の強化はこうした空白を埋めるものである。
- ・ 文化無償資金協力についても、相手国における日本のプレゼンス向上を積極的に追求することが目標に置かれ、その達成に向けた事業が行われている。日本文化の発信に役立つ拠点づくりなど、一般的な文化交流・広報との関連づけも視野に入れられ、戦略化が進んでいる。評価の指標として、案件実施に関わる現地報道や政府関係者の謝意が挙げられているが、今後は施設の活用ぶりや現地社会発展への貢献など、施策の長期的な成果を見届けて、その経験を将来の政策に生かす必要があろう。
- ・ 相互依存を深める国際社会において、外交における国際文化交流や文化協力の重要性は今後さらに高まるであろう。政策の予算面はもちろん、人材面、とりわけ現場で事業の企画運営を担う人的資源の充実や、広い視野から継続的に政策を行う組織体制の整備が強く望まれる。日本外交における文化関連施策の必要性について、国内の世論、有識者、政界・財界の理解を得、議論を喚起することが大切であり、本政策評価を含めた政策関連情報の公開・広報に一層力を注ぐべきである。

評価結果の政策への反映

今後の方針

ユネスコ、国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かす形で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。無形文化遺産の分野での貢献は「ユネスコ無形文化遺産保護地域センター（仮称）」（ユネスコ・カテゴリー2センター（ユネスコと提携した事業を実施することを目的として、ユネスコ加盟国が設立する機関））設立へつなげていく。

文化無償資金協力については、被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを念頭に置きつつ、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を引き続き実施する。加えて草の根レベルでの小規模なニーズに迅速に対応できる草の根文化無償資金協力を積極的に実施するとともに、これまでの既実施案件に関するフォローアップも実施

していく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ①ユネスコ、国連大学を通じた協力 → 拡充強化
②文化無償資金協力 → 今そのまま継続

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

反映方針	予算要求	機構要求	定員要求
	◎	-	○

施策Ⅲ—2 報道対策、国内広報、IT 広報 · · · · · 345

具体的施策

Ⅲ-2-1	適切な報道機関対策・国内広報の実施 · · · · ·	349
Ⅲ-2-2	効果的な IT 広報の実施 · · · · ·	354
Ⅲ-2-3	効果的な外国報道機関対策の実施 · · · · ·	358

III－2 報道対策、国内広報、IT 広報

評価担当課室名	業務内容
報道課	国内の報道関係者への情報発信
国内広報課	日本の外交政策などについての国内における広報
IT 広報室	外務省ホームページの運営
国際報道官室	日本の外交政策と日本の実状などについての外国の報道関係者への情報発信

III—2 報道対策、国内広報、IT広報

具体的施策

III—2—1 適切な報道機関対策・国内広報の実施

III—2—2 効果的なIT広報の実施

III—2—3 効果的な外国報道機関対策の実施

評価の結果

施策III—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★★☆
III—2—1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★★☆
III—2—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★★☆
III—2—3	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★★☆

施策の必要性

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

グローバル化の進展等により、特に北朝鮮問題、食の安全、金融危機への対応など、外交案件が国民生活に直接影響を及ぼす傾向が強くなって、我が国の外交政策に対する国民の関心は高まっている。我が国が外交政策を強力かつ効果的に遂行するためには、国民の理解・支持を得ることが不可欠であり、そのために我が国の外交政策について分かりやすく説明する責任を果たし、直接広報、間接広報の手段を選択して情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する必要がある。加えて、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案・実施の参考として適切に活用していく必要がある。

2. 「効果的なIT広報の実施」について

インターネットの普及等により様々な情報が氾濫する中で、外交政策についての正確で迅速な情報提供が不可欠となっている。平成20年度は特に、G8北海道洞爺湖サミットなど重要な国際会議が日本国内で開催され、我が国外交への関心が集まったため、議長国・開催国として積極的に国内外に情報発信を行う必要があった。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

我が国の外交政策に関し、正確で時宜を得た発信を行い、我が国に対して好意的かつバランスのとれた外国報道を定着させることにより、諸外国の対日親近感を醸成し、また、我が国に対する正しい理解を増進することは、国際社会における我が国の地位・発言力の向上につながる。そのために、外国メディアの報道振りについて情報収集・分析し、それらを踏まえた戦略的な情報発信、きめ細やかな取材協力や戦略的な記者招聘等を行うことが必要である。

施策の有効性

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

(1) 多くの国民がメディアを通して我が国の外交政策についての各種情報を入手していることから、外務省として報道機関に対し外交行事における取材の便宜を図るとともに、適時に記者会見及び記者ブリーフを実施し、報道発表を発出することで、報道機関を通じ、外交政策に関し国民に情報発信ができる。また、メディアにおいて我が国の外交政策について解説を行う有識者に適切な情報提供を行うことによって、事実関係を正確に反映した報道を促すことができる。

(2) メディアはその時々でより関心の高い事案について報道する傾向がある。このため、多岐にわた

る外交政策をバランス良く国民に説明するためにも、外務省が独自に様々なフォーラム、講演、パンフレット、雑誌等を通じて情報発信を行うことも重要で、これにより国民のより深い理解・支持を得ることにもつながる。

- (3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を通じた国民からの意見聴取や、世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国民の考え方や世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案・実施する上で重要であり、国内広報・報道機関対策の質を向上させる上でも不可欠である。
- (4) こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進する上で極めて有効である。

2. 「効果的なＩＴ広報の実施」について

インターネットを利用することで、国内外の多数の利用者に迅速に情報を発信し、外交政策への理解を促進することが可能となる。外務省ホームページ（日本語、英語、携帯版）、サミット・ホームページ、在外公館ホームページ、日本紹介用ホームページ（Web Japan）等発信する情報や対象とする利用者層によって、複数のホームページを使い分けることで、情報伝達をより効果的に行うことが可能となる。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

海外における対日理解・親近感を醸成するために、首脳会談・外相会談を含む各種外交行事の機会を有効に活用して、外国メディアに対し、様々な形式（記者会見、インタビュー、プレスキット配布等）で情報発信を行うことが必要不可欠である。また、外交行事に併せて記者招聘を行うことにより、詳細な情報と取材機会を提供し、対日理解を促し、期待する記事掲載につなげていくことも効果的である。

施策の効率性

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

報道対策と国内広報は相互補完的であり、広聴活動も有効に活用し、限られた資源を用いて相互に連携しつつ施策を実施した。施策の目標達成に向けた進展が図られ、とられた手段は適切かつ効率的であったと考える。

2. 「効果的なＩＴ広報の実施」について

限られた予算の中で、情報の掲載方法を工夫してユーザビリティを向上させるとともに、コンテンツの充実を行い、動画発信等インターネット技術を活用し、わかりやすく迅速な情報提供に努めた結果、1日平均52万件以上（ページビュー：日本語、英語、携帯版合計）のアクセス数を確保した。また、複数のサイトの掲載業務を一つの業者に一元化して委託することにより、掲載関連経費（日本語、英語、携帯版合計）を約20%削減できたことなどから、採られた手段は適切かつ効果的であった。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

各種情報発信、取材協力、反論投稿等により、外国メディアによる我が国の政策や立場に関する報道につながっており、施策実施のためにとられた手段は適切かつ効率的であった。また、隨時、対日報道の情報収集・分析・配布を行うことは、実施した施策の有効性を確認し、今後の戦略の検討に寄与することにつながり、1つの手段を効率的に活用することができた。世界各国の報道のモニタリング体制について、衛星テレビ、ウェブサイトなどのメディアも対象とし、インターネットを活用するなど情報技術の変化に適切に応じることにより、経費を節減することができた。

施策目標の達成状況

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

報道機関を通じた国民への間接的情報提供（報道機関に対する会見及びブリーフィングの実施並びにプレスリリースの発出（特に平成20年度は19年度に引き続き地方新聞に対する情報発信を強化）、発信力のある有識者への情報提供及び直接説明（各種講演会等の開催、広報資料の作成・配布）を通じて、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供した。外務省ホームページのアクセス数の伸びや直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかな通り、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、広聴活動を通じ国民からの多種多様な意見を聴取することができた。

2. 「効果的なＩＴ広報の実施」について

平成20年度には、以下に示すとおり成果がみられ、本施策の目標（特に小目標）の達成に向けて相当な進展があったと言える。

外務省ホームページのアクセス数が全体として増加したこと、ユーザビリティ（使いやすさ）が向上したこと、コンテンツの充実及び既存ページのバリアフリー化が進んだこと、G8北海道洞爺湖サミット専用ホームページの開設や「わかる！国際情勢」コーナーの新設等、国民にわかりやすい形での情報提供を積極的に実施したこと。加えて、コンテンツ掲載業務に関し、複数サイトの運用業務を一つの運用業者に一元化して委託することで効率化の促進が図られたこと。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

平成20年度は、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）並びにG8北海道洞爺湖サミット及びG8関連会合を活用し、外国メディアに対する情報発信・取材協力・記者招聘を通じて、外国メディアによる日本関連報道を促進し、諸外国における対日理解の増進に進展が見られた。また、日本関連報道の収集・分析を大幅に改善した他、戦略的広報資料の新規作成により、外国メディアのニーズに即した情報発信が可能となった。

- (1) 昨年度創設した論調分析班を継続させ、日本関連報道を迅速かつ包括的に情報収集・分析し、週間論調取りまとめ（55本）、及び個別テーマ別論調取りまとめ（69本）を作成し配布した。また、適切な報道対策を検討するために必要な基礎情報を整備した。
- (2) 主要政策テーマに関するプレゼンテーション資料の作成（3テーマ5件）
- (3) 外国メディア対応能力強化のためのメディアトレーニング実施
- (4) 政府関係者によるインタビュー（本邦：247件、在外：304件）、英文プレスリリース（624本発出）、英語による記者会見（51回）。
- (5) ジャーナリスト会議を開催、100名以上が参加し、パネリストとして参加したインド・インドネシア・韓国のパネリストが帰国後、本件に関し報じた他、NHKが衛星放送で報道。
- (6) 積極的な反論投稿の実施（33件、内政、経済、捕鯨等）
- (7) 外国記者招聘112名（内訳：報道関係者招聘84名、戦略的報道関係者招聘8名、中国・アジアアレス対策強化事業20名）

今後の方針

1. 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

我が国の外交政策に対する国民の理解・支持を得るべく、引き続き適時・適切な報道機関対策・国内広報に努める。その際、インターネット・メディアの進化やテレビチャンネルの多様化といった新たなメディアの様態の変化等による国民の情報入手先の変化を的確に把握し、それに対応したメディア対

策・国内広報を実施する。

2. 「効果的なＩＴ広報の実施」について

更に使いやすくわかりやすいホームページを作成し、ウェブサイトを通じた正確かつ迅速な情報提供を行うことにより、我が国の外交政策に対する国の中外の理解促進に努める。

また、事業の一層の効率性を高めるため、掲載システムの改良を図る。

3. 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

外国メディアによる、海外での報道・記事・テレビ番組などが、対日理解に大きな影響を与えている。在京特派員数の漸減、メディアの多様化、情報の氾濫といった状況の中で、対日報道の減少や論調の偏向が懸念されるため、引き続き効果的な外国メディア対策の実施が不可欠である。

平成21年度も引き続き、省員の対外情報発信の意識を高め、本省・在外公館間の連携を強化し、論調分析体制を強化する。

III－2－1 適切な報道機関対策・国内広報の実施

報道課長 水嶋光一

国内広報課長 弦本英一

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ 広報手段の集約と活用を通じ、的確・迅速な戦略的な情報発信の実現・ 地方を重視しつつ、国民との直接対話を通じた顔の見える情報発信の取組・ G8 北海道洞爺湖サミット等平成 20 年度に我が国において開催される国際会議に関する広報の実施
施策の位置付け	第 169、171 回国会外交演説及び平成 20、21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	我が国の外交政策に対する国民の理解・支持を増進させるために、外交政策についての各種情報を様々な方途を活用して適時に分かり易く提供し、また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し外交政策の企画・立案・実施の参考とする。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

報道機関を通じた国民への間接的情報提供（報道機関に対する会見及びブリーフィングの実施並びにプレスリリースの発出（特に平成 20 年度は 19 年度に引き続き地方新聞に対する情報発信を強化）、発信力のある有識者への情報提供及び直接説明（各種講演会等の開催、広報資料の作成・配布）を通じて、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供した。外務省ホームページのアクセス数の伸びや直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかな通り、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、広聴活動を通じ国民からの多種多様な意見を聴取することができた。

課題

我が国の外交政策に関し、正確で時宜を得た発信を行い国民に対する説明責任を果たすことは常に継続すべき取組である。また、国際社会の相互依存関係が深まる中、国際問題が国民生活に直接影響を及ぼすケースが増加し、我が国の外交政策に対する国民の関心は益々高まっているため、外交政策に関する情報発信の強化に更に努めていく必要がある。更に、昨今インターネット・メディアの影響力の増大やテレビチャンネルの多様化等メディアの様態も変化しており、旧来の報道機関対策に囚われないメディア対策・政策広報を企画・実施していくことが不可欠である。

施策の必要性

グローバル化の進展等により、特に北朝鮮問題、食の安全、金融危機への対応など、外交案件が国民生活に直接影響を及ぼす傾向が強くなって、我が国の外交政策に対する国民の関心は高まっている。我が国が外交政策を強力かつ効果的に遂行するためには、国民の理解・支持を得ることが不可欠であり、そのために我が国の外交政策について分かりやすく説明する責任を果たし、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する必要がある。加えて、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案・実施の参考として適切に活用していく必要がある。

施策の有効性

- (1) 多くの国民がメディアを通して我が国の外交政策についての各種情報を入手していることから、外務省として報道機関に対し外交行事における取材の便宜を図るとともに、適時に記者会見及び記者ブリーフを実施し、報道発表を発出することで、報道機関を通じ、外交政策に関し国民に情報発信ができる。また、メディアにおいて我が国の外交政策について解説を行う有識者に適切な情報提供を行うことによって、事実関係を正確に反映した報道を促すことができる。
- (2) メディアはその時々でより関心の高い事案について報道する傾向がある。このため、多岐にわたる外交政策をバランス良く国民に説明するためにも、外務省が独自に様々なフォーラム、講演、パンフレット、雑誌等を通じて情報発信を行うことも重要で、これにより国民のより深い理解・支持を得ることにもつながる。
- (3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を通じた国民からの意見聴取や、世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国民の考え方や世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案・実施する上で重要であり、国内広報・報道機関対策の質を向上させる上でも不可欠である。
- (4) こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進する上で極めて有効である。

施策の効率性

報道対策と国内広報は相互補完的であり、広聴活動も有効に活用し、限られた資源を用いて相互に連携しつつ施策を実施した。施策の目標達成に向けた進展が図られ、とられた手段は適切かつ効率的であったと考える。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	828	774

内訳 :

国内広報 232
報道機関対策 596

内訳 :

国内広報 181
報道機関対策 593

単位 : 百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	44	45
内訳 :	内訳 :	
国内広報 17 報道機関対策 27	国内広報 17 報道機関対策 28	

単位 : 人 (本省職員)

外部要因

その時々の国際情勢、内政案件等の多寡・軽重により、我が国外交政策の報道機関による取り上げられ方も左右され、それによって、我が国外交政策に対する国民の关心や理解にも影響が及ぶ。

目標の達成状況

評価の切り口 : 情報発信量と我が国外交政策に対する国民の反応

(1) 平成 20 年度においても引き続き、国民の関心の高い重要外交案件につき、政府のメッセージを直接・迅速に伝えるべく、記者会見を通じた情報発信を積極的に実施し、記者会見数は計 255 回に上った。また、各種外交案件についてより積極的に情報発信するために、主管局課長による外務省詰め記者、各社論説委員・解説委員に対する説明等を計 228 回実施した（前年比 30 回増）。文書による情報発信として、国際情勢や外交案件についての我が国のメッセージを表明する「外務大臣談話」「外務報道官談話」を計 115 件（前年比 30 件増）、事実関係を中心に情報を提供する「外務省報道発表」等を計 1697 件（前年比 321 件増）それぞれ発出した。発信力のある有識者や地方メディアに対しては、郵送・メール・面談等を通じ定期的に情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。口頭・文書による情報発信の取組の詳細については、事務事業①「外務大臣等の外務省幹部による記者会見等の実施、談話・外務省報道発表等の発出」を参照。

(2) 平成 21 年 3 月に「中曾根外務大臣と語る」を金沢市で実施した他、計 219 回に及ぶ各種講演事業等を通じ、約 6 万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、81.5% の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し、今後も継続実施すべきとの回答は 75.2% に上った。その他の事業についてのアンケートでも、理解が深まった、他地域でも開催して欲しい等の回答を多く得た。特に高校講座については実施希望が多いが、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。詳細は、事務事業④「国民との直接対話の重層的な展開」を参照。

(3) パンフレットは訴求効果が高いが、経費節約を含む合理性の観点から、重要な外交政策、周年行事等に案件を絞り込み、新規に 10 件、計約 7 万 2 千冊を作成し、関連事業等において広報するとともに外務省 HP にも掲載した。前年度以前に作成したパンフレットについても、配布・送付の希望多いため、計 14 万冊の改訂・増刷の形で対応した。第 3 回太平洋・島サミットの前に、広報テレビ番組を制作・放映し、参加諸国と日本との関係について啓発を行ったところ、放映後のアンケート調査では、視聴者の 95% が日本と太平洋島嶼国との関係が理解できた、99% が島嶼国との外交関係が大切だと答えた。詳細は、事務事業②「様々な広報メディアを通じた外務省広報の展開」を参照。

(4) 平成 20 年度の特殊要因として、北海道洞爺湖サミット開催の機会に、世界経済、開発・アフリカ、環境・気候変動、テロ・軍縮の 4 課題について集中的に広報を行うブースを 6 月 19 日から 7 月 9 日まで六本木に開設した。これにより、約 33 万人に対する訴求が実現できた。このうち、約 6,500 人に対して課題の理解度を調査したところ、95% が上記 4 つの課題について正確な理解を示した。加えて、サミットの事前・事後パンフレット計 4 万部を作成し、啓発宣伝に努めた。詳細は、事務事業④「国民との直接

対話の重層的な展開」を参照。

(5) 外務省ホームページに寄せられたメールの意見、電話・FAX・書簡で寄せられた意見は約 13,500 件に上り、報告書を省内関係部局に迅速かつ適切に配布すると共に、関係会議で週間報告を行うことで、外交等に関する国民の意見・関心を的確に把握・共有している。また平成 20 年度は「ODA」「海外安全」の 2 テーマに関する世論調査を実施して、世論動向や国民の認識の度合いを把握し、その調査結果は政策立案等の参考として活用されている。詳細は、事務事業③「外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握」参照。

第三者の所見

花岡信昭 拓殖大学大学院教授、元産経新聞論説副委員長

外交政策をめぐる広報現場の日常的な取り組みを高く評価したい。外交、安全保障などの分野は一般国民には総合的、現実的な判断がつきにくい側面があり、その一方で、なにか特別なことがあると、一気に感情的、情緒的反応が噴出する。ときに一般メディアがこれに追随し、一時的な報道ラッシュとなる。外務省当局と報道側の間に立つ広報セクションはその調整役として重要な役目を負う。

地方紙への対応などきめ細かな取り組みを評価するものだが、広報テレビ番組の中止は高額な放送料の割には効果が疑問視されることもあり、やむを得ないと思われる。

外交課題はすぐれて政治マターであって、スポークスマンとしての位置づけはときに首相官邸（官房長官）が優先することが多い。官邸との連携を保ちながら、外交当局の立場からの説明責任をいかに果たしていくか、そこには微妙な政治判断も求められ、現場の難しさは十分に理解できる。

既存メディアもさることながら、ネット社会を含め、各界のオピニオンリーダーにいかに発信していくか。それも流動化する国際情勢の中で迅速な対応が求められる。「平和ぼけ」「観念的平和論」といった言葉に象徴されるように、こと外交課題は国際社会のリアリズムを無視したポピュリズムが横行しやすい世界もある。そのネックをいかに克服し、国益優先の外交方針を周知させていくか。さらなる努力に期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

我が国の外交政策に対する国民の理解・支持を得るべく、引き続き適時・適切な報道機関対策・国内広報に努める。その際、インターネット・メディアの進化やテレビチャンネルの多様化といった新たなメディアの様態の変化等による国民の情報入手先の変化を的確に把握し、それに対応したメディア対策・国内広報を実施する。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|--|-------------------------|
| ①外務大臣等の外務省幹部による記者会見等の実施、談話・外務省報道発表等の発出 | → 拡充強化 |
| ②様々な広報メディアを通じた外務省広報の展開 | → 内容の見直し・改善 |
| ③外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握 | → 今のまま継続
→ 内容の見直し・改善 |
| ④国民との直接的対話の重層的な展開 | |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	-	○

III-2-2 効果的なIT広報の実施

IT広報室長 大野秀記

平成21年4月

施策の概要

施策の目標	インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国内外の理解を促進すること 【小目標】G8北海道洞爺湖サミットなど国際会議の機会を利用した積極的な情報発信により我が国の外交活動に関する理解を促進すること。
施策の位置付け	平成20年度及び平成21年度の重点外交政策に言及あり。
施策の概要	国内外の幅広い利用者層を対象とし、外務省ホームページ、在外公館ホームページ、Web Japanホームページ等を通じて、我が国の外交政策等に関するわかりやすい情報を提供する。特に平成20年度は、G8北海道洞爺湖サミット専用ホームページを開設し、サミット関連の幅広いテーマに関し、情報を提供した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成20年度には、以下に示すとおり成果がみられ、本施策の目標（特に小目標）の達成に向けて相当な進展があったと言える。

外務省ホームページのアクセス数が全体として増加したこと、ユーザビリティ（使いやすさ）が向上したこと、コンテンツの充実及び既存ページのバリアフリー化が進んだこと、G8北海道洞爺湖サミット専用ホームページの開設や「わかる！国際情勢」コーナーの新設等、国民にわかりやすい形での情報提供を積極的に実施したこと。加えて、コンテンツ掲載業務に関し、複数サイトの運用業務を一つの運用業者に一元化して委託することで効率化の促進が図られたこと。

課題

外務省ホームページのユーザビリティ（使いやすさ）向上、バリアフリー化のさらなる推進と掲載コンテンツの充実により利用者の満足度を高める。また、掲載システムの改良により、掲載作業の効率性を高める。

施策の必要性

インターネットの普及等により様々な情報が氾濫する中で、外交政策についての正確で迅速な情報提供が不可欠となっている。平成20年度は特に、G8北海道洞爺湖サミットなど重要な国際会議が日本

国内で開催され、我が国外交への関心が集まったため、議長国・開催国として積極的に国内外に情報発信を行う必要があった。

施策の有効性

インターネットを利用することで、国内外の多数の利用者に迅速に情報を発信し、外交政策への理解を促進することが可能となる。外務省ホームページ（日本語、英語、携帯版）、サミット・ホームページ、在外公館ホームページ、日本紹介用ホームページ（Web Japan）等発信する情報や対象とする利用者層によって、複数のホームページを使い分けることで、情報伝達をより効果的に行うことが可能となる。

施策の効率性

限られた予算の中で、情報の掲載方法を工夫してユーザビリティを向上させるとともに、コンテンツの充実を行い、動画発信等インターネット技術を活用し、わかりやすく迅速な情報提供に努めた結果、1日平均 52 万件以上（ページビュー：日本語、英語、携帯版合計）のアクセス数を確保した。また、複数のサイトの掲載業務を一つの業者に一元化して委託することにより、掲載関連経費（日本語、英語、携帯版合計）を約 20% 削減できたことなどから、採られた手段は適切かつ効果的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	263	365

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	3	3

単位：人（本省職員）

外部要因

国民の関心を引きやすい外交問題や海外での事件、災害等が発生するとその案件に関するページへのアクセスが急増する傾向がある。また、動画や画像もしくは内容の濃いコンテンツ等閲覧時間の長くなる傾向にあるリッチ・コンテンツを充実することは、利用者の閲覧ページ数を測定するページ・ビュー数の増加には直接結びつかない傾向がある。また、日進月歩の技術進歩への対応やセキュリティ確保には、最小限の対応を行うのみでも、必然的に相当の費用が発生する。さらに、様々な技術を活用する情報発信は、投入コスト増大につながる面がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：ホームページへのアクセス数の増加

コンテンツの拡充を行うとともに、より使いやすいホームページを目指した結果、平成 19 年度に比べ、平成 20 年度は、外務省ホームページ（日本語）は 5%、外務省ホームページ（英語）は 30%、在外公館ホームページは 39%、Web Japan ホームページは 5 % アクセス数がそれぞれ増加した。また、G 8 北海道洞爺湖サミット・ホームページには 5 月～12 月の 8か月間で約 731 万件のアクセス（ページビュー）があった。詳細は、事務事業①「外務省ホームページ（日本語、英語）の運営」及び事務事業②「在

外公館ホームページ、Web Japan ホームページ等の運営」を参照。

評価の切り口 2：ユーザビリティ・アクセシビリティの改善及びコンテンツの充実

- (1) ユーザビリティの改善：重要なテーマや利用者の関心が高い項目等についてのバナー・アイコンを適切な時期にトップページに配置するなどし、利用者が必要な情報を閲覧しやすいよう工夫した。
- (2) アクセシビリティの改善：引き続き、既存ページのバリアフリー化（音声読み上げ対応）を行い、全ページの約 78% の対応を達成した。
- (3) コンテンツの充実：掲載コンテンツ数は前年度比約 13% 増加した（平成 19 年度末約 87,100 ファイル、平成 20 年度末 約 98,200 ファイル）。

また、外交政策や国際情勢について分かりやすく解説するコーナー「わかる！国際情勢」の新設、サミット・ホームページの「キッズページ」（日英）など国の内外の子ども向けコンテンツの発信、動画配信など、コンテンツの内容を一層充実した。

評価の切り口 3：G 8 北海道洞爺湖サミット等国際会議の機会を利用した情報発信の充実

議長国として G 8 北海道洞爺湖サミット専用のホームページを開設し、世界経済や環境をはじめとする広範な分野について、国内外へ積極的な情報発信を行った。また、横浜で開催された TICADIV に関する特設コーナーを外務省ホームページに設けるとともに会議の模様について外務省初のインターネット・ライブ中継を実施するなど、様々な国際会議の機会を捉えて情報発信を行った。

第三者の所見

森澤 正人 ゴメス・コンサルティング株式会社 代表取締役 執行役員 CEO 兼 COO

1. 平成 20 年度 IT 広報施策の評価

(1) G 8 サミットでの先進的取り組み

G 8 北海道洞爺湖サミットのホームページは、画像の容量を抑えることでディスプレイの消費電力を抑え、サーバー・ネットワークにも負荷をかけない環境配慮型サイトであった。サミットの趣旨にも沿ったグリーン IT 施策であり、対外的な注目を集めた。

(2) 情報量の充実

「いっしょに国連」「わかる！国際情勢」などの新設に加え、「予算の受取手の明示」など省庁としての情報公開方針に沿った情報量の充実が図られた。

(3) アクセシビリティの向上

音声ブラウザ対応ページの拡大のほか、キッズページの充実や「条約データ検索」が可能になるなど、情報への到達性（広義のアクセシビリティ）が格段に高まった。

2. 今後の課題

(1) ユーザビリティおよびアクセシビリティへの更なる対応

ユーザーがサイト内で迷わないよう、在外公館や Web Japan も含めたユーザビリティ基準の統一が望まれる。平成 21 年度中には Web アクセシビリティガイドラインの JIS 規格改訂版が発行される見込みであり、「知覚可能性」「操作可能性」「理解可能性」「堅牢性」の 4 つの原則に則したホームページ対応が必要となる。

(2) 海外からのアクセスの向上

外務省サイト全体に占める英語サイトのページビュー割合は約 18% であり、今後は海外からの

閲覧を増加させることによって日本のプレゼンスを高めていくことが課題となる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

更に使いやすくわかりやすいホームページを作成し、ウェブサイトを通じた正確かつ迅速な情報提供を行うことにより、我が国の外交政策に対する国の中の理解促進に努める。

また、事業の一層の効率性を高めるため、掲載システムの改良を図る。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| ①外務省ホームページ（日本語、英語）の運営 | → 今まま継続 |
| ②在外公館ホームページ、Web Japan ホームページ等の運営 | → 内容の見直し・改善 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

III－2－3 効果的な外国報道機関対策の実施

大臣官房 国際報道官 赤松 武

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること 【小目標】 政策等我が国に関する外国メディアの報道の質的及び量的向上
施策の位置付け	平成 20 年度重点外交政策において言及あり。
施策の概要	我が国政策・立場に関する情報を迅速かつ正確に提供するために、以下を通じて戦略的に对外発信する。 1) 対日報道に関する情報収集・分析 2) 外国メディアに対する情報発信・取材協力 3) 報道関係者招聘

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 20 年度は、第 4 回アフリカ開発会議（TICADIV）並びに G 8 北海道洞爺湖サミット及び G 8 関連会合を活用し、外国メディアに対する情報発信・取材協力・記者招聘を通じて、外国メディアによる日本関連報道を促進し、諸外国における対日理解の増進に進展が見られた。また、日本関連報道の収集・分析を大幅に改善した他、戦略的広報資料の新規作成により、外国メディアのニーズに即した情報発信が可能となった。

- (1) 昨年度創設した論調分析班を継続させ、日本関連報道を迅速かつ包括的に情報収集・分析し、週間論調取りまとめ（55本）、及び個別テーマ別論調取りまとめ（69本）を作成し配布した。また、適切な報道対策を検討するため必要な基礎情報を整備した。
- (2) 主要政策テーマに関するプレゼンテーション資料の作成（3 テーマ 5 件）
- (3) 外国メディア対応能力強化のためのメディアトレーニング実施
- (4) 政府関係者によるインタビュー（本邦：247件、在外：304件）、英文プレスリリース（624本発出）、外務副報道官による英語記者会見（51回）。総理・大臣の外国訪問に関する記者ブリーフィング（外務報道官：海外38回、国内17回、副報道官：海外15回、国内3回）。
- (5) ジャーナリスト会議を開催、100名以上が参加し、パネリストとして参加したインド・インドネシア・韓国のパネリストが帰国後、本件に関し報じた他、NHKが衛星放送で報道。
- (6) 積極的な反論投稿の実施（33件、内政、経済、捕鯨等）
- (7) 外国記者招聘112名（内訳：報道関係者招聘84名、戦略的報道関係者招聘 8 名、中国・アジア

（プレス対策強化事業20名）

課題

政府の発信力強化を目指し、今後とも、効果的かつ効率的な外国メディア対策の実施に取り組む。

施策の必要性

我が国の外交政策に関し、正確で時宜を得た発信を行い、我が国に対して好意的かつバランスのとれた外国報道を定着させることにより、諸外国の対日親近感を醸成し、また、我が国に対する正しい理解を増進することは、国際社会における我が国の地位・発言力の向上につながる。そのために、外国メディアの報道振りについて情報収集・分析し、それらを踏まえた戦略的な情報発信、きめ細やかな取材協力や戦略的な記者招聘等を行うことが必要である。

施策の有効性

海外における対日理解・親近感を醸成するために、首脳会談・外相会談を含む各種外交行事の機会を有効に活用して、外国メディアに対し、様々な形式（記者会見、インタビュー、プレスキット配布等）で情報発信を行うことが必要不可欠である。また、外交行事に併せて記者招聘を行うことにより、詳細な情報と取材機会を提供し、対日理解を促し、期待する記事掲載につなげていくことも効果的である。

施策の効率性

各種情報発信、取材協力、反論投稿等により、外国メディアによる我が国の政策や立場に関する報道につながっており、施策実施のためにとられた手段は適切かつ効率的であった。また、隨時、対日報道の情報収集・分析・配布を行うことは、実施した施策の有効性を確認し、今後の戦略の検討に寄与することにつながり、1つの手段を効率的に活用することができた。世界各国の報道のモニタリング体制について、衛星テレビ、ウェブサイトなどのメディアも対象とし、インターネットを活用するなど情報技術の変化に適切に応じることにより、経費を節減することができた。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	666	566

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	11	11

単位：人（本省職員）

外部要因

東アジア地域をカバーする外国メディアの駐在地が東京から北京等に移り、経済危機により東京支局を閉鎖するなど、在京外国メディア数・特派員数が漸減しており、在京外国メディアを通じた日本関連情報の発信環境は従来より悪化している。

目標の達成状況

評価の切り口 1：戦略的対外発信のための対日報道に関する情報収集・論調分析の強化

戦略的な対外発信のために分析機能を強化し、対日報道に関する情報収集・論調分析を拡充し、委託調査を通じて効果的な外プレ対策立案の基礎とした。

詳細は、事務事業①「対日報道に関する情報収集・分析」を参照。

評価の切り口 2：外国メディアに対する情報発信の量的拡大

記者会見や英文プレスリリースの発出、我が国政府関係者に対するインタビューなどを通じて、外国メディアによる対日報道の量的拡大と対日理解を促進した。また、事実誤認に基づく外国メディアの報道に対しては、積極的に反論投稿等を実施し紙面等に掲載させることにより、諸外国における対日理解の深化につなげた。

詳細は、事務事業②「外国メディアに対する情報発信・取材協力」を参照。

評価の切り口 3：外国記者招聘の戦略的実施

外国記者に日本を体験する機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。また、記者招聘を戦略的に実施するための計画を検討・実施した。国内外の記者が我が国に関するテーマについて話し合うジャーナリスト会議を実施した。

詳細は、事務事業③「報道関係者招聘」を参照。

第三者の所見

金子将史 PHP 総合研究所主任研究員

昨年度は TICAD や洞爺湖サミットなど、日本主宰の大型行事が続き、外務省の外国メディア対応にとって機会と挑戦の年であった。G8 等についての海外の報道は肯定的なものばかりではなかったが、事実認識というよりも立場の違いによるものもあり、総じてこの一年の外国メディア対応は手堅く行われたものと評価できよう。

論調分析班の創設やメディア・トレーニング強化、ジャーナリスト会議の開催など、近年とられてきた施策も適切であり、今後とも継続発展が望まれる。特に論調分析は、メディア対応の基礎であり、格段の増強に値する。例えば米国では、かつては USIA、現在は国務省情報調査局に調査・メディア反応室が置かれ、40 名前後のスタッフで、質の高い論調分析と世論調査を実施している。広報文化交流部が行う国際世論調査との相乗効果もはかりながら、パブリック・ディプロマシー関連の様々な活動の前提情報として、また、全省的な情報基盤として、論調分析班の活動を拡充すべきであろう。

この分野では、これまでにも民間出身者が顕著な活躍をみせており、引き続き、メディア出身者をはじめ民間人材を登用する柔軟な人事を求める。また、日本の対外政策が海外メディアのしかるべき関心を得られるよう、高官の政策スピーチ等のテーマ設定や表現について、国際報道官室が初期段階から助言することを常態化すべきであろう。

今後の課題の一つは、在外公館によるメディア対応力の強化であろう。在京特派員が漸減傾向にある中、海外メディアとの接点として在外公館の役割は一層重要になる。とりわけ北京は東アジアにおける海外メディアの根拠地として存在感を増しており、北京の日本大使館には、中国メディアだけでなく当地駐在の外国メディアに対して、日本の対外政策や社会全般に十分な関心が払われ続けるよう働きかけていく機能が必要ではないか。

こうした点で、在外公館が海外メディアのインタビューや反論投稿等に迅速に対応できるよう本省の

支援体制を強化すること、担当者や大使・公使へのメディア・トレーニングの充実などで在外公館自体の対応能力を向上することがまず必要である。加えて、狭い意味でのプレス対応だけでなく、日常的な広報活動や知的交流が、メディアの関心を高めておく上で重要である。対日認識形成における報道の重要性に鑑み、国際報道官室、広報文化交流部、在外公館、招聘事業を行う国際交流基金等の間で、主要海外メディアに焦点をあてた共通の戦略形成を求めたい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

外国メディアによる、海外での報道・記事・テレビ番組などが、対日理解に大きな影響を与えている。在京特派員数の漸減、メディアの多様化、情報の氾濫といった状況の中で、対日報道の減少や論調の偏向が懸念されるため、引き続き効果的な外国メディア対策の実施が不可欠である。

平成 21 年度も引き続き、省員の対外情報発信の意識を高め、本省・在外公館間の連携を強化し、論調分析体制を強化する。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 対日報道に関する情報収集・分析 | → 内容の見直し・改善 |
| ② 外国メディアに対する情報発信・取材協力 | → 内容の見直し・改善 |
| ③ 報道関係者招聘 | → 今のまま継続 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

基本目標IV 領事政策

施策（具体的施策）

IV-1	領事サービスの充実	365
IV-2	海外邦人の安全確保に向けた取組	371
IV-3	外国人問題への対応強化	377

IV 領事政策

評価担当課室名	業務内容
領事局 政策課	安全な海外渡航、海外生活における福利増進に関する総合的な政策及び移住者の定着安定に関する政策
旅券課	旅券（パスポート）に関する事務
領事サービス室	海外邦人に対する領事サービスの改善・強化及び日本人の身分関係事項に関する事務
海外邦人安全課	海外における日本人の安全対策や保護
邦人テロ対策室	海外でのテロ事件に関する日本人の安全対策や保護
外国人課	外国人に対する入国査証制度、在日外国人に関する外交政策の立案

IV-1 領事サービスの充実

領事局政策課長 八重樺 永規

領事局旅券課長 川村 修行

領事局領事サービス室長 川原 英一

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること (2) 領事業務実施体制を整備すること (3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ 在留届電子届出システム（ORRNET）による届出推奨および緊急情報同報システムの強化。・ 在外教育施設に対する国庫支援の強化。・ 領事担当官に対する研修の強化。・ 旅券の国際標準化への対応の継続。
施策の位置付け	平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT 化の推進、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、在外選挙人名簿登録者数向上等のための取組を進めた。 (2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じた。 (3) 國際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努めた。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

領事業務の IT 化の推進、在外選挙人名簿登録者数の向上、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、領事業務実施体制の着実な整備、IC 旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利・利益を確保・増進するとともに、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まつ

たことは、全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったことを示している。

なお、平成 20 年 10 月に在外 139 公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果では、在外公館の領事窓口の対応では 85%、電話の対応では 80%が「丁寧な対応」と回答しており、本官や現地職員が利用者の立場に立って対応していると評価できる。

課題

技術革新に対応した更なる IT 化促進や次世代旅券の開発、申請・届出等手続の一層の簡素化、在外選挙人名簿登録者数の更なる向上、今後の邦人のニーズの増加・多様化への対応、領事担当官の更なる能力の向上、他省庁・自治体等出身職員へのきめ細かな研修の実施、人的資源の適正な配置、業務の合理化等に的確に対応する必要がある。

施策の必要性

近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として、海外での邦人の活動・生活に深く関わっている領事業務へのニーズは高まっている。更に、邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い、領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、領事業務の IT 化、領事窓口のサービス向上、領事担当官の能力向上、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。

施策の有効性

- (1) IT 化等による手続の簡素化、領事シニアボランティアによる窓口業務の支援強化、在外選挙人名簿登録者数向上の取組は、海外に渡航する邦人や在留邦人に対するサービスの向上・利便性の向上・権利行使の機会の確保につながり有効である。
- (2) 領事担当官に対する研修を強化することは、個々の担当官の能力の向上につながり有効である。
- (3) ICAO の国際標準に準拠した生体情報を旅券に取り入れるとともに、我が国独自の高度な技術を駆使した IC 旅券の適正な発給・管理は、邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。

施策の効率性

- (1) 限られた資源の中、IT 化の推進等により邦人にとって領事業務の利便性向上が着実に図られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (2) 領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	13,523	14,598

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	67	67

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) ICAO が定める渡航文書の国際標準や諸外国の出入国管理政策により、我が国旅券政策が影響を受けることがある。
- (2) 在外選挙人名簿登録者数が伸び悩んでいることには登録申請手続の煩雑さが一つの大きな要因に挙げられる（平成 18 年の公職選挙法の一部改正により、登録申請手続の利便性向上が図られたが、引き続き手續の簡素化に向けた検討が必要）。

目標の達成状況

評価の切り口 1：在留届の電子届出件数の伸び及び在留邦人向けメールマガジンシステムの導入公館数の伸び

(1) 在留届電子届出件数

平成 16 年度：18981 件、平成 17 年度：19867 件、平成 18 年度：24596 件、
平成 19 年度：38677 件、平成 20 年度：53682 件

(2) メールマガジンシステム導入公館数

平成 16 年度：43 公館、平成 17 年度：65 公館、平成 18 年度：88 公館、
平成 19 年度：89 公館、平成 20 年度：98 公館

詳細は、事務事業①「領事事務の IT・システム強化」を参照。

評価の切り口 2：領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査結果（平成 20 年 10 月）

- ・調査実施公館数 139 公館
- ・調査対象者総数 10623 人

【来館目的】

- ・旅券 3036 (45%)
- ・証明 2235 (33%)
- ・戸籍・国籍 819 (12%)
- ・その他 700 (10%)

【公館がどこにあるかすぐにわかりましたか】

- ・すぐに分かった 5898 (63%)
- ・HP 等で確認したので問題なかった 2474 (26%)
- ・表示等がなくわかりづらかった 735 (8%)
- ・分かりにくかった 318 (3%)

【入館時の受付の対応】

- ・非常に丁寧な対応であった 4798 (51%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応であった 2119 (23%)
- ・普通であった 2128 (23%)
- ・どちらかといえば対応がよくなかった 213 (2%)

- ・対応がよくなかった 92(1%)

【領事窓口の対応如何でしたか】

- ・非常に丁寧であった 5876 (63%)
- ・どちらかといえば丁寧であった 2021 (22%)
- ・普通であった 1159 (12%)
- ・どちらかといえば対応がよくなかった 177 (2%)
- ・対応がよくなかった 76 (1%)

【電話対応は如何でしたか】

- ・非常に丁寧であった 3465 (56%)
- ・どちらかといえば丁寧であった 1445 (24%)
- ・普通であった 910 (15%)
- ・どちらかといえば対応がよくなかった 200 (3%)
- ・対応がよくなかった 96 (2%)

評価の切り口 3：領事シニアボランティアによるサービス向上

平成 15 年度に在外 10 公館に第 1 期シニアボランティアを派遣した。平成 19 年度には第 2 期として 10 名を派遣し、平成 20 年度には 5 名を追加派遣した。領事シニアボランティアを派遣することで在外公館における領事サービスが向上した。

詳細は、事務事業②「領事シニアボランティアによるサービス向上」を参照。

評価の切り口 4：在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録者数の伸び

(1) 在外選挙人名簿年間登録申請件数

平成 16 年度：15,729 人、平成 17 年度：20,839 人、平成 18 年度：21,635 人、

平成 19 年度：23,621 人、平成 20 年度：18,228 人

(2) 在外選挙人名簿登録者数

平成 16 年度：82,555 人、平成 17 年度：91,815 人、平成 18 年度：99,173 人、

平成 19 年度：108,889 人、平成 20 年度：110,522 人

(外務省調べ)

詳細は、事務事業③「在外選挙人名簿登録推進」を参照。

評価の切り口 5：日本人学校・補習授業校への援助

次の数の日本人学校及び補習授業校に対し、校舎借料、現地採用講師謝金等に係る援助を行っており、邦人支援策の向上に寄与した。

(1) 日本人学校

平成 16 年度：83 校、平成 17 年度：85 校、平成 18 年度：85 校、

平成 19 年度：85 校、平成 20 年度：87 校

(2) 補習授業校

平成 16 年度：189 校、平成 17 年度：185 校、平成 18 年度：187 校、

平成 19 年度：195 校、平成 20 年度：201 校

詳細は、事務事業④「海外子女教育体制の強化」を参照。

評価の切り口 6：領事研修受講者のアンケート及び外部講師よりの評価

(1) 領事研修受講者のアンケート結果

領事初任者研修（年2回）、在外公館警備対策官研修（年1回）を実施し、受講者のほぼ全員より知識・専門性の向上が図られ有益であったと評価された。また、在外公館においては、中米・カリブ地域を対象に領事研修会議を開催し、領事業務についての活発な意見交換が行われ、近隣公館の連携強化等実りの多い会議となったとの報告を受けている。

(2) 外部講師よりの評価

外部講師（大学教授等）よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

詳細は、事務事業⑤「領事担当官に対する研修の強化」を参照。

評価の切り口 7：IC 旅券の発給状況

平成20年度においては約391万冊のIC旅券（一般旅券）を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

詳細は、事務事業⑥「国際標準に準拠したIC旅券の発給・管理」を参照。

評価の切り口 8：領事業務の業務・システムの最適化事業の進展

在留邦人数実態調査のシステムの自動化に係る開発、戸籍・国籍事務の管理システムに係る開発及び印影照合システムの導入について、予定どおり作業を完了した。また、司法共助事務、管海事務及び邦人援護事務支援システムの機能設計並びに査証発給端末と旅券発給端末の一部統合等の開発を順調に進めており、海外邦人の利便性の向上、領事業務実施体制の整備に寄与した。

詳細は、事務事業⑦「領事業務の業務・システムの最適化事業」を参照。

第三者的所見

森川 伸吾 弁護士

「目標の達成に向けて進展があった」との自己評価は妥当であると思われる。その理由は次の通りである。

- (1) 領事業務のIT・システム強化については、①在留届総数に占める電子届出件数の増減は不明であるものの、電子届出件数の絶対数の大幅な伸びが認められ、②総公館数に占める比率は不明であるもののメールマガジン配信システム導入公館数の少なからぬ伸びが見られる。
- (2) 在外選挙人名簿登録推進については、登録率は微増にとどまっているが、平成20年度において国政選挙が無く、有権者に登録のインセンティブが低かったことに鑑みれば、健闘したと評価できる。ただし、出張・個別訪問サービスについては、成果あたりの投入資源について留意が望ましいと思われる。
- (3) 領事業務システムについては、邦人援護事務援助機能開発、管海事務援助機能開発、司法共助事務援助機能開発の3領域において約24百万円の予算により年間約13百時間の業務処理時間の短縮が図られており、これら機能が多年度に渡って使用されるであろうことに鑑みれば、優れた費用対効果が達成されていると認められる。
- (4) その他、領事シニアボランティアの活用、海外子女教育体制の強化、領事担当官に対する研修の強化、IC旅券の発給・管理等の分野で施策の着実な実施又は進展があったと認められる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

領事サービスの改善・強化は、終わりのない目標と位置付けており、平成21年度以降も重点政策として目標達成に向け推進していく。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

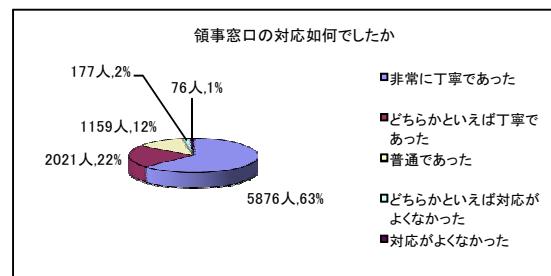
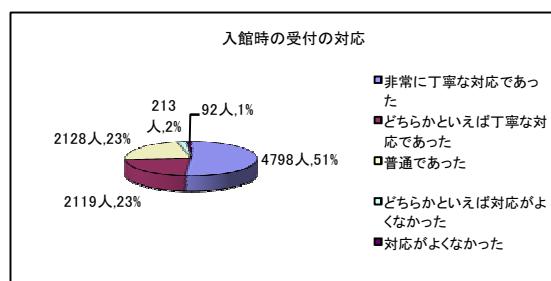
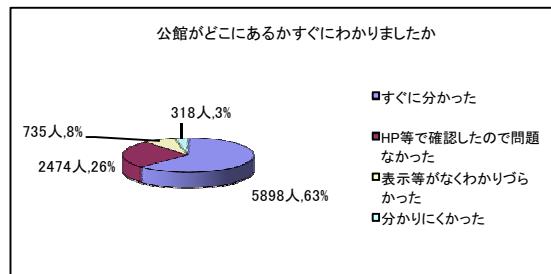
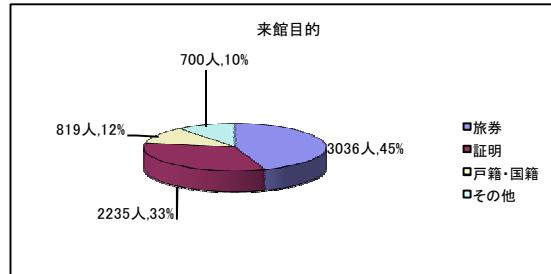
- | | |
|-----------------------|------------|
| ①領事事務のIT・システム強化 | →内容の見直し・改善 |
| ②領事シニアボランティアによるサービス向上 | →今まま継続 |
| ③在外選挙人名簿登録推進 | →今まま継続 |
| ④海外子女教育体制の強化 | →拡充強化 |
| ⑤領事担当官に対する研修の強化 | →今まま継続 |
| ⑥国際標準に準拠したIC旅券の発給・管理 | →今まま継続 |
| ⑦領事業務の業務・システムの最適化事業 | →今まま継続 |

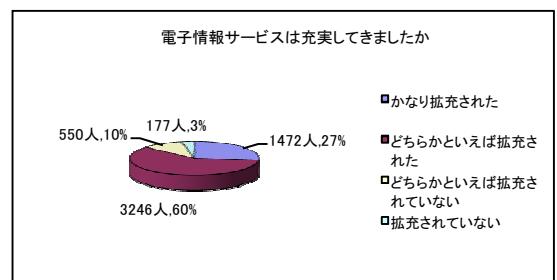
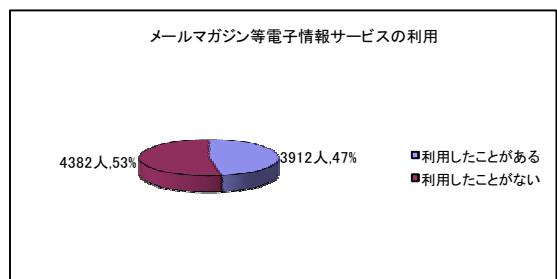
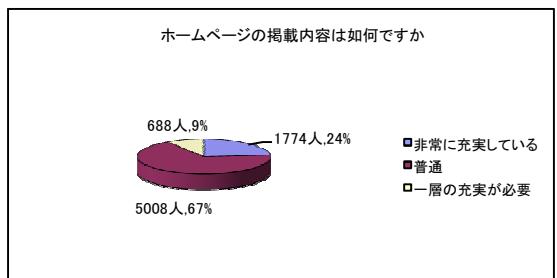
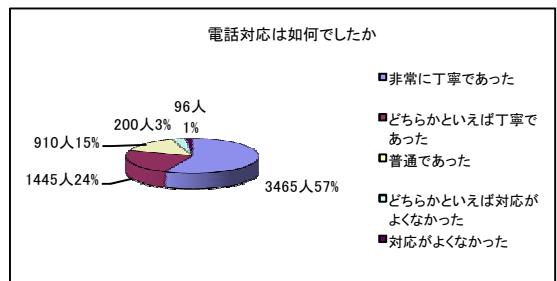
平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

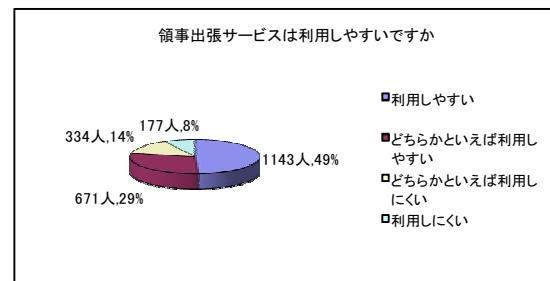
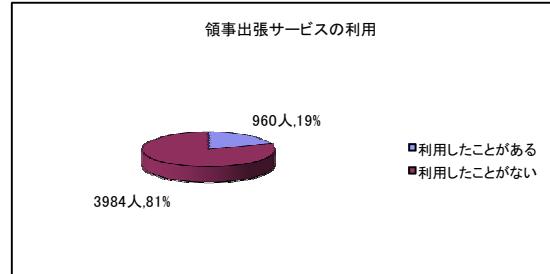
	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査結果
(平成20年10月)

調査実施公館数: 139公館
調査対象者総数: 10623名







IV-2 海外邦人の安全確保に向けた取組

海外邦人安全課長 天野哲郎

邦人テロ対策室長 鈴木光太郎

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 海外邦人の安全対策を強化すること（広報・啓発） (2) 海外邦人の援護体制を強化すること（基盤・体制） 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・兼轄国等の安全情報の収集体制の強化・海外安全に関する情報発信機能の強化・改善及び安全対策情報の適切かつ的確な提供・普及・キャンペーンや講演等を通じた国民・企業への危機管理意識の強化・在外公館援護体制の強化（アウトソーシング化の拡充、精神病や感染症等における専門医からの専門的知見の活用、領事担当官の能力向上）・国内外の関係団体との協力関係の構築及び連携の強化・大規模緊急事態に備えた在外公館の体制整備及び必要なシステムの構築・拡充
施策の位置付け	第 171 回国会における外交演説に言及あり。平成 20 年度及び 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。 (2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務のアウトソーシング化、内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化、更に医療等の専門家との連携等を通じ、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 20 年度においては、海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における施策を継続的に進めた結果、次のとおり、全体としては相当な進展があった。

- ① 現地当局等との協力関係を構築し、兼轄国等の安全情報収集体制の強化を図った。
- ② 海外対応携帯電話の普及に併せ、携帯電話を通じ情報発信に取り組む等海外安全に関する情報発信機能の強化を図った。

- ③ キャンペーンや講演等を通じ、国民や企業関係者等に対し安全対策及び危機管理に関する意識の向上、危機への対応策の啓発に努めた。
- ④ 一般援護関係では、閉館時における緊急電話対応業務のアウトソーシング化の推進、精神疾病発症及び高齢者問題等新たな課題への取組においては、在外公館の対応体制の改善や領事担当官の能力向上、専門医からの専門的知見の活用及び、各国政府及び関係省庁・機関並びに現地邦人社会との連携・協力体制の強化に向けた取組ができた。
- ⑤ 緊急事態に関しては、地震・洪水・ハリケーン等の大規模自然災害やテロ・誘拐等への取組に加え、新型インフルエンザ等の新たな脅威に対しては、抗インフルエンザ薬の配備及び政府一体となった取組の中で関係省庁との連携・協議を通じて対応策の検討を進めた。

課題

海外渡航邦人数及び在留邦人数が増加し、また、危険が多様化・複雑化する中で、海外における国民の安全と安心を確保するためには、これまでの施策の強化に加え、可能な業務のアウトソーシング化を進める等業務・予算の効率化を図る必要がある。また、感染力が強く、いつ出現するか予測困難な新型インフルエンザについては、今後も最新の科学的知見、諸外国の状況、国会等での議論、関係省庁や医療専門家等による検討を踏まえ対策を進めていくとともに、万一の発生に備え、安全な現地残留のために必要な予防・防護用品等の備蓄及び退避を含めた邦人援護のために万全の準備と計画が必要である。さらに、在外公館での緊急対応体制強化のために閉館時の緊急電話対応業務のアウトソーシング導入公館拡大、及び高年齢層の海外長期滞在を始めとする在外邦人の安全対策及び安否確認体制の強化は喫緊の課題である。

施策の必要性

国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題に掲げられており、海外における国民の生命・身体の保護その他の安全に関する努力は外務省の最重要任務の一つである。そのためには、邦人援護に必要な予算・人員の増強を図りつつ既存の予算・人員の効率化のための見直しを行い、効果の最大限化を図る必要がある。

施策の有効性

海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が、多様化する海外での危険を可能な限り正確に認識し、「自分の身は自分で守る」との意識をもって、安全対策措置を講じることが最も重要である。そのためには、正確な情報収集・分析及び魅力的な情報発信を行いうる体制を整備・強化し、国民の安全に関連する最新の情報を的確かつ細やかに提供することが不可欠かつ有効である。第二に、海外における不測の事件・事故等に対し迅速かつ確実な支援を行うため、外務本省及び在外公館における支援のための基盤の整備・強化が有効である。特に、大規模緊急事態への的確な対応を図るため、在外公館の人的、物的体制の整備は不可欠である。また、精神障害あるいは鳥・新型インフルエンザ等の感染症については、その対応に極めて高い専門性が必要であり、こうした知見及び資格を有する専門家との連携・協力は極めて効果が高いと考える。

施策の効率性

多様化する海外における危険に応じて、正確かつ的確な情報及び支援を提供するため、在外公館及び外務本省の人的・物的資源を効果的かつ効率的に投入、展開し得る体制の整理及び強化、アウトソーシ

ング化を進め、また専門性を必要とする業務あるいは確実性を要する業務について、内外の専門家や関係機関・団体との連携・協力の強化を図ったことは施策の目標及び時代の要請に合致しており、これらの手段を通じた海外邦人の安全対策は適切かつ効率的であった。

投入資源

	予算	平成 20 年度	平成 21 年度
		841	834
(注) 内訳	海外邦人安全課	678	681
	邦人テロ対策室	163	153

単位：百万円

	人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
		37	37
(注) 内訳	海外邦人安全課	23	22
	邦人テロ対策室	14	15

単位：人（本省職員）

外部要因

（1）平成 20 年における日本人海外渡航者数は世界経済の冷え込みや燃油サーチャージの高騰等の影響により年間約 1,599 万人と前年比で減となったものの、依然高い渡航率（国民の約 8 人に 1 人）を維持している。在留邦人は平成 17 年以降 100 万人を超える、平成 19 年以降は団塊の世代の多くが定年を迎え、海外旅行あるいはロングステイ等の長期滞在をしており、今後も海外渡航・在留邦人数は高い水準で推移していくものと考えられる。

（2）一方、このように海外には多くの渡航者・在留邦人がいる中、海外での危険と危機は、犯罪の凶悪化、外国人を狙った誘拐の多発、テロの広域化に加え、大規模自然災害、新種の感染症等の新たな脅威の出現等多様化、深刻化している。特に、近年の鳥インフルエンザ感染者数の増大及び感染地域の拡大は、新型インフルエンザ出現の可能性が高まっていることを暗示しており、早急な対策が求められている。また、大地震、津波そしてハリケーン等の気象災害など自然災害の発生は予見しがたく、また、大規模化する傾向にある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：情報発信基盤の強化に向けた取組

平成 20 年度には、安全情報収集業務委託を見直し、より効率的な事業に振りかえる等予算の効果的な活用を図るとともに、外国政府の安全対策担当者の招聘等を通じた現地情報の収集と邦人安全対策における現地当局との協力関係を強化した。情報発信の基盤である海外安全ホームページについては、国民の関心・ニーズを踏まえた情報をより見やすく提供し得るよう内容を整備・改善し、アクセス数の増加を図るとともに、携帯版の海外安全ホームページでは機能を拡充した。また、年末年始の海外旅行シーズン及び卒業前の海外旅行シーズンに合わせて行った海外安全キャンペーンにおいては、海外安全ホームページへの関心と渡航情報収集の重要性を呼びかけた。更に、海外における多様な危険を、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報及び危険をより身近に感じることができる資料（海外事件簿等）をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供し、そ

の他海外安全対策に関する広報・啓発を広く実施した。詳細は、事務事業①「海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化」を参照。

評価の切り口 2：海外邦人の危機管理意識の強化

平成 20 年度には、テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、継続的に国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。また NGO 関係者が誘拐される事案が発生したことを踏まえ、危険地域で活動する NGO 等を対象としたセミナーの開催等の新たな取組を実施した。また、本邦及び在外において、新型インフルエンザ等新たな脅威等に備えての危機管理について啓発に努めた。詳細は、事務事業①「海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化」を参照。

評価の切り口 3：緊急連絡への 24 時間対応体制の強化

(1) 閉館時緊急電話対応体制の強化

夜間・休日等在外公館閉館時などでも時間的制約に関係なく、海外邦人からの緊急連絡に対応し得るよう、引き続き在外公館閉館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成 20 年度には導入公館を平成 19 年度の 72 公館から 6 公館追加し、78 公館に拡充し、邦人渡航者及び在留邦人の多い中南米、欧州及び大洋州公館において更に拡充すべく努めた。

(2) 専門的知見の活用

海外における在留邦人、邦人渡航者が増加する中で、精神障害あるいは鳥・新型インフルエンザ等の感染症など新たな対応が求められており、こうした事態にも適切に対応するため、在外公館の領事担当官の研修を実施するとともに、拠点国における精神科医師の活用（顧問医契約）、鳥・新型インフルエンザ対策に関する関係府省庁との連携・協力、感染症専門医による講演、研修の実施等専門的知見を活用し得る体制をとった。

詳細は、事務事業②「在外公館援護体制の更なる強化」を参照。

評価の切り口 4：遠隔地等における即応体制の強化

兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行い得るよう、必要な措置を講じた。詳細は、事務事業②「在外公館援護体制の更なる強化」を参照。

評価の切り口 5：官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施

海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うために、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティネットを強化した。その一環として外務本省あるいは在外公館において現地での官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報共有・協議を行った。

また、外務本省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護について、地方自治体に対し情報提供等を行った。詳細は、事務事業③「海外邦人の安全対策・支援に向けた多様な取組」を参照。

評価の切り口 6：大規模緊急事態対応能力の強化

平成 20 年度においては、テロ、大規模化する自然災害、急激な政情不安等の大規模緊急事態への対応につき、各種の研修を通じて緊急事態対応要員の養成を行った。また、全米・カナダ邦人安否確認シ

ステムについて、在留邦人の参加を得て、全米・カナダにおける運用訓練を実施した。さらに、新型インフルエンザ対策として、医療事情の悪い地域に在外邦人用の抗インフルエンザウィルス薬を追加配備し緊急展開用備品の整備を行った。詳細は、事務事業④「緊急事態対応の強化」を参照。

第三者の所見

宮治 せつ子 (社)海外邦人安全協会事務局長

1. 平成20年度は、イエメン、南アフリカで発生した邦人の誘拐、中国・四川大地震、インド・ムンバイ連続テロ、アメリカのハリケーン等のテロ・誘拐事件や自然災害の発生とともに、鳥インフルエンザなどの感染症の脅威が高まった一年であった。このような多様化する海外における脅威・危険に対し、海外邦人の安全確保や危機管理等の施策の強化は一層重要となっている。

そのためには、在外公館の援護体制強化は言うまでもないが、予算・人員等、既存の限られたリソースを効率的に活用し、いかに最大限の効果を発揮できるかが課題である。何より国民一人一人の海外安全や危機管理に対する意識を向上させることに努め、「自分の身は自分で守る」ことを啓発し、的確な安全情報を提供・共有していくことが有用である。このような観点から海外邦人安全課及び邦人テロ対策室が平成20年度に行った諸施策は、バランスがとれているものであり、自己評価の内容は概ね妥当なものであると考える。

2. 施策の目標としている「海外邦人の安全対策を強化(広報・啓発)」及び「海外邦人の援護体制を強化(基盤・体制)」に関連し、以下の点について述べておきたい。

(1) 海外安全ホームページのさらなる充実(携帯版サイト)

平成20年度の海外出国者数は2年連続で前年を下回っているが、海外安全ホームページへのアクセス数は対前年度比18%増加し、特に携帯版サイトは215%という大きな増加があった。多様な情報のきめ細やかな発信が実施されたことに加え、海外渡航前の渡航・安全情報の収集や、渡航後も困った場合には「先ず海外安全ホームページにアクセスを・・・」の認知がある程度進んだ結果であろう。認知度向上のための努力を継続するとともに、今後も国民にとってより分かり易く、直ぐに情報を取り出すことができるよう、さらなる工夫と充実が期待される。

特に携帯ホルダーが1億人を超える中、携帯版サイトへの更なるアクセス増を図る為に、携帯版サイトの認知度向上のための啓発・宣伝活動の強化や、より使い易く分かり易い表示を工夫する等の携帯版サイトの充実について発展の余地があると思われる。

(2) 在外公館援護体制強化について

2008年11月、バンコク国際空港が反政府団体に占拠された際、代替空港等で邦人旅行者への対応を行っている在外公館職員のメディア等の報道は、在外公館による邦人援護の姿の一端が窺われるものであった。在外公館の邦人援護業務は多岐に及んでおり、そのすべてにおいて万全の態勢をもって邦人保護に取り組んでいるのかを見る国民の目は厳しい。そのためには、自己責任の意識の醸成と、在外公館の役割、活動が一般国民に理解されるための情宣活動を強化することが必要である。また、個別具体的には次の分野で更なる努力が必要である。

- ①在外公館の24時間緊急事態即応体制構築のために進められている閉館時緊急電話対応サービスの導入については、アウトソーシング化の推進により着実に対象公館が増えてきているが、実際の対応が困難な中東・アフリカ又は中南米地域への導入は未だ十分図られておらず、更なる拡充が望まれる。
- ②在留届の提出対象となっていない短期渡航者等に対する安全情報の提供や、緊急時の邦人保護をより確実に行うための施策の推進。

③精神障害を発症した邦人保護事案は、今後も増加し在外公館の負担が増加すると予測する。その対応については、現地企業、日本人会等の現地日本人組織やツアーオペレーター等の現地ツアー関係者を含めて、日頃からケース・スタディーを行う等の意見交換を通じ、ネットワークの構築等連携を深めておくことが望ましい。

(3) 新型インフルエンザの対応について

平成21年度においては、豚由来の新型インフルエンザA（H1N1）の世界的なパンデミックが発生した。このような脅威に先駆け、新型インフルエンザに有効な抗インフルエンザウィルス薬であるタミフル等を平成20年度の施策として、在外公館に備蓄を行ったことは時宜を得ており高く評価できる。引き続き、在外公館における備蓄を進めるとともに、在留邦人及び邦人渡航者への関連情報の提供を迅速に行うことが重要である。そのためにも、外務本省及び在外公館ホームページにおいて統一的に情報検索が速やかにできるよう、一層の工夫が望まれる。

3. 海外邦人を取り巻く環境はさらに困難になることが予想され、繰り返しになるが、私たち国民へのメッセージである「自分の身は自分で守る」という自己防衛意識の浸透のため、正確で迅速な情報発信と情報共有が益々必要となる。外務省、在外公館においては、国民の安心、安全を確保するために、民間との連携を一層強化し、強固なセーフティーネットを構築していくよう希望する。

評価結果の政策への反映

今後の方針

在留邦人の増加傾向が継続していることに加えて、(1) 平成19年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎える潜在的な海外渡航人口に合流することに伴い在外邦人が高齢化している。また(2) テロの広域化、世界各地における自然災害の発生等危機・危機が大規模化、多様化しており、さらに、(3) 新型インフルエンザ等の感染症対策や精神疾病への対応等援護業務が複雑化している。このような情勢下、海外邦人の保護に関する政府の施策に対する期待と必要性は益々高くなっている(外交に関する世論調査)。そのため、国民の危機回避意識を醸成・増進するとともに、既存の資源を効率的に活用するためアウトソーシング化、官民のネットワーク化を進めつつ、専門家との連携及び在外公館の邦人援護の体制・システムの強化並びにそのために必要な予算の確保に努めていく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ①海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化 → 今まま継続
- ②在外公館援護体制の更なる強化 → 拡充強化
- ③海外邦人の安全対策・支援に向けた多様な取組 → 拡充強化
- ④緊急事態対応の強化 → 今まま継続

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	-	-

IV-3 外国人問題への対応強化

領事局外国人課長 松永一義

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 外国人問題への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請に応えること (2) 在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ 問題のない外国人への査証発給要件緩和・ 好ましからざる外国人への査証審査の厳格化・ 査証審査体制の強化・ 「定住外国人支援に関する当面の対策」を踏まえ、外国人問題への積極的な取組
施策の位置付け	平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	査証申請者への便宜を図り人的交流の促進を図る一方で、我が国において不法就労を企図する者や、不正入国を試みる者等の入国を防止するため、査証審査の厳格化を同時に実行している。査証審査には様々な要請があるが、それらに応えるべく、査証審査体制の強化に努め、査証 WAN (広域ネットワーク) の拡充を引き続き実行している。また、在日外国人問題については、国際シンポジウムの開催や、ブラジルとの領事当局間協議の場を通じて、政府の定住外国人支援策等を情報提供する等積極的に関わった。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

- (1) 我が国への外国人入国者数が引き続き高い水準で推移する中で、来日外国人の不法残留者数、犯罪検挙率等は一貫して減少傾向にある。適切な査証審査を行うことで、人的交流の促進と出入国管理等厳格化という両方の要請に十分に応えることができた。
- (2) 我が国の査証発給数が大幅な増加傾向にある中で、引き続き適切な査証審査を行うべく、査証 WAN システムの拡充を進めた。
- (3) 外国人集住都市を多数抱える愛知県での国際シンポジウムの開催、ブラジル政府との領事当局間協議等を通じ、在日外国人問題に関する関係省庁、地方自治体との連携強化、世論啓発等に寄与した。

課題

中国等我が国への観光需要が高まっている国々への対応、出入国管理等の厳格化の要請等、査証審査に求められる様々な課題に対処するために、査証審査体制を引き続き整備・強化していく

必要がある。

また、在日外国人を我が国社会の構成員としてどのように受け入れていくのか、総合的な議論と方向づけが必要である。

施策の必要性

- (1) 我が国と諸外国との間の人的往来を促進するために、査証申請者の利便性向上を図る必要がある。他方で、我が国社会の安全・安心のため、好ましくない外国人の入国を未然に防止することも必要である。
- (2) 我が国に在留する外国人が増加傾向にある中で、いかに社会統合を図っていくのか、関係省庁、地方自治体と連携をし、国民の理解を得つつ、有効な措置を講じていく必要がある。

施策の有効性

- (1) 査証取得を要する国々からの来日希望者は増加しているので、それらのニーズに応えるべく、適正な査証発給体制の整備が有効である。
- (2) 国際シンポジウムの開催や各国との領事当局間協議を通じて、在日外国人問題について取り組んでいくことが有効である。

施策の効率性

査証審査に関しては、人的交流促進と出入国管理等厳格化等の両面からの要請に対して、限られた資源を最大限活用して対応することができた。また、在日外国人問題についても、社会における急速な問題意識の高まりに対して、国際シンポジウム、領事当局間協議などを通じて適切に対応した。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	780	1,135

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	28	27

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 中国等の観光需要が見込める国々からの、我が国への観光客誘致を推進したいとの要望がある一方で、来日外国人による犯罪等、我が国社会の治安への影響を懸念する声もある。
- (2) 在日外国人は、長引く景気後退の影響を顕著に受けており、早急な対策が求められている。

目標の達成状況

評価の切り口 1：査証発給件数の増加と、来日外国人の不法残留者等の減少

世界的な景気後退を受け、外国人入国者数は、平成 20 年はほぼ横ばいで推移したもの、査証発給件数は引き続き大幅に増加しており、潜在的には来日を希望する外国人が増加傾向にあると言える（短期滞在新規入国者数：平成 19 年 738 万人→平成 20 年 737 万人、査証発給件数平成 19 年 139 万 6,008

件→平成 20 年 150 万 8,968 件)。

一方、不法残留者数、来日外国人犯罪等は減少しており、厳格な査証審査の効果がうかがえる(不法残留者数: 平成 19 年 15 万人→平成 20 年 11 万人、来日外国人の検挙件数: 平成 19 年 3 万 5,782 件→平成 20 年 3 万 1,280 件、来日外国人検挙人員数: 平成 19 年 1 万 5,914 人→平成 20 年 1 万 3,872 人)。詳細は、事務事業①「適正な査証審査の実施」、②「査証 WAN システムの拡充」、③「在日外国人問題の啓発活動等」を参照。

評価の切り口 2 : 在日ブラジル人支援への取組

我が国経済情勢の悪化の影響を受けた在日ブラジル人への支援及び在日ブラジル人子弟の教育問題等について、ブラジルとの領事当局間協議において日本政府の対応を紹介し、両国政府の今後の連携を確認した。また、在日ブラジル人が多く居住する愛知県での国際シンポジウムの開催を通じ、社会統合のあり方について様々な角度から検討を行い、在日ブラジル人支援に向けた取組を推進した。詳細は、事務事業③「在日外国人問題の啓発活動等」を参照。

第三者の所見

山脇啓造 明治大学国際日本学部教授

外国人問題への対応強化に関する施策について、2つの目標が設置されている。一つは「外国人問題への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請に応えること」であり、もう一つは「在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと」である。昨年度も指摘したように、目標が漠然としていて、施策の評価が困難であることをまず強調しておきたい。「外国人問題への対応の強化」や「在日外国人が抱える問題」が何を指しているかが明らかでないし、「外国人問題」と「在日外国人が抱える問題」は同じことを指しているのか、異なるとすればどう異なるのかが不明である。また、問題に取り組むことよりも、問題を解決することこそが目標にふさわしいと思われる。

外国人の受け入れに関して、外務省では、海外交流審議会において答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」(2004年10月)が取りまとめられている。答申は総合的な外国人政策の構築を求める画期的内容となっている。2008年度にいたるまで、提言内容の多くは実現にいたらなかったが、2009年1月に、内閣府に定住外国人施策推進室が設置されたことは大きな成果といえる。これは答申が求めた省庁横断的な取組につながる重要な一步であるからである。

一方、外務省が IOM、愛知県と共に国際シンポジウム(2009年2月)は、オーストラリアやヨーロッパの移民政策の最新動向を紹介し、海外参加者も交えて、愛知県におけるブラジルを中心とする外国人労働者の受け入れのあり方を議論し、日本の今後の統合政策のあり方に大きな示唆を与えるものであった。人の国際移動というグローバルな現象が国内に及ぶ外国人の受け入れ問題は国際的な観点からのアプローチが不可欠であり、こうした取り組みは外務省ならではのものであり、高く評価できよう。また、国際シンポジウムは2004年以来、毎年開催しているが、今回も昨年に続いて地方都市で開催し、地域におけるこの問題への関心を高めることに大きく貢献している。特に、ブラジル人労働者が全国一多く、多文化共生の取組みも進んでいる愛知県と共催した意義は大きい。

グローバル化の進展する今日、国内に暮らす外国人は増加し、外国人受け入れにかかる課題は、日本外交の動向にも次第に大きな影響を及ぼしつつある。2008年は日本人のブラジル移住 100 周年という記念すべき年であったが、いまや 30 万人を越える在日ブラジル人の生活環境の改善は、ますます国際社会におけるプレゼンスを高めるブラジルと良好な外交関係を築くために重要な課題となっている。

今後も、外務省が国際的な観点に立ち、日本における総合的な外国人政策の構築に向けてリーダーシップを発揮することを期待したい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

- ・査証審査に関しては、観光需要のある中国等に対する査証緩和措置について検討するとともに、不法残留、人身取引等防止のために引き続き査証審査を厳格に行う。
- ・査証発給体制の整備のため、今後とも査証 WAN 整備の予算の増額を要求していく。
- ・在日外国人問題に関しては、困窮する在留外国人を増加させないとの視点から、我が国での就労を希望する者に対して、在外公館を通じ我が国の経済状況などについて情報発信する。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|-----------------|-------------|
| ①適正な査証審査の実施 | → 今のまま継続 |
| ②査証 WAN システムの拡充 | → 内容の見直し・改善 |
| ③在日外国人問題の啓発活動等 | → 内容の見直し・改善 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	○

基本目標V 外交実施体制の整備・強化

施策（具体的施策）

V-1	外交実施体制の整備・強化	383
V-2	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	387

V 外交実施体制の整備・強化

評価担当課室名	業務内容
大臣官房 総務課(情報防護対策室を含む)	外務省の業務の総合調整（本省の各部局や在外公館がその機能を十分活かして活動しうるよう省全体の事務を総合的に調整。各部局の行政事務を総合的に調整することを主要な任務とするほか、外務省の定員・予算・機構を拡充し、また、より効率的なものに整備していくことなどを各部局と連絡をとりつつ実施）
人事課	外務省職員の採用、人事管理
警備対策室	在外公館の警備 本省・在外公館における秘密保全
情報通信課	公文書類の接受及び発送、外交文書の発受、その他の外交上の通信 (外務省の情報システムの整備及び管理)
在外公館課	在外公館の運営、在外公館職員の勤務環境の改善・整備、在外公館施設の整備

V－1 外交実施体制の整備・強化

総務課長 石兼公博

人事課長 金杉憲治

警備対策室長 松井貞夫

情報防護対策室長 若林啓史

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ 定員及び機構の更なる充実・ 在外公館の警備体制の強化・ 情報防護体制の強化
施策の位置付け	(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備 平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり。 (2) 在外公館の警備体制の一層の強化 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。 (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化 平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 (2) 在外公館は、外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、在外公館及び館員の生命・身体の安全を確保し、また、在外公館に対する不法な攻撃を未然に抑止する等、警備体制の強化を通じて、外交実施体制の整備・強化を図る。 (3) 外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下の通り、本施策の目標に向けた種々の取組を実施し、外交実施体制の整備・強化が進展した。

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については、在外公

館の増強、定員の純増等を実現した。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化については、各種人的及び物的な警備強化措置、各種研

修や警備訓練等を行った。

- (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化については、平成 19 年度に設置された情報防護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報防護対策の企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を実施した。

課題

- (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備
激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を引き続き整備・強化する必要がある。
- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化
在外公館に対する脅威は、年々威力を増すテロリストの攻撃をはじめ、その形態も極めて多様化しており、適切な対策に基づく措置を施すことでの警備体制を一層強化する必要がある。
- (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化
政府機関からの情報流出は現在も続いているおり、政府全体の取組のみならず、外務省としても情報防護体制の多面にわたる取組を一層整備・強化する必要がある。

施策の必要性

激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を担い追求するための外交を実施する上で、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある。

外務省は、平成 20 年度重点外交政策において、①我が国の平和・安全の確保とアジア・近隣諸国との協力強化、②グローバルな課題への責任ある取組、③力強い外交のための基盤強化を展開するための体制の強化に取り組んでいく旨決定している。

これらの重点外交政策は、今後も引き継がれていくべきものであり、その円滑な実施に資するべく、外交実施体制の整備・強化という本施策を推進することは必要不可欠である。

施策の有効性

- (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備
現在の外務省は、定員・機構の増強に努めているが、世界の他の主要国に比し引き続き大きく見劣りしている。外務省の業務がますます増大している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等のために不可欠な定員を確保し、在外公館の数と体制を整備・強化することは、外交実施体制を整備・強化する上で有効な取組である。
- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化
在外公館に対する各種の人的及び物的な警備強化措置を講じるとともに、警備対策官及び警備専門員に対する研修、館員に対する警備関係講義の実施、各在外公館所在国の脅威度を勘案した警備訓練を実施する等、在外公館の警備体制をハード、ソフト両面から強化することは、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制を一層強化する上で有効である。
- (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化
意識面、制度面、物理面等多面にわたる取組を着実に進めるため、大臣官房総務課の下に平成 19 年度に設置した情報防護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施することは、情報防護体制の多面的な強化のため有効である。

施策の効率性

- (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備
体制の整備・強化のために在外公館・人員を拡充することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化
人的及び物的な警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練の実施により、在外公館の警備体制の整備・強化が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化
情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

(注) 本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での予算は計上されていない。

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	111	112

単位：人（本省職員）

(注) 人的投入資源は、本省の官房総務課、警備対策室、情報防護対策担当の定員を計上。

外部要因

政府の人的資源の制約、我が国在外公館が所在する国の治安状況、国際的なテロ組織による攻撃の発生、及び在留邦人が巻き込まれる事件・災害等の発生回数・規模等、相手国の対日政策の変化に伴う我が国に対する情報工作活動の状況など外部要因の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：外務省の人員、機構の更なる整備

平成 20 年度には、定員 99 人純増、5 大使館、2 総領事館の新設及び 1 総領事館の廃止を行い、外務省全体の定員・機構面での更なる整備を推進した。詳細は、事務事業①「国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備」を参照。

評価の切り口 2：在外公館の警備体制の強化

在外公館に対する各種の警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練などの実施を行い、在外公館の警備体制を強化した。詳細は、事務事業②「在外公館の警備体制の一層の強化」を参照。

評価の切り口 3：外交を支える情報防護体制の強化

情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、パソコンからの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施し、外交を支える情報防護体制を強化した。詳細は、事務事業③「外交を支える情報防護体制の多面的な強化」を参照。

第三者の所見

村田晃嗣 同志社大学教授

全体として、外交実施体制の整備・強化への取り組みは適切であり、評価できる。業務内容の多様化や複雑化、そして量的拡大に鑑み、本来なら人員の大幅な増加が必要であろうが、予算などの制約でそれが困難である以上、情報防護対策室の一層の活用や、関連内規の整備、研修の拡充など、ソフト面で積極的に対応していかなければならない。

特に、「カウンターインテリジェンス」のためには、十分な研修と職場での意思疎通・連携が必要であろう。また、施策の性格上、外務省のみならず、防衛省や内閣府、場合によっては地方自治体など、関連諸機関との広範な連携と調整も求められよう。

在外公館の警備についても、担当者の増員や最新設備の導入などが望ましいが、それらの不足を補うためにも、効果的な専門研修や警備関係講義、警備訓練などは不可欠であり、そうした取り組みは適切であり、評価できる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

外務省（本省・在外公館）の定員・機構の整備・強化は国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠であり、今後とも一層推進する必要がある。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐え得る在外公館警備体制を更に整備・強化する必要がある。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

政府機関からの情報流出を防ぐため、情報防護体制の多面にわたる取組を不斷に強化する必要がある。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- ①国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備 → 今まま継続
- ②在外公館の警備体制の一層の強化 → 拡充強化
- ③外交を支える情報防護体制の多面的な強化 → 拡充強化

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	—（注）	○	○

（注）特定の項の下で予算は計上しないが、関連する事務事業に必要な予算要求は引き続き行う。

V-2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革

情報通信課長 菊田 豊

在外公館課長 正木 靖

平成21年4月

施策の概要

施策の目標	<p>外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none">「外務省情報ネットワークの整備」<ul style="list-style-type: none">基幹通信網及び秘匿IP電話の整備拡充本省及び国内拠点の情報ネットワーク最適化「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」<ul style="list-style-type: none">オープンなシステムへの移行を前提とした再構築「外務省人事・給与等業務・システム」(外務省人給システム)の再構築「在外経理システムの整備」<ul style="list-style-type: none">ITを活用した業務改革の推進
施策の位置付け	平成20年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運用経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下のとおり、本件施策の下で各種関連事業が当初の想定どおりに進展した。

- 「外務省情報ネットワークの整備」においては、最適化計画の基本要件となる基幹通信網を整備し、秘匿IP電話を222公館に設置した。
- 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータ上で運用している業務・システムのうち「外務省人給システム」以外は100%の再構築を完了し、「外務省人給システム」は予定どおり87%の再構築を完了した。
- 「在外経理システム」の整備にあたっては、「物品管理・現地職員管理システム」を開発、代理官制度等に対応した機能の拡張を行った。また「在外経理システムの業務・システム最適化計画」の改定版を策定(平成21年3月)し、在外公館に設置しているサーバを平成23年度末まで

でに本省に集約することとした。

課題

- 「外務省情報ネットワークの整備」においては、平成 21 年度は外務本省の最適化を完了するとともに、在外 63 公館の最適化を実施する。
- 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、外務省人給システムを一旦ホストコンピュータから脱却してオープン環境への再構築を完了することにより、平成 22 年度当初にシステム維持経費の削減目標を達成する。
- 「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づき、次期在外経理システムの設計・開発を実現する。

施策の必要性

- 「外務省情報ネットワークの整備」については、外交政策の立案・推進機能の一層の強化を図るために、現行の外務省情報ネットワークを根本的に見直し、十分な情報セキュリティと、外交活動に必要な円滑な情報交換を同時に実現する情報ネットワークの在り方を明確化し、外交通信を強化する必要がある。
- 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータ上で運用している各種業務・システムの効率化及びシステム維持経費の削減に取り組む必要がある。
- 「在外経理システムの整備」では、在外公館における会計担当者の増大する業務を簡素化・効率化するため、また、会計処理及びそれに関する幅広い範囲の業務を迅速かつ正確に処理できるよう IT を活用した業務改革を進めることが必要である。

施策の有効性

- 「外務省情報ネットワークの整備」では、全体的な情報セキュリティレベルの向上とともに計画完了時には年間 1 億 7000 万円の経費削減、及び 1 万 7000 時間の業務時間短縮が見込まれる。
- 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」では、システムの維持経費を年間 3 億円削減し、業務処理時間を年間 1500 時間削減することにつながる。
- 「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく業務・システムの最適化完了後（平成 24 年度以降）は、在外公館の会計担当者の業務量は、月間で約 38 時間の時間削減（15.2% の削減率、いずれも試算値）が見込まれる。また経費については平成 24 年度以降、年間延べ約 5300 万円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。

施策の効率性

ホストコンピュータ、基幹通信網、秘匿 IP 電話、ネットワーク基盤及び基本業務システムの構築・運用について入札を実施し、競争原理の導入による効率化を図ったこと、在外経理サーバの入替により経費を削減できたこと、及び「物品管理・現地職員管理システム」及び現行在外経理システムの機能拡張により施策が進展し、在外経理業務の円滑化が見込まれることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

(注) 本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での予算は計上されていない。

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	28	31

(内訳)

外務省情報ネットワークの整備	12	14
内部管理ホストコンピュータ システムの再構築	10	10
在外経理システムの整備	6	7

単位：人（本省職員）

外部要因

特になし。

目標の達成状況

1. 外務省情報ネットワークの整備

評価の切り口： 基幹通信網整備による施策目標の着実な推進

98%の在外公館に基幹通信網、秘匿 IP 電話の整備を完了した。また、外務本省においては2筐体パソコン及びプリンタの再整備を完了し、ネットワーク基盤及び基本業務システム（新システム）についても機器単体の構築が完了した。詳細は、事務事業①「外務省情報ネットワークの整備（最適化計画を含む）」を参照。

2. 内部管理ホストコンピュータシステムの再構築

評価の切り口： 業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組

再構築完了比率及び「外務省人給システム」の再構築作業は、以下のとおり目標を概ね達成した。

- 平成 20 年度までに、ホストコンピュータ上で運用している業務・システムについて、「外務省人給システム」を除き、100%の再構築を達成した。
- 「外務省人給システム」の再構築作業は全体の 87%を完了し、平成 20 年度までの作業は順調に進展した。

詳細は、事務事業②「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」を参照。

3. 在外経理システムの整備

評価の切り口： 業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組

外務省情報ネットワーク最適化の進捗に伴い「在外経理システムの業務・システム最適化計画」を改定し（平成 21 年 3 月）、右計画達成に向け事業を継続中である。また在外経理システム機能拡張等により、在外公館における会計担当者の業務の簡素化・効率化が見込まれている。詳細は、事務事業③「在外経理システムの整備（最適化計画を含む）」を参照。

第三者の所見

川合 浩司 川合経営システム研究所代表

外務省における「外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革」は、情報ネットワークの整備、内部管理業務用ホストコンピュータシステム再構築及び在外経理システムの整備を中心に推進されている。

情報ネットワークの整備については、222 の公館において基幹通信網の整備、秘匿 IP 電話の設置が完了し確実に整備が進展していると評価する。今後のネットワーク整備の進展に伴い IT の利便性が一層高まると期待されるが、情報セキュリティに対して技術的な対策とともにルールの整備、教育、監視、点検・監査等いわゆる情報セキュリティマネジメント面での強化も並行して推進することが望まれる。

内部管理業務用ホストコンピュータシステム再構築については、ホストコンピュータ上の多くの情報システムを、順次オープン環境上で再構築を行ってきておりその確実な活動は評価できる。今後、府省共通の「人事・給与関係業務情報システム」の円滑な導入と再構築の結果として具体的な費用削減を実現することを期待する。

在外経理システムについては、在外公館における業務効率化、処理迅速化に向けて関連情報システムの開発が推進されてきたが予定通り H20 年度に開発・設計がほぼ終了し、H21 年に運用が開始されたこととなった。さらに情報ネットワークの整備と整合して在外経理システムサーバの本省への集約を目的とした最適化計画が H21 年 3 月に改定された。これら在外経理システム関連の着実な活動は評価できる。

全体として本件に関する外務省の取組み及び事業評価は、適正であると評価する。今後、継続して事業を推進するとともに具体的な成果の発現を検証していくことが望まれる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

- 「外務省情報ネットワークの整備」については、平成 21 年度に外務本省の最適化を完了し、以降、在外公館に対し順次最適化を実施する。
- 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」については、オープン環境への再構築完了を目指し、平成 22 年度当初にシステム維持経費の削減目標を達成する。
- 「在外経理システムの整備」については、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に則り、サーバの本省集約化を進めると共に、IT を活用した業務改革を推進し、在外公館の会計担当者のさらなる業務負担軽減を図る。

事務事業の扱い

（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|---------------------------|----------|
| ①外務省情報ネットワークの整備（最適化計画を含む） | → 今ままま継続 |
| ②内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築 | → 今ままま継続 |
| ③在外経理システムの整備（最適化計画を含む） | → 今ままま継続 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	－（注）	－	－

（注）特定の項の下で予算は計上しないが、関連する事務事業に必要な予算要求は引き続き行う。

基本目標VI 経済協力

施策VI—1 経済協力

具体的の施策

VI-1	経済協力	395
------	------	-----

VI-1 経済協力

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 政策課	国際協力局の所掌事務に関する総合調整 独立行政法人国際協力機構の管理
総合計画課	政府開発援助に関する企画・立案 経済協力に関する総合的な計画の作成 経済協力事情一般に関する調査及び統計などに関する業務
多国間協力課	地球規模問題に対する総合的な外交政策 経済及び経済協力に関する国際機関、経済協力に関する分野別の計画などに関する業務 人間の安全保障に関する外交政策
国別開発協力第一課	アジア・太平洋についての国別及び地域別の経済協力に関する計画の策定（例：国別援助計画の策定） アジア・太平洋地域に関する国際機関（例：アジア開発銀行（ADB）など）等に関する業務
国別開発協力第二課	中南米、欧州、中東、アフリカについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の策定（例：国別援助計画の策定） 中南米、欧州、中東、アフリカについての経済協力に関する国際機関（例：アフリカ開発銀行（AfDB）、米州開発銀行（IDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）など）等に関する業務
無償資金・技術協力課	無償資金協力及び技術協力に関する業務
有償資金協力課	円借款に関する業務

VI－1 経済協力

国際協力局政策課長 梨田和也

総合計画課長 牛尾 滋

多国間協力課長 植野篤志

国別開発協力第一課長 本清耕造

国別開発協力第二課長 宇山秀樹

無償資金・技術協力課長 柴田裕憲

有償資金協力課長 宮原 隆

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・アフリカ開発会議（TICADIV）及びG 8 北海道洞爺湖サミットを通じ、ODAによる我が国の貢献を目指す・新 JICA の円滑な発足・途上国の発展に資すること
施策の位置付け	第 171 回国会外交演説並びに平成 20 年度及び平成 21 年度重点外交政策に言及あり
施策の概要	戦略的な ODA の実施のための援助政策の企画・立案

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

施策の目標に沿った以下の取組を推進することで、ODA 予算の削減傾向が続く中、ODA 実績の確保に努め、質・量ともに ODA の充実を図った。中でも、OECD/DAC における平成 20 年（暦年）の ODA 実績は 3 年ぶりに前年比プラスとなった（実績額では世界第 5 位だが、伸び率では G 7 諸国中第 1 位）。

（1）アフリカ開発会議（TICADIV）及び G 8 北海道洞爺湖サミットにおける ODA を通じた貢献の表明・実施

TICADIV では、アフリカから 51 か国、34 か国の先進国及びアジア諸国、77 の国際機関及び地域機関並びに民間セクター や NGO 等市民社会の代表 3000 名以上が参加し、アフリカ開発の今後の取組・方向性に関する横浜宣言等を採択した。我が国は平成 24（2012）年までの対アフリカ ODA 倍増を表明し、その達成に向けて ODA 事業を実施している。

サミットでは、G 8 としてミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた決意を表明した。

(2) 新 JICA の発足

平成 20 年 10 月 1 日から、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の 3 援助手法を一元的に実施する世界で最大級の二国間援助機関として新 JICA が発足し、援助の手法にとらわれない広い視野に立った案件形成・実施をより効率的に行い得る体制を構築した。これに伴って、前述の 3 援助手法の案件形成調査プロセスを統一し、案件実施準備の機動性・迅速性を強化するために、協力準備調査を開始した。

(3) オール・ジャパンとしての国際協力の取組の推進

①官民連携パートナーシップ

経済界との意見交換を踏まえ、関係省庁・実施機関と連携のうえ、平成 20 年 4 月に「成長加速化のための官民パートナーシップ」を取り纏め、民間企業からの官民連携案件の提案・相談受け付けを開始、官民政策対話の実施、現地日系企業が参加する拡大現地 ODA タスクフォースを開催した。更に民間企業提案の受付要領を整備し、同年 11 月に発表した。

②NGO との連携強化

外務省・NGO 定期協議会（全体会議、ODA 政策協議会及び連携推進委員会の計年 7 回）を開催し、NGO との意見交換・情報の共有を進めた。また、NGO 側からの意見を参考に、NGO・市民社会等が国別援助計画に対して意見を提出しやすくなるよう、パブリック・コメント及び意見交換会を実施するとともに、各国別援助計画の策定現況の周知方法につき、外務省 ODA ホームページに明記した。

(4) コスト縮減や業務内容を通じた事業の効率化

「施策の効率性」に詳述。

(5) ODA に関する不正腐敗防止の徹底

ベトナムにおける円借款事業に関し、外国公務員への贈賄の容疑でコンサルタント会社の関係者及び法人自身が起訴され、有罪判決が言い渡される事件が発生した。

外務省としては、日越間で取りまとめた ODA 事業に関する不正腐敗防止策の実施等を通じて、ODA に関する不正腐敗の再発防止の徹底を図った。

課題

「国際協力重点方針」の早期策定を図るとともに、新 JICA の体制整備を進めるなど、戦略的な ODA の実施のための援助政策の企画・立案を推進する。また、コスト縮減等を通じた事業の効率化を引き続き図る。

また、未曾有の世界的な金融・経済危機に対応するため、我が国 ODA に対する途上国の期待は高まっており、今後とも ODA 事業量の拡充を図る。さらに、ミレニアム開発目標の達成に寄与するため、また、対アフリカ ODA 倍増等の既存の国際公約を着実に実施し、ODA の対 GNI 比 0.7% という目標達成に向けた努力を継続する。

施策の必要性

MDGs の達成が危ぶまれるとともに、百年に一度と言われる世界的な金融危機の中、開発途上国における

る開発課題は山積しており、国際社会の平和と繁栄のためにも、これらの課題に対処することは世界第2位の経済大国である我が国の責務である。ODAは、我が国が自国の安全を確保する上で外交重要な役割を果たしており、我が国の外交力の重要な源泉の1つである。

施策の有効性

開発途上国が抱える人道的ならびに地球規模の問題の解決に必要とされる資金は膨大であり、我が国がそれら全てに対応することはもとより不可能である。従って、ODAにおける我が国の比較優位を活かし、関係国及び関係国際機関と相互補完的な連携を図りつつ、いかなる対象分野で展開するかを深く考慮する「戦略性」と「メッセージ性」をもったODAは有効である。

施策の効率性

ODAコスト総合改善プログラムを策定し（平成20年4月）、計画段階に関する再検討や案件発掘から実施までのスピードアップ等、質とコストの両面からODA事業のプロセス全体を見直しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
	329,320	326,679

単位：百万円

人的投入資源	平成20年度	平成21年度
	186	192

単位：人（本省職員）

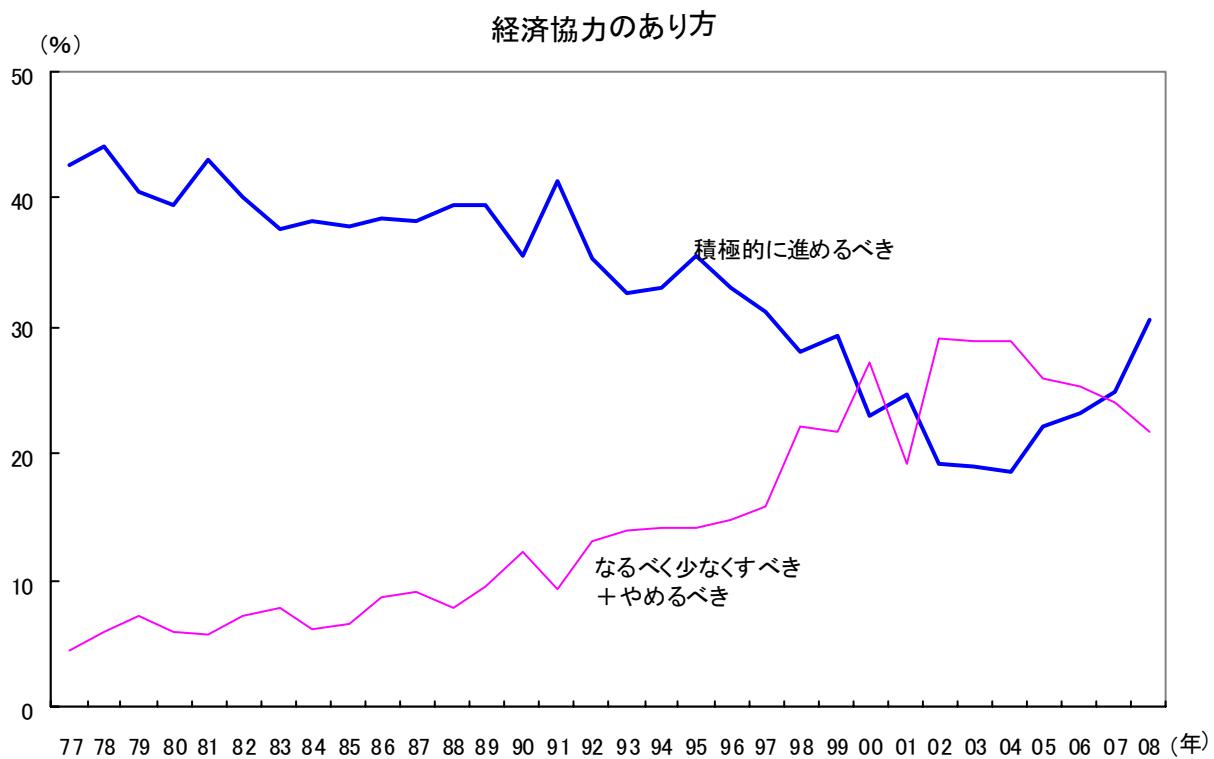
外部要因

- (1) 紛争やテロ、自然災害、世界経済の急速な減速等不測の事態の発生
- (2) 被援助国政府や国際機関からの要請の拡大

目標の達成状況

評価の切り口1：世論調査の変化

毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると、経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合が、「なるべく少なくすべき+やめるべき」とした割合を2年連続で上回った。中でも、積極的に進めるべきとした割合は、11年ぶりに30%台を回復した。



(備考) 内閣府「外交に関する世論調査」より作成。

評価の切り口 2 : ODA 事業が国民に対する説明責任をどれだけ果たしているか

①ODA 広報の実施－ホームページの充実、テレビ広報番組等の活用

ODA ホームページに対するアクセスは対前年比約 40% 増となっている。また、テレビ東京の「知花くららの地球センター」の平成 20 年度平均視聴率は 5.4%、また、番組 HP へのアクセス数は前年度比 2 倍強の 190,841 件となっている。

②ODA 評価の実施

外務省は、被援助国の実情に沿った、質の高い ODA を実施するため、各国の国別援助計画や援助の重点課題について、第三者評価を実施している。平成 20 年度には、5 つの国別評価と 2 つの重点課題別評価、1 つのセクター別評価を実施した。評価の結果は政策立案過程にフィードバックするとともに、結果を公表し国民への説明責任を果たしている。詳細は、事務事業①「ODA の理解促進」及び事務事業③「経済協力評価」を参照。

評価の切り口 3 : NGO の活動環境整備

国際協力における政府の重要なパートナーである NGO がその能力をさらに向上していくよう活動環境を整備し、NGO の能力向上を側面支援するために、NGO と連携の上、①NGO 相談員、②NGO 専門調査員、③NGO 研究会、④NGO 活動拡充のための研究調査、⑤海外 NGO との共同セミナー、⑥アカウンタビリティ強化指導委託、⑦NGO 連携無償効果検証プログラム、⑧長期スタディ・プログラムの諸事業を実施した。詳細は、事務事業②「NGO の活動環境整備」を参照。

第三者の所見

草野 厚 慶應義塾大学教授

経済協力に関する施策の目標について、「目標の達成に向けて進展があった。」との外務省の評価は概ね受け入れることができる。JICAと旧JBIC円借款部門の統合は、組織の機能、文化の違いなど危惧される点もあったが、これまでのところ、思った以上に順調に進んでいる。また、「官民連携」の考え方が援助に関心を持つ人々の間で定着したこと、外務省の努力と無関係ではなく評価できる。

また、経済協力に関する世論の動向について指摘すべき点がある。一般の人々の間で、ODAに対する支持（積極的に進めるべきだ）が増加し、他方、不支持（なるべく少なくすべきとやめるべき）が減少したことだ。99年から05年の間が典型であるように、国内の不況と経済協力に関する世論の動向は密接にかかわる。一昨年あたりから、この傾向に変化が見られていたが、08年で一層顕著となった。調査が世界金融危機発生後の、08年10月に行われていることが特に重要であろう。考えられる第1の理由は、08年4月時点で、世界第5位までODAの支出実績が減少したことに、新聞社説等メディアも、警鐘を鳴らしたことである。外務省の日頃の地道な広報、説明努力が実った結果だと思われる。第2の理由は、施策の目標にある、TICADIV及びG8洞爺湖サミットの成功である。TICADIVについては横浜市営地下鉄の各駅が、アフリカ各国を担当するなど、盛り上げに大いに協力した。おそらく、ODAをはじめて理解できたという人々も多かったのではないだろうか。

もっとも注文もある。第1は評価体制に関する問題点だ。外見上の体制は十分すぎるほど充実しているが、評価のための評価になってはいないか。コストを掛けすぎてはいないか、重複部分はないかなど点検と改善策が必要だ。第2は第1とも関連するが、評価情報のより容易な入手方法である。外務省ODA評価サイトから、特定のプロジェクトにアクセスしようと思っても極めて困難だ。当事者、関係者は不自由なく目指す評価結果に到達できるとしても、援助に関心を持ちはじめた人々にとり、極めて不親切な説明とサイトの構成だ。以上の指摘はJICAの評価サイトにも当てはまる。インデックス機能を含め利用者の立場に立った改善が早急に行われるべきであり、実現を見守りたい。

評価結果の政策への反映

今後の方針

- (1) 現下の金融・経済危機に対し、アジアが「開かれた成長センター」として世界経済に貢献するため、アジア自身の成長力強化と内需拡大に向けた域内協力を支援する。
- (2) テロリズムの撲滅のため、アフガニスタンの復興やパキスタンの経済安定化のための広域的な取組を積極的に支援する。また、途上国の平和の構築や定着を積極的に支援する。
- (3) 環境・気候変動に関して、2013年以降の枠組み交渉を念頭に、「クールアース・パートナーシップ」の推進等を通じて、途上国の取組を支援する。
- (4) 対アフリカ支援倍増やミレニアム開発目標実現への貢献等、TICADIVやG8北海道洞爺湖サミットで表明した支援策を含む既存コミットメントを着実に実施する。
- (5) 途上国への貿易・投資を促進するとの観点から、日本企業の途上国での活動の環境整備を促進する（資源・エネルギーの確保、貿易・投資環境整備、法制度整備支援、官民連携）。
- (6) 国際協力への国民各層の広範な参加を図るとともに、NGOとの対話と連携を更に推進する。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ①ODA の理解促進 → 内容の見直し・改善
- ②NGO の活動環境整備 → 内容の見直し・改善
- ③経済協力評価 → 今そのまま継続

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	—	○

施策VI—2 地球規模の諸問題への取組	403
具体的な施策	
VI-2-1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献	406
VI-2-2 環境問題を含む地球規模問題への取組	411

VI－2 地球規模の諸問題への取組

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 多国間協力課	地球規模問題に対する総合的な外交政策 経済及び経済協力に関する国際機関、経済協力に関する分野別の計画などに関する業務 人間の安全保障に関する外交政策
人道支援室	人道支援に関する外交政策
専門機関課	国連の専門機関などに関する外交政策
無償資金・技術協力課	無償資金協力及び技術協力に関する業務
地球環境課	地球環境に関する外交政策
気候変動室	気候変動枠組み条約、京都議定書、砂漠化 対処条約及び世界気象機関に関する外交政策

VI—2 地球規模の諸問題への取組

具体的施策

VI—2—1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

VI—2—2 環境問題を含む地球規模問題への取組

評価の結果

施策VI—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
VI—2—1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
VI—2—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

グローバル化に伴い、感染症、貧困、紛争等、従来の国家による庇護だけでは対応が難しい脅威に国際社会が直面する中、これらの問題に効果的・効率的に対処するためには、人間一人ひとりに焦点を当て、国家、国際機関、NGO、市民社会等が協力し、人々・コミュニティが直面する諸問題に包括的に対処することを求める人間の安全保障の考え方がある。

我が国は、人間の安全保障を外交の柱の一つとし、リーダーシップを発揮して国際社会において同理念を推進しているほか、ODA大綱においても人間の安全保障の視点に立った支援を基本方針としており、この方針の下、我が国は人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた人道支援等を通じて同理念の実践に取り組んでいる。人間の安全保障の視点に立った支援は、裨益者のみならず、これら支援の実施国、国際機関、関係NGO等から高い評価を得てきている。

したがって、我が国として引き続き人間の安全保障の推進に向け指導力を発揮し、国際社会の理解促進、様々な支援スキームを通じた人間の安全保障の実現を推進していくことが必要かつ適当である。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題は、地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能となるものであるため、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要がある。また、環境問題が開発、社会等分野横断的な問題であるため、取組の内容や程度をめぐり特に先進国・途上国間で意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、このような立場の相違を調整し、可能な限り克服していくための外交交渉の積み重ねが不可欠である。

自然災害による被害の実質的削減は持続可能な開発の達成にとって不可欠であるところ、災害による被害を10年間で実質的に削減しつつ、持続可能な開発を目指す「兵庫行動枠組」を世界的に実施することが必要である。

施策の有効性

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

「人間の安全保障」は、人間一人ひとりの保護のみならず、人々自身の能力強化により実践されるため、長期的で地道な取組が必要である。また、「人間の安全保障」に対する各国の考え方・立場はいまだ様々であることから、草の根・人間の安全保障無償資金協力を始めとする二国間支援や人間の安全保障基金、世界基金等、人間の安全保障の実現にとり効果的な支援スキームを通じた支援を引き続き実施するとともに、国連を始めとする多数国間の国際会議や二国間会合・国際機関との会合等の場において

人間の安全保障の有用性につき議論し、普及に努めることは有効である。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等の取組を推進していくことが必要である。防災については、我が国が豊富に有する技術・知見を世界的な取組においても生かすことが目的達成のために有効である。

施策の効率性

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

人間の安全保障フレンズ会合や APEC 等の多数国間会合や二国間会合等において人間の安全保障に係る議論の継続的な実施、各種支援スキームを通じた支援による人間の安全保障の実現等に取り組んだ結果、関心国との協力関係の強化、国連総会において初めて人間の安全保障に関するテーマ別討論の開催、支援の効果的な実施、感染症対策の強化がなされるなど、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

優先度が高い分野を定めて施策を進めた結果、効率性にも対応したものとなり、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

施策目標の達成状況

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

(1) 平成 20 年 5 月に国連総会における初の人間の安全保障に関するテーマ別討論の開催、EU や欧州安全保障・協力機構（OSCE）等とのセミナー等の開催、多数国間会合（G 8、アフリカ開発会議（TICAD）、APEC 等）及び二国間会合（EU、メキシコ）の協力文書における「人間の安全保障」への言及、国際機関への働きかけを通じた理解の促進等、日本国内で実施したシンポジウムへの政府関係機関、国際機関、研究機関、NGO、報道関係者、多数の一般市民の参加等国際社会・国内における人間の安全保障に係る議論の活性化及び普及において相当な進展があった。

(2) 人間の安全保障基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた難民・国内避難民等に対する支援を継続的に実施するとともに、人間の安全保障基金については、審査プロセスの簡素化及びニーズに合った予算額を設定し、人道支援に関しても、各国際機関ハイレベルとの会談等を通じた働きかけを行った結果、適時に効果的・効率的な支援を行うことが可能となり、人間の安全保障の実現にとり相当な進展があった。

(3) 我が国も含めた資金貢献の増加及び開発途上国等における三大感染症対策の強化に伴い、平成 20 年には、世界基金の支援事業により、抗レトロウィルス療法（HIV 感染者・エイズ患者への治療）受診者数、WHO 推奨の直接服薬確認療法（DOTS）を受ける結核患者数、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数が対前年比で大きく伸びた。その結果、平成 20 年末までの 5 年間で 350 万人の命が救われた。

また、我が国は G 8 議長国として、国際保健に関連する国際機関等にも働きかけた結果、世界基金も保健システム強化に向けた支援に本格的に取り組み始めるなど、感染症対策強化において相当な進展があった。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

(1) 多数国間環境条約の地球規模での実施の促進、国際熱帯木材機関（ITTO）、国連環境計画（UNEP）をはじめとする環境関連国連・国際機関による取組への貢献を通じ、国際的なルールの策定・実

施に向けた取組を一層促進した。

- (2) G8 北海道洞爺湖サミット議長国として、気候変動、森林、生物多様性、3R、持続可能な開発のための教育（ESD）及び水と衛生に関する議論を主導することにより、これら地球環境問題への国際的関心を高め、取組を促進した。
- (3) 「兵庫行動枠組」の世界的な実施の促進のため、「枠組」推進のための中心的機関である国連国際防災戦略事務局の活動を支援した。
- (4) 気候変動問題につき、平成20年6月に発表した「『低炭素社会・日本』をめざして」や、平成20年1月及び平成21年1月のダボス会議での総理スピーチ等を通じて具体的な提案の発信を行ったほか、G8 北海道洞爺湖サミットや、平成20年12月の気候変動枠組条約第14回締約国会合（COP14）等を始めとする国際会議の場で積極的な提案及び働きかけを行った。

今後の方針

1. 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

G8サミットや国連総会、人間の安全保障フレンズ会合、二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の更なる普及に向けた取組を強化するとともに、人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた人道支援、世界基金理事会における単独議席の維持による発言力の維持・強化等を通じて人間の安全保障の実現に取り組む。

2. 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に関する議論の促進に努める。

VI－2－1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

国際協力局多国間協力課長 植野 篤志

人道支援室長 貴島 善子

専門機関課長 早川 修

無償資金・技術協力課長 柴田 裕憲

平成 21 年 6 月

施策の概要

施策の目標	人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・国際社会・国内における人間の安全保障の概念の普及促進・プロジェクトの実施を通じた人間の安全保障の更なる実践・世界基金を通じた支援及び包括的な感染症対策の強化
施策の位置付け	第 171 回国会における外交演説に言及あり 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。 平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	(1) 政府・国際機関との各種会議、国内外でのセミナー等の積極的な開催、各種フォーラムや二国間文書への人間の安全保障概念の反映に向けた各国・機関への働きかけ等を通じて、人間の安全保障の概念普及を行った。 (2) 人間の安全保障の実践のため、人間の安全保障基金や草の根・人間の安全保障無償資金協力・国際機関を通じた人道支援等を実施した。 (3) 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（以下「世界基金」）を通じた効率的・効果的な支援に向け積極的に関与した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

(1) 平成 20 年 5 月に国連総会における初の人間の安全保障に関するテーマ別討論の開催、EU や欧州安全保障・協力機構（OSCE）等とのセミナー等の開催、多数国間会合（G 8、アフリカ開発会議（TICAD）、APEC 等）及び二国間会合（EU、メキシコ）の協力文書における「人間の安全保障」への言及、国際機関への働きかけを通じた理解の促進等、日本国内で実施したシンポジウムへの政府関係機関、国際機関、研究機関、NGO、報道関係者、多数の一般市民の参加等国際社会・国内における人間の安全保障に係る議論の活性化及び普及におい

て相当な進展があった。

- (2) 人間の安全保障基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた難民・国内避難民等に対する支援を継続的に実施するとともに、人間の安全保障基金については、審査プロセスの簡素化及びニーズに合った予算額を設定し、人道支援に関しても、各国際機関ハイレベルとの会談等を通じた働きかけを行った結果、適時に効果的・効率的な支援を行うことが可能となり、人間の安全保障の実現にとり相当な進展があった。
- (3) 我が国も含めた資金貢献の増加及び開発途上国等における三大感染症対策の強化に伴い、平成20年には、世界基金の支援事業により、抗レトロウィルス療法（HIV感染者・エイズ患者への治療）受診者数、WHO推奨の直接服薬確認療法（DOTS）を受ける結核患者数、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数が対前年比で大きく伸びた。その結果、平成20年末までの5年間で350万人の命が救われた。

また、我が国はG8議長国として、国際保健に関連する国際機関等にも働きかけた結果、世界基金も保健システム強化に向けた支援に本格的に取り組み始めるなど、感染症対策強化において相当な進展があった。

課題

- (1) 多数国間・二国間の会議等を通じて、人間の安全保障概念の普及に積極的ではない一部の国々の理解の促進を図る。
- (2) 厳しい財政事情により国際機関に対する拠出金が大幅な減額を余儀なくされるなか、我が国が特に人道支援を重視していないとのメッセージを与えることのないよう、適切かつ効果的な人道支援の実施を確保し、多くの人々に支援が行き渡るよう配慮しつつ、国際機関を通じた人道支援を拡充していく。
- (3) 世界基金に対する「当面5.6億ドル拠出」の公約をできるだけ早く達成する。また、世界的な経済危機の中で、世界基金の収入源の多角化、世界基金事務局や支援事業の更なる効率化も含め、他の理事会参加メンバーとともに世界基金の支援が一層効率的に効果的な成果を挙げよう、その運営改善に努める。

施策の必要性

グローバル化に伴い、感染症、貧困、紛争等、従来の国家による庇護だけでは対応が難しい脅威に国際社会が直面する中、これらの問題に効果的・効率的に対処するためには、人間一人ひとりに焦点を当て、国家、国際機関、NGO、市民社会等が協力し、人々・コミュニティが直面する諸問題に包括的に対処することを求める人間の安全保障の考え方がある。

我が国は、人間の安全保障を外交の柱の一つとし、リーダーシップを發揮して国際社会において同理念を推進しているほか、ODA大綱においても人間の安全保障の視点に立った支援を基本方針としており、この方針の下、我が国は人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた人道支援等を通じて同理念の実践に取り組んでいる。人間の安全保障の視点に立った支援は、裨益者のみならず、これら支援の実施国、国際機関、関係NGO等から高い評価を得てきている。

したがって、我が国として引き続き人間の安全保障の推進に向け指導力を發揮し、国際社会の理解促進、様々な支援スキームを通じた人間の安全保障の実現を推進していくことが必要かつ適当である。

施策の有効性

「人間の安全保障」は、人間一人ひとりの保護のみならず、人々自身の能力強化により実践されるため、長期的で地道な取組が必要である。また、「人間の安全保障」に対する各国の考え方・立場はいまだ様々であることから、草の根・人間の安全保障無償資金協力を始めとする二国間支援や人間の安全保障基金、世界基金等、人間の安全保障の実現にとり効果的な支援スキームを通じた支援を引き続き実施するとともに、国連を始めとする多数国間の国際会議や二国間会合・国際機関との会合等の場において人間の安全保障の有用性につき議論し、普及に努めることは有効である。

施策の効率性

人間の安全保障フレンズ会合や APEC 等の多数国間会合や二国間会合等において人間の安全保障に係る議論の継続的な実施、各種支援スキームを通じた支援による人間の安全保障の実現等に取り組んだ結果、関心国との協力関係の強化、国連総会において初めて人間の安全保障に関するテーマ別討論の開催、支援の効果的な実施、感染症対策の強化がなされるなど、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 20 年度	平成 21 年度
	30	30

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	15.2	15.2

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 国内紛争の国際化、感染症の拡大、難民問題、突然の経済危機、貧困問題の拡大、自然災害等、人々を脅かす脅威は多様化・深刻化している。
- (2) このような脅威に対応するには多岐にわたる分野での包括的な取組が必要であり、国際機関間及び市民社会等との連携が不可欠となっている。

目標の達成状況

評価の切り口 1：主要な国際的フォーラム及び二国間関連文書における人間の安全保障への言及確保
平成 20 年 5 月に国連総会において初めて人間の安全保障に関するテーマ別討論が開催されたほか、EU や OSCE 等との人間の安全保障に関するセミナー等の開催、G 8、アフリカ開発会議 (TICAD)、APEC 等の多数国間会合、EU、メキシコ等の二国間会合の協力文書における「人間の安全保障」への言及を確保し、人間の安全保障の概念の普及に努めた。詳細は、事務事業①「人間の安全保障の概念普及」を参照。

評価の切り口 2：人間の安全保障基金によるプロジェクトの承認・実施

我が国は、人間の安全保障基金の活動を強く支援している。同基金は、平成 20 年度末までに計 192 件の案件を承認した。平成 20 年度に限れば、13 件のプロジェクトに対し計約 32 百万ドルを支援した。平成 20 年度は、これまで支援実績のない国におけるプロジェクトを承認するなど、基金プロジェク

トの面的な拡大が進んだほか、人間の安全保障基金の審査プロセスの簡素化及び予算上限額の変更や我が国の二国間援助スキームと連携したプロジェクトの実施により、より現地のニーズにあったプロジェクトの形成、支援効果・効率性の拡大を図った。詳細は、事務事業②「人間の安全保障基金を通じたプロジェクトの実施」を参照。

評価の切り口3：「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に基づくプロジェクトの実施

平成20年度の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」実施案件数は1255件、総額約119億円であった。対セネガル「ティバウンヌ第三小学校整備計画」始め、「人間の安全保障」の目指す個人及び地域社会の自立に資する支援を実施した。詳細は、事務事業③「『草の根・人間の安全保障無償資金協力』を通じたNGO等市民社会のプロジェクトの支援」を参照。

評価の切り口4：世界基金による三大感染症対策支援の実施状況及び効果

我が国は世界基金に関し、米国（33.3億ドル）、フランス（17.7億ドル）に次ぐ第3位のドナーである（累積約10.4億ドル）。また、平成20年5月に福田総理（当時）が表明した「2009年以降、当面5.6億ドル拠出」の国際公約の第一歩として、平成21年3月に約1.9億ドルを拠出した。更に、我が国は、理事会、政策戦略委員会、財政監査委員会等において世界基金の運営や今後の方針に関して積極的な発言を行っている。世界基金が支援した事業により、抗レトロウィルス薬治療を受けるHIV感染者、マラリア予防用の長期残効型殺虫剤処理蚊帳の配布数、結核治療に非常に有効とされる直接服薬確認療法（DOTS）を受ける患者数等が増加し、これまでに350万人の生命が救われている。詳細は、事務事業④「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への支援」、事務事業⑤「世界基金の最高意思決定機関である理事会における積極的関与」を参照。

評価の切り口5：国連等関係機関と連携した人道支援の実施

人道支援を担う各種国際機関と緊密に連携し、国際社会の共通課題である難民・避難民等への人道支援に積極的に取り組んだ。詳細は、事務事業⑥「人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府との連携による現地のニーズに基づいた人道支援の実施」を参照。

第三者の所見

長 有紀枝 立教大学大学院教授・難民を助ける会理事長

わが国が外交の基本理念の一つに据える人間の安全保障は、国際社会が直面するグローバルな課題や脅威に、効果的・効率的に対処する上で極めて重要な概念である。人間一人ひとりに焦点をあて、様々なアクターが領域横断的に協力し、包括的に対処することを要請するからである。援助者が、自らの専門領域や予算などの理由から、分断して捉えてきた裨益者のニーズを、統合して（本来受益者が人間である以上、そのニーズは包括的である）本来のニーズ全般に対応できるという意味で、人間の安全保障概念は、再評価に値するものであり、また、そうした視点をもっともよく反映できるのは、援助者ではなく、裨益する当事者本人である、という点で、オーナーシップや、能力開発を促進する起爆剤にもなりうる。その意味で人間の安全保障概念はますます重視されてしかるべきものである。

外務省が掲げた施策目標の達成状況の判断基準は的確なものであり、評価結果の理由もいずれも正当なものといえる。しかしながら、たとえば、理由（1）にあげた日本国内で実施されたシンポジウムは多くの参加者を得、人間の安全保障の普及に寄与するものではあったが、出席者は、いずれも国際協力に精通した実務者あるいは関心のある一部の学生、国民のみであり、人間の安全保障そのものが、国

民一般の人口に膾炙しているとは言い難い。人間の安全保障は、外交の柱の一つに数えられる重要な事項でありながら、大半の日本人にとっては、耳慣れない概念である。

英国の政治学者である Mary Kaldor は近著 *Human Security*(Polity Press 2007)において、二つの相異なるアプローチとして、カナダ型と UNDP 型を挙げた。それぞれ恐怖からの自由、欠乏からの自由に焦点を当てたものであるが、今回の評価にあるような種々の施策を講じているにもかかわらず、日本政府による人間の安全保障については一切言及がなかった。

特定の意図のもとに書かれた個人の著作や議論で判断をすべきものではないが、外務省や日本政府は、日本について言及がなかった事実を真摯に受け止めるべきではなかろうか。考えられる理由の一つは、内政的に、あるいは日本人にとって、人間の安全保障がまったく主流化されていないことが挙げられるのではないか。多くの日本国民にとって、人間の安全保障とは、国際社会のアリーナで一部の人が一部の目的のために用いるマイナーな概念にすぎない。日本国内において、憲法 9 条のような存在となり、日本国内からも強い関心とサポートを得た時に、国際社会においても、日本の人間の安全保障が正当な評価を得、グローバルな問題の解決により寄与できるのではないか。そのためには、人間の安全保障を外務省だけの管轄下に置かず、他省庁、特に文部科学省や厚生労働省に対しても、種々の施策の視点として生かし、また、国民が置かれた状況を図る指標の一つとして利用するよう働きかけるべきではないだろうか。人間の安全保障の国内での主流化が、大きな課題である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

G 8 サミットや国連総会、人間の安全保障フレンズ会合、二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の更なる普及に向けた取組を強化するとともに、人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際機関を通じた人道支援、世界基金理事会における単独議席の維持による発言力の維持・強化等を通じて人間の安全保障の実現に取り組む。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- | | |
|---|---------|
| ① 人間の安全保障の概念普及 | → 拡充強化 |
| ② 人間の安全保障基金を通じたプロジェクトの実施 | → 拡充強化 |
| ③ 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じた NGO 等市民社会のプロジェクトの支援 | → 今まま継続 |
| ④ 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への支援 | → 今まま継続 |
| ⑤ 世界基金の最高意思決定機関である理事会における積極的関与 | → 今まま継続 |
| ⑥ 人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府との連携による現地のニーズに基づいた人道支援の実施 | → 拡充強化 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	-	-

VI－2－2 環境問題を含む地球規模問題への取組

地球環境課長 水野政義

気候変動室長 小林賢一

平成 21 年 6 月

施策の概要

施策の目標	(1) 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること (2) 防災政策の普及を通じ持続可能な開発を支援すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・ G8 北海道洞爺湖サミット議長国として、地球環境問題についての議論を主導する。・ 多数国間環境条約の実施促進、環境関連国際機関による取組への貢献を通じ、国際的なルールの策定・実施に向けた取組を推進する。・ 「兵庫行動枠組」の実施を促進する。・ 気候変動問題につき、我が国としての提案を発信し、国際会議における議論に貢献する。
施策の位置付け	第 169 回国会施政方針演説に言及あり。 第 170 回国会所信表明演説に言及あり。 第 171 回国会施政方針演説に言及あり。 第 169 回国会外交演説に言及あり。 第 171 回国会外交演説に言及あり。 平成 20 年度重点外交政策に言及あり。 平成 21 年度重点外交政策に言及あり。
施策の概要	地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進し、またこうした枠組みがない分野に新たな議論の場を設けて具体的な取組を促進する。持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及をはかることにより、持続可能な開発の実現に努める。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

(1) 多数国間環境条約の地球規模での実施の促進、国際熱帯木材機関（ITTO）、国連環境計画

（UNEP）をはじめとする環境関連国連・国際機関による取組への貢献を通じ、国際的なルールの

策定・実施に向けた取組を一層促進した。

(2) G8北海道洞爺湖サミット議長国として、気候変動、森林、生物多様性、3R、持続可能な開発のための教育(ESD)及び水と衛生に関する議論を主導することにより、これら地球環境問題への国際的関心を高め、取組を促進した。

(3) 「兵庫行動枠組」の世界的な実施の促進のため、「枠組」推進のための中心的機関である国連国際防災戦略事務局の活動を支援した。

(4) 気候変動問題につき、平成20年6月に発表した「『低炭素社会・日本』をめざして」や、平成20年1月及び平成21年1月のダボス会議での総理スピーチ等を通じて具体的な提案の発信を行ったほか、G8北海道洞爺湖サミットや、平成20年12月の気候変動枠組条約第14回締約国会合(COP14)等を始めとする国際会議の場で積極的な提案及び働きかけを行った。

課題

地球環境問題への実効的な対処の喫緊性・必要性につき、国内外の世論の理解を取り付け、多数国が参加した形での地球環境問題の取組促進に積極的に貢献する。

施策の必要性

地球環境問題は、地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能となるものであるため、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要がある。また、環境問題が開発、社会等分野横断的な問題であるため、取組の内容や程度をめぐり特に先進国・途上国間で意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、このような立場の相違を調整し、可能な限り克服していくための外交交渉の積み重ねが不可欠である。

自然災害による被害の実質的削減は持続可能な開発の達成にとって不可欠であるところ、災害による被害を10年間で実質的に削減しつつ、持続可能な開発を目指す「兵庫行動枠組」を世界的に実施することが必要である。

施策の有効性

地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等の取組を推進していくことが必要である。防災については、我が国が豊富に有する技術・知見を世界的な取組においても生かすことが目的達成のために有効である。

施策の効率性

優先度が高い分野を定めて施策を進めた結果、効率性にも対応したものとなり、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成20年度	平成21年度
	56	76

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	21	19

単位：人（本省職員）

（注）上記「人的投入資源」は定員数に基づくものであり、実員数とは異なる。

外部要因

- (1) 地球環境問題への対応には国際的に協働しての取組が不可欠であるが、取組への熱意や優先順位の考え方は国により様々である。
- (2) 防災の観点は、将来の災害に備え災害の復興段階から組み込まれるべきであるが、いったん大規模災害が起きると、将来的な防災の観点にあまり配慮しない緊急応急対応がなされる可能性がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：既存の国際機関、多数国間環境条約の締結及び実施による、地球環境問題の解決に向けた取組の進捗度（国際的なルールの策定、関係者の能力構築を含む）と、我が国による実質的貢献度

平成 4 年の地球環境サミット（リオ・サミット）以降整備されてきた多数国間環境条約の締結・実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行うことにより、下記のように、地球環境問題に関する国際的な取組の進捗に実質的に貢献した。詳細は、事務事業①「国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組」及び事務事業③「気候変動に関する対話の推進」を参照。

- (1) G 8 北海道洞爺湖サミットにおいては、我が国の主張に沿う形で、2050 年までに世界全体の排出量の少なくとも 50% の削減を達成する目標というビジョンの共有及び国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下での採択を求めることが、首脳宣言に盛り込まれた。
- (2) また、同サミットの際に、中国やインド等の主要開発途上国も含めた「エネルギー安全保障と気候変動に関する主要経済国首脳会合」が初めて開催され、排出量の世界全体の長期目標を含む、長期的な協力行動のためのビジョンの共有を支持するとともに、衡平目標を考慮して世界全体の長期目標を採択することが望ましいとすることで各国が一致した。
- (3) 気候変動枠組条約第 14 回締約国会合（COP14）が開催され、附属書 I 国の削減目標の検討に関しては、科学的知見及び削減ポテンシャルやコスト等の要素に基づくべきとの日本の考えが反映された結論文書が採択された。
- (4) 森林に関し、「2006 年の国際熱帯林木材協定」の早期発効に向けて各国に働きかけた。我が国主導で G 8 森林専門家の違法伐採報告書をとりまとめ、G 8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言でそのフォローアップに言及がなされた。
- (5) 生物多様性条約に規定される遺伝資源のアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的枠組み策定プロセスの一環として、ABS の遵守に関する専門家会合を平成 21 年 1 月に我が国に招致した。
- (6) 国連環境計画・国際環境技術センター（UNEP/IETC）が実施する「廃プラスチックからのディーゼル燃料生成による資源保全及び温室効果ガス削減プロジェクト」を支援した。
- (7) オゾン層保護に関し、前回モントリオール議定書第 19 回締約国会合で決定された代替フロン

- (HCFC) 削減前倒しスケジュールの実施に向けての途上国支援の協議に貢献した。
- (8) 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）が漂流・漂着ゴミへの対処のために平成20年9月にロシア・ウラジオストックで実施した国際海岸クリーンアップキャンペーン（ICC）に対する財政支援を行うとともに、専門家を派遣して我が国が有する漂着・漂流ゴミに関する知見の共有を図り、漂流・漂着ゴミ問題対処のための能力開発・啓蒙活動に貢献した。
- (9) 酸性雨に関し、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク（EANET）関連会合を通じ、東アジア地域の大気環境管理の枠組み策定作業に貢献した。
- (10) 南極条約に関し、第31回南極条約協議国会議を通じ、南極地域における国際協力の促進と南極環境の保全に貢献した。
- (11) 発効済みの多数国間環境条約において重要な課題となっている条約の遵守を確保するまでの問題点、遵守メカニズムの構築、責任（liability）の問題に関する国際的議論に貢献すべく、有識者を招いて検討会を実施し、実際の交渉の場での貢献につなげた。

評価の切り口2：持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組の進捗度（国際的な関心の高揚、具体的な取組の進捗、関係者による対話の推進等）と、我が国の考え方の反映度合い

持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。具体的な事例は下記のとおり。詳細は、事務事業①「国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組」及び事務事業②「持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組」を参照。

- (1) 気候変動に関し、「クールアース・パートナーシップ」については、インドネシアを始め80か国以上の国との間で推進中である。また、我が国は多くの国際会議に参加し、公平で実効性ある次期枠組みづくりに向けた積極的な提案を行い、特にG8北海道洞爺湖サミットでは環境・気候変動を主要議題の一つと位置づけ、交渉を促進すべく議論をリードした。
- (2) 水と衛生に関し、皇太子殿下が名誉総裁を務められる国連「水と衛生に関する諮問委員会」第10回会合を平成20年5月に我が国で開催した。第4回アフリカ開発会議に出席したアフリカ首脳との間でのアウトリーチも実施し、同諮問委の活動を支援した。また、平成20年9月の国連ミレニアム開発目標（MDGs）ハイレベル会合の機会に水と衛生に関するサイドイベントを、独、蘭、タジキスタンと共に共催した。水と衛生に関するMDG達成のため、国際社会として引き続き取り組んでいくことを再確認した。
- (3) 持続可能な開発のための教育（ESD）に関し、平成20年10月、滋賀県大津市においてアジア協力対話（ACD）第5回環境教育推進対話を開催し、「水と衛生に関する教育」をテーマに、この分野におけるアジア諸国の取組につき意見交換を実施した。
- (4) 3Rに関し、G8北海道洞爺湖サミットで取り上げ、首脳宣言において、資源循環を最適化するために適切な場合には目標を設定することに合意した。

評価の切り口3：防災分野における「兵庫行動枠組」実施のための取組の進捗度と、我が国による実質的貢献度

防災分野においては、下記に挙げるよう、我が国有する知見を発信しつつ、「兵庫行動枠組」実施のための取組の世界的な推進に実質的に貢献した。詳細は、事務事業④「防災分野における国際協力

の推進、我が国の考え方の発信」を参照。

- (1) 平成17年1月に国連防災世界会議（於：神戸）で採択された「兵庫行動枠組2005－2015」の世界的実施を中心となって推進する国連国際防災戦略（UN/ISDR）に対して支援を実施した。
- (2) 我が国が優れた知見・技術を有する斜面災害分野に関する国際協力推進のため、斜面災害に関する国際ワークショップを我が国にて開催した。

第三者の所見

高村ゆかり 龍谷大学法学部教授

平成20（2008）年度に遂行された本分野の施策について、全体として、目標の達成に向けて相当な進展があったと評価する。

まず、気候変動分野で顕著な施策の進展があった（事務事業③）。日本が主催したG8北海道洞爺湖サミットにおいて、「2050年までに少なくとも50%削減」という目標のビジョンを共有するとの米国も含む先進国間での合意は、前年のハイリゲンダム・サミットでの合意をさらに進め、その後の気候変動枠組条約の下での次期枠組み交渉における重要な基礎を提供している。また、評価シート記載の枠組条約の下での公式の交渉での成果に加え、ここ数年ブラジルとともに日本が主催する主要国による非公式協議をはじめとする公式の交渉外での外交努力も、国家間の対話と理解を促進し、気候変動問題に対処する国際社会の取組の推進に貢献している。実効的な枠組み構築に向け、引き続きこの分野での施策の強化が必要であり、それを強く期待したい。

国際機関を通じた取組や多国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組（事務事業①）も際だった成果をあげている。中でも、近年国内外で関心が高まる化学物質の統合的管理をめざし、ロッテルダム条約など既存の条約の下でのより効果的な化学物質管理の促進とともに、2009年の国連環境計画（UNEP）管理理事会での水銀条約交渉開始の合意に至る貢献は高く評価できる。また、酸性雨、大気汚染、黄砂、漂着・漂流ゴミなど東アジア地域の環境問題は、国民の生活や健康への影響にも直結し、国民の関心も高い。これらの問題に対処するための近隣関係国との知見の共有、二国間・地域的な対話の努力は、こうした観点から社会的意義が大きい。

「兵庫行動枠組」の実施の促進（事務事業④）や持続可能な開発に関わる新たな課題の促進（事務事業②）は、上記の地球環境問題と密接な関連性を有し、これらの施策の統合的実施があってこそ、本分野の施策全体の推進が可能となり、継続した施策の実施が必要である。

2007年内閣府実施の地球温暖化対策に関する世論調査（<http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-globalwarming/index.html>）が示すように、国民の地球環境問題と気候変動の悪影響への関心は高い。また、2008年の外交に関する世論調査では、日本が国際社会で主として果たすべき役割として、最も多い66.5%の人が「環境・地球温暖化などの地球規模の課題解決への貢献」を挙げる（<http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-gaiko/2-6.html>）。本分野の施策は、国際社会全体の課題の解決に貢献するとともに、国民のこうした貢献へ期待、環境問題の悪影響に関する強まる懸念と問題への対処の要求に直接応えるものである。本分野の施策により一層の重点が置かれることが社会的要請であり、それに応えるに十分な体制が一層強化されることが望まれる。

評価結果の政策への反映

今後の方針

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に関する議論の促進に努める。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- | | |
|---|----------|
| ① 国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた
地球環境問題への取組 | → 拡充強化 |
| ② 持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組 | → 拡充強化 |
| ③ 気候変動に関する対話の推進 | → 拡充強化 |
| ④ 防災分野における国際協力の推進、我が国の考え方の発信 | → 今のまま継続 |

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

基本目標VII 分担金・拠出金

施策（具体的施策）

VII-1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	419
VII-2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	423
VII-3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	427

VII 分担金・拠出金

評価担当課室名	業務内容
軍縮不拡散・科学部 不拡散・科学原子力課	大量破壊兵器及び関連物資の不拡散、原子力の平和的利用に関する外交政策
軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室	原子力の平和的利用（原子力の軍事的利用への転用防止に関するものを除く）
経済局 経済安全保障課	エネルギー資源その他の資源の安定供給等、経済安全保障に関する外交政策
国際協力局 人道支援室	人道支援に関する外交政策

VII-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

不拡散・科学原子力課長 市川 とみ子

国際原子力協力室長 新井 勉

平成 21 年 5 月

施策の概要

施策の目標	我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し、分担金・拠出金を通じて貢献すること 【小目標】 <ul style="list-style-type: none">・国際的な核の不拡散体制の維持・強化を進めるとともに、開発途上国における原子力の平和的利用を促進すること。
施策の位置付け	特になし。
施策の概要	(本年度については、国際原子力機関（IAEA）分担金及び拠出金をとりあげて評価することとした。) IAEAへの分担金の支払いは IAEA 憲章に規定された加盟国の義務であり、IAEA 活動の主な財源となっている。 また、IAEA 技術協力基金は、IAEA の二大目的（平和的利用促進と保障措置）のうち、平和的利用促進の一環である開発途上加盟国に対する技術協力実施のための義務的経費として拠出するものである。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

IAEA 分担金に関しては、同通常予算において米国に次ぐ第 2 の財政貢献国である我が国がこれを支払うことにより、IAEA による「保障措置」（原子力が平和的利用から軍事的目的に転用されないことを確保するために行われる検認制度）の実施をはじめとした国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献した。また、IAEA 技術協力基金についても、全世界における平和、保健及び繁栄、途上国に対する原子力を用いた技術協力主要事業の推進によるこれら諸国の発展を促すこと、並びにこれら諸国の原子力安全に対する意識向上を図ることを通じ、途上国における原子力の平和的利用が一層推進され、ひいては我が国の国益増進にもつながった。

課題

イランや北朝鮮などの核問題に加え、原子力ルネッサンスの潮流の中で、多くの国が原子力発電所の新規導入を企図しているところ、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保しつつ、

原子力発電を含めた原子力の平和的利用を如何に一層促進していくかが喫緊の課題となる。

施策の必要性

IAEAに対する分担金支払いは、原子力先進国であり、IAEA理事会指定理事国（事実上の常任理事国。理事会構成国35か国中の13か国）の一国である我が国にとって当然の責務であり、かつ我が国がIAEAにおける国際的地位を確保・維持する上で必要である。また、技術協力基金の支払いは、開発途上国に対する原子力を利用した技術協力主要事業を推進しこれら諸国の発展を促すこと、及びこれら諸国の原子力安全に対する意識向上を図ることにつながり我が国にとっても重要である。原子力先進国でありIAEA理事会指定理事国である我が国が果たすべき役割は大きい。

施策の有効性

我が国が支払うIAEA分担金は、IAEAの核不拡散と平和的利用促進のための諸活動を財政的に担保するものであり、これにより、各国の原子力施設等に対する保障措置の適切な実施が可能となるなど、原子力の平和的利用から軍事的利用への転用防止に寄与している。また、我が国を含むIAEA加盟国の義務的拠出金に基づき行われるIAEAによる技術協力は、IAEAや加盟各国の技術等を効果的・機能的に開発途上国に移転し、これら移転先諸国での原子力利用技術を高めることに大きく貢献している。我が国の分担金及び技術協力基金への支払額は、IAEA加盟国の分担率の約16%を占めており、我が国が必要な支払いを行わなければ、IAEAの活動に重大な支障を及ぼしかねないほどの影響力を有しているものと思料される。

施策の効率性

IAEA各加盟国の分担金は、国連の通常予算に対する国連加盟国の分担率に準じて策定される基本分担率に基づき、保障措置予算に対する負担額の調整を行った上で定められ、また、技術協力基金は、基本分担率に基づき、各加盟国の拠出目標額が定められることとなっており、いずれも合理的なプライオリティや活動内容などについての徹底した議論を踏まえて予算の規模が決定される。

投入資源

	平成20年度	平成21年度
IAEA分担金	7,042	6,556
IAEA技術協力基金	1,450	1,415

単位：百万円

人的投入資源	平成20年度	平成21年度
IAEA分担金	4	4
IAEA技術協力基金	3	3

単位：人（本省職員）

外部要因

IAEAにおける意思決定は、主として原子力に関する技術の最も進歩した加盟国として毎年9月の理事会によって指定される13か国及び総会で選出する22か国の計35か国から構成されるIAEA理事会にお

いて原則として出席し投票する理事国の過半数又は3分の2によって行われることになっているが、多くの場合、コンセンサス又は無投票によることが慣行となっており、その際の議論の動向がIAEAとしての政策実施のあり方等に影響を与えることがある。

目標の達成状況

評価の切り口：IAEAを通じた我が国への貢献

IAEAにおいて米国に次ぎ第2位の財政貢献を行っている我が国が定められた分担金及び技術協力基金を支払うことにより、IAEAは保障措置の実施や途上国に対する技術協力をはじめとする原子力の核不拡散と平和的利用促進に関する活動を適切に実施することができた。これにより、国際的な核不拡散体制の維持・強化に寄与し、もって国際社会の平和と安定に貢献できた。詳細は、事務事業①「国際原子力機関（IAEA）分担金及び同技術協力基金」を参照。

第三者の所見

班目 春樹 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授

世界で唯一の被爆国として核不拡散と原子力の平和利用を外交政策の柱と位置づけてきた我が国が、このような役割を担うIAEAに対して積極的に協力をすることは、かかる我が国の外交政策にも合致するものであり、極めて重要である。特に、我が国的基本方針である核燃料サイクルの推進のためにも、諸外国の理解は不可欠であり、IAEAへの協力の重要性は明らかである。

IAEAの諸活動の運営には高い専門性を有する人員と大きなコストが必要である。この点、IAEAの分担金に関し、我が国は米国に次ぐ第2の財政貢献国であり、我が国からの分担金支出は、保障措置をはじめとするIAEAの不拡散と原子力の平和利用のための諸活動を支える不可欠の基盤となっている。我が国は、この分担金支出を通じて国際的な核不拡散体制の維持・強化に貢献するとともに、我が国のみならず国際社会の平和と安定にも寄与しているといつても過言ではなく、IAEAに対する分担金支出は必要性が高く、効果的なものであると考える。

また、IAEAの技術協力基金に関する支出しはIAEAの技術協力に関する事業の維持・運営にとって不可欠なものである。我が国は、IAEAの技術協力事業を通じても途上国の経済発展と福祉向上に寄与しており、IAEA技術協力基金への拠出は、上記分担金の拠出とあいまって、原子力の平和利用を促進していると言える。

以上のことから、「目標の達成に向けて進展があった」とする自己評価は妥当なものであると考える。

なお、分担金や技術協力基金での寄与のみならず、人的貢献も徐々にではあるが増加している。この評価対象ではないが、是非付言させていただきたい。

現在、北朝鮮やイランの核問題など、国際的な核不拡散体制は重大な挑戦を受けている一方、原子力エネルギーの流れを受け、原発の新規導入を企図する国が増加しているという国際情勢の中、核不拡散と原子力の平和利用を今まで以上に促進していくことが唯一の被爆国としての我が国の使命であり、我が国独自の外交努力のみならずIAEAの諸活動を財政的に一層支援していくことが引き続き重要である。

評価結果の政策への反映

今後の方針

IAEAについては、国際的な核不拡散体制の維持・強化、地球温暖化対策、エネルギー安全保障などに

対処するための唯一の国際機関として、その役割の重要性は一層高まっている。具体的には、近年、北朝鮮やイランなどの核問題への対応、原子力発電の拡大・新規導入を企図する国への支援を巡る動きが国際的に活発になっている。また、米国のオバマ新政権は、軍縮・不拡散、及び核テロ防止のための核セキュリティ対策を極めて重視しており、IAEA に右に対応するためのリソースが必要との考えを述べている。このような国際的な環境の中で、IAEA の二大目的である原子力の平和的利用の促進と核不拡散体制の維持・強化は、我が国のエネルギーの安定供給及び安全保障の確保の観点から、従来にも増して極めて重要になっており、引き続き所要の分担金に対する予算要求を行っていく。

また、IAEA 技術協力基金については、先進国から途上国への技術・ノウハウの移転が、医療・健康、食糧・農業等の分野における途上国の活性化に関して重要な役割を果たしている。特に、放射線によるがん治療・診断は、効果的な治療・診断の観点から、国際的な注目を集めており、従来にも増して我々の生活にとって極めて重要になっており、引き続き所要の予算要求を行っていく。

事務事業の扱い (詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ① 国際原子力機関 (IAEA) 分担金及び同技術協力基金 → 今のまま継続

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	—

(参考) 本施策には、上記評価シートで取り上げた国際原子力機関 (IAEA) 分担金及び同技術協力基金の他、国際連合分担金、国際連合平和維持活動分担金、国際連合薬物犯罪事務所拠出金なども含まれている。本施策の下で投入資源の総額は次の通りである。

投入資源

VII-1の分担金・拠出 金の予算総額	平成 20 年度	平成 21 年度
	62,971	79,264

単位 : 百万円

VII-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

経済安全保障課長 塚田玉樹
平成 21 年 7 月

施策の概要

施策の目標	我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること 【小目標】 食料・農林水産業に関する主要な国際機関である国際連合食糧農業機関(FAO)の活動を支援すること
施策の位置付け	特になし。
施策の概要	(本年度については、国際連合食糧農業機関分担金をとりあげて評価することとした。) 我が国は、国際連合食糧農業機関(FAO)に対して、FAO憲章第18条2の規定に基づき、分担金支払い義務を果たした。この拠出により、FAOがその主要任務である食料・農林水産業に関する国際的な検討の場の提供、国際条約等の執行機関、世界の食料・農林水産物に関する調査分析及び情報の収集・伝達、開発途上国に対する技術助言・技術協力の活動が可能となる。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

分担金は国際連合食糧農業機関(FAO)の通常予算を支弁するものであり、この拠出により、FAOがその主要任務である食料・農林水産業に関する国際的な検討の場の提供、国際条約等の執行機関、世界の食料・農林水産物に関する調査分析及び情報の収集・伝達、開発途上国に対する技術助言・技術協力の活動が可能となった。

課題

FAOのさらなる効果的・効率的な運営に向けて加盟国間で議論されているFAO改革を更に推進させることが必要であるが、FAO改革の推進に必要な予算の拠出ができないおり、予算確保が課題となっている。

施策の必要性

我が国が分担金拠出を行うことは、FAO憲章第18条2に規定された義務である。加えて、中長期的食料需給の逼迫予想と現下の食料価格高騰の中、世界の食料・農業問題の改善に寄与し、我が国を含む世

界の食料安全保障の実現する上で、FAO の活動への貢献は不可欠である。

施策の有効性

分担金は国際連合食糧農業機関（FAO）の通常予算を支弁するものであり、この拠出により、FAO がその主要任務である、福田総理（当時）も出席した FAO 主催「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合」の開催など食料・農林水産業に関する国際的な検討の場の提供、FAO/WHO 合同食品規格計画（Codex 委員会）の運営など国際条約等の執行機関、世界の食料・農林水産物に関する調査分析及び情報の収集・伝達、開発途上国に対する技術助言・技術協力の活動が可能となり有効であった。

施策の効率性

分担金は国連分担率に準じ、国連との加盟国の相違等による若干の調整をした分担率に基づき分担率が決められており、合理的な資金の供与である。また、我が国は、現在加盟国間で議論されている FAO 改革の議論に積極的に参画しており、これを踏まえ FAO 事務局も更なる効率的な運営を追求している。

投入資源

国連食糧農業機関 分担金	平成 20 年度	平成 21 年度
	10,295	7,193

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	1	1

単位：人（本省職員）

外部要因

FAO は 191 か国及び EC が加盟しているが、その多くは途上国であり、途上国の意向が強く反映される傾向にある。

目標の達成状況

評価の切り口：国連食糧農業機関（FAO）の活動に関する我が国の財政的支援

分担金は国際連合食糧農業機関（FAO）の通常予算を支弁するものであり、この拠出により、FAO がその主要任務である食料・農林水産業に関する国際的な検討の場の提供、国際条約等の執行機関、世界の食料・農林水産物に関する調査分析及び情報の収集・伝達、開発途上国に対する技術助言・技術協力の活動が可能となり有効であった。詳細は、事務事業①「国際連合食糧農業機関分担金」を参照。

第三者の所見

坪田邦夫 九州大学アジア総合政策センター教授

FAO は、食料農業に関する国連の専門機関として、世界全体の食料需給状況の把握や警告・予測の公表、世界的統計の整備、食料安全保障についての情報提供と啓蒙、途上国農業に関する技術的助言、食品の国際規格策定など、多くの有用な「世界的公共財」を提供しており、日本政府が先進国として応分の負担をすることは必要かつ適切なことである。特に、近年は国際食料需給や食品の安全性への関心が高まる一方、世界の貧困解消や環境・資源問題解決に果たす農業の役割が再認識され、FAO への期待も

高まる傾向にあり、こうした分野で後れを取らないためにも拠出は大切な手段である。また、日本自身も、世界食料需給に関する有用な最新情報や分析結果の入手、途上国農業開発や農業貿易に関する多国間政策協調、動植物伝染病・害虫の予防や拡大防止、国際食品規格への国内意見の反映といった形でFAOの活動から直接間接に大きな利益を得ている。FAOが主催する世界食料会議等は、日本の首相や閣僚にとって、世界の飢えや貧困問題に取り組む日本政府の姿勢をアピールする格好の舞台ともなっている。

「目標の達成に向けて進展があった」とする評価は妥当なものと考えられる。

ただ、国連機関に共通することであるが、通常予算への拠出はGDP比等に基づいて自動的に決められ、用途指定はできないので、日本の高い国別拠出比率が必ずしも強い発言権に結びつくわけではない。日本は理事会や重要委員会のポストを保証されてはいない。また、FAOの最終目標は、飢えからの解放と農業を通じての経済発展であり、途上国の食料・農業が主なターゲットにならざるを得ず、食品の安全性や先進国の食料安全保障、農産物貿易問題など日本の関心が高い分野の予算や組織のウエイトが高いわけではない。アフリカの食料問題の陰に隠れてアジアの食料農業への関心が薄れつつある感もある。また官僚主義や組織の硬直性、非効率、ガバナンスの欠如、地域・国別事務所の分権化の失敗などが指摘され、昨年から組織の抜本改革に乗り出したばかりである。

日本としては、FAO第2のドナーとして、理事会・委員会、各種ドナー国会議、二国間対話などあらゆる場を通じてこうした懸念を事務局や関係国に伝えると共に、組織改革の「行動計画」の中に日本の関心が適切に反映されるよう働きかける必要がある。また、地域事務所の強化がうたわれていることから、バンコクにあるアジア太平洋地域事務所の強化と日本のプレゼンス拡大も重要である。また、日本が厳しい財政事情のもとで高率の拠出を続けていることを力説し理事会や重要委員会(財務・企画)の常任ポストの確保を図るとともに、日本人の有能な人材を広く国内外からリクルートし、FAO事務局職員特に上級幹部職員に送り込むことが必要であろう。少し手法は異なるが欧州諸国のようにトラストファンドなどを効果的に使って日本が関心を持つ政策への誘導や人材育成を図ることも有効であろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

今後はFAOの分担金により支弁される通常予算の適正な執行を求めるとともに、FAOのさらなる効果的・効率的な運営に向けて、加盟国間で議論されているFAO改革の議論に積極的に参加する。

事務事業の扱い

(詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい)

- ① 国際連合食糧農業機関分担金 → 今のまま継続

平成22年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	○	○	○

(参考) 本施策には、上記評価シートで取り上げた国際連合食糧農業機関分担金の他、世界貿易分担金、経済協力開発機構分担金、ASEAN 貿易投資促進センター拠出金なども含まれている。本施策の下で投入資源の総額は次の通りである。

投入資源

VII- IIの分担金・拠出 金の予算総額	平成 20 年度	平成 21 年度
	20,333	14,189

単位：百万円

VII-3 國際機関を通じた地球規模の諸問題に係る國際貢献

國際協力局人道支援室長 貴島善子

平成 21 年 4 月

施策の概要

施策の目標	我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること 【小目標】 突発的大規模災害に見舞われた国及び人道危機に瀕している国への緊急人道支援の緊急初期対応を強化するとともに被害の拡大を防ぐこと
施策の位置付け	特になし。
施策の概要	(本年度については、中央緊急対応基金(CERF)への拠出金をとりあげて評価することとした。) 中央緊急対応基金(CERF)は、第 60 回国連総会(世界サミット)及びグレンイーグルズ G8 サミットの合意を踏まえ立ち上げられたものであり、国連機関、ドナーを中心とする国際的取組強化を目的とした人道支援改革の柱の一つ。同基金を通じた支援は、大規模自然災害や紛争に見舞われた国に対する人道支援の緊急初期対応、また、ドナーの関心が低い「忘れられた危機」国への対応を主目的とするところ、我が国として、国際協調に基づく人道支援を重視する姿勢を示し、我が国の人道支援政策を強化するよう、CERF への拠出を行った。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

CERF への拠出により、国際場裡において人道支援を重視する我が国の姿勢を示すことができた（国連経済社会理事会、ドナーカンパニー、人道問題連絡作業グループ会合等）。国連事務次長（人道問題担当）の直轄下で人道問題調整部（UNOCHA）が CERF を運用・管理しており、我が国拠出は UNOCHA との良好な関係維持や前向きな協力取り付けに有用であった。また、CERF は我が国や主要ドナーによる従来型の援助では手が届きにくい途上国・地域への支援をカバーする補完的なものであるところ、CERF への拠出を行うことで、我が国人道支援政策は一層強化され、さらには国際社会の人道支援に関する対応能力強化に貢献出来たと評価し得る。

課題

CERF の拠出対象国は、UNOCHA 内に設置された CERF 事務局が専管的に選定し、緊急援助調整官が最終的に拠出を決定している。右プロセスにおける透明性の確保、効率性の向上につき、一層の改善を図っていく余地がある。

施策の必要性

第 60 回国連総会（世界サミット）及びグレンイーグルズ G 8 サミットといった重要な政治的コミットメントに従い設立された基金であり、CERF に対する拠出は、国際的な人道支援そのものへの貢献と受け止められている。CERF に対する資金拠出国は、100 か国以上に上り、伝統的なドナーはもちろんのこと、約半数は被支援国である途上国が占める他、国際 NGO や民間企業等も拠出を行うなど資金供与者の裾野が拡大している。こうした背景から、我が国がこれまでに築いてきた人道支援大国の地位をアピールする為には、CERF に対する拠出は必要不可欠である。

施策の有効性

CERF への拠出を通じて、我が国の支援が困難あるいは支援が届きにくい地域や分野への支援が可能となる他、国際社会における人道支援の初期対応の強化、緊急時対応能力の拡充により、効率的・効果的な緊急人道支援体制が確立されることで、我が国自身の緊急人道支援のツールが多様化したという点で有効であった。

施策の効率性

CERF の前身である中央緊急回転基金は、90 年代初頭のクルド難民危機に対する国際社会の対応が遅延したとの反省に鑑み、平成 13 年の第 78 回国連総会決議に基づき設立され、その後、平成 18 年 3 月に現行 CERF の形となり現在に至っている。CERF を通じた支援により、緊急事態の発生後、諸ドナーからの支援が開始されるまでの人道諸機関の初動を機動的に支援するためのメカニズムとして有効に機能し、効率的な資金の活用が図られている。

投入資源

CERF への拠出金	平成 20 年度	平成 21 年度
	113	103

単位：百万円

人的投入資源	平成 20 年度	平成 21 年度
	1	1

単位：人（本省職員）

外部要因

なし

目標の達成状況

評価の切り口：CERF に対する財政的貢献を通じた国際協力の進展

CERF に対する財政的貢献を通じ、国際協力が進展した。具体的には、（1）CERF を通じた支援によ

り、「緊急対応」及び「忘れられた危機」の双方において国際社会への貢献ができた、（2）国際社会における人道支援の初期対応の強化、緊急時対応能力の拡充により、効果的・効率的な緊急人道支援体制の確立に向けた貢献ができた、（3）我が国自身の緊急人道支援のツールを多様化し、ひいては国際社会への人道支援強化への貢献ができた。詳細は、事務事業①「中央緊急対応基金」を参照。

第三者的所見

長 有紀枝 立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科教授

近年、DACに加盟する先進国以外の国や主体による援助が急増するなど、新たな援助主体の台頭が目ざましい。こうした援助環境の中で、共通の目標達成のために、複数の援助国や機関が共通の目標や戦略を設定して、共同で取り組むといった新しい形の援助協調が主流となっている。しかし他方で、こうした協調・調和化の流れは、必然的に「顔の見える援助」政策とは逆行することになる。本評価が対象とする CERF もその好例である。納税者への説明責任の観点からも、また裨益国と日本を、あるいは裨益住民と日本国民をより近しい関係で結ぶためにも、「顔の見える支援」は絶対的に必要である。しかしその議論は、CERF のように、「顔は見えなくとも」国際社会における人道支援の初期対応の強化や緊急対応能力の拡充により、効果的・効率的緊急人道支援の体制の確立をめざすという、より受益者に資する支援の実施に不可欠な事業を犠牲にして成り立たせるべきものではない。その意味で、日本政府の CERF に対する総拠出額が韓国に次いで 18 番目にとどまっていることは、お粗末な印象をぬぐえない。外務省が課題として指摘した、CERF の拠出対象国の選定プロセス（CERF 事務局が専管的に選定し、緊急援助調整官が拠出を決定）の透明性の確保・効率性の向上についてモニタリング体制を強化しつつも、CERF への支援を一層強化すべきである。そのためには、「顔が見えなくとも」、ドナーの関心が薄い、忘れられた危機に取り組む CERF の業務を、国民に、より積極的に告知するなど、外務省の国内の広報活動のさらなる拡充が重要となるだろう。

評価結果の政策への反映

今後の方針

CERF への拠出を将来にわたって強化していくことで、我が国の人道支援政策を一層強化するとともに、国際社会の人道支援に関する対応能力強化に一層貢献していく。

事務事業の扱い（詳細は、「事務事業評価版」をご覧下さい）

- ① 中央緊急対応基金 → 今のまま継続

平成 22 年度予算・機構・定員要求への反映方針

	予算要求	機構要求	定員要求
反映方針	◎	—	—

(参考) 本施策には、本件評価書で取り上げた中央緊急対応基金の他、国際連合開発計画拠出金、ユネスコ分担金、国際連合難民高等弁務官事務所拠出金、等が含まれる。

本施策の下での投入資源の総額は次の通りである。

投入資源

VII-3への 拠出金の予算総額	平成 20 年度	平成 21 年度
	44,516	39,674

単位：百万円

政府開発援助に係る未着手・未了案件

(1) 未着手案件

タンジュンプリオク港緊急リハビリ計画【インドネシア】・・・・・・・・433

政府開発援助に係る未着手案件

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 有償資金協力課	円借款に関する業務

タンジュンプリオク港緊急リハビリ計画【インドネシア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 21 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	タンジュンプリオク港緊急リハビリ計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	船舶交通の効率化を図り、港湾需要の増加に対応するため、航路拡幅、浚渫等の改良を行うもの。 (イ)閣議決定日:平成 16 年 3 月 30 日 (ロ)供与限度額:120.52 億円 (ハ)金利:1.3% (ニ)償還(据置)期間:30(10)年 (ホ)調達条件:一般アントラード
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	コンサルタントの調達手続きが遅延しており、現在、早期選定に向け調整を行っているところ。
(2) 今後の対応方針	引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・交換公文・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html)・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html)・その他国際協力機構から提出された資料

(2) 未了案件

中部ルソン灌漑計画【フィリピン】	437
アグノ川洪水制御計画(Ⅱ)【フィリピン】	438
メトロイリガン産業拠点インフラ整備計画【フィリピン】	439
下水処理施設整備計画【モーリシャス】	440
農地改革地区総合農業開発計画【タイ】	441
送配電網整備計画【アルメニア】	442
山西省王曲火力発電所建設計画(2)【中国】	443
陝西省韓城第2火力発電所建設計画(2)【中国】	444
観光セクター開発計画【ヨルダン】	445
ラデスー・ラグレット橋建設計画【チュニジア】	446
水資源管理計画【チュニジア】	447
サラワク大学建設計画【マレーシア】	448
東方政策【マレーシア】	449
ベリスタダム建設計画【マレーシア】	450
ハノイ交通網整備計画【ベトナム】	451

政府開発援助に係る未了案件

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 有償資金協力課	円借款に関する業務

中部ルソン灌漑計画【フィリピン】

施策所管局課 有償資金協力課
評価年月 平成 20 年 9 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	フィリピン
(2) 案件名	中部ルソン灌漑計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件 などを含む	中部ルソン平野における食糧生産の増大及び農民の生計向上のため、灌漑施設を整備するもの。 (イ)閣議決定日:平成 10 年 9 月 4 日 (ロ)供与限度額:141.36 億円 (ハ)金利:2.2/0.75% (ニ)償還(据置)期間:30(10)/40(10)年 (ホ)調達条件:一般アントアイド/部分アントアイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	詳細設計の策定に時間がかかったため、事業が遅延したが、現在は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決しており、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・交換公文・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html)・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html)・その他国際協力機構から提出された資料

アグノ川洪水制御計画(Ⅱ)【フィリピン】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 9 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	フィリピン
(2) 案件名	アグノ川洪水制御計画(Ⅱ)
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件 などを含む	洪水被害を軽減し、生活環境の向上を図るため、分流堰・放水路の建設、河川改修などを行うもの。 (イ)閣議決定日:平成 10 年 9 月 4 日 (ロ)供与限度額:67.34 億円 (ハ)金利:1.7/0.75% (ニ)償還(据置)期間:30(10)/40(10)年 (ホ)調達条件:一般アントアイド/部分アントアイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	調達手続きに時間がかかったため、事業が遅延したが、現在は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決しており、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	
	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

メトロイリガン産業拠点インフラ整備計画【フィリピン】

施策所管局課 有償資金協力課
評価年月 平成 20 年 9 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	フィリピン
(2) 案件名	メトロイリガン産業拠点インフラ整備計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	メトロイリガン産業拠点への企業立地の促進及び地域経済の振興を図るため、州道路の舗装・拡張、小規模水力発電施設の建設等を行うもの。 (イ)閣議決定日:平成 10 年 9 月 4 日 (ロ)供与限度額:43.28 億円 (ハ)金利:2.2/0.75% (ニ)償還(据置)期間:30(10)/40(10)年 (ホ)調達条件:一般アントアイド/部分アントアイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	フィリピン政府の予算手当及び調達手続きに時間がかかったため、事業が遅延したが、現在は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決しており、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

下水処理施設整備計画【モーリシャス】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 9 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	モーリシャス
(2) 案件名	下水処理施設整備計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	保健衛生の向上、生態系の保護等のため、ポートルイス西部の臨海地域に下水処理施設を建設するもの。 (イ)閣議決定日:平成 10 年 9 月 22 日 (ロ)供与限度額:45.38 億円 (ハ)金利:1.8% (ニ)償還(据置)期間:25(7)年 (ホ)調達条件:一般アントアイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	入札結果への不服申し立てによる工事差し止め及び実施機関による事業実施方法の見直し等により事業が遅延したが、その後は順調に進捗し、貸付の最終段階にある。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決し、貸付の最終段階にあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・交換公文・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html)・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html)・その他国際協力機構から提出された資料

農地改革地区総合農業開発計画【タイ】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 9 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	タイ
(2) 案件名	農地改革地区総合農業開発計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	農家の生活の安定、通貨危機の影響を受けて帰村した住民の就業対策のため、タイ東北地方の農地改革地域において、農業基礎インフラ整備等を行うもの。 (イ)閣議決定日:平成 10 年 9 月 25 日 (ロ)供与限度額:36.17 億円 (ハ)金利:2.2/0.75% (ニ)償還(据置)期間:25(7)/40(10)年 (ホ)調達条件:一般アントライド/二国間アントライド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	調達手続きに時間がかかったため、事業が遅延したが、現在は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決しており、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・交換公文・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html)・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html)・その他国際協力機構から提出された資料

送配電網整備計画【アルメニア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 12 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	アルメニア
(2) 案件名	送配電網整備計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件 などを含む	電力の安定供給を図るため、アルメニア全土において送配電網を整備するもの。 (イ)閣議決定日:平成 10 年 12 月 8 日 (ロ)供与限度額:53.99 億円 (ハ)金利:1.8/0.75% (ニ)償還(据置)期間:30(10)/40(10)年 (ホ)調達条件:一般アントイド/部分アントイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	協調融資先である世銀の手続きが遅延したため、事業が遅延したが、現在は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決しており、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	
	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

山西省王曲火力発電所建設計画（2）【中国】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 20 年 12 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	中国
(2) 案件名	山西省王曲火力発電所建設計画（2）
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件 などを含む	山西省の電力需要に対応するため、山西省東南部に石炭火力発電所を建設するもの。 (イ)閣議決定日:平成 10 年 12 月 25 日 (ロ)供与限度額:270.82 億円 (ハ)金利:1.8% (ニ)償還(据置)期間:30(10)年 (ホ)調達条件:一般アントライト
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	中国政府の電力供給政策の見直しにより事業が遅延したが、その後は順調に進捗し、現在貸付の最終段階にある。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決し、貸付の最終段階にあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・交換公文・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html)・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html)・その他国際協力機構から提出された資料

陝西省韓城第2火力発電所建設計画（2）【中国】

施策所管局課 有償資金協力課
評価年月 平成20年12月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	中国
(2) 案件名	陝西省韓城第2火力発電所建設計画（2）
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件 などを含む	電力需要に対応し経済発展に資するため、陝西省に石炭火力発電所を建設するもの。 (イ)閣議決定日:平成10年12月25日 (ロ)供与限度額:229.70億円 (ハ)金利:1.8/0.75% (ニ)償還(据置)期間:30(10)/40(10)年 (ホ)調達条件:一般アントラード
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	中国政府の電力供給政策の見直しにより事業が遅延したが、その後は順調に進捗し、現在貸付の最終段階にある。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決し、貸付の最終段階にあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・交換公文・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html)・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html)・その他国際協力機構から提出された資料

観光セクター開発計画【ヨルダン】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 21 年 1 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	ヨルダン
(2) 案件名	観光セクター開発計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件 などを含む	ヨルダンの経済安定に必要な外貨の獲得増を図るため、観光基盤整備を行うもの。 (イ)閣議決定日:平成 11 年 1 月 8 日 (ロ)供与限度額:71.99 億円 (ハ)金利:2.2/0.75% (二)償還(据置)期間:25(7)/40(10)年 (ホ)調達条件:一般アントイド/二国間トイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	イラク戦争による治安状況の悪化のため、調達手続きを見合わせていたことから、事業が遅延したが、現在は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決し、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・交換公文・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html)・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html)・その他国際協力機構から提出された資料

ラデスー・ラグレット橋建設設計画【チュニジア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 21 年 1 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	チュニジア
(2) 案件名	ラデスー・ラグレット橋建設設計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	首都環状道路のリンクを形成し、市街地の交通渋滞を緩和するため、大チュニス圏の南北を繋ぐ橋梁を建設するもの。 (イ)閣議決定日:平成 11 年 1 月 26 日 (ロ)供与限度額:84.03 億円 (ハ)金利:2.2/0.75% (二)償還(据置)期間:25(7)/40(10)年 (ホ)調達条件:一般アンタイド/二国間タイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	調達手続きの遅れ等のため、事業が遅延したが、現在は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決し、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	
	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

水資源管理計画【チュニジア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 21 年 1 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	チュニジア
(2) 案件名	水資源管理計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件 などを含む	農業生産の増加及び住民の生活環境の向上を図るため、 小規模ダム、灌漑施設整備、植林等を行うもの。 (イ)閣議決定日:平成 11 年 1 月 26 日 (ロ)供与限度額:71.84 億円 (ハ)金利:1.7/0.75% (二)償還(据置)期間:25(7)/40(10)年 (ホ)調達条件:一般アンタイド/二国間タイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	干ばつの発生に伴う灌漑方式の見直し作業のため、事業が 遅延したが、現在は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決し、引き続き本案件に に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過 程において使用した資 料等	
<ul style="list-style-type: none">・交換公文・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html)・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html)・その他国際協力機構から提出された資料	

サラワク大学建設計画【マレーシア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 21 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	マレーシア
(2) 案件名	サラワク大学建設計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	高等教育に対する需要を踏まえ、研究拠点の拡充を図るために、サラワク州唯一の総合大学であるサラワク大学の施設拡充等を行うもの。 (イ)閣議決定日:平成 11 年 3 月 2 日 (ロ)供与限度額:185.49 億円 (ハ)金利:0.75% (ニ)償還(据置)期間:40(10)年 (ホ)調達条件:一般アントライト
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	人材育成に時間がかかったため、事業が遅延したが、現在は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決し、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・交換公文・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html)・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html)・その他国際協力機構から提出された資料

東方政策【マレーシア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 21 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	マレーシア
(2) 案件名	東方政策
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	マレーシア政府の「東方政策」に沿って、先端技術及び労働倫理による人材育成を図るため、日本への留学等を支援するもの。 (イ)閣議決定日:平成 11 年 3 月 2 日 (ロ)供与限度額:140.26 億円 (ハ)金利:0.75% (ニ)償還(据置)期間:40(10)年 (ホ)調達条件:一般アントライト
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	当初より閣議決定から 10 年を超えて計画されていたもの。
(2) 今後の対応方針	特段の問題は生じていないことから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

ベリスダム建設設計画【マレーシア】

施策所管局課 有償資金協力課
評価年月 平成 21 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	マレーシア
(2) 案件名	ベリスダム建設設計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件 などを含む	ペナン州における水不足を緩和するため、ベリス川の流域にダムを建設するもの。 (イ)閣議決定日:平成 11 年 3 月 2 日 (ロ)供与限度額:97.37 億円 (ハ)金利:1.7/0.75% (ニ)償還(据置)期間:25(7)/40(10)年 (ホ)調達条件:一般アントラード
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	当初より閣議決定から 10 年を超えて計画されていたもの。
(2) 今後の対応方針	特段の問題は生じていないことから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	
	<ul style="list-style-type: none">・交換公文・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html)・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html)・その他国際協力機構から提出された資料

ハノイ交通網整備計画【ベトナム】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 21 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	ハノイ交通網整備計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件 などを含む	ハノイ市中心部における交通渋滞の緩和と物流の効率化を図るため、道路及び交差点の整備・改良を行うもの。 (イ)閣議決定日:平成 11 年 3 月 26 日 (ロ)供与限度額:125.10 億円 (ハ)金利:1.8/0.75% (ニ)償還(据置)期間:30(10)/40(10)年 (ホ)調達条件:一般アントライド/二国間トイド
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	住民移転手続きの遅れ等のため、事業が遅延したが、現在は順調に進捗している。
(2) 今後の対応方針	事業の進捗を妨げていた要因は解決し、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	
	・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

[事前評価]

(1) 無償資金協力案件	455
(2) 有償資金協力案件	457

(注) 本評価に関しては、外務省ホームページ→政府開発援助（ODA）
ホームページ→評価→年次報告書→4. 政策評価法に基づく事前・事
後評価（・事前評価 2008 年度）に掲載されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaihaku/hyoka.html>

事前評価

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 無償資金・技術協力課	無償資金協力及び技術協力に関する業務
有償資金協力課	円借款に関する業務

2008年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

1. 無償資金協力

無償資金協力（政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 10 億円以上の一般プロジェクト無償、水産無償、テロ対策等治安無償、防災・災害復興支援無償及びコミュニティ開発支援無償案件について、事前評価を行っています。）

国名	案件	交換公文署名日
シェラレオネ共和国	<u>フリータウン電力供給システム緊急改善計画（第2期）</u>	平成20年5月8日
スリランカ民主社会主义共和国	<u>アヌラダプラ教育病院整備計画</u>	平成20年5月13日
アンゴラ共和国	<u>緊急港湾改修計画</u>	平成20年5月16日
マリ共和国	<u>シカソ地域飲料水供給計画</u>	平成20年5月17日
タジキスタン共和国	<u>クルガンチュベードウスティ間道路改修計画</u>	平成20年5月19日
カンボジア王国	<u>コンポンチャム州病院改善計画</u>	平成20年5月22日
フィジー諸島共和国	<u>南太平洋大学情報通信技術センター整備計画</u>	平成20年5月22日
ホンジュラス共和国	<u>テグシガルパ緊急給水計画（2/2期）</u>	平成20年5月24日
バヌアツ共和国	<u>ポートビラ港埠頭改善計画</u>	平成20年5月26日
タンザニア連合共和国	<u>オイスターべイ送配電施設強化計画</u>	平成20年5月27日

国名	案件	交換公文署名日
トンガ王国	<u>離島間連絡船建造計画</u>	平成 20 年 6 月 4 日
サモア独立国	<u>島嶼間フェリー建造計画</u>	平成 20 年 6 月 13 日
エジプト・アラブ共和国	<u>バハルヨセフ灌漑用水路ダハブ堰改修計画</u>	平成 20 年 6 月 15 日
セーシェル共和国	<u>マヘ島零細漁業施設設計画</u>	平成 20 年 6 月 24 日
モザンビーク共和国	<u>保健人材養成機関施設及び機材拡充計画</u>	平成 20 年 7 月 4 日
ネパール	<u>カトマンズ-バクタプール間道路改修計画</u>	平成 20 年 7 月 17 日
パキスタン	<u>ファイサラバード上水道整備計画</u>	平成 20 年 7 月 23 日
ニカラグア	<u>北部地域教育施設改修及び機材整備計画</u>	平成 20 年 8 月 13 日
ヨルダン	<u>第二次ザルカ地区上水道施設改善計画(3/3)</u>	平成 20 年 8 月 20 日
ミクロネシア連邦	<u>ポンペイ国際空港改善計画</u>	平成 20 年 9 月 16 日
インドネシア	<u>マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム向上計画(1/2)</u>	平成 20 年 11 月 7 日
タジキスタン共和国	<u>ドゥスティーニジノピヤンジ間道路整備計画(第2期)</u>	平成 21 年 1 月 14 日
バングラデシュ人民共和国	<u>ダッカ市廃棄物管理低炭素化転換計画</u>	平成 21 年 2 月 18 日

国名	案件	交換公文署名日
タンザニア連合共和国	<u>第二次ザンジバル市街地給水計画</u>	平成 21 年 2 月 26 日
セネガル共和国	<u>緊急給水計画</u>	平成 21 年 3 月 30 日
モザンビーク共和国	<u>緊急給水計画</u>	平成 21 年 3 月 30 日
カメルーン共和国	<u>第 4 次小学校建設設計画</u>	平成 21 年 3 月 31 日

2. 有償資金協力

有償資金協力（政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 150 億円以上の円借款プロジェクトについて、事前評価を行っています。）

国名	案件	交換公文署名日
パキスタン・イスラム共和国	<u>東西道路改修計画（国道 70 号線）（第一期）</u>	平成 20 年 5 月 3 日
スリランカ民主社会主義共和国	<u>南部ハイウェイ建設設計画（第二期）</u>	平成 20 年 6 月 24 日
イラク共和国	<u>クルド地域上水道整備計画</u>	平成 20 年 6 月 29 日
インドネシア共和国	<u>気候変動対策プログラム・ローン</u>	平成 20 年 8 月 28 日
フィリピン共和国	<u>環境開発計画</u>	平成 20 年 9 月 30 日
インド	<u>チェンナイ地下鉄建設設計画</u>	平成 20 年 10 月 22 日

国名	案件	交換公文署名日
インド	<u>ハイデラバード外環道路建設計画（フェーズ2）</u>	平成20年10月22日
インド	<u>中小零細企業・省エネ支援計画</u>	平成20年10月22日
アゼルバイジャン共和国	<u>地方都市上下水道整備計画</u>	平成21年2月9日
バングラデシュ人民共和国	<u>ハリプール新発電所建設計画（第二期）</u>	平成21年2月22日
インド	<u>デリー高速輸送システム建設計画（フェーズ2）（第四期）</u>	平成21年3月27日
インド	<u>グワハティ上水道整備計画</u>	平成21年3月27日
インド	<u>ホガナカル上水道整備計画・フッ素症対策計画（フェーズ2）</u>	平成21年3月27日
タイ王国	<u>バンコク大量輸送網整備計画（レッドライン）(I)</u>	平成21年3月30日
ベトナム社会主義共和国	<u>ハイフォン都市環境改善計画（第二期）</u>	平成21年3月31日
ベトナム社会主義共和国	<u>第二期ハノイ水環境改善計画（第二期）</u>	平成21年3月31日
ベトナム社会主義共和国	<u>国道・省道橋梁改修計画（第二期）</u>	平成21年3月31日
インドネシア共和国	<u>ジャカルタ都市高速鉄道計画（第一期）</u>	平成21年3月31日

外務省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>